

発刊のことば



平成7年1月17日午前5時46分に発生した「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」は、近代的都市を襲った我が国災害史上初めての都市直下型地震であり、震度7という激震は一瞬にしてライフラインや交通網を壊滅させて5,500名を超える犠牲者を出し、31万余名の方々が避難者となるなど未曾有の「阪神・淡路大震災」となりました。

この度の震災で犠牲となられた皆様には深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

兵庫県警察においては、全国警察の支援を得て、組職の総力を挙げ、正に懸命の救助・捜索、交通対策、治安維持活動等の諸活動を推進したところでありますが、震災後1年を経過した今、静かに、推進してまいった諸対策を振り返ってみますと、予期しなかった大自然の力を目のあたりにして、人間の力の限界を知らされるとともに幾多の反省すべき点もございました。

この度、この災害警備活動の概況を編纂することといたしました。この記録誌が将来にわたるこの種活動の参考となれば望外の幸せであります。

最後に、災害警備活動に関してご指導をいただいた警察庁、近畿管区警察局及び26次にわたる特別派遣部隊で応援くださった全国警察並びにいち早く支援対策本部を設置して支援活動を展開された大阪府警察及び近畿管内各府県警察の皆様には深く感謝いたしますとともに、緊密な連携とご協力をいただいた兵庫県、市町、自衛隊、消防等の関係機関及びボランティアの皆様に対し厚くお礼を申し上げます。

平成8年1月

兵庫県警察本部長

滝藤 浩二

目

序文 発刊のことば	
写真 被害状況(道路、鉄道、建物等)	
救出活動・捜索活動	
交通対策・後方治安活動等	
第1章 地震の発生と被害	
第1 平成7年(1995年)兵庫県南部地震の概要	
1 兵庫県の概要	17
2 平成7年(1995年)兵庫県南部地震の発生概要	20
第2 平成7年兵庫県南部地震による被害の概要	
1 被害の特徴及び概要	26
2 地域別被害	27
3 被災者の動き	32
4 人的被害	34
5 物的被害	37
6 警察の被害状況	48
第2章 災害警備活動	
第1 地震発生当日17日の動き(時系列)	
1 警察の動き	52
2 関係機関の動き	56
第2 災害警備本部	
1 災害警備本部の編成	60
2 特別派遣部隊の運用	63
3 県内部隊の運用	66
4 外国からの救助部隊の活動	68
第3 救助・捜索活動	
1 震災当日の救助・捜索状況	71
2 1月18日以降の活動	73
3 情報収集・連絡	75
4 他機関との連携	76

次

5 救出救助資器(機)材の活用・運用	77
6 捜索活動事例	78
第4 検視・身元確認	
1 検視班の組織・体制	83
2 検視活動要領	84
3 遺体の収容・検視活動	85
4 検視実施数	86
5 警察署別被災死者取扱状況	87
6 死亡時間別死者数	87
7 死亡形態別の状況	88
8 死因別の状況	88
9 検視関係資器材等の調達	88
10 ボランティアの活動	89
11 身元確認作業・遺族対策	89
12 勤務を通じての反省教訓、エピソード等	93
第5 交通警察活動	
1 兵庫県の交通の特徴	94
2 交通関係施設の被災状況	94
3 交通情報の収集と対応	96
4 高速道路の緊急対策	98
5 一般道路における緊急対策	99
6 震災後の交通実態	106
7 規制効果の確保対策	107
8 放置車両等対策	110
9 バス優先対策	112
10 災害廃棄物(ガレキ)対策	114
11 交通総量の抑制	116
12 交通対策班等の設置、任務及び運用等	117
13 隣接府県警察における支援活動	121
14 フェニックスストラフィック隊の発足	122
15 その他	123
16 おわりに	124

第6	地域安全活動(後方治安対策)	
1	受援パトカー隊	125
2	被災地域集団パトロール隊	126
3	安全パトカー隊	127
第7	二次災害防止対策	
1	余震・降雨等の対策	129
2	避難勧告・誘導	131
3	余震・強風・降雨による二次災害	134
第8	救護活動	
1	救護班医療活動	137
2	警察救急救護所	138
3	健康対策	139
第9	広報対策	
1	広報対策の基本方針	141
2	被害状況等の迅速、正確な広報	141
3	安心感を醸成するための広報等	144
第10	補給・装備	
1	補給・装備体制	146
2	装備・資器材の運用	146
3	食料・宿舎等物資の調達運用	148
第11	警察通信活動	
1	通信被害と初期活動	151
2	警察通信機能の維持確保	152
3	情報の収集と伝達体制	156
4	緊急(復興)交通路の確保対策	157
5	災害救助活動対策	158
6	地域安全対策	158
7	その他	159
8	教訓を踏まえた今後の対策	160

第12	警察署の活動	
1	被災地警察署	163
2	被災地外の警察署	168
第13	近畿管区内警察及び関係機関の活動	
1	近畿管区内警察の活動	172
2	政府の活動	173
3	兵庫県の活動	177
4	神戸市の活動	180
5	関係機関の活動	182
6	ライフライン等の応急対策と復旧	186
7	交通機関の応急対策と復旧	188
第3章 地域安全推進活動		
第1	地域安全推進本部設置の概要	
1	地域安全推進本部の組織、編成	191
2	地域安全推進本部の各班概要	191
第2	安心ニーズ・情報班	
1	地域安全情報の提供	195
2	各種相談・苦情の処理	196
3	住民ニーズ処理	199
第3	安心生活班	
1	安心生活班の体制・概要	206
2	避難所、仮設住宅における各種警察活動	206
第4	特別取締り班	
1	特別取締り班の体制・概要	216
2	特別取締り班の実施策・項目	216
3	生活経済事犯の取締り状況等	216
4	暴力団犯罪の取締り状況等	218
5	一般犯罪の取締り状況等	220
6	機動捜査隊の活動	221
7	犯罪の発生情勢	223

第5章 エリア交通班	
1 エリア交通規制	226
2 エリア交通情報	236
3 おわりに	238

第6章 行政連絡、広報班	
1 行政連絡・広報班の体制	240
2 県・市等との連絡協議	240
3 広報	241

第4章 復興対策

第1章 災害対策課の新設	
1 災害対策課新設の経緯	244
2 災害対策課の体制	244
3 災害対策課の活動	244

第2章 フェニックス隊の創設	
1 フェニックス隊創設の経緯	247
2 フェニックス隊の発足	247
3 フェニックス隊の活動	248

第3章 復興活動	
1 警察本部の活動	249
2 警察署の活動	249

第4章 市街地復興計画推進と問題点	
1 復興都市計画の問題	250
2 避難所問題	253

第5章 お見舞い・視察	
1 お見舞い	256
2 視察等	259

第6章 慰霊	
1 各被災地の慰霊祭	261
2 警察	262

第7章 表彰	
1 受賞	263
2 本部長表彰	263
3 県外特別派遣部隊に対する知事及び本部長感謝状	263
4 民間協力団体(者)への本部長感謝状	265

第8章 反省・教訓	
1 情報の収集・伝達	266
2 緊急救助体制の整備	266
3 緊急交通路の確保	267
4 代替指揮施設の確保	267
5 隣接都道府県警察等の相互支援体制の確立	267
6 警察施設等の損壊	268
7 非常招集(参集)	268
8 現場指揮体制	268
9 救出救助活動	268
10 補給活動	269
11 警備部隊の宿泊施設の確保	269
12 検視要員の確保	270
13 検視(遺体安置)場所の確保	270
14 検視立会(死体検案)医師の確保	270
15 資器材の調達確保	271
16 被災死者の把握	271
17 外国人被災死者の確認	271

第9章 資料編	
1 災害警備カレンダー	272
2 災害警備体制表	304

参考文献



野島断層（淡路島：北淡町）



倒壊した阪神高速道路3号神戸線（東灘区）



火災跡（長田区）



倒壊した寺（東灘区）



地滑りを起こした住宅地（西宮市仁川百合野町）



地割れを起こした岸壁（東灘区：六甲アイランド）



液状化現象（中央区港島）



地盤沈下の状況（中央区港島）



解体中の百貨店（中央区）



電柱の復旧工事（東灘区）



倒壊した阪急伊丹駅（伊丹市）



ビルの倒壊が激しい生田新道（中央区）



兵庫警察署を視察・激励する国松警察庁長官（兵庫区）



兵庫県災害警備本部の設置（生田庁舎）



災害警備本部を激励する貝原兵庫県知事（生田庁舎）



記者発表（災害警備本部内）



仁川百合野町での搜索活動（西宮市）



救助活動（長田区）



交通規制（灘区）



検視活動（兵庫警察署）



フランス・レスキュー隊による搜索（西宮市）



夜間における被災地の集団パトロール（東灘区）



災害警備本部に臨時設置された衛星通信車（生田庁舎）



道路寸断等による交通渋滞（兵庫区）



兵庫県地域安全推進本部発足（宝田庁舎）



交番に貼りだした震災情報等



避難所緊急パトロール隊の活動（北淡町）



のじぎくパトロール隊の活動（兵庫区）



緊急物資を運ぶ船（中央区）



人、車で混雑する臨時バス停（中央区）



交通情報を流すサインカー（中央区）



ガレキ置場になったグラウンド（中央区）



被災地をお見舞いされる天皇皇后両陛下（芦屋市）



皇太子同妃両殿下の御見舞い（兵庫区）



震災で亡くなった警察職員の慰霊祭（中央区）



災害対策課の発足（3月22日）



倒壊した神戸市立西市民病院を視察する村山総理大臣（長田区）



フェニックス隊の発足（7月25日・中央区メリケンパーク）



ひまわり隊による駐車違反の取締り（中央区）



仮設住宅の巡回連絡（加古川市）

第1章 地震の発生と被害

第1 平成7年（1995年）兵庫県南部地震の概要

1 兵庫県の概要

兵庫県は日本列島のほぼ中央に位置し、東は大阪府、京都府に、西は岡山県、鳥取県に接している。

北は日本海、南は太平洋、瀬戸内海に面し、その間に横たわる淡路島を挟んで、徳島、和歌山両県に相對している。

中国山地が本県のやや北寄りを東西に走っており、瀬戸内海側は温暖で降水量が少ないが、日本海側は降水量が多く際立った気象の違いを見せている。

(1) 兵庫県の地形と地質

兵庫県の地形は、北部は鳥取県・京都府に挟まれた形で、比較的狭い範囲で日本海に面し、南部は岡山県から大阪府まで比較的広い範囲が海に面した台形状を呈している。その中央部やや北寄りに中国山脈の東端が西側から東西に走り、県土を南北に大きく二分している。

中国山地の中には、兵庫県最高峰の「氷の山」（標高1,510m）をはじめとして、扇の山（1,310m）・三室山（1,358m）・日名倉山（1,047m）等の山々が南北に連なり鳥取・岡山両県との県境を形づくり、更にそれらの東部には藤無山（1,139m）・段ヶ峰（1,103m）等が連なり、南北の分水嶺となっている。一方東端になるにつれて中国山地も次第になだらかになり、床尾山（839m）・妙見山（662m）が京都・大阪との境となっている。そして神戸市をはじめとする阪神間都市約207万人に直接影響のある六甲山系（最高峰932m）が東西約30km、南北約8kmにわたり最南端に走っているのが大きな特色である。

このように、南北に分断された本県の北部は、比較的急峻な地形を呈し、海岸も断崖の部分が

多く、南部は六甲山系で特に急峻・懸崖であるが、それ以外の部分は比較的ゆるやかな地形であり、海岸線は西部の播磨灘海岸が一部沈降海岸で屈曲が多い以外は直線的で出入は少ない。

河川についても比較的短小かつ急勾配のものが多く、北部日本海側に注ぐ主なものに、円山川、矢田川があり、南部瀬戸内海側に流入する代表的河川としては、阪神間の猪名川、武庫川、東播磨の加古川、市川、西播磨の揖保川・千種川等を挙げることができる。その数は1級5水系、2級95水系に及び、中でも六甲山系では周囲の市街地に急流で流入しており主なものだけでも32河川にのぼる。

地質的には、中北部にかかる中国山地の基盤は、古生層や中生層などの堆積岩から成るが、その間に花崗岩・石英粗面岩などの古期火成岩が見受けられる。県中央部から南部にかけて広範囲に分布している生田川・生野・有馬諸層群は、中生代後期から古第三紀にかけての火成岩及び凝灰岩類からなり、基盤岩を不整合に覆っている。南側は第四紀層や洪積丘陵である。

また、県北部北但地域に発達する北但層群は火山噴出岩に富み、県南部六甲山地の西北部に分布する神戸層群は古神戸湖に沈積した泥岩・砂岩などからなり、いずれも新第三紀に生成されたものである。神戸市の背山である六甲山は、第四紀の地殻変動による激しい上昇運動と大阪湾の沈降運動によって出来たものである。

そのため多くの断層が走り、基岩の花崗岩は圧砕がはなはだしく、六甲山系全体が著しく風化している。

(2) 兵庫県の自然災害

兵庫県における死者を伴った災害のうち、明

治40年以降現在までの間大雨、台風等が起因して比較的大規模な災害が11回発生しているが、昭和42年の水害以後災害による大規模被害は発

兵庫県における比較的大規模な災害

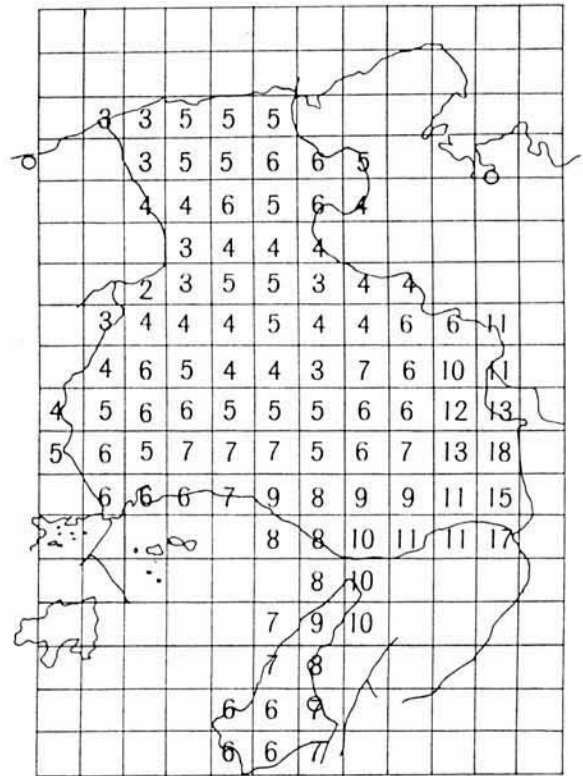
災害の名称	発生年月日	死者	負傷者
台風	大7. 9. 13~14	120名	28名
北但馬地震	大14. 5. 23	425	806
梅雨前線による豪雨	昭7. 7. 1~2	44	19
第1室戸台風	昭9. 9. 21	281	1,529
梅雨前線による豪雨	昭13. 7. 3~5	731	1,463
南海地震	昭21. 12. 21	50	69
ジョン台風	昭25. 9. 3	41	904
南海丸の海難	昭33. 1. 26	162	-
梅雨前線による豪雨	昭36. 6. 24~28	41	119
ときわ丸の艱難	昭38. 2. 26	47	-
昭和42年7月豪雨	昭42. 7. 9	100	102

兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震

番号	発生年月日	規模(マグニチュード)
1	599. 5. 28	7.0
2	701. 5. 12	7.0
3	745. 6. 5	7.9
4	827. 8. 11	6.7
○5	868. 8. 3	7.1
○6	887. 8. 26	8.6
7	938. 5. 22	6.9
8	1096. 12. 17	8.4
9	1361. 8. 3	8.4
10	1449. 5. 13	6.4
11	1498. 9. 20	8.6
12	1510. 9. 21	6.7
13	1579. 2. 25	6.2
14	1596. 9. 5	7.0
15	1662. 6. 16	7.6
16	1707. 10. 28	8.4
17	1751. 3. 26	6.4
18	1854. 12. 23	8.4
19	1854. 12. 24	8.4
○20	1864. 3. 6	6.4
21	1891. 10. 28	8.4
○22	1916. 11. 26	6.3
○23	1925. 5. 23	7.0
○24	1927. 3. 7	7.5
○25	1943. 9. 10	7.4
26	1946. 12. 21	8.1
○27	1949. 1. 20	6.5
28	1952. 7. 18	7.0
29	1961. 5. 7	5.9
30	1963. 3. 27	6.9
31	1984. 5. 30	5.6

(注) ○は県内のどこかに震度6を与えたと推定される地震

(図1) 県内の各地域が震度5以上を経験した回数



(昭和61年度神戸大学理学部寺島助教授調査)

生していなかった。

(3) 兵庫県の過去における地震の発生状況

兵庫県に影響のあった地震のうち、県内の何処かに震度5以上を与えたと推定される地震は31回確認されており、最古の地震は西暦599年にまで逆上る。又県域を99のメッシュ(1区が10.4km)に区分し、それぞれの地域がこれらの地震によって震度5以上を経験した回数を表示したのが図1であるが、この図によれば県南東部地域での回数が最も多い。

(4) 兵庫県における活断層の概要

地震の震源は活断層である。日本列島は第4紀と呼ばれる地質時代の後半、即ち過去約100万年以降、きわだった地殻変動をうけ、それが今なお続いている。

特に中央部から近畿地方にかけては東西方向のひずみ力をうけて、非常に沢山の活断層が過

去の地震によって出現している。これらの活断層はいずれも日頃は滑り運動をみせず、時折りある量のずれ破壊を一挙に起して地震を発生させ、約100万年という長い年月にわたって「ずれ」の量を累積しながら現在に至っている。

そのような活断層の兵庫県における分布状態は図2のとおりであり、県下に56本の活断層がある。又、その各地域毎の分布の概要は次のとおりである。

- 県北部 : 13本
- 県南西部 : 1本
- 県南東部 : 30本
- 淡路島 : 12本

地震と活断層の関係についての考え方が確立したのは1970年前後のことであって非常に新しい。そのうえ地震の記録は古文書等に記録されているものも含めて過去約1000年程度であり、活断層における「ずれ」の量と、実際に発生した地震とがはっきり結びつけられているものは、ほんの一部に過ぎない。即ち、現状では、ほとんどの活断層について、何時・どれぐらいの大きさの地震がどれぐらいの繰り返し周期で発生して現在に至っているのかわかっていない。もちろん、さし当ってどの活断層が危険なのかという点についても明らかでない。

(図2) 兵庫県における活断層の分布

番号は全国の分布を示すため、20万分の1の地勢図域ごとに付されたものを、そのまま記載したが、「鳥取」・「姫路」の地勢図域は便宜上それぞれTおよびHの補助符号を加えた。

番号	名称
H 6	山崎断層系
1	野島断層
4	東浦断層
9	先山断層
10	猪ノ鼻断層
12	中央構造線断層系
34	和田岬断層
35	須磨断層
39	仮屋断層
42	有馬高槻横構造線
61	六甲断層
62	湯槽谷断層
63	大月断層
64	五助橋断層
65	芦屋断層
66	甲陽断層
67	伊丹断層
78	布引断層
79	諏訪山断層
80	会下山断層
82	高取山断層
83	横尾山断層



2 平成7年（1995年）兵庫県南部地震の発生概要

平成7年1月17日（火）午前5時46分 北緯34.6度、東経135.0度、兵庫県淡路島北部において、深さ14kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、1948年の福井地震を契機として定められた震度7が我国で初めて適用された。

(1) 地震の概要

発生年月日 平成7年1月17日05時46分
震源地 淡路島北部（北緯34.6度、東経135度）

震源の深さ 14km

※気象庁は2月17日、震源の深さを当初発表の20kmから14kmに訂正した。

規模 マグニチュード7.2

各地の震度

震度7 神戸市（須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉）、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川付近、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部

震度6 神戸、洲本

震度5 豊岡、京都、彦根

震度4 奈良、津、敦賀、福井、上野、四日市、岐阜、呉、境、高知、福山、鳥取、多度津、徳島、岡山、高松、大阪、舞鶴、姫路、和歌山、津山、加西、相生、南部川、坂出、多賀、美方、高野山

震度3 大分、名古屋、輪島、金沢、飯田、富山、伊良湖、尾鷲、萩、山口、西郷、広島、松山、室戸岬、米子、松江、湖畔、諏訪

震度2 高田、長野、軽井沢、松本、横浜、甲府、河口湖、三島、静岡、御前崎、浜松、伏木、高山、宇和島、宿毛、下関、日田、宮崎、都城、

佐賀、熊本、人吉

震度1 小名浜、新潟、水戸、柿岡、宇都宮、前橋、熊谷、秩父、東京、千葉、館山、網代、神津島、浜田、足摺、延岡、福岡、平戸、鹿児島、阿蘇山

※震度7は、地震後の被害調査により認定される。認定基準は木造家屋の全壊が30%以上であるが、今回はビルの半壊は木造家屋の全壊とみるなどの基準により認定された。震度7と判定された地域の範囲は、神戸市須磨区から西宮市まで東西約22km、幅約1kmの帯状に広がっている。

気象庁震度階級

0：無感 人体に感じないで地震計に記録される程度。
I：微震 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。
II：軽震 大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。
III：弱震 家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。
IV：中震 家屋の動揺が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。
V：強震 壁に割れ目がいり、墓石・石どうろうなどが倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震。
VI：烈震 家屋の倒壊は30%以下で、山崩れが起きる、地割れを生じ、多くの人々が立っていることができない程度の地震。
VII：激震 (地震計では測定できず、現地調査によって認定する。) 家屋の倒壊が30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などを生ずる。

平成7年1月17日、気象庁は今回の地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名したが、政府は2月14日の閣議で災害の名称を「阪神・淡路大震災」とすることを決めた。以後、政府の対策や復旧・復興対策につける名前に使用する。

地震名は、従来のまま「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」とする。

(2) 地震の特徴等

震度計記録

兵庫県南部地震は比較的浅い部分で発生し、長さ12km、深さ6kmにわたり断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に解放されるタイプであった。

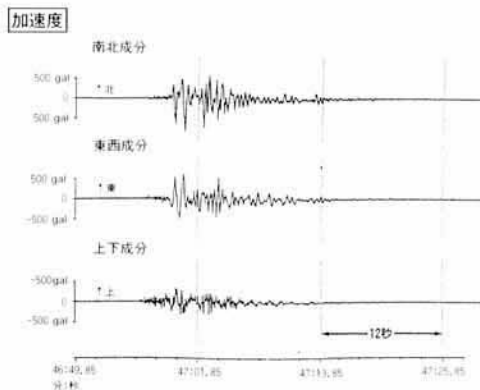
この為、地震の継続時間が短い反面、地震計の揺れの振幅が18cmと観測史上最大になるという強い地震であった。

神戸海洋気象台で記録された加速波形によると、最大加速度値は南北方向818gal、上下方向332gal、東西方向617galであった。

※ガル (gal) の意味

地震による揺れの強さを示す加速度の単位。秒速が毎秒1cmずつ速くなる状態が1ガル。震度は、地震動の周期等にも影響されるが通常では500ガルを越えると、人が立っていらなくなる。

神戸海洋気象台の電磁式強度地震計



地震波の加速度が800ガルを越えたのは、神

戸市灘区から兵庫区にかけての東西約7km、南北約2kmの地域であったと推定されている。

また、液状化現象の影響のため、正確な地震の揺れが確定しにくいポートアイランドなどの人口島なども700ガルを越えた。

断層の表出

震源地の淡路島において、今回の地震によって生じたと思われる「野島断層」の露頭が認められた。

露頭は、淡路島の北西部の海岸線にほぼ並行で直線上に点在し、島の北端に近い北淡町江崎付近から北淡町富島付近までおよそ8kmにわたって認められた。

各露頭における観測では、走行はおおむね北東方向、右横ずれ、水平変位量は70~210cm、上下変位量は15~120cm西落ち（断層の西側が下に動く）であった。特に、北淡町野島平林付近では、露頭がおおよそ150mにわたって認められ、最大水平変位量210cm同上下変位量120cmで断層面に擦痕（断層の動いた時の擦り痕）が認められた。

(3) 余震活動

有感余震は、1月17日に61回を測定したのをピークに、それ以降も続発して被災地における不安感を増幅していた。

1月18日地震予知連絡会では臨時の会合を開き「今回の余震活動は減衰しているものの、過去昭和58年の日本海中部地震（M7.7）では、約1カ月後にM7.1の余震が起きている事例があり、今後、M6級の地震が発生する可能性があり1~2カ月は注意が必要である」との見解を発表し注意を呼びかけた。

主な余震（最大震度4以上）

1/17 05:49	4	神戸
05:52	4	神戸
07:38	4	奈良
08:58	4	神戸
1/21 21:12	4	北淡町

- 1/23 00:33 4 北淡町
- 1/25 23:16 4 神戸・西宮・西淀
- 2/18 21:37 4 洲本
- 10/14 02:04 4 神戸・明石・淡路島

2月に入ると有感地震の発生しない日々が続き、2月18日淡路島の洲本における震度4を最後に落ち着きを示していたが、震災後約9箇月が経過した10月14日に、神戸を中心とした震度4の地震が発生した。

被害は発生しなかったものの、鉄道や高速道路等が点検のために一時停止するなどの影響がでた。

発生後1週間の余震回数

H7. 1. 17~22

日時	有感回数	有感総数	日別回数	地震総回数
17	62	62	644	644
18	17	79	113	757
19	13	92	59	816
20	6	98	74	890
21	5	103	66	956
22	2	105	48	1,004

(4) 地震前後の気象

1月17日兵庫県南部は、空一面に広がった雲が満月を覆い日の出まで真っ暗闇であり、電気も切れた街には明かりもなかった。

気温は最低-1.4度、最高8.0度、平均3.9度、北の風、風速平均2.6m、最大9.6m、天気は曇りから次第に回復、風も強くなり、夜になって晴れるという比較的穏やかな冬の日の一日であったが、1月15日に発令された乾燥注意報が継続中であった。

なお、1月17日発生した火災に関して、神戸海洋気象台が、午前6時半ころから風で流されてきた煙を観測するようになり、火勢の増す様子がデータで記録された。同気象台が“顕著な煙”と表記する状態は18日午前2時まで続いた。

さらに、大阪管区気象台の17日正午の気象レーダーには煙と巻き上げられたほこりで、通常な

ら10ミリ以上の雨に相当する雨雲が記録された。17日午後3時には、季節外れの積乱雲も観測されている。

震災後の気象

月 日	気温 °C			降水量 mm	風速 最大 m/s	気象 概況	
	平均	最高	最低			昼(6~18時)	夜(18~6時)
1/17	3.9	8.0	1.4	0.0	6.8	曇	晴
18	4.3	8.2	-0.5	-	9.6	曇時々晴	晴
19	4.3	7.2	1.0	0.0	6.9	曇時々晴	晴時々曇
20	4.9	9.3	0.6	0.0	6.9	曇時々晴	曇時々晴
21	7.1	10.7	3.3	-	5.9	晴	曇後雨
22	9.7	13.4	7.6	10.5	8.4	雨	晴時々曇
23	9.7	11.4	7.1	0.5	5.0	曇時々晴	晴時々曇
24	5.9	9.4	2.9	0.0	10.9	晴後曇一時雨	晴
25	4.5	9.3	1.7	0.0	5.5	曇時々晴	晴
26	4.7	8.5	1.0	0.0	8.8	曇時々晴	晴時々曇
27	4.7	9.2	1.9	0.0	9.8	晴後曇一時雨	晴
28	4.4	8.1	0.9	-	7.5	薄曇	晴
29	3.3	8.0	0.4	0.0	7.4	晴時々曇	晴時々曇
30	1.7	4.8	-0.6	0.0	7.6	曇時々晴一時雪	晴
31	1.8	6.0	-1.8	0.0	6.6	晴時々曇一時雪	晴

(観測地点・神戸海洋気象台。)

1月18日は、気温が最低-0.5度、最高8.2度、平均4.3度、西の風、風速は平均3.6m、最大9.6m、曇り時々晴れ、17日より好天気だったが寒暖の差が大きく、風も強い日となり、被災地住民にとっては冬の寒さがより身にしみる一日となった。また、空気が乾燥している上、瞬間最大風速13.8mを記録するなど強い風が吹き、余震が続発して火災が治まらない危険な気象状況であり、午後2時10分兵庫県南部地方に「強風・波浪・乾燥注意報」が発令された。

1月19日から21日にかけても、同じような気象条件の日々が続いたが、1月22日には地震発生後初めての降雨があり、公園等での避難者を苦しめた。

22日の降雨以降、天気は回復へ向かうものの、曇りがちで、すっきりしない日が続く。雨はその後2月12日、13日両日に記録されただけで、震災後1箇月の総雨量は22ミリと平年の45%にとどまった。1月22日以降は雨よりも低温と風が心配された。

震災後の兵庫県南部地域では気温が低く典型的な冬が続き、1月24日には瞬間風速・最大16mを記録したのをはじめ、1月下旬には、連日風の強い日が続いた。

そのため気象台では、雨や風に関する情報を積極的に発表し、被災者の生活に資した。

注意報・情報の発表状況

(1月15日~31日)

平成7年1月	地域名	注意報・情報名
15日17時00分	南部	乾燥注意報
兵庫県南部地震発生		
18日14時10分	南部	強風、波浪、乾燥注意報
19日17時00分	南部	乾燥注意報
20日15時45分	南部	おしらせ
20時17時30分	南部	雨に関する情報(1号)
21日11時30分	南部	雨に関する情報(2号)
21日17時00分	南部	雨に関する情報(3号)
22日04時30分	南東部	大雨、雷、強風、津波、洪水注意報
	南西部	雷、強風、波浪注意報
	淡路島	大雨、雷、強風、波浪、洪水注意報
22日07時40分	南部	雨に関する情報(4号)
22日10時40分	南部	雨に関する情報(5号)
22日14時30分	南部	雨に関する情報(6号)
22日17時00分	南部	雨に関する情報(7号)
22日17時00分	南部	強風、波浪注意報
22日20時40分	南部	雨に関する情報(8号)
23日05時30分	南部	強風、波浪注意報解除
23日14時20分	南部	強風と雨に関する情報
23日17時00分	南部	強風に関する情報
28日16時20分	南部	強風と寒さに関する情報
29日09時20分	南部	強風と空気乾燥に関する情報
29日16時00分	南部	強風と空気乾燥及び寒さに関する情報

(5) 地震発生時の特異現象

発光現象

- 1月17日午前5時20分ごろパトカーで阪神尼崎駅東側を機動警ら中「尼崎中央署管内においてひたくり事案発生、急行せよ」と本部指令を傍受し、刻々と「ひたくり事案」の情報が流れていた。

5時46分ごろ無線機が急に静かになり「パチ、パチ」と無線機が鳴った瞬間パトカーが激しく左右に揺れ、思わず「部長何をしていますですか」と言ったところ、稲光のように空が2回白く明るくなり「ゴー」という音とともに風が吹き、竜巻のように砂ぼこりが立ち込め信号という信号はすべて消え、目の前に「四国銀行」広告塔(縦20m、横5m)が落下した。(自動車警ら隊員 談)

- 震源地を見下ろす「JR塩屋駅」ホーム。私は午前6時の普通電車に乗る。7年間もの間欠かさず、1月17日も例外でなかった。外はまだ真っ暗で寒い朝だった。いつもの通り駅のホームに足を踏み込んだ途端、「ゴー」という地鳴りがしたかと思うと突然「ダーン」と鼓膜が破れんばかりの大音響と共に地の底から突き上げられ、瞬間、体が2~3メートルふっ飛ばされ、私の目の前を架線に沿って青白い閃光が西へと走った。「何だこれは、核戦争か」真っ暗闇のはずが、真っ白になった。明石大橋が、周りの景色が白黒写真のようにはっきりと見える。時を待たずして今度は激しい横揺れが襲う。私は芋虫のように転げ回る。国道を走る大型車が飛び跳ねて走っていた。「俺はこんなところで死ぬのか」一瞬、頭をよぎった。揺れが治まり、「シーン」として闇が戻り物音一つせず、不気味でまるで死の世界にいるようだった。その後、連日連夜の災害警備につき、背広を着るのを忘れていたある日、背広の胸ポケットから「1995年1月17日JR塩屋駅発行の1枚の切符」を見つけた。(伊丹警察署員 談)



- 神戸市須磨区横尾山にて

30分自宅を出発した。横尾山に登り、横尾第一団地まで来たとき、「ドドウ、ドドウ」という音と共に地面から強く突き上げられ連続に跳びはねた。揺れが終わった瞬間、真っ暗闇の東の空に、高取山から大阪湾にかけて南北に「赤みかかったピンク色系の光り」が2回、東灘区・西宮方向に「ピンク色系に少し紫と青の色を帯びた光」が2回、計4回が扇状に光った。その発光の源が扇の要、地下のエネルギーが一気に大空に放出されているようだった。(刑事部員 談)

- 昨夜(1/16)からの捜査活動を終え、警察学校に戻る途中、装備品の点検のため夙川学院高等学校付近で車両を停車し、何気なく車窓越しに西方向をながめていたところ、突然淡路島方向の空一帯に強烈な稲光が走ったかと思った途端「ゴゴッ」という地響きがあった。次の瞬間「ドン」という大音響とともに左右1メートル跳び、今度は車両ごと空中に吸い上げられるような縦揺れに見舞われた。前方は土煙りが舞い竜巻が起こったかと思った。(警備部員 談)



崩れた岸壁

観測データ

- 神戸市から北東30km離れた猪名川町で発生していた猪名川群発地震が昨年11月9日の

M4.0以降途絶えていたが、1月17日から地震活動が再開していた。

- 活断層の地表温度が上昇した。兵庫県南部地震の原因となった活断層付近の地表温度が上昇していることが、地球観測衛星「ランドサット5号」のデータ解析で判明。それによると震源地「野島断層」付近が周辺より1.8度、生駒断層も周辺より1.1度上昇している。

動植物の動き

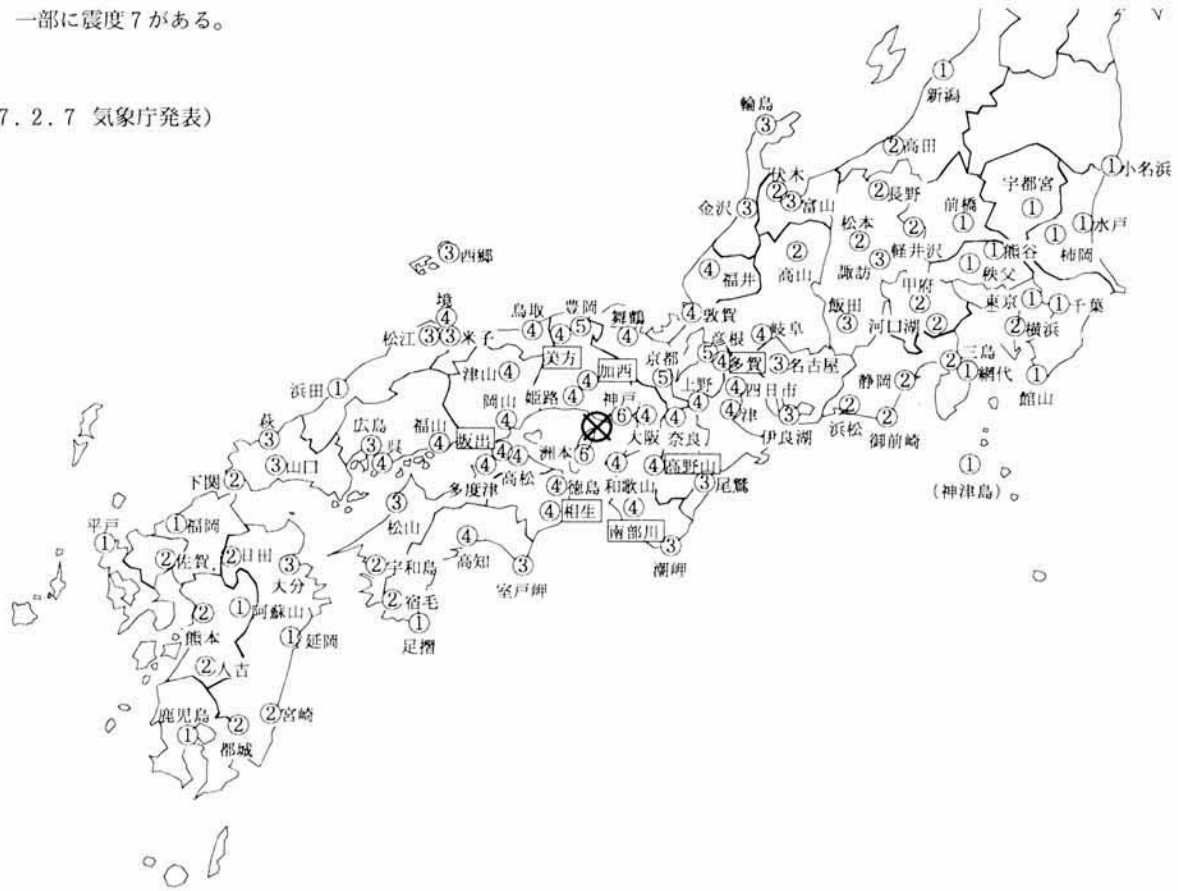
その他に確認はできないが、次の様な現象が新聞、雑誌に取り上げられている。

- 地震発生の前日から犬が「唸り声を上げる」「落ち着かない」地震直前、「悲痛な声で鳴く」
- ネコが地震発生前から、部屋中を走り回る。地震直前になり押し入れに入りじっとして、動かない。
- 地震発生の1週間前にカイコがすべて「まゆ」になった。
- 地震発生前から、自宅裏の池で数回にわたり魚のはねる音がした。

(当初発表分)

※最大震度6であるが、淡路、神戸、阪神地域の
一部に震度7がある。

(H7.2.7 気象庁発表)



震度7と判定された地域



第2 平成7年兵庫県南部地震による被害の概要

平成7年1月17日未明の神戸、阪神、淡路島北部地方を襲った大地震は、一瞬のうちに、戦後50年かけて営々と築き上げてきた神戸、阪神、淡路島の町を打ち砕き、都市機能、ライフライン等に壊滅的な打撃を与えるとともに大勢の尊い人命を奪った。

人的被害、特に死者数については5,480名（全国5,502名）にもものぼり、昭和23年に発生した福井地震の3,769名を大きく上回り、大正12年（1923年）の「関東大震災」以来、最大規模の犠牲者を出す最悪の震災となった。

また、物的被害においても、社会資本が密集し、近代化した大都市を直撃した都市災害であることから膨大な額（約9兆9,268億円）に相当し、世界的にも最大規模のものとなった。

1 被害の特徴及び概要

(1) 被害の特徴

今回の地震は、過去に例のなかった強烈な揺れを伴った大都市直下型の地震であったことから、大きな被害をもたらしたものであり、被害の特徴は次のとおりである。

- 大都市を直撃した地震のため、電気、水道、ガスなどの被害が広範囲になるとともに、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通・地下鉄が損壊し、生活必需基盤（ライフライン）に壊滅的打撃を与えた。
- 古い木造家屋の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生して多数の死傷者を出し、家屋等を焼失した。特に神戸市兵庫区、長田区、須磨区などでは大火災が多発した。
- 阪神地方には特に大きい地震が無いという考えがあり、各分野において緊急事態への備えが十分であったとは言えないなか、未曾有

の大地震により災害の規模が広がった。特に、神戸市、阪神間という我が国有数の人口密集地域に発生したため、多数の住民が住居を失って避難することになった。

- 世界有数の貿易港である神戸港の港湾施設がほぼ全壊するとともに、埋立地において広汎な液状化現象が発生して地盤沈下等をひきおこした。

(2) 被害の概要

• 死者	5,480名
• 負傷者	34,900名
• 行方不明者	2名
• 倒壊家屋	192,706棟
• 焼失家屋	7,456棟
• 避難者（ピーク）	316,678名
• 災害救助法指定市町数	10市10町

死傷者が多く出た原因としては、神戸、阪神間という人口密集地域において、ほとんどの人がまだ就寝中の未明に地震が発生し、家屋倒壊により多くの人が下敷きになったことがあげられる。

また、家屋の焼失は、火災が同時多発的に発生し、消防車等の絶対数が不足した上、家屋倒壊、道路損壊等による交通障害や断水による水不足等が重なって消火活動を阻み被害が拡大した。

なお、死者数の5,480名は平成7年11月30日現在の警察発表数字である。被災市町の平成7年11月末現在の死者報告数は6,242名であり、警察発表数字を大幅に上回っているが、これは震災以降の病死者等の一部を震災を原因とする死者として認定し、算入しているためである。

(3) 過去の地震との比較

世界有数の地震国である日本は、過去何度も

巨大地震に見舞われて大きな被害を受けており、明治以降、1,000名を超す死者を出した地震は、この度の「平成7年兵庫県南部地震」を含め11回起きている。

これらの地震と比較しても「平成7年兵庫県南部地震」の死者5,480名（行方不明2名）は

- ・「関東大震災」 14万2,000名余（1923年）
- ・「明治三陸地震津波」 2万2,066名（1896年）
- ・「濃尾地震」 7,273名（1891年）

に次いで4番目の被害となり、昭和以降の地震の中では最大の死者数である。

「平成7年兵庫県南部地震」に続く死者を出した主な地震は

- ・「福井地震」 3,769名（1948 S.23）
- ・「三陸沖地震」 3,064名（1933 S.8）
- ・「北丹後地震」 2,925名（1927 S.2）
- ・「三河地震」 2,306名（1945 S.20）
- ・「南海道地震」 1,464名（1946 S.21）
- ・「東南海地震」 1,223名（1944 S.19）
- ・「鳥取地震」 1,083名（1943 S.18）

（死者、不明者数）

などである。（日本災害史録）

2 地域別被害

(1) 災害救助法適用地域

地震発生後、時間経過とともに被害概要が徐々に判明した。地震発生当日の12時、まず最初に神戸市が災害救助法の適用を受け、その後、被害実態の把握が可能となった市町から順次10市10町が指定された。

- 1月17日（12：00）神戸市
- （17：00）津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町
- （23：00）尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
- 18日 川西市
- 19日 明石市、五色町
- 22日 三木市、洲本市、西淡町

31日 三原町

2月1日 緑町、南淡町

(2) 主なり災地の被害

災害救助法適用地域の中でも、大きな被害を受けたのは、神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路島の北淡町であり、淡路島北部から須磨海岸、神戸市街地を抜けて阪神間へ至る東西の帯状に分布する地域である。以下、主なり災地の被害概要は次のとおりである。

神戸市

死者	3,897名
負傷者	14,679名
全壊家屋	54,949棟
半壊家屋	31,783棟
焼失家屋	7,379棟

神戸市の中でも被害が大きい地域は、六甲山系南側、須磨区以東の市街地で、震度7の地域に集中している。神戸市の各区（被害が大きい区）の被害概要は次のとおりである。

・東灘区

東灘区は、神戸市の東端に位置し、六甲山麓から広がる緑豊かで良好な環境の住宅地が大部分を占め、臨海部は酒造業や食品製造業が盛んで酒蔵や工場が立地し、沖合の人工島六甲アイランドは港湾関連産業、ファッション産業等の施設が立地している人口約19万2,000人の区である。



倒壊した酒蔵

東灘区の被害は、JR以南、阪神電鉄以北の

広範囲の地域にかけて木造住宅が多数倒壊し、下敷きなどにより多数の死傷者を出した。

特に御影中町、住吉宮町、魚崎北町、田中町、本山南町、本庄町、森南町など国道2号、43号沿いの木造家屋の倒壊が激しかった。

その他にも阪神高速道路3号神戸線の横倒し落下による交通動脈の寸断、神戸新交通六甲アイランド線の橋梁落下、JR等交通機関途絶や酒蔵群の倒壊など物的にも甚大な被害を受けた。

臨海部第2工区内のLPガスタンク(約7,000トン)が傾斜してLPガス漏れを起こし、周辺住民約7万名が避難する事案も発生した。

東灘区の死者数は1,338名で、他の区や市町の死者数を大きく上回り、家屋倒壊等の被害規模の大きさを物語っている。

家屋の全壊1万1,171棟、半壊3,098棟、
全焼326棟

・ 灘 区

灘区は、神戸市の市街地の東部に位置し、区の北部には良好な環境の住宅地が広がり、中央部は住居、商業地域となっている。臨海部は、工場地域で神戸製鋼所、石油基地などの工場、施設などが立地、さらに、その先の摩耶埠頭には港湾施設が立地する人口約12万5,000人の区である。

灘区の被害は、阪急電鉄以南から国道43号間の地域に集中、六甲町、琵琶町、下河原町、桜口町、楠丘町、大和町などの古い木造住宅やアパート等が軒並み倒壊し、JR六甲道駅や阪神電鉄石屋川車庫なども全壊する被害を受けた。

そのうえ、JR六甲道駅周辺の六甲町、琵琶町や篠原南町などに火災が発生し、被害を大きくした。

灘区の死者数は857名で、西宮市の999名に次いで3番目であるが、区住民人口から割り出すと死亡率は東灘区に次ぐ2番目の高率である。

家屋の全壊1万1,693棟、半壊3,559棟、
全焼462棟

・ 中央区

中央区は神戸市の市街地の中央に位置し、広域生活圏の中核になっている。山手は緑多い閑静な住宅地と北野・山本地区で代表される異人館街としての観光地にもなっており、区の中央部から南部にかけては飲食街、商店街等繁華街や兵庫県庁・神戸市役所等のオフィス街が集中する地域で商業・業務地区の中心である。

南の海岸部一帯は名実ともに日本を代表する神戸港の中心地域で、各種港湾施設が立地、さらに、その南側は人工島ポートアイランドで、島内と市街地を結ぶ交通手段として新交通システムが整備されている。人口は約11万1,000人の区である。

中央区の被害は、住宅地域の中山手通、下山手通、大日通、宮本通などで住宅やアパートが多数倒壊し、下敷きなどにより183名の死者を出した。特に中山手通3丁目の3階建文化住宅の倒壊は、17名が死亡、10名重軽傷という惨事になった。

JR三宮駅周辺は激しい揺れにより大小ビルや飲食店、商店街の建物が軒並み全半壊状態になり、物的被害も甚大であった。

崩壊した建物のなかには神戸市役所2号館(6階部分)、百貨店、スーパーなどがある。

また、神戸港は突堤、埠頭、岸壁が陥没、崩壊し、壊滅的被害を出した。特にコンテナ岸壁の崩壊は長期間にわたって港の流通・貿易機能をマヒさせ、莫大な経済的打撃を与えた。

ポートアイランド内は広範囲にわたる液状化現象が起きて島全体が地盤沈下し、市街地と結ぶ新交通システムと神戸大橋も損壊した。特に新交通システムは復旧まで長期間(同年7月末開通)を要し、住民や通勤者にも多大な影響を与えた。

家屋の全壊4,947棟、半壊3,420棟

・ 兵庫区

兵庫区は、神戸市の市街地のほぼ中央に位置

した人口約11万8,000人の区である。

区内は中部から北部にかけて住宅地域、中部は商業地と住宅地が混在、南部は工業地を形成しているが、住宅地の中には一部に老朽住宅密集地域もある。

兵庫区の被害は、中部地域から北部地域にかけて多数の木造住宅が倒壊し、多くの死傷者を出した。さらに、住宅密集地域から火災が発生、次々と飛び火して延焼し焼失被害を拡大した。

特に家屋倒壊の被害甚大な地域は、上沢通、松本通、大開通、中道通、湊町、会下山町、三川口町、塚本通、下沢通などで、火災は上沢通、松本通、湊川町、会下山町などで多数発生した。

兵庫区の死者数は442名で長田区に次いで5番目であるが、同区を管轄する兵庫警察署の1階部分が潰れ、宿直勤務中の警察職員1名が殉職した。

その他、特異な被害としては国道28号（中央幹線）の下を走っている神戸高速鉄道が崩壊し、同国道は幅約20メートル、深さ約3メートルにわたり陥没した。

家屋の全壊8,374棟、半壊4,422棟、
全焼1,084棟

・ 長田区

長田区は、神戸市の都心部の西に位置した南北に細長い地域で、人口約13万人の区である。

区内中央部から北部にかけては古くからの住宅地域で、一部老朽木造住宅やアパートなどが密集した地域もある。区の最北部は昭和30年以降開発された丘陵地の住宅地域である。

中央部から南部にかけては、神戸市の主要地場産業であるケミカル靴産業、機械産業、鉄工所等中小の工場が集中した地域である。

南部は、古くからの住宅、商業地域で古い木造住宅も多い地域である。

長田区の被害は、北部の山麓線（道路）から南部の高松線（道路）の間の広範囲にわたって家屋が倒壊したが、その中でも中央部、国道2

号以北山陽電鉄以南の地域、西代通、水笠通、戸崎通、御屋敷通、蓮宮通、四番町、五番町、六番町などでの木造家屋の倒壊は激しかった。

この倒壊家屋に火災が追い打ちをかけ、水不足、道路損壊、交通障害等消火活動の悪条件が重なり、民家やケミカルシューズ関連工場が密集している地域は次々延焼、約4,000棟全焼の大火災になった。



長田区の火災跡

長田区の死者数763名は、灘区に次いで4番目であるが、死者の中には倒壊家屋の下敷きによるもののほか、火災による死亡もあった。

火災被害は神戸市内で最大であり、菅原市場周辺、鷹取市場周辺、新長田駅南側、大正筋商店街、水笠公園周辺等が甚大な被害を受け焼け野原と化した。

家屋の全壊1万2,515棟、半壊4,994棟、
全焼3,986棟

・ 須磨区

須磨区は、神戸市の西部に位置した人口約18万9,000人の区である。

区内北部は昭和50年以降開かれた大規模なニュータウンが広がる住宅地であり、神戸・ユニバー記念陸上競技場やグリーンスタジアム神戸等で構成される神戸総合運動公園がある。

区南部は古くからの良好な環境の住宅地であるが、東部の一部には木造住宅とケミカルシューズ関連工場等が密集した地域もある。臨海部は、白砂の須磨海岸、須磨海浜公園、ヨットハーバー

等海洋性リゾート地域である。

須磨区の被害は、区の南部東側に集中しているが、特に山陽電鉄以南、JR以北の間において軒並みに家屋が倒壊し、大田町、戎町、常磐町、磯馴町、千歳町、寺田町などで多数の死傷者を出した。

また、倒壊家屋から燃え上がった炎は長田区の場合と同様消火条件が悪くて延焼拡大し、広範囲にわたる火災被害を出した。

特に長田区と隣接した千歳町、寺田町、太田町、大池町などで多くの住宅、工場等が焼失した。

須磨区の死者数は309名（行方不明1名）であるが、焼失した棟数と火災規模は長田区に次いで2番目である。

家屋の全壊6,042棟、半壊4,093棟、
全焼1,127棟

芦屋市

芦屋市は、阪神都市圏の西端に位置し、北は六甲山、南は大阪湾に面し、南北に長い傾斜地域を擁している。管内は、古くから“東の鎌倉、西の芦屋”といわれ、市内全域が閑静な住宅地で、特にJR東海道本線以北は高級住宅街を形成し、日本を代表する企業の代表者や著名人が数多く居住する人口約8万7,000人の市である。

芦屋市の被害は、市の南部ほぼ全域にわたって家屋多数が倒壊し、死者396名を出した。住宅の倒壊が圧倒的に多く、火災は少なかった。

住宅の倒壊は国道2号を中心に、JR東海道本線から国道43号の間に集中、特に津知町、清水町、前田町は古い木造住宅が軒並みに倒壊して一階がべしゃんこになる家屋が多かった。

家屋の全壊4,661棟、半壊3,943棟

西宮市

西宮市は、兵庫県の南東部に位置し、六甲山系を挟んで南部の平野地帯と北部の山間地帯に分かれている。南部地域は、神戸、大阪の中心

部に近く交通至便であることから古くから住宅地として発展し、人口が密集している。

また、最南部の海岸線沿いは“灘の生一本”で全国的に有名な酒造会社工場が林立している。

北部の山間地域では大規模な団地開発が進み人口が急増傾向にある。人口約42万4,000人の中都市である。

西宮市の被害は、北部の山間地域（郊外地域）を除く、南部のほぼ全域で多数の家屋が全半壊し、多数の死傷者を出した。

特に仁川百合野町・仁川町6丁目の住宅地では貯水場の斜面が約50メートルにわたって滑り落ちて下方の住宅群を埋め、死者34名を出した。

また、甲子園口北町では7階建マンションが倒壊して死者18名を出すなど大きな被害があった。

西宮市の死者999名（行方不明1名）は、東灘区に次いで2番目であるが、市内広範囲にわたって家屋が倒壊したため、全半壊家屋数は3万5千戸を超え、最も多くなっている。

その他新幹線や阪急電鉄の高架落下、阪神高速道路湾岸線の橋架設落下等交通機関関係の被害も甚大であった。

家屋の全壊1万9,500棟、半壊1万6,300棟

宝塚市

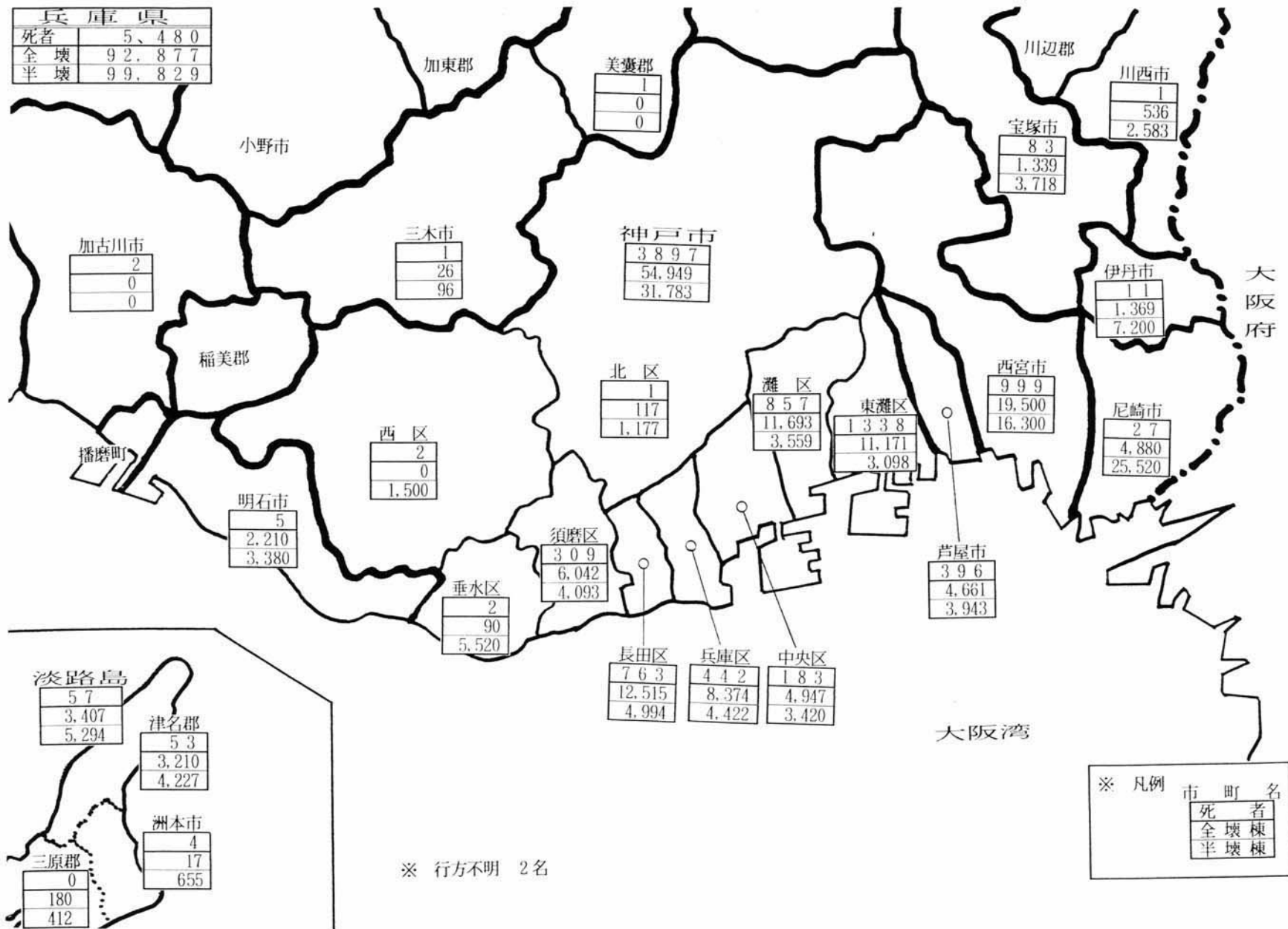
宝塚市は、六甲山系の東端に位置し、中央部を南北に走る武庫川流域に沿って開けた都市で、人口約20万7,000人の市である。

南部地域は宝塚歌劇等の著名な施設のほかゴルフ場も多数存在し、年間を通じて来訪者が多い。

北部地域の山沿いは、大規模な宅地開発が進み京阪神間のベッドタウンとして注目を集めている地域である。

宝塚市の被害は、市のほぼ中央部にあたる阪急電鉄宝塚駅、中山駅付近と西宮市との境界付近において木造家屋が多数倒壊し、死者83名を出した。

地域別被害状況図（主なり災地）



兵庫県	
死者	5,480
全壊	92,877
半壊	99,829

加東郡	1
美嚙郡	0
	0

川西市	1
	536
	2,583

宝塚市	83
	1,339
	3,718

伊丹市	11
	1,369
	7,200

神戸市	3,897
	54,949
	31,783

三木市	1
	26
	96

加古川市	2
	0
	0

西宮市	999
	19,500
	16,300

尼崎市	27
	4,880
	25,520

北区	1
	117
	1,177

灘区	857
	11,693
	3,559

東灘区	1,338
	11,171
	3,098

西区	2
	0
	1,500

明石市	5
	2,210
	3,380

須磨区	309
	6,042
	4,093

垂水区	2
	90
	5,520

芦屋市	396
	4,661
	3,943

長田区	763
	12,515
	4,994

兵庫区	442
	8,374
	4,422

中央区	183
	4,947
	3,420

淡路島	57
	3,407
	5,294

津名郡	53
	3,210
	4,227

洲本市	4
	17
	655

三原郡	0
	180
	412

家屋が多数倒壊した地域は震度7の地域に当たる山本地区、売布地区、川面地区等で新旧住宅が立ち並ぶ住宅地である。火災の発生も少なく、他に著しい大きな被害はなかった。

家屋の全壊1,339棟、半壊3,718棟

淡路島北部

淡路島は、兵庫県の最南端にあって大阪湾と瀬戸内海及び太平洋に面し、“国生み神話”で名高く、1市10町、面積約600平方キロメートル（県総面積の約7%）に約5万2千世帯、人口約16万4,000人が居住する、漁業・農業を中心とした全国で三番目に大きな島である。

淡路島の被害は、震源地に近い島北部に集中しており、死者57名を出した。この中でも北淡町の富島、野島地区（岩屋署管内）38名、一宮町10名（津名西署管内）と2町に集中しており、全て家屋倒壊による死亡である。

2町は半農半漁の町で、市街地は狭い道路に比較的古い民家や商店が密集しているが、その地域の家屋等が倒壊し、一面ガレキの山状態を呈した。

特異な被害としては、北淡町内に南西から北東方向に一直線に延びる断層の亀裂（野島断層）が現出した。

淡路島全域の家屋全壊3,407棟、半壊5,294棟、このうち北淡町の全壊1,016棟、半壊1,192棟

3 被災者の動き

未だかつて経験したこともない大地震に突然襲われて家屋が倒壊、焼失したために過去に例をみないほど多くの被災者が続出し、着のみ着のままの状態近く学校の、公民館、体育館等へ避難した。

その後も、電気・水道等のライフラインの断絶、続発する余震、家屋倒壊のおそれなど屋内生活に恐怖心をもった住民の避難が続出し、その数も日増しに膨れ上がっていった。

各自治体は避難所を逐次増設したが、入りきれない住民は真冬の厳しい寒さのなか公園やマイカー等屋外で野宿する状況になり、なかにはテントを設営し長期間にわたり避難生活する住民も散見された。

この度の地震は、人口密集地で発生したため、倒壊や焼失した家屋が多く、被災者らは学校、公民館、体育館などを避難所として集団生活を余儀なくされ、各自治体は避難住民の実態把握、調査をするとともに住民への食事、生活必需品の提供、入浴、医療相談、診察など各種の救援活動を行った。

(1) 避難者

自治体は、震災当日の1月17日、地震直後の混乱、市町職員の人手不足や他の救援活動などの対応に追われ、とても避難者数を確認できる状態ではなかった。避難所や公園は、被災者や自宅を飛び出してきた人であふれ、電灯もストーブも水も救援物資もない一夜を余震の度に身を震わせながら過ごす状態であった。

しかし、翌日から把握できるようになり、1月18日は23万3,958名の避難者を確認。以後、避難者は徐々に増加、1月23日、ピークになり

避難所 1,153箇所

避難者 31万6,678名

となった。この避難者数は、地方の中都市の人口にも匹敵する数であり、30万余の人が神戸、阪神間の避難所暮らしをするという異常な事態になった。この避難所は、一時、災害救助法適用地域10市10町を上回る23市町内に設置された。

なかでも神戸市はずば抜けて多く、ピーク時（1月24日）には

避難所 591箇所

避難者 23万5,443名

になった。

この後、余震の減少、避難勧告の解除、ライフラインの復旧、親や親戚宅、仮設住宅への入居などに伴い県内の避難者は減少してゆき、避

難所も順次整理、統廃合させながら徐々に減少させていった。

震災から1か月後の2月17日には

避難所 966箇所 避難者 21万2,515名
と、ピーク時から約10万名減少している。

3月31日には

避難所 731箇所 避難者 6万3,398名
と、大幅に減少するなど減少ペースは順調であったが、4月以降、減少ペースが鈍り、震災100日後の4月26日は

避難所 613箇所 避難者 4万6,914名
となった。

この時点（4月26日）では、既に多くの市町が避難所を閉鎖廃止しており、継続開設しているのは、

神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市、尼崎市、宝塚市

の6市であった。

6市は4月以降も仮設住宅建設、入居促進などの対策を進めて避難者を減少させ

伊丹市 5月2日

宝塚市 5月21日

尼崎市 6月15日

芦屋市 6月18日

と、順次避難所を閉鎖廃止していったが、神戸市、西宮市は、避難所解消の目標とされていた7月末になっても実質的な解消は達成できなかった。

7月31日現在で

神戸市 避難所274箇所 避難者5,214名

西宮市 避難所 47箇所 避難者 739名

の状況であった。

しかし、西宮市については、7月末で災害救助法の適用外になったため、8月1日以降、国庫補助で県が行っていた給食も打ち切りとなり、県は西宮市の避難者数を県統計から除外した。

神戸市については、市が県から委託を受けた仮設住宅の一部の完成が延びていたため、8月20日まで法に基づく避難所を存続させ、同日に

災害救助法に基づく運営を打ち切り、すべての避難所を閉鎖した。

これにより、震災発生から216日目で避難所は名目上、すべて解消されたことになった。

8月20日閉鎖当日、神戸市では

避難所196箇所 避難者6,672名

であった。

神戸市は、8月21日以降、避難所のうち学校施設以外の11か所を「待機所」に変更し、避難者に移転要請をしたが、即待機所に移転する者は少数で、避難者の多くは旧避難所に残留した。

8月21日当日、神戸市の待機所への移転者は

10箇所 594名

で、旧避難所残留者は

157箇所 4,221名

であった。

(避難住民増減状況)

月 日	1/18 (翌 日)	1/23 (ピーク)	2/17 (1ヵ月)	4/26 (100日)	7/17 (6ヵ月)
避難所数	984	1153	966	613	332
(増減)		(+169)	(-187)	(-353)	(-281)

避難者数	274780	316678	212515	46914	17569
(増減)		(+41898)	(-104163)	(-165601)	(-29345)

(2) 人口減少

震災は、5,480名の尊い命を奪い、直接的に県内の人口減少をもたらしたが、間接的、長期的にも県内の人口減少をもたらした。

県企画部統計課の統計によれば、「阪神・淡路大震災」の影響を受け、2月、3月、4月と連続して1～3万人単位で県人口が減少している。

平成7年1月1日付の県内推計人口は

552万6,689人

であったが、4月1日付の県内推計人口は

546万6,316人

で、震災前と比べ約6万人減少した。

また、前年同月と比べ2万7,877人減少して

いる。

しかし、被災地の復旧、復興が進んだことや、一定数の被災者が転出してしまったことなどにより、5月、6月、7月は減少幅は小さくなり、8月1日付の県内推計人口は546万5,687人となっている。

神戸市の場合、1月1日付人口152万365人が4月1日付、148万6,127人となり、4月現在で約3万4千人減少している。

次に平成7年1月～3月までの住民基本台帳による兵庫県における他都道府県との人口移動についての調査結果（県調査）によれば

転出 6万7,010人

転入 2万9,895人

で、3万7,115人の転出超過となった。

これを前年同期と比べると転出は3万2,061人増（+91.7%）で約2倍の増加、転入は1万656人の減少（-26.3%）となった。

なお、本県における同期の人口は、昭和60年以降転入超過が続いていた。

これらの移動を前年同月と比べてみると、大震災のあった1月の転出は1万213人で54.9%の増加、転入は5,346人で25.1%の減少であった。

2月の転出は2万3,304人で24.1%の増加、転入は6,490人で14.3%の減少となった。

3月の転出は3万3,493人で55.6%の増加、転入は1万8,059人で30.1%の減少となり、前年同月と比べ各月とも転出は大幅に増加、転入は各月とも減少している。

また、前年は各月とも転入超過であったが、今年は各月とも転出超過となり、2月が最も多くなっている。

これらのことから阪神・淡路大震災で多くの被災者が県外に避難した実態が改めて浮き彫りになった。

（参考）

この住民基本台帳の移動者数は、兵庫県と他都道府県との住民基本台帳の移動者数を集計し

たもので、県内移動者数及び外国人登録法に基づく移動者数は含んでいない。このため、兵庫県が毎月公表している「推計人口」の移動者数とは合致しない。

転出超過とは 転出者数>転入者数

転入超過とは 転入者数>転出者数

4 人的被害

(1) 死者

今回の阪神・淡路大震災による兵庫県内での死者は、5,480名を数えた（平成7年11月30日現在）。この内、激震地に近い神戸市内の死者は、3,897名（71.1%）であった。

死亡原因は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものが83.7%（4,580名、この%は身元不明死体9体を除く数字である。）を占め、焼死及びその疑いがあるもの10.3%（564名）、その他、落下物等による脳挫傷、内臓破裂等、車両転落による全身打撲等が6.0%（327名）であった。

また、死者を年齢別に見ると、60歳以上の高齢者が半数以上（53.1%、2,904名）を占め、最も多いのは60歳代（19.3%、1,058名）であった。さらに、性別に見ると女性が6割（59.9%、3,279名）を占めた。

市区町別被災死者数

市区町被災死者数は、別表のとおりである。

なお、死亡者が一番多かったのは、神戸市東灘区の1,338名で死亡率（人口に占める死者の割合）は0.70%、人口千人当たり約7人が今回の震災で死亡したことになり、順に西宮市の999名（死亡率0.24%）、神戸市灘区の857名（死亡率0.69%）と非常に多くの人々が、犠牲になっている。

兵庫県の人口は、5,526,689人（平成7年1月1日現在、兵庫県企画部統計課調べ）であり、兵庫県全体の死亡率は、0.10%であった。これは、人口千人当たり1人が、今回の震災で死亡し

市区町別被災死者数

市区町別		死者数(名)
神戸市	東灘区	1,338
	灘区	857
	中央区	183
	兵庫区	442
	長田区	763
	須磨区	309
	垂水区	2
	西区	2
	北区	1
小計	3,897	
芦屋市	396	
西宮市	999	
尼崎市	27	
伊丹市	11	
川西市	1	
宝塚市	83	
明石市	5	
三木市	1	
美囊郡吉川町	1	
加古川市	2	
洲本市	4	
津名郡北淡町	38	
津名郡一宮町	10	
津名郡津名町	5	
合計	5,480	

たことになる数字である。

市別で比較してみると、芦屋市が死亡率0.46%で最も高く、神戸市0.26%、西宮市0.24%の順となっている。

これを神戸市内の区別で見ると、一番高いのは東灘区の0.70%、順に灘区の0.69%、長田区の0.59%となっている。

多数死亡者を出した場所は、主に須磨海岸から神戸市街地を抜けて西宮市へ至る東西の帯状に震度7の分布と重なって分布している地域で、家屋、ビル等の倒壊による圧死、窒息死等が被害を拡大した。

年代別・男女別死者数

身元不明死体9体を除く、5,471名（以下この項について同じ）の年代別・男女別死者数は、次表のとおりである。

年代別・男女別状況

年代/性別	男	女	計	比率
10歳未満	127	121	248	4.5
10代	133	177	310	5.7
20代	226	243	469	8.6
30代	119	141	260	4.8
40代	205	261	466	8.5
50代	355	459	814	14.9
60代	425	633	1,058	19.3
70代	328	696	1,024	18.7
80歳以上	274	548	822	15.0
計	2,192	3,279	5,471	100.0
比率	40.1	59.9	100.0	

なお、年代別に見ると60歳代(1,058名)、70歳代(1,024名)の死者数が、1,000名を越えるなど高齢者の死亡者が非常に多くなっており、70歳代の女性の死亡者が、696名と一番多い。

また、男女別の死亡者は、男性2,192名で兵庫県人口の約0.08%、女性3,279名で約0.11%がそれぞれ死亡したことになる。

過去の地震との比較

国内の地震でマグニチュード(M)7.2の兵庫県南部地震に近い規模の直下型地震には、1945年の三河地震(M6.8、死者2,306名)、1948年の福井地震(M7.1、死者3,769名)があるが、死亡率で見ると、今回の地震ではこの二つの地震より一桁低くなっている。

分析によると、福井地震では、地震を起こした断層から約20キロまで死亡率が高い地域が広がっており、最大死亡率(死者が最も多い地域の死亡率)は、約5%、福井地震は断層から10数キロまでの地域で死亡率が高く、最大死亡率は、約4%であった。兵庫県南部地震では、死亡率が高い地域は断層から10キロ以内に限られ

ており、最大死亡率も約0.8%だった。

今回の地震では、高齢者の死亡率が高いのが目立ち、年齢別の人口千人当りの死者数も、神戸市では15～65歳が2名弱なのに、65歳以上は10名と5倍以上になっている。

ただし、高齢者の被害は、今回だけの特徴ではなく世界の地震被害に共通している。

高齢者は行動力が劣るので当然の結果としながらも、同じような行動力が劣る乳幼児の死亡率を見ると、世界の多くの地震では死亡率が高いが、兵庫県南部地震では、高齢者以外の世代と差がない。これは、日本では高齢者が今回倒壊等の被害を受けた一階部分に居住していることが多く、乳幼児は両親とともに二階にいる場合が多かったためと推察される。

(2) 負傷者

地震による負傷者については、各警察署が管内病院等で調査を実施したところ、兵庫県内で34,900名であり、神戸市内の負傷者は、14,679名（平成7年4月26日現在）であった。

主な原因としては、死亡原因と同じように家屋や倒壊した家具類にはさまれたり、室内の落

市町別	負傷者	市町別	負傷者
神戸市	14,679	姫路市	2
尼崎市	3,786	香住町	1
西宮市	6,386	日高町	1
芦屋市	2,759	氷上町	1
伊丹市	2,581	洲本市	44
宝塚市	1,100	津名町	31
川西市	485	淡路町	33
三田市	15	北淡町	831
猪名川町	3	一宮町	162
明石市	1,884	五色町	17
加古川市	15	東浦町	30
三木市	17	緑町	11
高砂市	4	西淡町	6
小野市	3	三原町	4
東条町	2	南淡町	4
稲美町	2	合計	34,900
播磨町	1		

下物などによる負傷があげられる。

これは、地震発生時間が午前5時46分という早朝で、まだ殆どの人が就寝中だったことから、死亡原因と同じく倒壊家屋等の下敷きによって多くの人が負傷したものと思われる。

次に、市町別負傷者数は、神戸市が14,679人と負傷者全体の42.1%を占め、今回の地震が神戸市に大きな被害を与えたことを示している。

尚、各市町別の負傷者は震源地から遠く離れた日本海沿いの香住町等でも出ており、いかに今回の地震が大きな地震であったかを物語っている。各市町別の負傷者数は、前表のとおりである。

(3) 外国人関係

平成6年12月31日現在、兵庫県内に登録されている外国人の数は99,886人で、今回の阪神・淡路大震災で警察が確認している外国籍の死者数は、173名（平成7年10月3日確定）であり、登録外国人の約0.2%が死亡したことになる。

国籍別死者数は、次表のとおりである。

国籍	死者数			比率 (%)
	男	女	計	
韓国・朝鮮	44	67	111	64.2
中国(台湾を含む)	20	24	44	25.4
ブラジル	3	5	8	4.6
ミャンマー	1	2	3	1.7
アメリカ		2	2	1.2
フィリピン		2	2	1.2
その他	3		3	1.7
合計	71	102	173	100.0

その他とは、ペルー、オーストラリア及びアルジェリアの各1名である。

※ 外国人の死亡確認の困難性

兵庫県が、外国人登録などに基づいてまとめた震災による県内の外国人死亡者は、9箇国174名と、警察の発表と食い違っている（平成7年5月11日確定）。

外国人の身元確認は、現場での聞き取り捜査な

どが大半で、判明した名前を各市・区役所の外国人登録台帳で確認するが、外国人とみられる名前でも日本国籍の人や、差別を避けるため日本名を名乗っている外国人が多いなど実態がつかみにくい。

さらに、外国人登録は、90日未満の短期滞在には不必要なことに加え、不法滞在者についてはわからないなど、実際の死者数を把握するのは非常に困難であった。

警察では、遺体の遺族が確認したもの及び身元不明捜査班が各市・区役所において外国人として身元確認できたもの173体のみを計上している。

なお、兵庫県の発表では、韓国・朝鮮籍の死亡者のみで112名と警察の発表と1名の食い違いが生じている。

5 物的被害

この度の地震は、今までに経験したことのない都市直下型地震であり、災害救助法が適用された市町数は10市10町にも及ぶ歴史的な大災害となった。

被災地となった神戸、阪神及び淡路地域では、電気・水道・ガス等のライフラインや公共交通機関である鉄軌道の寸断、高速道路の倒損壊や一般道路の寸断状況が現出した。その他港湾施設や医療機関、公共施設、農林水産業、商工業等に至るまで広範囲にわたって壊滅的な打撃を受けた。

(1) ライフライン被害

被災地となった神戸、阪神、淡路地域の広範囲にわたり、電力供給施設、ガス供給施設、上下水道施設及び通信施設のライフラインが大きな損傷を受けた。

これらライフラインの復旧は、全国から応援部隊を動員し早期復旧を目指したが、家屋の倒壊・焼失や道路の損壊、交通渋滞等に阻まれ、

比較的早期に復旧した電気でも1週間、ガスや水道では約3箇月もの長期間を要した。

電力供給システム被害

関西電力㈱の発電設備では、水力及び原子力発電所には被害を受けなかったものの、火力発電所では、震源地に近い東灘ガスタービン発電所で、液状化による地盤陥没、貯油タンクの基礎部分の露出等の設備被害を受けた。また尼崎東、尼崎第三発電所及び姫路第二火力発電所でも被害を受け、軽微な物を含めると火力発電所21箇所のうち10箇所で被害を受けた。

変電所設備では、新神戸変電所で遮断器のずれ等の被害を受けたのをはじめ、軽微なものを含めると、全861変電所のうち50箇所の変電所で被害を受けた。

送電線設備では、11基の鉄塔で主要電気工作物の被害を受けた。

被害を最も大きく受けたのは、配電設備であった。家屋倒壊に伴う配電柱の折損や電線の断線等により関西電力㈱高圧回線の649回線が被害を受けた。電柱は、倒壊、焼失、折損等により11,289基が被害を受けた。また電線も切断等により7,760径間の被害を受けた。

その他、地中配電線路も神戸支店管内の三宮、兵庫、西宮の3営業所管内で大きな被害を受けた。

関西電力㈱の主な設備の被害状況は次のとおりである。

設	備	被害数	
発電設備	火力発電所	10箇所	
変電設備	変電所	50箇所	
配電設備	線路	649回線	
	架空	配電柱	11,289基
		変圧器	5,346台
	地中	ケーブル	2,098条

〔関西電力阪神・淡路大震災復旧記録〕

これら施設・設備の被害発生により、震災直後から被災の中心となった阪神、淡路地域を中心に約260万軒に停電が発生するという大きな

被害が生じたが、これら停電は、震災当日の17日午前7時30分には約100万軒に、同日午後8時には約50万軒に、翌18日午前8時には、主に神戸市須磨区～東灘区のJR在来線を中心とした地域の約40万軒に減少した。

この停電により長時間にわたって交通の信号機能が停止したため、交通が混乱した。

また、各家庭や避難所等では停電の中で、余震に怯える市民も数多く見られた。

地震発生直後の停電地域を図-1に示す。

図-1 地震発生直後の停電地域



〔関西電力阪神・淡路大震災復旧記録〕

ガス供給システム被害

大阪ガス(株)では、姫路市、大阪泉北の2箇所の製造所で輸入した液化天然ガスを気化させてガスを製造しており、近畿約570万戸の供給エリアの導管網をブロック化（これらのブロックは、スーパーブロックと呼ばれる山、河川等の地形に合わせて分割した8つの大ブロックに分割しており、さらに作業を効果的に実施するため、これらスーパーブロックを55のミドルブロックに細分化している）してガス供給を行なっている。

震災では、ガス製造施設、供給所及び製造施設からガスを送る高圧導管の被害は受けなかったが、市内地域にガスを送り込む中圧導管の接合部に隙間、緩みが生じる等の損傷を106箇所

で受けたのをはじめ、中圧導管から各家庭・事務所へ網の目のように張り巡らされた低圧本支管では、接合部の損傷等により約5,000箇所被害を受け、至る所でガス漏れが発生した。

このため大阪ガス(株)では爆発等の二次災害を防止するために、西宮市、芦屋市、川西市、宝塚市、猪川町、神戸市、明石市東部等の供給をミドルブロック単位で遮断した。

また尼崎市では、導管損傷により水が導管内に入ったためにガス供給を個別に停止した。

これらにより兵庫県下では、約845,000戸（全供給停止約857,000戸）が供給停止となった。

その中でも特に、神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、芦屋市及び猪名川町では全世帯、神戸市垂水区、西宮市では約99%の世帯が、また、川西市、宝塚市では、90%以上が供給停止となった。

各市町の供給停止戸数は次のとおりである。

市町名	全供給戸数	供給停止戸数	停止率%
神戸市	626,750	493,050	78.7
川西市	41,300	39,500	95.6
伊丹市	61,000	2,100	3.4
尼崎市	206,800	3,650	1.8
宝塚市	75,700	69,100	91.3
西宮市	172,500	170,400	98.8
芦屋市	37,600	37,600	100.0
明石市	66,900	24,200	36.2
猪名川町	5,200	5,200	100.0
合計	1,293,850	844,800	65.3

〔大阪ガス(株)発表〕

上水道施設被害

上水道施設の被害は甚大であった。

西宮市ではニテコ貯水池のえん堤が決壊して崩壊寸前となる等貯水施設全9箇所で、被害を受けた。芦屋市では取水口が土砂崩れにより取水不能となる等取水施設全6箇所で被害を受けた。

また、浄水場では大きな被害はなかったものの、設備等の損壊による一時的な機能停止等10

箇所、配水池では、ポンプの損壊等により11箇所の被害を受けた。

淡路地域では、公営簡易水道7箇所で被害を受けた。

これら供給の元である施設の損傷もさることながら至る所で配水管、導水管に亀裂等の被害が発生したため、地震の被害の大きい県下10市7町の全供給戸数約140万戸のうち約127万戸が断水し、県民生活に重大な支障を及ぼした。

各市町の断水戸数は次のとおりである。

市 町	全 戸 数	断 水 戸 数	断水率%
神戸市	650,000	650,000	100.0
尼崎市	193,300	193,300	100.0
西宮市	163,800	157,000	95.8
芦屋市	33,400	33,400	100.0
伊丹市	66,000	66,000	100.0
宝塚市	73,600	50,000	67.9
川西市	50,000	10,000	20.0
明石市	111,000	78,000	70.0
三木市	24,500	9,700	39.6
洲本市	14,900	900	6.0
津名町	5,600	5,600	100.0
淡路町	2,600	2,600	100.0
北淡町	3,400	3,400	100.0
一宮町	3,000	2,100	70.0
東浦町	3,200	3,200	100.0
五色町	2,900	500	17.2
緑町	1,800	30	1.7
西淡町	断水なし		0.0
南淡町	断水なし		0.0
合計	1,403,000	1,265,730	90.2

〔平成7年4月14日現在 県調べ〕

下水道施設被害

公共下水道施設では、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の8市で被害を受けた。この8市のうち処理場及びポンプ場の設備機器配管等の損傷や建造物の亀裂等の被害を受けたのは、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市の5市で、その合計は、処理場で約20箇所、ポンプ場で約50箇所となっ

ている。

その他、流域下水道では、県下4流域6処理区のうち、加古川下流、武庫川上流、武庫川下流、猪名川流域の4箇所の処理場及びポンプ場で、水・汚水処理施設、設備の損傷及び場内道路の陥没等の被害を受けた。

また、管渠では、マンホール及び内部に約300箇所のひび割れ等の被害を受けた。

電話通信システム被害

この度の地震が電話通信システムに及ぼした被害はまず交換機の異常で、これはいずれも交換機の停電時用のバックアップ電源が地震により故障し、それに伴い交換機の使用が不能になったものである。

この交換機の故障により、神戸・阪神間の28万5,000回線が不通となった。

加入者系ケーブル（一般回線）では、家屋の倒壊や焼失等で、144万3,000回線中19万3,000回線が被害を受けた。

被災地では、これら回線の被害により通話が不能となっただけでなく、各地から安否を気遣う電話等が通常の約20～50倍も殺到して著しい輻輳状態となり、交換機が自動的に制御を行う等電話がかかりにくい状態となった。このため、防災・救助機関等の活動や救助要請等に支障をきたす等多大な影響を及ぼした。

(2) 交通機関被害

地震発生と同時に、東西を結ぶ鉄軌道や道路が大きな被害を受けた。

鉄軌道は、地震直後から京阪神地域で運行を全て停止した。特に神戸・阪神間を運行する鉄軌道では、駅舎の崩壊、線路の湾曲、高架橋の倒崩壊、列車脱線、家屋が軌道敷地内に倒壊する等の被害を受けたため、全線で不通となった。

高速道路や自動車専用道路等は、高架の倒壊や高架を支える支柱の損壊等により全線で通行止めとなった。

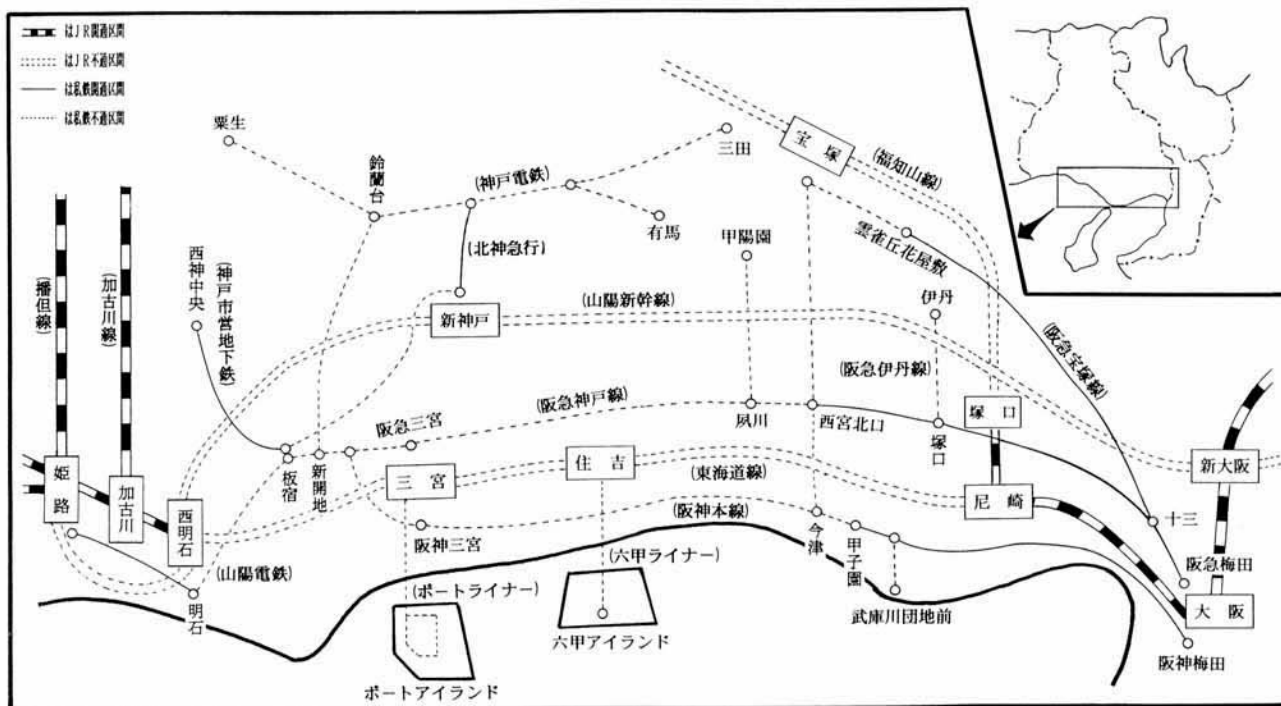


図-2 1月18日の主な鉄軌道の運行状況

特に、神戸・阪神間を走行する阪神高速道路が大被害を受けた。

その他、一般道路でも、亀裂、陥没、土砂崩れの発生、道路上への家屋の倒壊等により通行止めが相次いで起こり、通行出来る道路が限られたため、車両が残った道路に集中した。

そのうえ、停電による交通信号機能の停止もあって、神戸・阪神間を中心に大渋滞を引き起こし、救助活動や消火活動及び救援物資や人員輸送に多大な支障をきたした。

鉄軌道被害

神戸、阪神間の鉄軌道は

- ・ JR（新幹線、在来線）
- ・ 私鉄（阪神電鉄、阪急電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄、高速神戸鉄道）
- ・ 公営（神戸市営地下鉄、神戸新交通、北神急行）

と数多く運行しているが、これら全てが最大震

度観測地を走行していたため、各鉄道において線路損壊、駅舎損壊、高架橋損壊、脱線等の被害が多数発生した。

特に、地震に強いとされた地下鉄においても、天井を支える支柱が破壊される被害が発生したため、神戸・阪神間を中心に全線で運行不能となった。

18日における主な鉄軌道の運行状況を図-2に示す。

○ 新幹線

地震発生が早朝であったため走行中の車両はなく、脱線による被害はなかった。

損傷のなかった「東京～名古屋」間、「博多～広島」間は、午前8時には運行を再開したが、兵庫県の西宮市内で高架部分がVの字型に落下し線路が宙吊りになる等、西宮市内で5箇所、尼崎市内で2箇所、伊丹市内で1箇所、神戸市西区内でも1箇所の合計9箇所が高架橋が落下した。

また、トンネル等に亀裂が発生したうえ、新神戸駅の破損や線路異常なども相次ぎ、その上停電の発生もあって、「名古屋～広島」間で運行出来ない状態となったため、1日約13万人の足に影響を及ぼした。

○ 在来線

地震発生は早朝であったが、本数は少ないものの夜行列車、通勤列車等が運行しており、西宮市内でスキー列車が脱線したのをはじめ「西宮～西明石」間の8箇所で列車が脱線した他、各所で線路陥没、高架橋の落下等の被害が発生した。

さらに、六甲道駅の全壊をはじめとした9駅で駅舎が損壊する等の被害を受けたため、神戸・阪神間で全線が不通となり、1日約150万人の足に影響を及ぼした。

特に、神戸市内の東海道線六甲道駅周辺での被害が大きく、約2kmにわたり線路や橋脚、架橋が損傷した。



JR六甲道駅の全壊（神戸市灘区内）

○ 阪神電鉄

住吉駅、石屋川駅等で列車の脱線が発生した。

また、石屋川車庫でも車庫全壊により車両数十両が脱線した。御影高架橋損傷等、全線で軌道の落下、線路破損、脱線等の被害を受け、3路線（本線、武庫川線、西大阪線）の6区間が不通となり、1日約48万人の足に影響を及ぼした。

○ 阪急電鉄

伊丹駅では、1階の店舗部分が押しつぶされ

る状態で倒壊し、3階部分のホームや線路が列車ごと2階部分に落下した。三宮駅ビルも架線橋の落下により半壊した。宝塚市内では、車両の脱線、線路の損傷、軌道敷地内に建物が倒壊する等の被害を受けたため、全5路線（神戸線、伊丹線、今津線、宝塚線、甲陽線）の7区間が不通となり、1日約54万人の足に影響を及ぼした。



阪急電鉄 高架の倒壊（西宮市内）

○ 山陽電鉄

板宿駅、須磨駅等の崩壊、須磨浦公園駅、塩屋駅等でホームが変形する被害が発生した。また、「西代～明石」間では、約900mにわたり擁壁が損壊する等の被害を受け、2路線（本線、網干線）の3区間が不通となって、1日約17万人の足に影響を及ぼした。

○ 神戸電鉄

駅舎の損壊、線路の沈下が発生した。また「湊川～長田」間の東山、会下山の両トンネルが崩壊した。有馬でも約500mにわたって線路が湾曲する等の被害を受け、3路線（有馬線、粟生線、三田線）が不通となって、1日約19万人の足に影響を及ぼした。

○ 神戸高速鉄道（地下鉄）

「西代～高速長田」間で、トンネル内の支柱約450本が破損した。特に大開駅では、ホーム

の支柱約30本が破壊され、天井が約120mにわたり崩れ落ちたため、地上を走る国道28号の一部が陥没した。

また「阪急三宮～花隈」間では、桁の落下により線路が宙吊りになる等の被害を受け、全線不通となった。

○ 神戸新交通システム

・六甲ライナー

六甲アイランドと六甲大橋間で、軌道の片方が歩道上に落下する等、橋脚約60基、橋桁約25連損傷、駅舎全6駅損傷、橋桁の一部落下等により、全線不通となった。



落下した六甲ライナーの高架橋
(神戸市東灘区六甲アイランド内)

・ポートライナー

三宮駅南側の橋脚が傾き、軌道の片側が落下して宙吊りになる等橋脚約100基、橋桁約30連損傷、駅舎全9駅損傷、橋桁の一部落下等により、全線不通となった。

○ 神戸市営地下鉄

三宮駅の支柱約200本のうち約30本に亀裂が入り、「上沢～長田」間でも約350本の支柱のうち約90本に亀裂が入る等の被害を受けた。

特に、三宮、上沢、新長田の各駅では、駅舎部分に著しく被害を受けた。名谷高架橋の損傷等もあり、全線不通となった。

道路被害

被災地区の一般道路では、至る所で路面が波打ったような状態になった他、路面に亀裂や陥

没が発生し、高速道路では、高架橋の倒壊、橋桁の落下、高架橋支柱の亀裂等の被害を受けた。

また、家屋倒壊による道路遮断、ガス漏れ等による通行止めにより通行可能な道路が限られ、その道路に車両が集中して大渋滞となった。

○ 一般道路被害

国道上を走る阪神高速道路3号神戸線の倒壊等により、東西を結ぶ大動脈である国道43号は、神戸市灘区の岩屋以東が通行止めとなり、国道2号は神戸市須磨区の若宮以東が通行止めとなった。

また、神戸市兵庫区の国道28号（中央幹線）では、地下鉄の天井が崩れたため道路が幅約2m、深さ約3m、長さ約100mにわたり陥没した。

西宮市内の国道171号では、門戸陸橋の落下により道路が寸断され、淡路地域でも落石により道路が寸断される等の被害が発生した。

その他、被災地となった神戸、阪神、淡路の全域で、家屋の倒壊等による道路の遮断やガス噴出等も起こったため、県下約9,000箇所道路で通行不能となる被害が発生した。

○ 高速道路被害

兵庫県内を走る高速道路や自動車専用道路は、地震発生と同時に神戸・阪神間を中心に、路面の陥没、亀裂の発生、高架の倒壊、支柱のひび割れ等の被害を受けて、通行止めが相次いだ。

その中でも特に大被害を受けた阪神高速道路では

- ・神戸市東灘区深江で、高架が約600mにわたって折れ曲がるように倒壊、車両が落下
- ・神戸市中央区では、橋げたが落ちて道路が「V」の字状に陥没
- ・西宮市内でコンクリート支柱が根元から崩れ、橋げたが約100mにわたって落下し、観光バスが宙吊りになる
- ・湾岸線の西宮大橋が落下

等「神戸～西宮」間の5箇所倒壊や橋脚の落下が発生した。



図-3 1月17日17時15分現在の通行止め区間

特に、阪神高速3号神戸線は、兵庫県内の支柱約1,200本のうち約640本が被害を受け、全線（大阪環状～月見山）で通行止めとなった。



阪神高速3号神戸線の倒壊（神戸市東灘区内）

また、名神高速道路でも「尼崎～西宮」間の瓦木西高架橋が落下したうえ、路面にも約2mの段差を生じる等したため、上り線は「西宮～

大津」間、下り線では「西宮～彦根」間で通行止めとなった。

中国縦貫自動車道でも、宝塚高架橋の橋脚でせん断破壊を受ける等により通行止めとなった。

地震発生当時（1月17日17時15分現在）の各高速道路等の通行止め区間を図-3に示す。

(3) 建築物被害

大震災により神戸、阪神、淡路地域では、木造家屋やマンション、中高層ビル等が多数倒壊し、道路上にガラス、家具等が散乱して足の踏み場もない状態となった。

倒壊（全半壊）による被害棟数は192,706棟にも及び、多くの住民が生活基盤を失った。

倒壊等による大被害が発生した地域は、淡路北部から神戸市須磨区を経た芦屋市の間である。

西宮市では、住宅14棟が土砂崩れにより埋まり、34名が亡くなったほか、JR西宮駅を中心に全壊約20,000棟、半壊約16,000棟もの被害を受けた。

芦屋市では、津知町の木造家屋の約90%が全半壊するなど、芦屋市内で全壊約4,700棟、半壊約4,000棟の被害を受けた。

神戸市東灘区、灘区の両区でも、阪神電車と阪急電車の線路に挟まれた海と山の中間帯を中心に、全壊が約11,000棟、半壊約4,000棟にも及び、同市長田区でも全壊約12,000棟、半壊約5,000棟の被害を受けた。

淡路地域では、北部の津名郡一宮町、津名町、北淡町を中心に大被害が発生した。中でも北淡町野島、富島両地区での被害が大きく両地区を合わせると、全壊約1,000棟、半約1,200棟にも及んでおり、また、全半壊を免れても大半の家屋で瓦が落下する等の被害を受けた。

ポートアイランド、芦屋浜等の埋立地では、液状化現象による地盤沈下が起こり、建築物の基礎部分が露出したり、家屋が傾く等の被害を受けた。

倒壊の形態は、木造住宅等では、2階建ての1階部分が完全に押し潰され平屋建てのようになり、また、全てがベシャンコに潰されて屋根が目の高さになる等、家屋の原型をとどめておらず、周囲一体が木片ガレキの山と化した。

特に激震地域の住宅密集地では、家屋がまるでドミノ倒しにあったように軒並みに倒れて重なり合い、道路と敷地の区別、個々の家屋の区別が全くできない状態であった。



木片の山と化した家屋（淡路北淡町内）

その他、倒壊は免れたものの、外壁が完全に剥離し室内が丸見えになる、屋根瓦が落下する、

柱や壁に亀裂が入る、家財道具が散乱し室内は足の踏み場もない状態になる等の被害が多数見られた。

ビル等の被害

ビルの倒壊、損壊は各地で見られたが、中でも、神戸市中央区の三宮地区は、オフィス街や繁華街としてビルが集中する地区であり、

- 交通センタービル（9階建）の5階部分が押し潰される
- サンプラザビルの上層部が押し潰される
- 柏井ビル（9階建）が道路上に倒壊し、道路を遮断する
- 阪急会館は倒壊は免れたが、ひび割れ等の被害を大きく受ける
- そごう神戸店は、縦に真っ二つに割れたような亀裂が入る
- 三宮駅北側の繁華街では、雑居ビルが多数倒壊し、ガレキの山となる

等ビルの倒壊、崩落が続出した。またビルが互いに寄り掛かり、辛うじて倒壊を免れる等の被害も多発した。ひどい建物では、上から圧縮されたように崩壊して、元は何階建てか判別できない状態のものもあった。

また、マンション等の鉄筋建築物では、真っ二つに折れたり、下層に店舗（駐車場）がある建物では、その部分が押し潰され、建物全体が傾く等の被害を受けた。



倒壊し道路を塞いだビル（神戸市中央区内）

(4) 火災被害

震災により焼失した家屋は県下全域で

- ・全焼 7,119棟
- ・半焼 337棟
- 合計 7,456棟

にも及んだ。

地震発生直後に、神戸市内で58件の火災が発生し、また地震に関係すると思われる火災の発生は、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、明石市、三木市、淡路島の市町に及び総数259件にも達している。



地震発生当時の延焼状況(神戸市須磨区内)

地震発生直後の火災原因は、早朝ではあるが火気を取り扱っていた所があり、そこから発火したものである。また、震災後時間が経過して発火したものには、電力が回復して通電された時に漏電し、漏れていたガスに引火したものもあると考えられている。

本来なら地震発生と同時に火元の点検等が行なわれるべきであったが、立つことさえ出来ない強震と瞬間的な家屋倒壊により火元の点検を行なう事ができず、多数の火災発生につながった。

消防活動は、各地で同時多発的に火災が発生し、さらに救助要請が殺到したため消防力が分散した。それに加え交通渋滞や倒壊した家屋による道路遮断等により現場急行が出来ない状態が現出し、現場に到着しても水道管損傷による消火栓の断水、防火用水の不足等から本来の消火活動ができず大火となった。

特に、神戸市では、被災地の火災発生件数259件のうち約68%に相当する176件が発生し、7,379棟が焼失した。

市町名	件数	全半焼棟数	市町名	件数	全半焼棟数
神戸市	176	7,379	伊丹市	7	1
尼崎市	8	8	宝塚市	4	2
明石市	6	0	三木市	1	0
西宮市	39	52	川西市	3	0
芦屋市	13	12	北淡町	2	2
合計		259件			7,456棟

中でも被害の大きかった長田区のJR新長田、鷹取駅周辺では、木造密集家屋の中に製靴工場や市場等が多数存在し、また建物の外壁剥離による防火力の低下、道路への家屋倒壊等も著しく、(同長田区では、倒壊だけではなく火災により、震災による全焼失家屋の約55%に相当する約4,000棟もの家屋が焼失した。)大火災へとつながった。

火災は夜になっても勢いが衰えず、赤黒く染まった空が遠くからでも見え、市民を不安に陥れた。

鎮火の後には、赤茶け、「く」の字に変形した鉄骨、溶けかかった鉄製シャッター、金属でつくられた部分しか残っていない車等が至る所で見られ、区画一体がただガレキの山となり、通常の火災跡ではなく、戦火を受けた跡のような様相を呈した。



ガレキの山と化した火災跡(神戸市長田区内)

死者のほとんどが家屋等の倒壊による圧死であったが、倒壊家屋等の下敷きとなりそのまま

火災の発生により焼死した人もあり、その遺体は白骨化したものが多く、骨自体も火災で少なくなっていたものもあった。

(5) 港湾被害

神戸、阪神地域の経済基盤である港湾も甚大な被害を受けた。

神戸港では、護岸が側方流動し、周囲にせり出して崩壊したり、地盤沈下や地割れが生じて、上屋やガントリークレーン等の施設が倒壊損傷する等により、約190ある公共岸壁の約9割が被害を受け、壊滅状態となった。

また、ポートアイランド、六甲アイランド、芦屋浜、西宮浜等の埋立地では、液状化現象による噴砂現象で泥水が噴出して地盤が沈下したため、道路が波打ったり陥没を生じたりした。

マンション等の建造物では、基礎部分が露出する等の被害を受けたが倒壊等はなく、住民への人的被害は最小限にとどまった。

ポートアイランド

島内全域で激しい液状化による噴砂現象が見られ、至る所で泥水が噴出した。

また、水が引いた跡には砂が数cmも堆積し、まるで砂漠のようになった。

この液状化現象により、島内の中心部の居住区の建物では、基礎部分が露出する等の被害が生じた。

被害を最も大きく受けたのが島の周辺に位置する港湾地区であった。

護岸が周囲に向かって2～4mも側方流動し、それに伴って港湾地区の全域で地盤が沈下して島内で最大2.6m、平均1.3mも地盤が沈下した。

これらにより上屋等の施設では周囲が沈下し、建物内に泥水が流入した。また護岸の損傷によりガントリークレーンのレールが陥没してクレーンが傾斜したり、コンテナが損傷したり海に流出したりした。さらに、道路の陥没により車両が通行不能となり、島内のコンテナバース(27

バース)の全てが使用不能となった。

神戸市内とポートアイランドを結ぶ神戸大橋では、継目で段差が生じる等したために通行止となり、ポートライナーも橋脚の落下等により全線運行停止となったため、外部との交通手段が断たれ、ポートアイランドは孤立化した。

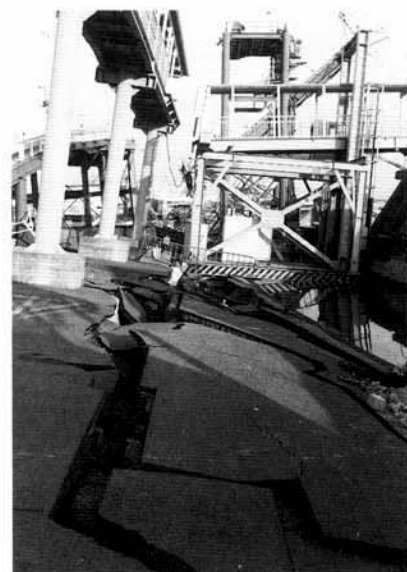
六甲アイランド

六甲アイランドでは、ポートアイランドほどの液状化現象は見られなかった。特に島の中央部分では液状化現象は確認されていない。

しかし、港湾地区での岸壁の損傷はポートアイランドより大きな被害を受けた。

護岸が周囲に向かって3～5mも側方流動し、崩壊した。さらに、港湾地区の全域で地盤沈下が見られ、島内で最大3.3m、平均1.5mも地盤が沈下した。

これらにより島内の岸壁では上屋等の施設の周囲が沈下した。中でもコンテナバースでの被害が大きく、ガントリークレーンが地盤沈下により倒壊、コンテナトレーラー数十台が地盤の割れ目に転落、コンテナが海に流出する等の被害を受けた。



陥没した六甲アイランド内フェリーセンター
(神戸市東灘区)

その他の港湾

その他、新港突堤、兵庫埠頭、摩耶埠頭等でも地盤沈下や地割れが生じ、上屋、クレーン等の施設が倒壊する等の損傷を受けた。

また、尼崎・芦屋・西宮港でも同様の被害を受け、10バースが使用不能となった。

ただ、摩耶埠頭の第一突堤は、耐震構造であったため被害は軽微で、震災当初から救援物資等の輸送船舶の発着が可能であった。

(6) その他の被害

医療機関被害

医療機関は、神戸市長田区の神戸市立西市民病院で、5階部分が押し潰され入院患者等40数名が生き埋めとなる等全焼2箇所、全壊2箇所の被害を受けた。

その他、外壁、室内に亀裂が入る等の被害を含めると、被災地域の全医療関係施設約5,000施設のうち50%にあたる約2,500施設が被害を受けている。

また、建物だけの被害ではなく、ライフラインの途絶により医療機能が低下または停止したために、重病入院患者の生命に危険が生じた。

被災地の病院には、地震発生当初から負傷者が殺到したものの、医療器具の損傷、また、医師、看護婦、医薬品、治療室の不足等により病院内は負傷者で溢れた。

文教施設

学校施設では、校舎や体育館に亀裂が入る等、被災地となった神戸・阪神間を中心に県下で、県立学校174校中152校（被害大7校）、市町立学校1,830校中944校（被害大67校）が被害を受け、また、私立学校では小・中・高等学校で49法人、幼稚園210園、大学・短大で44校が被害を受けた。

社会教育施設では、兵庫県立近代美術館本館の柱が損壊して2階部分が落下のおそれが生じたことにより閉館、神戸市立図書館は旧館が半

壊、津名郡一宮町立中央公民館は柱の損壊により崩壊寸前となった。

社会福祉施設

神戸市兵庫区内の「神戸母子寮」は、1階部分が押し潰されて全壊し、児童2名を含む5名が死亡する等、県下1,810施設のうち約4割にあたる801（全壊12、半壊15）の施設で被害を受けた。

		老人福祉	児童福祉	その他	合計
全	施設数	405	1,082	323	1,810
被害施設数	全壊	1	8	3	12
	半壊	1	12	2	15
	その他	120	531	123	774
	合計	122	551	128	801

〔H7年4月8日現在 県調べ〕

文化財被害

被災地域は歴史が古く、国、県、市町指定文化財が多く存在しているが、この度の震災で貴重な文化財（建造物、美術工芸、民俗文化財、史跡、名勝）、特に建造物に倒壊損傷等の被害を受けた。中でも港町である神戸では、西洋風の建造物が多く建設されており、中央区北野にある重要伝統的建造物群（異人館）では34棟の全てに被害を受けている。

	国指定	県指定
建造物	29	44
美術工芸品	5	3
民俗文化財	1	4
史跡	7	2
重要伝統的建造物群	1 (34)	—
名勝	0	1
その他	0	0
合計	43	54

〔H7年3月31日現在 県調べ〕

これら文化財の主な被害としては

- ・旧トーマス邸（風見鶏の館）で煙突が折れる

- ・旧居留地15番館全壊
- ・山邑酒造倉庫が倒壊

がある。

危険物施設被害

神戸市長田区の荻藻岸壁では、仮置きしていた危険物（ドラム缶）164本が神戸港に流出した。

また、東灘区内の第二工区のLPGタンクでは、ひび割れが生じてガス漏れが発生したため、付近住民約7万名が緊急避難をした。

その他、神戸市の臨海コンビナートでは、液化現象が原因とされるタンクの沈下、傾斜が全415基中の約4割にあたる165基で発生し、石油流出を防止する防油堤も40箇所で亀裂が入る等の被害を受けた。

農林水産業施設被害

農業関係では、ため池や水路のひび割れ等、農地、農業用施設の約4,000箇所被害を生じ、倉庫、精米工場等約30箇所の共同利用施設に被害を受けた。

林業関係では、山腹崩壊、落石等により約80件の治山施設で被害を受けたのをはじめ、倉庫、製材工場等の林業施設でも機械等の破損など約100件の被害を受けた。

水産関係では、北淡町等で陸揚げされていた漁船が傾く等の被害を受けたのをはじめ、約20の漁港で防波堤、護岸の沈下、崩壊等が発生した。

また、荷捌施設、倉庫等約60件の共同利用施設で全半壊の被害を受けた。

被災した神戸、明石、淡路地域は、全国屈指の海苔養殖の産地で、時期的にも最盛期であったが、これらの加工用の約400施設で損傷を受けたため生産業務が停止、経済的にも多大な損失が生じた。

その他、畜産関係では、ブロイラー約1万羽が、停電、断水の影響を受け死亡する被害が生

じた。

商工業被害

大手企業はもとより中、小企業に至るまで全ての分野において施設の倒壊、焼失、機械等設備の損傷等を受けた。また、ライフラインの途絶により被害が比較的軽微であった会社まで操業停止を余儀なくされた。

ケミカルシューズ関係では、約500（下請け約1,500）業者のうち、9割強の施設で全半壊等の被害が発生した。また清酒業者では、酒蔵の全壊、生産ライン、貯蔵タンクに損傷を受けた。

その他、淡路地域では、生産量日本一の瓦製造（淡路瓦）会社約250社のほとんどで窯のひび割れ、製品の損壊等の被害を受けた。

旅館業者等被害

歴史ある有馬温泉では、旅館等28軒、各企業の保養所33軒等の施設がある。

これら施設に倒壊等はなかったものの、本来の営業はできなくなった。

神戸市内のホテルでも倒壊等の被害はなかったものの、室内の物品が損壊等し、ライフラインの途絶等により営業できなくなった。

6 警察の被害状況

今回の震災は、警察職員や警察施設についても多くの被害を与えた。

勤務中に建物倒壊により職に殉じた者や負傷した者、自宅において死亡した者や負傷した者など人的に大きな被害を受けるとともに、警察施設や備品についても倒壊、損壊等の被害を受けた。

(1) 人的被害

この震災で犠牲となった警察職員は、公務中が4名、その他1名の5名、負傷者については75名、また家族の死亡者は18名であった。

震災当日に犠牲となった2名は

伊丹警察署 地域課

辻 恭 孝 巡査部長 (50歳)

(1月17日付警部補昇任)

兵庫警察署 会計課

岡 西 久 人 事務吏員 (31歳)

(1月17日付主任昇任)

である。

辻巡査部長は、鉄筋3階建て阪急伊丹駅舎(1、2階部分は店舗事務所、3階部分は鉄道及び軌道敷)の1階に位置する伊丹警察署阪急駅前交番において勤務中、地震により駅舎が崩壊して、1・2階の天井、壁、3階の電車等が交番内に落下して下敷きとなったもので、地震発生から45時間後に搬出された。

兵庫警察署岡西事務吏員は、宿直の受付勤務終了後、鉄筋コンクリート4階建ての1階会計室において残務整理中、1階部分が倒壊して下敷きとなったもので、約10時間後に搬出された。

当時兵庫警察署には、地域課員や宿直勤務員等在庁勤務職員が他に28名勤務していたが、その内数名が負傷したものの全員自力又は救助作業により脱出し、他に犠牲者が出なかったことは奇跡に近いことであった。

また、他に本震災で犠牲となったのは

尼崎中央警察署 地域課

香 椎 恭 子 巡査 (24歳)

で、自宅の西宮市甲子園口の7階建てマンション6階部分において就寝中、建物の倒壊により圧死した。

このほかに、災害警備活動中についても2名の命が失われた。

姫路警察署 地域第3課

小 野 敬 三 巡査長 (36歳)

(1月26日付巡査部長昇任)

は、震災後不眠不休の救助活動等に従事し自宅に帰れない毎日を送っていたもので、1月25日、徐々に非番となって自宅に帰り家族とだんらんを過ごし就寝したが、過労が原因によりそのま

ま死亡した。

小野巡査長が前夜妻に最後に残した言葉は「明日も早朝出勤、被災者が待っている」

であった。

甲子園警察署 地域課

柿 田 昭次朗 巡査長 (54歳)

(3月17日付巡査部長昇任)

は、浦風交番に勤務、地震当日は非常招集に応じ被災現場での救助活動に従事して深夜までに4人の遺体を収容した。

以後、応援部隊のパトカーに同乗し、被災地や避難所のパトロール勤務等に従事していたが、3月17日の当番勤務中、地元ロータリークラブから、優秀警察官に贈られる感謝状を受賞し、甲子園警察署へ帰署した後、突然意識を失い倒れたまま死亡した。

(人的被害)

身分	区分	死者	負傷者		備 考 (死者内訳)
			重傷	軽傷	
公務中	警察官	3	1	13	伊丹、姫路、甲子園署
	職 員	1	1	0	兵庫署
私用中	警察官	1	2	54	尼崎中央署(婦警)
	職 員	0	0	4	
合 計		5	4	71	

(職員家族の罹災状況)

続 柄	死 者	負 傷 者
実 母	7	重 傷 者 (6)
実 父	6	
実 子	1	軽 傷 者 (80)
兄 弟	3	
義 父	1	
計	18	86

(2) 物的被害

震災により警察施設も甚大な被害を受けた。詳細は次のとおりである。

被害施設名	被害数	被害状況
運転免許試験場	1	柱、梁等主要構造部が損壊
兵庫警察署	1	1階部分が押しつぶされ倒壊
交番	3	皿池(兵庫)、西灘(灘)半壊、阪急駅前(伊丹)全壊
駐在所	1	野島(岩屋)半壊
警察本部	4	本庁舎、港島庁舎、北庁舎、坂口庁舎が一部損壊
自動車警ら隊	1	約1.3度南側へ傾斜
警察署	37	東灘署等が一部損壊
交番	178	田中交番(東灘)等が一部損壊
駐在所	51	長尾駐在所(有馬)等が一部損壊
警部派出所	4	港島警部派出所(神戸水上)等が一部損壊
詰所	3	一ノ谷詰所(須磨)等が一部損壊
待機宿舎	30	渦森台待機宿舎等が一部損壊
待機寮	14	長田待機寮等が一部損壊
署長公舎	23	東灘署長公舎等が一部損壊
職員公舎	8	重池公舎等が一部損壊
警察学校	1	内外壁亀裂等
機動隊	1	内外壁亀裂等

全壊した兵庫警察署は鉄筋コンクリート4階建て(築後26年)の一階部分が崩壊、各階も使用不能となった。これ以外にも、被災地域を中心としてその周辺の警察施設についても多数の被害があった。

ポートアイランドにある兵庫県警察本部港島庁舎は液状化現象による泥水に襲われて電気、水道、ガス等も途絶し一時使用不能となった。

交通施設では、交通管制センター等交通安全施設に被害が及び深刻な交通渋滞が引き起こされて関係機関の救護活動、緊急物資搬送作業等に支障をきたした。

その被害内容は、本部交通管制センターでは、交通管制の中枢を担う中央装置の固定デスク等の障害のほかモニターテレビの破損等の被害、端末装置にあっては作動不能または破損等の被害、加古川、姫路両サブセンターではセンター間通信回線の不通等の被害であった。

また、信号機にあっては支柱の倒壊等約290本、制御機20基、灯機約180箇所、断線等約130箇所、大型標識及び路側標識の倒壊、傾柱が約6,000本の被害であった。

他に、警察車両77台をはじめ通信機器及び鑑識器材等にも被害が発生した。

警察施設や備品の大きな被害が、警察業務に支障をきたしたのは当然であるが、その後活動も次第に充実し、各所属の建物の復旧等本格的に行なわれ始めた。

兵庫警察署は、震災発生直後から崩壊した玄関先の道路に机とテントを張っただけの、緊急現場指揮所を設営しただけの状態であったが、1月22日から同署西側敷地内の道場(鉄筋コンクリート3階建て)及び車庫を仮設庁舎として使用し、業務の再開を決定した。

各係の執務室の割振り等の作業に入ったものの全係が収容しきれないという問題が持ち上がったため、仮庁舎の内装工事等を進めると同時に、急拠仮設テント2張を裏庭に設置することとした。

1月31日にはほぼ工事が完了したのを受け業務に必要とする事務机等を搬入し、震災直後から中断していた庁舎内での業務を開始した。

なお、兵庫警察署の新庁舎は平成10年3月の完成を目指している。



一階部分が崩壊した兵庫警察署

次に、運転免許試験場は、柱・梁等主要構造部が破壊する等建替えを要する被害を受け、特に、問題はコンピューターの被害であった。これは、運転免許に係る試験、免許証の更新、再交付を司どるいわば運転免許試験場、更新センターの中枢であり、端末の損傷などの被害を受けたため、すべての運転免許業務を停止せざる

を得なかった。

コンピューターの早期復旧のため、明石、姫路、岡山から専門業者（技術員）の派遣を得て、復旧開始から1箇月後の2月16日、職員、専門業者の努力により完全復旧し、免許業務を開始した。

現在、運転免許試験場は、隣接していた二輪車コース試験場用地に建てられた仮庁舎で業務を行っているが、その業務風景は建物こそ違え、震災前と変わらぬ慌ただしい風景である。

(3) 留置場被害

留置施設の損壊により業務に支障をきたしたのは、庁舎が倒壊した兵庫警察署をはじめ、神戸、阪神間の被災地域26警察署に及んだ。

庁舎が倒壊した兵庫警察署には、震災当時10名が収容されていたが、直ちに駆けつけた機動隊員等によって、隣接の警察署へ護送（避難）し分散留置した。

その他の警察署でも、ガス、電気、水道等のライフラインの途絶、留置場出入口扉等の開閉不良、場内の壁の崩落や亀裂等の損害が発生したものの、発動発電機の運用、給水器の緊急整備、施設の緊急補修、看守勤務員の増員等により急場をしのいだ。

なお、震災当時の被留置者は、県下41警察署に収容の154名であったが、幸いにも負傷者等の被害が無かったことが救いであった。

また、糧食の確保においても、賄い業者やスーパー等の店舗が営業しておらず、発生当日においては、被留置者の糧食調達に奔走する等苦慮したが、翌18日からは、姫路市内の業者から糧食を調達して、交通渋滞の中、護送車等を使用する等して搬送した。

(4) その他

有線、無線通信といえば警察活動になくてはならない存在であるが、これら施設にも多数の被害が生じた。この中で、北庁舎屋上に昭和32

年に設置された重さ約3トン、高さ約10メートルの無線タワー（通信用のマイクロウェーブのパラボラアンテナ2基）は、倒壊こそ免れたものの、震災の激しい揺れで全体が南東方向に約30センチ移動した。このタワーは4本の脚部を建物鉄筋にボルトで固定しており、更に周囲をコンクリートで固め、風速60メートルに耐えうる設計がなされていたが、今回の震度7という激しい揺れには対抗出来なかった。

震災直後緊急に無線タワーの基部補強等応急措置を施し運用していたが、2月17日から25日間をかけて鉄塔を解体し、正規の基部を構築する復旧作業を行い現状に復したものである。

もし、この無線タワーが倒壊していたりすると、県本部と各警察署間の通話はもちろん、警察庁、管区警察局等への警察電話による通信が全て不能になったことは必至であり、想像を絶する混乱を招いていたと思われる。



伊丹警察署阪急駅前交番

第2章 災害警備活動

第1 地震発生当日17日の動き（時系列）

平成7年兵庫県南部地震は、震度7という強大な力で阪神・淡路地域を直撃し、ライフライン等の都市機能を壊滅させ多くの犠牲者をだした。

突然襲った自然の脅威に対し、兵庫県警察は自らも被災しながら、早期に災害警備本部を設置し、警察庁をはじめとする全国警察の応援を得て、救助・捜索、交通対策、パトロール活動等の諸活動を推進した。

1 警察の動き

兵庫県警察本部は、平成9年1月中の竣工を目指して、建て替え中のため、本部機能を5箇所分散していた。大きくは神戸市中央区の生田庁舎に管理部門を、埋め立て地であるポートアイランドの港島庁舎には執行部門を置いていた。

警察本部港島庁舎には、有線、無線機能が整備された指揮室が旧庁舎から移設されており、災害発生時には同庁舎に「災害警備本部」を設置することとなっていた。

05：46 平成7年兵庫県南部地震発生
警察本部港島庁舎（プレハブ二階建）は数十秒間にわたり、突き上げるような縦揺れと横揺れを受けると同時に、液状化現象により噴き上げる泥水のため、床上約30cmも浸水し、さらに停電になったこと等により指揮室設置は不可能となった

06：10 通信指令課は有線、無線を併用して各警察署に対し

署長による被害実態調査
全署員の非常招集
道路損壊箇所への交通規制と現

場広報

を行うよう発令した
警察庁は全国の機動隊等に対して、出動の準備を指示した

発生直後から、災害警備本部に対し各警察署からの現場報告が入っており、それらを総合すると、家屋・ビルの倒壊とそれに伴う生き埋めや火災の発生等が広範な地域で発生しており、生死の別は判明しなかったものの、相当な被害が予想された。このため、詳細な被害実態の把握には至らなかったが、

06：15 兵庫県警察滝藤本部長を長とする「兵庫県災害警備本部」を生田警察署に設置し、
被害の実態把握
被災者の救出・救助
警察官による交通規制（損壊道路等への立ち入り制限等）

を指示した

06：20 近畿管区警察局に局長を長とする「災害警備本部」が設置されたのをはじめとして、関係管区警察局、都道府県警察についても同様に設置された

06：30 警察庁警備局警備課長を長とする「災害警備連絡室」を設置

06：45 被災地区への車両乗入れを防ぐため交通情報板等を通じて広報を開始

06：55 兵庫県に被害状況報告
神戸・阪神間を中心に大きな被害が発生している模様。目下状況把握中

08：25 大阪府警察では、状況把握のため警察ヘリコプターが離陸した
以降、徳島、兵庫等各県警察のヘリ

も順次離陸した

その後の情報から、特に淡路島北部、神戸、阪神の各地区に被害が集中しており、なかでも長田、兵庫、灘、東灘、芦屋、西宮、岩屋各警察署管内は火災・家屋倒壊により、甚大な人的被害がでている状況が把握できたので部隊を投入して救出・救護にあたらせた

- 08:30 警察庁に警備局長を長とする「災害警備本部」を設置
近畿管区機動隊第二大隊が出動。以後出動準備が整った部隊から順次兵庫県へ向け出動
- 09:00 兵庫県災害警備本部を通信施設等の準備が整った兵庫県警察本部生田庁舎へ移設する
各部隊は出動途中の被害状況の調査、道路の崩壊、障害物の排除等しながら前進し被災地区へと進入し、現地活動に従事
- 09:20 大阪府警察では、派遣部隊に対する支援業務を開始
- 12:30 兵庫県警察職員による1万500名体制を確立
- 14:00 大阪府警察では、派遣部隊に対する補給等の支援体制を確立するため、「支援対策本部」を設置
- 14:55 警視庁レスキュー隊が警察ヘリコプターで大阪空港に到着
以後救助活動を開始
- 24:00 特別派遣部隊約2,500名の兵庫県入り完了

※本部長通達

「平成7年兵庫県南部地震災害警備に伴う勤務制の変更について」

H7. 1. 17 兵警地一般第11号を発出し、当分の間3交替勤務制を2交替勤務制に変更し、災害警備体制の確保及び警備



特別派遣部隊の入県状況

要員の差し出しに伴い、一般治安体制の強化を図った。

長田警察署の動き

- 05:46 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生と同時に庁舎のひび割れ、水道管破裂、ガラスの破損、停電等大きな被害を受ける
- 05:58 「長田警察署災害警備準備本部」を設置
- 06:25 「長田警察署災害警備本部」を設置
被災状況等の把握
住民に対する避難誘導並びに避難箇所として公かいの一部開放
署員を5名1組に編成し、救出活動に出動

救出部隊の活動については、5名1組で救出・救護に出動したものの、現場に着くまでに途中で助けを求める被災者に捕まってしまう、目的地に行けないという事態も多く発生した。

- 08:00 管内被害状況
生き埋め20箇所、火災7箇所、死者1名
- 08:50 御蔵・菅原地区火災発生のため、「通行禁止規制・交通整理」を開始
- 09:30 検視体制の確立
33名体制（指揮班・聴取班・死体受付班・検視班・連絡班）

- 10:00 遺体安置所として長田警察署前の「私立村野工業高校」を確保した
検視場所として「長田警察署災害警備計画」により、神戸市立西市民病院、高橋病院等9箇所を指定していたが、すべて崩壊した。また、遺体安置所として公立小中学校を指定していたが避難住民で膨れ上がり全く使用できなかった
- 12:00 被害状況
生き埋め100箇所、火災12箇所、死者21名
- 12:50 自衛隊到着
- 13:35 阪神高速3号神戸線倒壊のおそれにより「国道2号」通行禁止規制・交通整理
- 14:00 神戸市立西市民病院倒壊現場へ県内部隊投入
- 15:10 夜間業務に備えストーブ、毛布、発電機、各種燃料等準備
- 21:00 西代陸橋倒壊のおそれにより、「国道神戸・明石線」通行禁止規制・交通整理を実施する

- 21:20 岡山、大阪等10都市消防隊応援・消火活動実施
- 22:40 火災衰えずJR神戸線を越え海岸部へ延焼
- 23:58 収容遺体120体、検視遺体37体

伊丹警察署の動き

- 05:46 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生
- 05:50 「伊丹警察署災害警備本部」設置
管内被災状況の把握
庁舎内外の点検
- 06:05 一般人より「阪急伊丹駅が倒壊している」旨の通報受理
- 06:10 第一次部隊が現場到着し、阪急伊丹駅舎崩落を確認。駐車車両8両（4両編成2本）脱線落下
「警察官2名が阪急伊丹駅前交番内に閉じ込められている」ことが判明
- 06:30 伊丹市災害対策本部長が自衛隊へ災害派遣要請
- 08:30 自衛隊第36普通科連隊48名到着
児玉巡查長生存確認、辻巡查部長生存確認できず
伊丹市消防へ出動要請
被害状況（火災6件・死者6名）
- 09:24 児玉巡查長救出
- 11:30 大阪府警察第2機動隊到着
- 11:43 伊丹～豊中線 通行禁止規制開始
- 12:00 避難箇所9箇所、1,946名を確認
- 12:10 県内応援部隊到着
- 12:30 近畿管区機動隊（京都・奈良）到着
- 14:30 被害状況（火災6件・死者10名・家屋全壊27戸・半壊173戸）
- 20:00 被災状況（火災7件、死者10名、家屋全壊96戸・半壊277戸、道路損壊65箇所、鉄軌道落下2箇所、避難箇所27箇所2,993名）
装備・資器材不足のため、捜索は困



長田警察署活動メモ

難を極め、重機到着を待って実施した



被災地へ急行するパトカー部隊

芦屋警察署の動き

- 05 : 46 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生
- 05 : 48 「芦屋警察署災害警備準備本部」を設置
 - 庁舎施設の点検
 - 署員の非常招集
 - 管内被災状況の把握
 を指示した



芦屋警察署の状況

- 05 : 55 警察待機宿舎入居者及び芦屋寮生15名が到着。3名1組で管内の被害状況の把握

- 05 : 58 「家が倒れて、一家6名が下敷きになっている。助けてくれ。」と本署受付に最初の救助要請があり、署員を派遣
- 06 : 00 当直員、刑事課員2名捜査車両で管内北部、地域課員2名パトカーにより管内南部の被害実態調査に出動させる
- 06 : 05 管内8交番、1駐在所から家屋倒壊状況等が無線で入る。予想以上の被害であることが徐々に判明。阪神系無線で本部に第一報を送る
- 06 : 15 生き埋め者の救出を求め署受付に市民が殺到。最多時30名から40名に膨れ上がり、「応援部隊到着まで待って欲しい」旨繰り返し説明。受付勤務についての寮生が奮闘し、メモが飛び交った
- 06 : 16 交番勤務員2名及び3名を1組にして救出要請に来た住民と共に現場派遣。資器材不足でとりあえず警杖を持たせ現場調達指示。加入電話は鳴り放してさばききれず
- 06 : 30 発動発電機を始動させ、非常灯点灯
- 06 : 45 救出活動従事中の署員から、署活系無線で生存者救出や遺体収容の報告が次々に入る
芦屋市に対して遺体安置場所の確保を要請。芦屋市青少年センターを確保
- 07 : 00 被害調査班（刑事課員）管内被害状況を署長報告
芦屋市青少年センターに遺体安置所を開設して刑事課員派遣
- 07 : 10 遺体搬送 開始
検視体制確立
- 指揮班、聴取班、遺体受付班、検視班、連絡班、遺体搬送班
- 07 : 20 被害状況家屋倒壊の届け、72箇所、

- (推定) 家屋倒壊200箇所、死者100名以上と判断する
- 10:00 兵庫県警察学校第3機動隊到着
- 10:15 地域課員、交通課員を検視体制の遺体搬送班に組み入れる
- 10:45 死者13名(検視済み)
- 11:00 芦屋市青少年センターの検視班より、既に40遺体を収容し満杯との報告
芦屋市に安置所を要請。芦屋警察署道場に収容指示
- 12:00 近畿管区機動隊(大阪)の応援到着
- 13:00 72遺体収容
芦屋市立精道小学校に遺体安置所開設
- 15:00 県内応援部隊到着
- 15:30 検視班より遺体安置所の設置要望
- 16:00 兵庫県警察学校、芦屋市立潮見中学校に遺体安置所を確保
- 19:00 大阪府警察より大型重機借り入れ、到着
- 19:30 190遺体収容
- 22:00 地震発生後、初めての食事。女子職員をつくる「おにぎり」配付
- 23:05 兵庫県警察機動隊のレスキュー隊到着し、発動発電機等あらゆる光を利用して捜索活動実施
- 23:30 生存者救出60名、遺体収容204体

2 関係機関の動き

1月17日の関係機関の主な動きは次のとおりである。

国の動き

- 08:30 警察庁は、警備局長を本部長とする「災害警備本部」を設置
- 09:00 消防庁が「兵庫県災害対策本部」を設置
- 10:00 政府は、災害対策基本法に基づき国

土庁に「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」と、全閣僚による「地震対策関係閣僚会議」設置を決定

- 11:00 「平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部」が初会合、被害状況を集約するとともに現地に政府災害対策調査団の派遣を決定
- 第1回「災害対策関係省庁連絡会議」を開催して被害状況の把握、調査団の派遣等を協議
- 気象庁が「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」と命名
- 国土庁長官を団長とする政府調査団(15省庁20名)がヘリコプターで被災地視察後、県庁入りして「県災害対策本部会議」に出席
- 18:30 「地震対策関係閣僚会議」開催

県の動き

- 06:50 神戸海洋気象台から「5時46分ごろ、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.2の地震が発生した。この地震により神戸と洲本で震度6を観測したほか、広い範囲で有感地震となった」との地震情報を受信
- 06:55 兵庫県警察本部から「神戸、阪神間を中心に大きな被害が発生している模様、目下状況把握中」との被害発生情報の第1報を受理
- 07:00 「兵庫県災害対策本部」を県庁本庁舎2号館5階に設置、直後、副知事が知事に状況報告する。知事は直ちに災害対策本部会議招集の指示
- 被災地関係各県民局に災害対策阪神地方本部、災害対策東播磨地方本部、災害対策淡路地方本部を設置
- 08:30 第1回「災害対策本部会議」を開催
- 10:00 陸上自衛隊第3特科連隊(姫路駐屯

	地)に災害派遣要請を行うとともに消防庁に他府県消防の応援を要請する		要請、京都市及び大阪市消防局長から応援可能の申し出
11:00	警察、自衛隊、消防に人命救助の努力要請 建設業界に重機等の支援要請	09:40	消防ヘリコプターからの状況報告を受理
12:00	県庁の停電が回復、テレビ受信により、確認死者数等の定期的な情報収集が可能になる	09:50	兵庫県知事に対し、消防広域応援要請
14:00	来県の国土庁長官に緊急要望 行方不明者の捜索、救出 被災者に対する適切な救済措置 道路、鉄道等の早急な応急復旧 ライフライン施設等の被災施設の早急な応急復旧の確保	10:00	兵庫県知事から自衛隊派遣要請、消防庁が消防広域応援要請を受諾、都道府県知事に応援を指示した旨の連絡を受理
19:50	海上自衛隊(呉地方総監)に派遣要請	11:00	入院患者の搬送、主食・医薬品等の調達
21:00	航空自衛隊(中部航空方面隊司令官)に派遣要請	11:10	三田市消防局ポンプ隊1隊到着(県下第1陣)
神戸市の動き		13:00	大都市に対して応急給水支援を要請
05:46	兵庫県南部に震度6(烈震)の地震、全市防災指令第3号を適用(発令)	13:10	自衛隊姫路第3特科連隊216名到着(県下第1陣)救援活動を開始
05:53	消防局で火災覚知第1報(長田区川西通付近炎上中)	15:40	大阪市消防局ポンプ隊10隊到着(県外第1陣)
06:00	全市に災害救助法発令(1月22日通知、遡及適用)	15:00	第1回災害対策本部員会議を開催、被害状況等の報告、本部長からそれぞれの任務について指示
07:00	災害対策本部(本部長・笹山市長)を設置(市役所1号館1階)	16:00	市内量販店に食料品等生活関連物資の安定供給・価格安定を要請、市会全体議員総会を開催、被害状況について本部長より緊急報告、避難所救護班を編成17班34名
07:30	消防局より本部長へ災害状況、災害防御活動の状況、活動方針等を報告	自衛隊の動き	
08:00	災害対策本部を移設(市役所1号館8階)	06:42	阪急伊丹駅に偵察班派遣(第36普通科連隊)
09:00	救援物資(主食・毛布等)の調達開始	07:14	中部方面航空隊ヘリが神戸市周辺及び淡路島の空中偵察
09:05	消防局から県に対し被害状況の報告	07:30	第3特科連隊、兵庫県及び神戸市に連絡幹部を派遣
09:20	消防ヘリコプターに対し、市内全体の被害状況の収集を指示		第3飛行隊、神戸市・淡路島地区の航空偵察
09:30	兵庫県知事に対し、自衛隊の派遣を	07:35	36普通科連隊、阪急伊丹駅に人命救助のため部隊を派遣

- | | |
|---|---|
| <p>08 : 20 36普通科連隊、西宮市に人命救助のため部隊を派遣</p> <p>08 : 35 36普通科連隊、西宮市に連絡幹部を派遣
36普通科連隊、芦屋及び大阪市に連絡幹部を派遣
中部方面航空隊、神戸市・淡路島地区の空中偵察</p> <p>09 : 40 海上自衛隊の輸送艦「ゆら」が救援物資を積載し、広島県呉港から出港</p> <p>10 : 00 兵庫県から自衛隊に派遣要請</p> <p>10 : 15 第3特科連隊（兵庫県姫路）が出動</p> <p>11 : 23 陸上自衛隊第1ヘリコプター団の大型ヘリコプター2機が大阪府八尾市へ</p> <p>13 : 10 第3特科連隊（兵庫県姫路）が神戸市で人命救助活動開始</p> <p>14 : 00 輸送艦「みうら」及び「さつま」が救援物資を積載し、神奈川県横須賀港から出港</p> <p>14 : 07 陸上自衛隊第2混成団（香川県善通寺）が出動、淡路島で人命救助活動</p> <p>15 : 00 陸上自衛隊第7普通科連隊（福知山市）が神戸市に向け出動</p> <p>16 : 34 陸上自衛隊第10師団（名古屋市）の給水支援部隊が出動</p> <p>18 : 36 陸上自衛隊第13師団（広島県海田町）の給水支援部隊が出動</p> | <p>07 : 25 八尾航空基地所属のヘリコプターにより、大阪、神戸、東播磨、姫路に至る沿岸海域の被害状況調査を開始</p> <p>08 : 40 田辺、小松島、高知所属巡視船3隻に対し派遣命令</p> <p>09 : 25 遠州灘行動中のヘリコプター2機搭載型巡視船に対し派遣命令</p> <p>09 : 30 本庁（東京）に地震災害対策本部を設置</p> <p>10 : 00 兵庫県災害対策本部と連絡開始</p> <p>11 : 50 六管区所属巡視艇7隻に対し派遣命令</p> <p>12 : 00 兵庫県災害対策本部へ職員を派遣、以後県警察本部、神戸市及び洲本市の災害対策本部へも職員を派遣、救援活動に係る連絡体制確立</p> <p>13 : 48 多数のコンテナが神戸港内に漂流しているとの情報により、巡視艇に対し調査及び警戒監視業務指令</p> <p>14 : 20 特殊救難隊（羽田特殊救難基地）派遣命令</p> <p>16 : 30 兵庫県災害対策本部の要請を受け、高速巡視船2隻により毛布1,000枚の輸送開始</p> <p>17 : 00 多数のコンテナ流出に伴い、神戸港新港第四突堤東側海域等を航泊禁止</p> <p>23 : 50 兵庫県災害対策本部の要請を受け、西宮市鳴尾浜で巡視船により給水開始</p> |
|---|---|

海上保安庁の動き

- 05 : 50 大阪湾にて行動中の巡視艇5隻により、大阪湾内の臨海部の被害状況調査を開始
- 07 : 00 第五管区海上保安本部に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置
神戸及び大阪湾内海上保安部署所属巡視艇10隻を順次投入し、被害状況調査を継続するとともに有事即応体制を確立

当日中に巡視船艇36隻、航空機13機の体制確立

第2 災害警備本部

今回の大震災で、神戸市中央区ポートアイランドにある兵庫県警察本部港島庁舎は、液状化現象により1階の大部分が水浸し状態となった。

さらに、陸と島を結ぶ唯一の陸路神戸大橋の倒壊による陸の孤島状態、水道・ガス・電気等ライフラインの寸断等、港島庁舎での災害警備本部設置は、断念せざるを得ない状態であった。

県庁に隣接する警察本部生田庁舎は、庁舎の一部損壊、ライフラインの寸断等の被害はあったものの、地理的条件、交通環境等から、同庁舎内での災害警備本部設置が検討された。

しかし、同庁舎内での災害警備本部設置には、有線・無線・通信機器の設置等の諸準備が必要であり、これらの設置にはしばらく時間を要することから、同日6時15分、生田警察署に滝藤兵庫県警察本部長を長とする兵庫県災害警備本

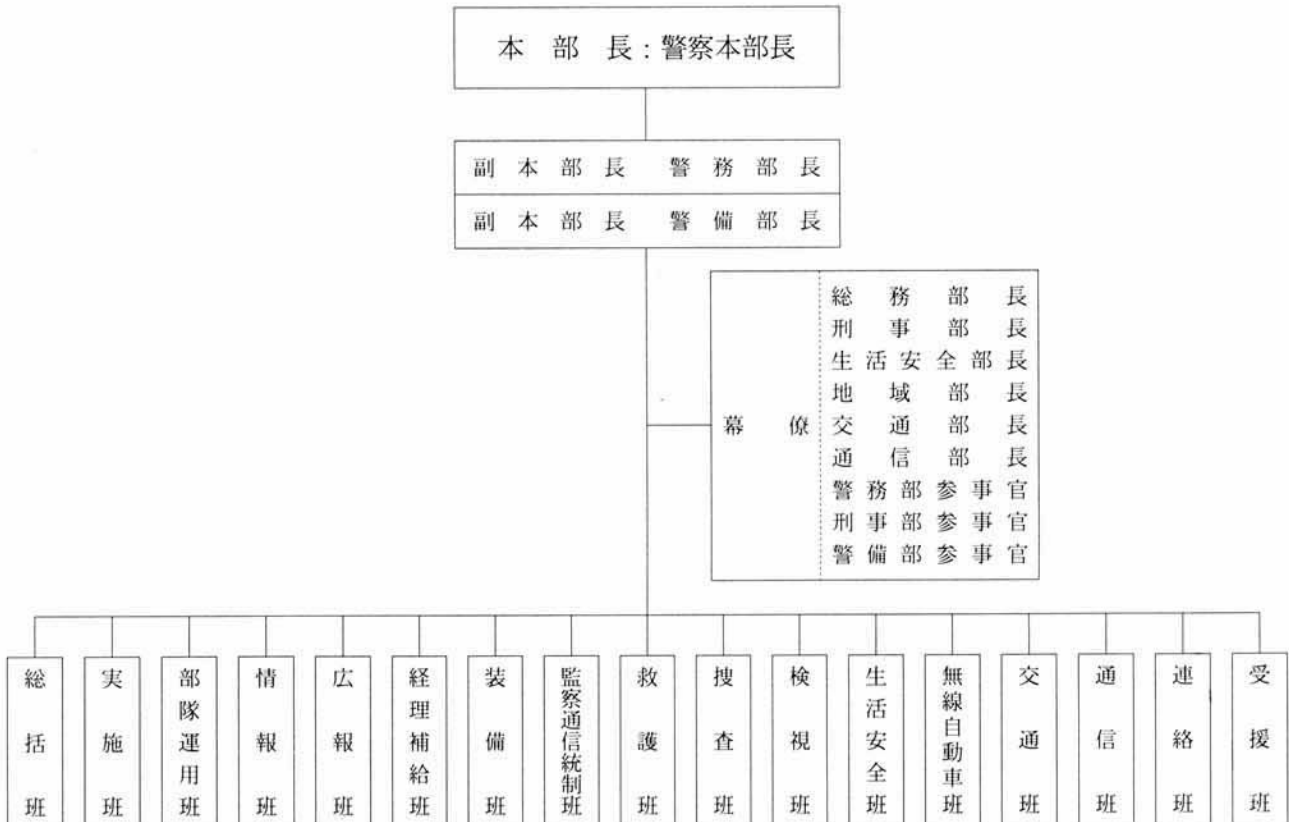
部を設置した。

その間、警察本部生田庁舎では、有線・無線・通信機器の設置等諸準備が進められ、同日9時過ぎごろ、災害警備本部を準備の整った生田庁舎に移し、ここで昼夜を問わない災害警備活動が行われた。



生田庁舎の災害警備本部

兵庫県災害警備本部体制表



その後、災害警備本部は4月27日にライフラインも回復した港島庁舎に移され、11月30日現在もなお活動が続けられている。

1 災害警備本部の編成

滝藤浩二兵庫県警察本部長を長とする兵庫県災害警備本部中核は、

本部長

警察本部長 警視監 滝藤 浩二

副本部長

警務部長 警視長 荒木 二郎

警備部長 警視正 石野 重明

幕僚

総務部長 警視正 妹尾 弘

刑事部長 警視正 宮本 和夫

生活安全部長 警視正 上田 安磨

地域部長 警視正 大庭 靖彦

交通部長 警視正 三枝 守男

通信部長 技官 中嶋 秀男

警務部参事官兼

警務課長 警視正 岩田 博充

刑事部参事官兼

生活安全部付 警視正 矢内 弘毅

警備部参事官兼

公安第一課長 警視 櫻澤 健一

の12名から編成された。

さらに、本部の主管課長を班長として、総括、実施、部隊運用、情報、捜査、交通、通信等17班からなる本部班を編成し、警察庁や県など関係機関との連絡や警備部隊指揮を行った。

それぞれの班の編成と任務内容については、次のとおりである。

総括班

警備部参事官兼公安第一課長櫻澤警視を班長に7名体制で編成し、

警備実施方針に関すること

警察庁等との連絡、調整に関すること

等を任務とした。

実施班

警備課長住谷警視を班長に28名体制で編成し、

警備実施に関すること

部隊の応援派遣に関すること

災害関係機関との連絡、調整に関するこ

と

等を任務とした。



兵庫県災害警備本部の状況

部隊運用班

公安第三課長樋口警視を班長に20名体制で編成し、

部隊の招集に関すること

部隊の運用に関すること

等を任務とした。

受援班

外事課長松本警視を班長に15名体制で編成し、

特別派遣部隊の受け入れに関すること

等を任務とした。

情報班

公安第二課長加地警視を班長に30名体制で編成し、

被害報告の受信及び整理に関すること

被害の集計に関すること

兵庫県南部地震兵庫県災害警備本部組織表

警 備 本 部	班 別	班 長	任 務
警備本部長 警察本部長 警視監 滝藤浩二	総括班	警備部参事官兼公安第一課長 警視 櫻澤健一	災害警備実施の方針に関する事
	部隊運用班	公安第三課長 警視 樋口藤太郎	部隊の運用に関する事
副本部長 警務部長 警視長 荒木二郎	実施班	警備課長 警視 住谷美智雄	警備実施及び部隊の応援派遣に関する事 災害関係機関との連絡調整に関する事
	情報班	公安第二課長 警視 加地宏朗	被害報告の受信と被害集計の作成に関する事
幕僚	装、備班	装備課長 警視 尾方策夫	車両、装備に関する事
	広報班	広報課長 警視 森 勝	広報に関する事
刑事部長 警視正 宮本和夫	経理補給班	会計課長 警視 國包正典	経理、補給に関する事
生活安全部長 警視正 上田安麿	監察、通信統制班	監察官室長 警視 柏木早雄	通信統制に関する事 職員の公務災害等に関する事
	救護班	厚生課長 警視 平野 悟	救急救護に関する事
地域部長 警視正 大庭靖彦	捜査班	刑事部参事官兼刑事企画課長 警視 上野智信	被災地を重点とした犯罪捜査に関する事
交通部長 警視正 三枝守男	検視班	捜査第一課長 警視 北口紀生	検視に関する事 身元不明遺体の確認措置に関する事
通信部長 技官 中嶋秀男	無線自動車班	地域部参事官兼地域課長 警視 嶋 嶺男	無線自動車の配置運用に関する事
警務部参事官兼警務課長 警視正 岩田博充	交通班	交通部参事官兼交通企画課長 警視 田邊治通	交通対策に関する事
	通信班	通信運用課長 技官 藤本幹生	通信施設の維持、管理及び運用に関する事
刑事部参事官兼生活安全部付 警視正 矢内弘毅	生活安全班	生活安全部参事官兼生活安全企画課長 警視 中村大祐	被災地の住民ニーズの把握と処理に関する事
警備部参事官兼公安第一課長 警視 櫻澤健一	受援班	外事課長 警視 松本 晃	特別派遣部隊の受入に関する事
	連絡班	総務部参事官兼総務課長 警視 小西正次	県、市等との連絡調整に関する事

等を任務とした。

広報班

広報課長森警視を班長に23名体制で編成し、
災害広報に関すること
等を任務とした。

経理、補給班

会計課長國包警視を班長に20名体制で編成し、
経理に関すること
物資の補給、調達に関すること
等を任務とした。

装備班

装備課長尾方警視を班長に10名体制で編成し、
車両、その他装備資器材の整備配分に関する
こと
等を任務とした。

監察、通信統制班

監察官室長柏木警視を班長に11名体制で編成し、
部隊員の規律に関すること
公務災害及び職員家族の死傷に関する
こと
等を任務とした。

救護班

厚生課長平野警視を班長に5名体制で編成し、
救急救護所の運用に関すること
等を任務とした。

捜査班

刑事部参事官兼刑事企画課長上野警視をはじめとして、
捜査第二課長 相浦警視

捜査第三課長 徳永警視
暴力団対策第一課長 百元警視
暴力団対策第二課長 寺田警視
機動捜査隊長 山下警視
鑑識課長 下西警視
科学捜査研究所長 横井技術吏員

をそれぞれ班長として35名体制で編成し、
災害時における犯罪捜査に関すること
鑑識活動に関すること
等を任務とした。

検視班

捜査第一課長北口警視を班長に21名体制で編成し、
検視に関すること
身元不明遺体に関すること
等を任務とした。

生活安全班

生活安全部参事官兼生活安全企画課長中村警視をはじめとして、
保安課長 神田警視
生活経済課長 秋友警視
少年課長 小林警視
をそれぞれ班長として10名体制で編成し、
被災地の防犯に関する
こと
等を任務とした。

無線自動車班

地域部参事官兼地域課長埴警視をはじめとして、
通信指令課長 梅崎警視
自動車警ら隊長 松村警視
をそれぞれ班長として10名体制で編成し、
無線自動車の配置、運用に関する
こと
ヘリコプターの運用に関する
こと
等を任務とした。

交通班

交通部参事官兼交通企画課長田邊警視をはじめとして、

交通規制課長	屋久警視
交通指導課長	中村警視
駐車対策課長	安倍警視
運転免許課長	岡 警視
運転試験場長	島田警視
交通機動隊長	川崎警視
高速道路交通警察隊長	村上警視

をそれぞれ班長として25名体制で編成し、
交通状況の把握に関すること
交通の規制に関すること
道路管理者、運輸機関、その他関係機関
団体との連絡に関すること
緊急輸送車両の優先通路の確保に関する
こと
等を任務とした。

連絡班

総務部参事官兼総務課長小西警視を班長に
8名体制で編成し、

兵庫県、神戸市との連絡調整に関する
こと

公安委員会との連絡に関すること

等を任務とした。

通信班

通信運用課長藤本技官をはじめとして、

通信庶務課長	尾崎技官
有線通信課長	高杉技官
無線通信課長	貸谷技官

を班長として11名体制で編成し、
通信施設の維持、管理及び復旧に関する
こと
応急通信の実施に関すること
等を任務とした。

これら17の班の下に、災害警備や災害に伴う

資料収集を任務とする「記録班」、行方不明者
に関することを任務とする「行方不明者相談所」、
外国人の行方不明者に関する「外国人相談コー
ナー」を随時開設、運用した。

また震災警備に伴う警衛警護時には、加地公
安第二課長を班長とする「警衛班」、上松機動
隊長を班長とする「警護・接遇班」を編成した。

2 特別派遣部隊の運用

今回の部隊運用の特徴は、規模の大きさ、期
間の長さもさることながら、

全国からの特別派遣部隊の運用

救助、検索、検視、交通対策、避難所対策
等多種多様の部隊運用、特に警視庁をはじめ北
は北海道警察から南は沖縄県警察までの全国か
らの特別派遣部隊の応援は、日本災害警備史上
初めてのものであった。

統括的な指揮は災害警備本部が行ったが、被
災地警察署における具体的な指揮は、派遣先の
署長指揮とし、各警察署の署情に応じた運用を
行った。

(1) 一般部隊

特別派遣部隊の大部分を占めた一般部隊は都
道府県の本部機動隊、管区機動隊、第二機動隊
の3編成に分かれ、まさに全国都道府県警察か
らの応援体制となった。

1月17日の地震発生当日は、北海道警察と沖
縄県警察は、それぞれ航路～陸路と兵庫県到着
までに3日の旅行日を要した。

また、他の府県部隊にあっても、大震災で影
響を受けた県内及び隣接府県道路の混雑により
入県にはかなりの時間を要した。

北海道、警視庁、神奈川、埼玉、愛知、大阪、
京都、福岡等の都道府県警察一般部隊は、単独
編成で運用したが、その他においては、管区規
模で編成し運用した。

一般部隊は、当初、救出救助部隊として編成

されたが、1月28日の一斉捜索以後は、被災地警察署における集団パトロール活動や輸送路対策の交通部隊として編成した。

4月に入ってから、被災地警察署での後方治安活動は、県内部隊を中心とし、特別派遣部隊は、交通部隊中心の運用とした。

(2) 特科部隊

航空隊

地震により交通網が途絶し道路が大渋滞したことから、被災地の状況把握や緊急要員・物資搬送を目的として、全国からの応援ヘリコプターによる航空隊を編成し、1月17日から3月6日までの間、全国7都府県からの延べ43機、約200名で運用した。

特車部隊

長期にわたる災害警備が予想され、またガス、電気、水道等のライフラインが寸断されていたことから、部隊員の補給活動のために数々の県外特車車両を運用した。

今回運用した特車車両には、キッチンカー、トイレカー、給水車、遊撃放水車等があり、それぞれ部隊帯同として、



警視庁給水車

キッチンカー（延べ423台）

～ 部隊員の補給

トイレカー（延べ583台）

～ 部隊員の小便

給水車（延べ130台）

～ 部隊員の飲料水

遊撃放水車（延べ34台）

～ 部隊員の生活用水

として運用した。

特車車両の運用は、1月21日から3月6日までの間、全国から15都府県の応援を受けて延べ約1,200台を運用した。

交通部隊

他府県警察から特別派遣された交通部隊は、機動力・通信力を生かした交通パトカー隊や白バイ隊と県外機動隊から編成された交通整理隊、流動する交通規制に特殊装備を生かして活躍したサインカー隊等を編成した。

交通パトカー隊や白バイ隊は、近畿管区内の府県警察及び中部、中国管区内の警察で編成し、サインカー隊は、警視庁単独で編成し、運用した。

また、県内高速道路では、岡山県警察高速道路交通警察隊を、本県高速道路交通警察隊とともに規制活動等に運用した。

運用体制は、規制時間を考慮した日勤体制の時差運用とし、1月18日から7月31日までの間、延べ人員約17万名、車両台数約1万台を運用した。

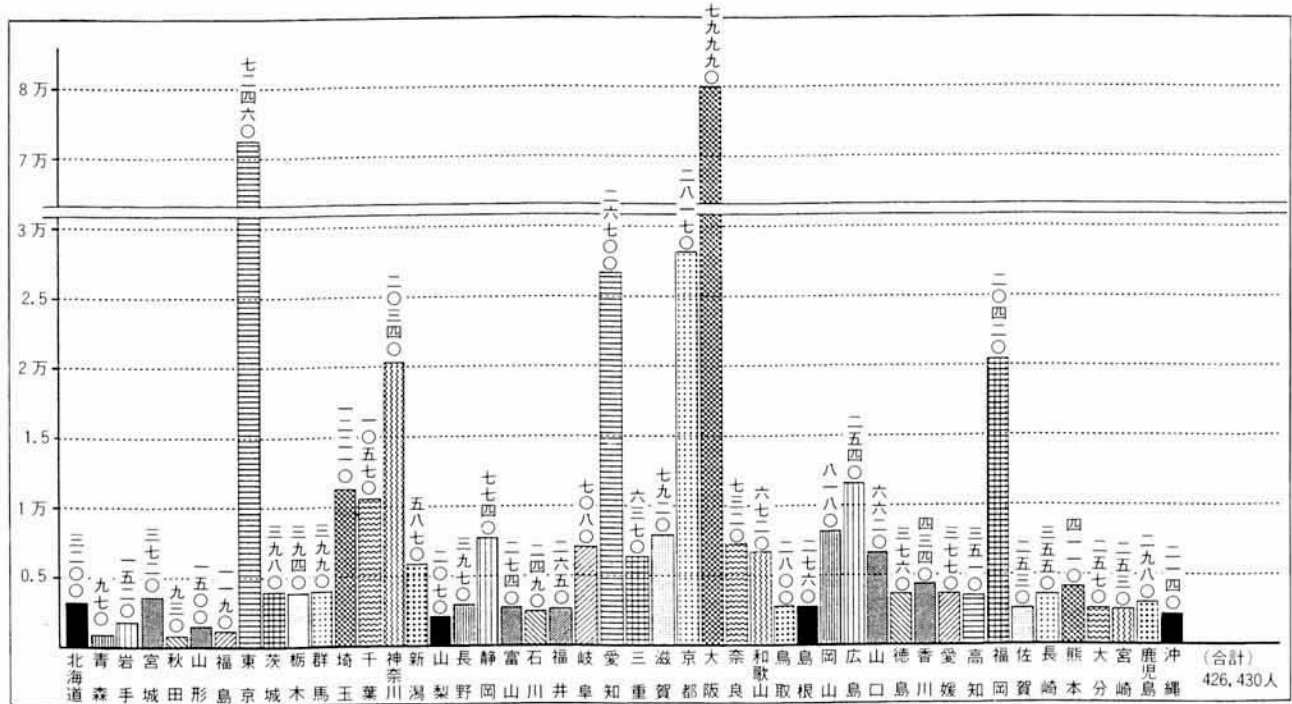


宿舎から出発する白バイ隊

機動捜査隊

大規模震災後、暴動・略奪事案等の後方治安問題が心配されたなか、刑事部隊では、中

阪神・淡路大震災に伴う「特別派遣部隊」集計グラフ



県外特別派遣部隊一覧表

地区	都道府県	派遣人員	地区	都道府県	派遣人員	地区	都道府県	派遣人員	
東北管区	北海道	3,200	中国管区	静岡県警	7,740	中国管区	広島県警	11,540	
	青森県警	970		小計	74,680		山口県警	6,620	
	岩手県警	1,520		近畿管区	富山県警	2,740	小計	31,900	
	宮城県警	3,720			石川県警	2,490	四国管区	徳島県警	3,760
	秋田県警	930			福井県警	2,650		香川県警	4,340
	山形県警	1,500			岐阜県警	7,080		愛媛県警	3,770
福島県警	1,190	愛知県警	26,700		高知県警	3,510			
小計	9,830	三重県警	6,370	小計	15,380				
関東管区	警視庁	72,460	小計	48,030	九州管区	福岡県警	20,420		
	茨城県警	3,980	近畿管区	滋賀県警		7,920	佐賀県警	2,530	
	栃木県警	3,940		京都府警		28,170	長崎県警	3,550	
	群馬県警	3,990		大阪府警		79,990	熊本県警	4,110	
	埼玉県警	12,210		奈良県警		7,320	大分県警	2,570	
	千葉県警	10,570		和歌山県警		6,720	宮崎県警	2,530	
	神奈川県警	20,340	小計	130,120		鹿児島県警	2,980		
	新潟県警	5,870	中国管区	鳥取県警		2,800	沖縄県警	2,140	
	山梨県警	2,070		島根県警		2,760	小計	40,830	
長野県警	3,970	岡山県警		8,180	合計	426,430			

部、近畿、中国、四国の各管区警察から機動捜査隊の援助を受け、本県機動捜査隊とともに後方治安活動部隊として運用した。

運用先は、被災地警察署管内のみにかかわらず、震災警備のために手薄となった阪神、姫路方面までの瀬戸内全域に及んだ。

運用体制は2交替勤務とし、1月18日から3月31日までの73日間に、延べ約3,000名約1,300台の運用をした。

検視隊

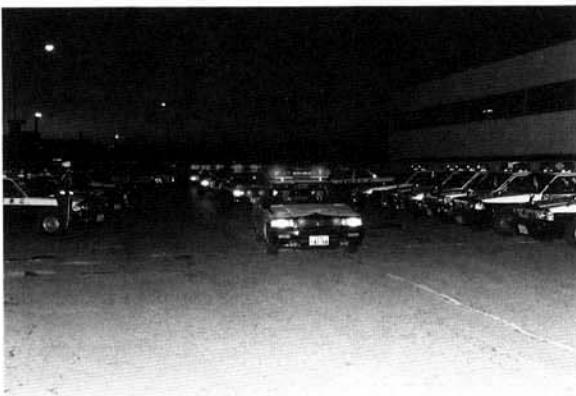
死者5,480名を数える犠牲者は、到底本県の検視官だけで対応できる数ではなかった。

このため、近畿管区警察局を通じて、管内2府3県（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山）から15名の検視官の応援を受けた。

県外の検視官の活動は、1月20日から1月31日まで12日間にわたり、各被災地において、延べ100名の検視官が活動した。

地域パトカー隊

大規模震災後の後方治安の中心となる地域部隊は、震災翌日（1月18日）から他府県パトカーの応援を受けた。



伊丹空港の集結状況

まず、震災翌日は、滋賀、京都、大阪の近畿3府県のパトカーが入県し、さらに、震災4日目までには、警視庁をはじめとする1都14府県のパトカーが入県（期間最高時・1都35府県）して後方治安の維持や避難所パトロー

ルに従事する等、神戸、阪神、淡路の被災地警察署で他都府県から特別派遣されたパトカーを運用した。

勤務体制は2交替運用とし、それぞれのパトカーに本県勤務員を同乗させて、事件事故等に対する有事即応体制を確立した。

県外パトカー部隊の運用は、震災翌日（1月18日）から4月27日までの間、延べ人員約5万名・車両台数約1万5,000台を運用した。

その他の部隊

その他部隊として「婦人機動隊」、「爆処理隊」、「視察警戒隊」等や「外国人相談コーナー」で運用された「通訳隊」、外国人部隊を支援する「外国人部隊支援隊」等をそれぞれ運用した。

3 県内部隊の運用

県内部隊は、一般部隊と特科部隊から編成した。

一般部隊は、本県機動隊を中心として管区機動隊、被災地警察署外からの応援部隊が、被災地警察署管内において、人命救助を最優先に、倒壊家屋、ビル等の生き埋め者等に対する救出救助及び捜索活動に従事したが、県外からの特別派遣部隊の到着・応援が進み、救助活動が進展するに伴って、後方治安を目的とした集団警らや、県外応援パトカーとの同乗警ら活動に従事した。

県内特科部隊は、交通部が編成する交通部隊と刑事部が編成する身元不明者捜査班、さらに後方治安活動に従事した自動車警ら隊や機動捜査隊等の本部執行隊から編成され、それぞれが特別派遣部隊とともに被災地を中心として各地で活動した。

(1) 一般部隊

機動隊

機動隊では、震災発生後直ちに隊員を招集し、上松隊長指揮の下に小隊及び分隊編成を行い、レスキュー車等を帯同して、各被災地に出動し、被災者の救出救助活動に従事した。

出動先においては、生き埋め被災者や火災現場での救出救助活動、負傷者の搬送等に従事し、当初3日間はまさに不眠不休の活動が続けられた。

1月28日の一斉捜索後は、後方治安部隊の要として、他の部隊とともに各被災地警察署管内において、集団警ら活動に従事した。

これらの機動隊の運用は、フェニックス隊（全国からの特別出向者部隊）が発足するまで続けられた。



救出活動中の機動隊員

管区機動隊

管区機動隊は、大部分が被災地警察署に所属していたため、当初は管区機動隊として部隊運用することなく、所属警察署部隊として災害警備活動に従事した。3月5日以降、甲子園、尼崎西、尼崎北の3警察署の管区機動隊が、西宮、須磨等の被災地警察署に後方治安部隊として派遣され、管区機動隊としての運用を開始したが、他の管区機動隊は、引き続き所属警察署部隊として運用した。

第三機動隊（警察学校）の運用

警察学校は、原田学校長を本部長とする「兵庫県警察学校災害警備本部」を設置し、教官と学生による「第三機動隊」を編成して、芦屋、宝塚の被災地で救出活動等に活躍した。

また、警察学校を避難所として開放した際の避難者に対するケア活動や遺体安置活動、特別派遣部隊の受援活動等にも従事し、まさに教官、職員、学生が一体となった活動が続けられた。

なお災害警備活動における第三機動隊の出動は今回が初めてのことであった。



県警察学校の活動写真

県内応援部隊

被災地警察署を除く全警察署の応援部隊派遣はもとより、警察庁、警察大学校、近畿管区警察局、同学校等の派遣、出向、入校生等も県内復帰し、県下警察職員が一丸となって災害警備に従事した。運用も多種多様にわたり、警察庁等の派遣出向者は災害警備本部要員として、また他署からの応援派遣部隊や警察大学校、管区学校の入校生は、後方治安活動や交通部隊等の活動に従事した。

特科部隊

ア 交通部隊

交通機動隊、高速道路交通警察隊など交通部各課を中心に編成され、特別派遣部隊とともに交通規制活動に従事した。

交通部隊の部隊運用や活動指揮等は、災害警備本部交通班に所属する「交通対策指揮室」が統括した。

イ 身元不明者捜査班

想像を絶する死者数から、当初は遺体の中にも数多くの身元不明遺体が見られた。

この状況から検視班とは別に、刑事部各課員で編成する身元不明者捜査班が運用され、現在まで約33体の身元不明遺体の捜査に当たり、全ての遺体の身元が判明した。

ウ 機動捜査隊

勤務体制は3交替運用とし、日勤勤務の増員や姫路方面隊等の神戸、阪神方面での集中運用等を実施し、震災後の暴行・略奪事案等犯罪の予防、検挙活動を目的とした機動捜査活動を展開した。

また他府県機動捜査隊からの応援パトカーに同乗するなど連携強化して、有事に備えた。

エ 自動車警ら隊

隊舎や待機パトカーの損壊等、同隊自身の被害が大きいなか、後方治安部隊の一躍を担う地域パトカー隊として運用され活躍した。

勤務体制は、2交替勤務とし各被災地警察署管内を重点に、被災住民に不安を与える犯罪の予防・検挙を目的とした警ら活動や救援物資搬送車両等の先導に従事した。

また、2月10日、県警本部内に「地域安全推進本部」が発足したことに伴い、同隊にも「安全パトカー隊」を編成し、パトカー勤務員による避難所の立ち寄りや周辺の重点警ら活動に従事した。

オ 鉄道警察隊

県下全域の鉄道施設、路線を受け持つ鉄道警察隊では、被災地域を受け持つ神戸分駐隊をはじめ、姫路、豊岡分駐隊からも応援を求

めて2交替運用を実施した。

同隊の活動は、運行区間における列車警乗はもちろんのこと、大阪へのう回ルートになり混雑する主要駅や復旧開通した駅での雑踏警戒に従事した。

また、被災地警察署への応援勤務等にも派遣し、後方治安部隊として運用した。

4 外国からの救助部隊の活動

未曾有の大震災は、全国警察規模の応援体制にとどまらず、外国からの救援部隊をも受け入れることになった。

外国人救援部隊はフランスをはじめ、イギリス、スイスの世界各国からの応援となったが、災害警備活動において外国からの応援を受けたことは、今回が初めてのことであり、今回の震災の大きさを物語っている。

(1) フランスレスキュー隊

フランスの軍隊、消防庁のエキスペートが内務省に8～10年出向して編成した組織である。

隊員は720名体制で、60名を1グループとして12グループに分け、各自治体に配置した。

さらに、60名を3個班に分け、各班に医師、薬剤師、ガレキ撤去要員、捜索犬を配置している。

ア 活動要領

出動要請に対しては、世界のどの地域にでも3日以内の出動が可能であり、主な活動として、生存者発見活動、救出活動、軍医による救急治療活動（病院搬送まで）等がある。

イ 主な装備資材

破砕機、チェーンソー、油圧カッター、油圧ジャッキ、野営テント、音波探知機、ファイバースコープ、蘇生器具等

ウ 本県での活動状況

(ア) 部隊編成

ミッシェル バルバラン隊長以下63名
(記録員3名を含む)
犬4頭他約10トンの装備資材

(イ) 活動期間

1月21日から1月25日までの間

(ウ) 活動支援体制

大阪府警察第2機動隊27名・車両10台

(エ) 活動状況

(1月21日)

午後0時2分に関西国際空港に到着後、自衛隊ヘリによって神戸市灘区の王子陸上競技場臨時ヘリポートに到着した。

その後、陸路西宮市内に向かい、西宮警察署において警察署長等とのミーティングを行った後、西宮市甲子園北町のビル倒壊現場と同市仁川百合野町の土砂崩れ現場において活動した。

(1月22日)

午前中は、灘区内において隊長以下全員による搜索を実施した。

午後からは、部隊を6～7名・犬1頭の数個班に編成し、灘区や中央区において搜索活動を実施した。

(1月23日)

午前中は、兵庫区内において隊長以下全員による搜索を実施した。

午後からは、灘区、中央区、兵庫区と分散し搜索活動を実施した。

なお、灘区内の倒壊した文化住宅内において、レスキュー犬が異臭箇所を発見し、同所から男女各1遺体を発見した。

(1月24日)

終日、長田区内の搜索活動を実施し、午後2時25分、本日の活動を終了した。



救援活動中のフランスレスキュー隊

これで4日間にわたる全ての搜索活動を終了し、翌25日、午前11時40分、関西国際空港から帰国した。

(2) イギリス国際救助隊 (NGO)

ア 組織の概要

隊員は15名で、医者、エンジニア等の民間人が、2年間の訓練を受けてライセンスを持つ救助の専門家で編成されている。



打合せるイギリス国際救助隊

イ 本県での活動概要

(ア) 部隊編成

ウィリアム マクマーチン隊長以下15名

(イ) 活動期間

1月23日から1月27日

(ウ) 活動状況

(1月23日)

午前8時40分関西空港に到着し、午後から神戸市内に移動した。初日は、中央区の同隊宿泊施設周辺の搜索活動を実施した。

(1月24日)

午前中は、須磨区、兵庫区と搜索活動を実施し、午後からは兵庫区内で搜索活動を実施した。

(1月25日)

午前中は、中央区内の搜索活動を実施し、1遺体を発見した。

午後からは、中央区と長田区内において搜索活動を実施した。

(1月26日)

午前中は、西宮市仁川百合野町において搜索活動を実施し、午後からは、宿泊先である奈良県の天理市内に向かい、翌27日、関西国際空港より帰国した。

灘区琵琶町において搜索活動を実施し、家屋倒壊現場から1遺体を発見した。

(1月21日)

東灘区を搜索し、1遺体を発見した。

(1月22日)

灘区内において搜索活動を実施し、これで全ての任務を終了し、翌23日に関西空港から帰国した。

(3) スイス災害救助部隊

ア 組織の概要

同隊は、災害が発生したときにスイス政府(外務省)が随時編成するもので、隊員は消防士、医師等がボランティアとして登録している。

イ 本県での活動状況

(ア) 部隊編成

ベアート キュンツイ隊長以下26名と救助犬12頭を4チームに分け、1チーム概ね4名・犬3頭で構成されている。

(イ) 活動期間

1月19日から1月23日の間

(ウ) 活動状況

(1月19日)

灘区下河原通において搜索活動を実施し、家屋倒壊現場から4遺体を発見した。

(1月20日)

元確認作業に当たった。

- エ 身元不明遺体の身元確認に重要な働きをする歯牙の鑑定検査のため、兵庫県警察歯科医会に歯科医師の協力を要請し、延べ114名の応援を得た。



捜査員と医師による歯牙の検査

- オ 収容した遺体の保存のためドライアイスが必要となり、県商工観光課を通じて県外の業者から必要量を購入した。
- カ 19日、新たに発見された遺体が1,500体になり、近畿管内各府県警察から検視官10名の応援を受け、21日から神戸市内6警察署に派遣した。

(3) 1月23日から1月30日の間

- ア 新たに発見される遺体は大幅に減少し、一部警察署の検視体制を縮小したが、検視班は190名体制で続行した。
- イ 須磨寺に安置した、身元の判明しない長期保存を必要とする遺体については、腐敗防止を必要とするためボランティアグループの協力を得て、防腐措置を施した。
- ウ 警察、自衛隊との合同による搜索活動等で焼死と認められる遺骨が多数発見されたが、検視・身元の確認には関係者の証言をもとに、わずかに燃え残った物や居住していた場所の

特定等から結び付けを行うなど困難を極めた。

- エ 被災直後、遺族が警察の検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届をし、火葬した遺体について、災害死であるとの届け出が各所に相次いでなされたことから、これらについて、事実調査を行い調査書を作成することとした。

(4) 1月31日から3月14日の間

新たに発見収容される遺体が減少したため、派遣を受けていた日本法医学会からの検案立会医師、兵庫県警察歯科医会からの歯科医師の応援を1月30日で終了した。

検視班の体制を2月1日から85名体制として、引き続き各警察署長指揮の下に検視活動を実施させた。

(5) 3月15日以降

本部検視班の人員も徐々に縮小し、3月15日に任務解除した。

以降は警察署の体制の中で処理していくこととした。

災害発生後、100日までに5,000件の検視を実施し、身元不明遺体9体（焼骨）を除く4,991体について1体の誤りもなく遺族に引き渡した。

4 検視実施数

警察で認知した災害死者数は、5,480名で、検視数は5,000体である。

このうち病院に搬送する際に亡くなった人等で、大阪府警察15体、京都府警察1体、奈良県警察1体、和歌山県警察2体の計19体の検視が他府県で行われた。

検視を経ずして火・埋葬し、その後遺族から災害死であるとの届け出があったものについて発見者、検案医師等関係者から、死亡時の状況を聴取するなど調査した結果、災害死者として計上したのは480名である。

なお、第一期（1/17～1/31）の検視推進状況は、次表のとおりである。

月 日	認知死者総数	検視数	身元不明遺体
1/17	1,845	988	49
18	2,435	1,777	79
19	3,935	3,031	85
20	4,550	4,337	101
21	4,854	4,683	103
22	4,990	4,828	95
23	5,072	4,898	98
24	5,080	4,901	107
25	5,090	4,906	89
26	5,139	4,923	49
27	5,140	4,929	38
28	5,141	4,932	34
29	5,143	4,934	46
30	5,144	4,935	43
31	5,151	4,941	44

地震発生から4日目位までは検視数が非常に多く、捜査員が人手不足となり、毎日休憩なしで作業をする状態であった。

5 警察署別被災死者取扱状況

警察署管轄区域別の被災死者の取扱い状況は次表のとおりで、震災で死亡者を確認した全所属（27所属）で検視業務が行われた。

検視実施数が一番多かったのは、東灘警察署の1,205体で、今回の検視数全体の実に24.1%を占めた。

また、身元の判明しない遺体が9体（焼失骨等）あり、現在も捜査中であるが身元確認には至っていない。

署 名	区 分	認知死者総数	取 扱 区 分		
			検視済数	未検視数	身元不明
神	東 灘	1,332	1,205	127	
	灘	857	831	26	
	葺 合	97	94	3	
戸	生 田	84	82	2	
	兵 庫	442	378	64	5

神	長 田	763	674	89	2
	須 磨	309	278	31	2
	垂 水	2	2		
	神戸水上	2	2		
	神戸西	2	2		
戸	神戸北	1		1	
	小 計	3,891	3,548	343	9
阪	芦 屋	394	387	7	
	西 宮	935	815	120	
	甲子園	60	54	6	
	尼崎中央	6	6		
	尼崎西	2	2		
	尼崎北	19	18	1	
	伊 丹	11	10	1	
神	川 西	1	1		
	宝 塚	83	81	2	
	小 計	1,511	1,374	137	
東播・淡路等	明 石	5	5		
	三 木	2	2		
	加古川	2	2		
	洲 本	4	4		
	岩 屋	38	38		
	津名西	15	15		
高 速 隊	高 速 隊	12	12		
	小 計	78	78		
合 計		5,480	5,000	480	9

※高速隊にあつては、高速道路上のみの死者数で、高速道路から転落した者は含んでいない。

6 死亡時間別死者数

身元不明遺体9体を除く、5,471名（以下同じ）の死亡時間別状況は、次表のとおりで、震災発生直後に約6割の3,266名が死亡し、一瞬にして尊い命が失われた。

項 目	死者数	比率（%）
17日地震発生～午前6時	3,266	59.7
17日午前6時～正午	1,397	25.5
17日正午～深夜0時	411	7.5
18 日 以 降	290	5.3
不 明	107	2.0
計	5,471	100.0

西宮、甲子園、宝塚、岩屋警察署等を除いて、

27所属中13所属で、発生直後の死亡者数が死亡者数推移の中で一番多くなっている。

これは、地震発生が午前5時46分というほとんどの人が就寝中の時刻だったことから、家屋倒壊等による圧迫や窒息で死亡した人が多いことを物語っている。

7 死亡形態別の状況

死亡形態別状況は次表のとおりで、家屋倒壊が死亡原因と見られるものが、4,817名で全体の88.0%と約9割を占めた。

また、火災が原因と見られるものも561名で10.3%であり、家屋倒壊で生きたまま火に吞まれた人もいたことから、家屋倒壊と火災が原因で死亡したと見られるものが5,378名と実に98.3%を占め、今回の地震の主な死亡原因であったことがわかる。

形態項目	死者数	比率(%)
家屋倒壊	4,817	88.0
火災	561	10.3
土砂崩れ	11	0.2
車両走行中	17	0.3
その他	65	1.2
計	5,471	100.0

今回の地震で発生した火災の焼失面積率が2.6%と最も高かった長田区では、死亡した者のうち259名、34.0%が火災による死亡であった。

また、西宮警察署管内では土砂崩れにより14棟が流されて死者34名を出し、その内の11名が土砂崩れが原因として死亡した。

8 死因別の状況

死因別状況は次表のとおりで、家屋倒壊等による圧死、窒息死等が4,580名と8割強を占めた。

死因項目	死者数	比率(%)
圧死、窒息死等	4,580	83.7
出血、ショック死等	108	2.0
焼死、火焼死	236	4.3
焼骨	328	6.0
損傷、その他	160	2.9
その他	59	1.1
計	5,471	100.0

9 検視関係資器材等の調達

- 遺体納棺用の柩は、葬儀屋、市町村の手持ちを使用したが入り不足、県商工観光課を通じて他府県から900本を調達し、また寄付600本を受け活用した。
- 遺体を覆う毛布は、各警察署及び各市役所が準備した以外に、自衛隊から750枚の提供を受け活用した。
- 納棺した柩の供花として警察本部、各所属で白菊を用意したが数が足りず、計6,000本を県生活文化部を通じて調達した。
- 遺体防腐用のドライアイス40トン調達、さらに遺体安置用ドライアイスは、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市の使用分合わせて56トン確保した。

また、企業からも数10トンの提供を受け活用した。

- 写真撮影用のカメラの不足を補うため、災害警備本部において被災地外の警察署等から40台を調達し、警察署のものと併せて218台を活用した。

写真用フィルムは、1,600本を使用した。

- 遺体覆、納体袋、ゴム手袋等についても本部保管用を全て各警察署に配付したが、不足していた。

10 ボランティアの活動

身元不明遺体等、長期保存を要する遺体に対し、日本法医学会会員、杏林大学 佐藤教授の指導協力により、エンバーミング（腐敗防止措置）を業とするアイエムエヌジャパン(株)の社員等18名延べ72名が、ボランティアとして4日間、死体の腐敗防止措置を施した。

また、(社)全日本冠婚葬祭互助協会及び兵庫県葬祭事業協同組合連合会の組合員延べ40名が、1月18日から21日までの間、棺桶の組み立て作業や死体の清拭をボランティアとして行った。

11 身元確認作業・遺族対策

(1) 身元確認作業

身元不明遺体の身元確認調査は、第一次的には死体取り扱い警察署で実施したが、身元が判明しない遺体については、本部検視班において調査確認を統一的、継続的に実施することとし、神戸市内では須磨寺、阪神間は円徳寺に「身元不明遺体収容所」を設置して身元確認を実施した。

多数の遺体は、発見場所及び収容場所が居住地と異なり、また、焼死や家屋の倒壊のために顔、形等が変形して遺族の確認の困難なものも多く、検視作業と並行して強力に身元確認作業を推進した。

(2) 身元不明捜査班の編成

身元不明遺体の身元確認作業の徹底のため、刑事部鑑識課、生活安全部生活安全企画課等では、災害警備本部（生田庁舎）に生活安全企画課長を長とする「行方不明者相談所」を1月18日に設置し、行方不明者の安否を憂慮する肉親からの照会に応ずる体制を確立した。

さらに、刑事部捜査第一課、鑑識課では、前述の「身元不明遺体収容所」において、警察歯科医会との連携を密にし、身元不明捜査班（1月19日に編成）を24時間体制で身元の確認作業

に当たらせ、身元確認作業を徹底する体制を確立した。

神戸ブロック

場所 神戸市須磨区須磨寺町4丁目6番8号

「須磨寺」

体制 刑事調査官以下9名体制（15名まで増強）

阪神ブロック

場所 尼崎市大庄西町1丁目33番1号

「円徳寺」

体制 刑事調査官以下9名体制（15名まで増強）

(3) 身元不明捜査班の活動

各警察署で身元の判明しない遺体を集中安置し、さらに詳しく身元確認作業を行った。

身元不明捜査班の活動内容は、

- ・ 身元確認のため死者から指紋を採取し、警察庁鑑識課へ指紋照会
- ・ 遺体の歯の治療状況から歯科医会へ照会
- ・ 手術痕等から医師会へ照会
- ・ 遺体の発見場所付近への聞き込み、捜査
- ・ 遺体収容時の状況、持物等の捜査
- ・ 案内簿等、受持ち警察官への聞き込み
- ・ 付近住民への聞き込み
- ・ その他、参考事項の捜査
- ・ 遺体安置所に相談に来た人からの事情聴取
- ・ 各種電話照会からの聞き取り調査
- ・ 行方不明者相談所との連携
- ・ 外国人相談コーナーとの連携
- ・ NTT死亡者リスト照会電話の利用
- ・ その他、身元確認のための捜査
- ・ 遺体の腐敗防止のためドライアイス交換作業
 - 身元が判明した遺体の遺族等への最終確認及び必要書類を作成しての遺体引き渡し
 - 医師が作成した死体検案書に検視官が連名しコピーした後、正本を遺族に交付、コピー

を警察が保管等であった。

(4) 身元確認状況

それぞれの遺体安置所の身元確認状況は、次表のとおり遺体収容数33体で、全て身元が判明し遺族に引き渡した。

	収容遺体数	身元判明数	遺体引渡数
須磨寺	26	26	26
円徳寺	7	7	7
計	33	33	33

両寺では、警察署で身元の確認が出来なかった遺体を収容したが、1月27日で収容する遺体はなくなり、円徳寺が1月31日、須磨寺が2月13日に全ての遺体を遺族に引き渡してそれぞれ閉鎖した。

身元不明捜査班では、遺体の写真一枚で身元の確認捜査を行うなど困難を極めたが、焼失した遺体9体を除く全ての遺体について1体の誤りもなく遺族に引き渡すことが出来た。

(5) 遺族対策

遺体収容場所の警備状況

戦後最大の震災であり、警察署自体が被害を受けたため、遺体収容場所の選定が困難となった。各警察署は、関係自治体の協力を得て遺体収容場所（別表4参照）を選定し、検視業務の体制を確立したが、収容場所が数箇所になり遺体の搬送・検視活動にも支障をきたしたため、災害警備本部は検視班を編成し、家屋倒壊・焼失被害の多い警察署に本部の検視班を動員し、即座に検視業務を行った。

しかしながら、遺体数が非常に多く一週間後には5,000体を超える遺体収容数となった。

各遺体収容場所は遺体で埋めつくされ、白骨化した死体や焼死体、部分死体も多く、検視・身元確認作業に支障をきたした。

このような状況のなか検視班全員に、遺体収容場所の警戒警備については、遺族感情に

十分配慮し、遺体に対する礼を失することのないよう指示し、遺体収容場所には香を焚き遺憾なきを期した。

また、遺族、関係者以外は立ち入り禁止とし、遺族に必ず警察官1名をつけて柩の開閉等を行うなど、誤りのないようにした。

夜間は、警察署の署情に応じ、警察官1～2名を配置し、警戒に万全を期した。



長田警察署管内の村野工業高校・遺体安置所

また、写真撮影等遺族感情を逆なでる無用なトラブルを避けるため、報道関係者を規制して検視業務を行った。

遺族との接遇

都市部における大震災であるため、遺族等が何名くらい集まり、それにどう対応すればよいか全く見当がつかなかったが、混乱して詰め掛けた遺族に対して、身元確認や遺体引き渡しがスムーズに行えるよう各警察署で受付勤務員を配置した。

遺体収容所に遺体が搬送された場合、受付勤務員は搬送者の所属、氏名、遺体の発見場所・発見状況等を聴取し、記録した。収容された遺体には、進行番号（一連番号）を付した認識票を作成し、遺体に添付して検視班に引継いだ。

検視班による検視、検案医師による検案が終了した遺体については遺族に引き渡すことになるが、予想以上に収容遺体が増え、また引取りに来た遺族の家が倒壊・焼失してしま

別表4：被災地域における主な検視場所

警察署名	収 容 施 設 名	合 計
東 灘	神戸商船大学、御影工業高校、灘高校、魚崎小学校、本庄小学校、友生養護学校、東灘区民文化センター体育館・駐車場、東灘保健所、東灘小学校、横屋会館、専念寺、無量寺、神戸商業高校、K-アクト、本庄第三小学校、県立予防医学協会、福地小学校、大手会館、空地区会館	20
灘	灘警察署、松陰中学校、灘区役所、灘区民ホール、灘保健所、王子柔剣道場、王子動物園ホール、六甲病院、岩屋北第二住宅、本泉寺、祥龍寺、鷹匠中学校、市民ギャラリー	13
葺 合	葺合警察署	1
生 田	下山手小学校、生田文化会館、楠寺、西本願寺神戸別院、光尊寺、浄福寺、神戸大学附属病院、川北病院、河南病院、掖済会病院	10
兵 庫	兵庫警察署、川崎病院体育館、鐘紡病院、小原病院、藤戸病院、神戸大学附属病院	6
長 田	村野工業高校	1
須 磨	須磨区民センター、須磨区体育館	2
垂 水	神戸大学医学部	1
神 戸 西	西神戸医療センター	1
神 戸 水 上	六甲アイランド病院、神戸市中央病院	2
神 戸 北	社会保険神戸中央病院、松田病院、松森病院、北区民センター	4
芦 屋	芦屋警察署、警察学校、潮見中学校、潮見小学校、精道小学校、芦屋市青少年センター、東芦屋安置所	7
西 宮	西宮警察署、津門小学校、平木中学校、平木小学校、安井小学校、大社中学校、大社小学校、大社幼稚園、瓦木中学校、瓦木小学校、香栢園小学校、甲武中学校、北夙川小学校、夙川小学校、浜脇中学校、浜脇小学校、高木小学校、広田小学校、段上西小学校、瓦林小学校、甲陵中学校、香栢園会館、安井市民会館、高木東公民館、北夙川体育館、今津体育館、西宮中央体育館、高木センター、豊乗寺、西福寺、鷺林寺、松林寺、カルメル修道院、伊丹産業寮、関西労災病院、山手会館、市立中央病院、春風小学校、西宮回生病院、西宮東高校、西廣寺、渡辺病院、宝生ヶ丘公民館、宝塚第一病院、宝塚スポーツセンター、京都武田病院、咲花病院、大阪府立病院、淀川キリスト教病院、奈良稲田病院、奈良中和病院	51
甲 子 園	甲子園警察署、西宮東高校、春風小学校、明和病院、兵庫医科大学病院	5
尼 崎 中 央	尼崎中央署、関西労災病院、東難波高層住宅集会所	3
尼 崎 西	関西労災病院	1
尼 崎 北	尼崎北警察署、西武庫病院、伊丹市民病院、関西労災病院	4
伊 丹	伊丹警察署、最祥寺、宮宗病院、恒生病院、伊丹病院、白倉内科医院、近畿中央病院	7
川 西	川西警察署、正愛病院	2
宝 塚	市立スポーツセンター、市立宝塚病院、宝塚病院、第一病院、大阪府立病院、正愛病院、宮宗病院、西宮中央病院、吹田千里救急センター、岩木病院、阪大特別救命センター、大阪脳神経外科病院、西宮市立病院	13
明 石	明石市民病院	1
三 木	神戸市内で死亡し、三木署管内等に搬送後、自宅で検視	0
加 古 川	国立加古川病院、神鋼病院	2
洲 本	県立淡路病院	1
岩 屋	北淡町民センター、小山外科、国立明石病院岩屋分院	3
津 名 西	津名西警察署、河上整形外科、志筑会館、県立淡路病院	4
高 速 隊	京橋分駐隊、深江分駐隊	2
27 警察署 167 箇所		

い、遺体安置の場所が確保できない遺族もあり、検視済みであってもそのまま収容所に残る遺体もあった。

このような状況の中、受付勤務員は、遺族等から遺体の身上関係を聴取し、遺体発見場所との照合を行うなど、誤りのないように細心の注意を払った。

また、遺体安置所に安置した遺体には、たいていの場合遺族が付き添っており、遺体安置所即ち遺族（被災者）の避難所となった。そのため、被災者に対する救援体制が整うまでの間は、遺体の取扱い・検視に加えて遺族へ毛布等を貸出すなどの世話も警察が行った。

遺族に対する説明

市区町と協同して遺体安置所を開設すると同時に市区町の職員の配置を求め、検視終了後に遺族へ引き渡しの終わった遺体の措置等を委ねたが、職員には遺体処理の経験が少なく、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可書の申請、火葬の段取りなどについて、遺族に対して満足な説明のできる状態ではなかった。このため遺族の怒りを買ひ、現場で職員が、遺族の抗議等を受けるケースが多かった。

そこで各遺体安置所においては、職員に替わって検視に当たっていた警察官が、遺族に対して検視後の各種手続き・今後の見通しなどに関する説明等を実施せざるを得ない状況となった。大抵の場合、職員に対しては怒りをあらわにしていた遺族も、警察官が替わりに説明した場合は、おとなしく傾聴してくれるのが常であった。これは、遺族らが遺体の捜索から搬送、検視にいたる過程を見聞し、警察官の苦労を肌で感じていたためと思われる。

神戸・阪神地区の埋葬

1月18日、犠牲者が多数に上り、被災市町の火葬能力を超え、神戸市、西宮市、芦屋市から他市町での火葬の依頼があったため、県

内のその他市町及び県外の火葬場の確保、遺体搬送を当該市で調整することとした。

厚生省の協力を得て調整した結果、1日の遺体受入能力は被災市町288体、県内その他市町188体、大阪府、京都府、岡山県等の近接府縣市241体など、計647体であった。

これに基づき、19日、神戸市156体、西宮市198体、芦屋市81体の遺体の搬出先を割り振った。

遺体の輸送を自衛隊に、緊急性や遺族の感情が許すならばとの留保つきで依頼し、了解を得たため、自衛隊ヘリコプター3～4機（20～24日）及び自衛隊車両約30台（21～24日）による搬送計画を策定し、20日、西宮市、芦屋市がヘリコプターで京都市へ遺体搬送を開始した。

しかし、遺体搬送がなかなか進まず、遺体が増えたため、神戸市209体、西宮市159体、芦屋市81体、計449体/日を県外の大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県に搬出する計画に改めた。

21日、西宮市の火葬場が稼働したため、22日から神戸市の遺体搬送を増やすとともに、23日には西宮市の他市への搬出は終了した。

25日、西宮市、芦屋市の自衛隊による遺体搬送は終了し、26日には神戸市も終了した。

27日以降の火葬は、神戸市、西宮市、芦屋市独自で対応した。

倒壊やガス停止で火葬場が使えない兵庫県内から、近隣の府県や市に自衛隊による遺体搬送は、車両またはヘリコプターでの積み降ろし人員の確保、ヘリポートから火葬場への搬送手段、遺族全員が同行できないため同意を得られない等の問題があり、計画どおり進まなかったが、神戸市293体、西宮市39体、芦屋市75体の計407体を搬送した。

なお、26日までに他府県を含め火葬された遺体数は約4,800体であった。

また、遺体並びに遺族関係者を搬送するた

め、パトカーによる先導を延べ43台（18～29日）で実施した。

淡路地区の埋葬

死亡者が北淡町、一宮町に集中したため、淡路3保健所が、淡路島内の火葬施設の被害状況及び協力体制について調査した結果、使用可能な施設は、5施設14基、能力30体/日であった。

このため、一宮町は洲本市に火葬依頼し、津名町及び洲本市は自己の施設で処理することとした。

その結果、20日までに18日23体、19日23体、20日10体の計56体を火葬した。

12 勤務を通じての反省教訓、エピソード等

- (1) 地震発生後、着の身着のまま警察署に参集した。遺体捜索のため現場に急行せよといわれても、作業服、手袋、長靴等がない者もいた。

また、現場に行っても捜索する道具がない。警察署といえば、避難した住民で一杯になり、住民が水の出ないトイレを使用するためトイレが糞尿であふれ、異臭が漂っていた。

今後はこのような災害を想定し、各警察署の地下に貯水槽を作り緊急用水を確保するとともに、スコップ、のこぎり、つるはし、発動発電機、出勤服、手袋、長靴等を50～100名分は常時用意しておき、災害に備えるような体制を整備しておく必要がある。

- (2) 停電のため、夜間の検視作業では発動発電機を使用したが、その台数が足りず、懐中電灯で検視を行い、夜間の検視活動に支障をきたした。

また、検視場所が被災者の避難所になっていたところも多く、発動発電機の音が問題になったところもあった。

- (3) 検視業務では通常の3倍以上の人員が必要であったのに、3分の1しか検視に従事する者がいないので、毎日休憩なしで作業していた。柩の組立て要員、遺体の搬送要員も検視班から出さなければならなかった。全てが、人手不足であった。

- (4) 検視後、手洗いの水が無いため、手を洗わず食事をしていた。

- (5) 毎日、検視場所が待機場所兼宿泊場所であり、遺体と同じ場所で寝泊りしていた。毛布にくるまり仮眠していたところ、朝、同僚に遺体と間違われた。

- (6) 遺体の安置場所で毛布にくるまり横になって仮眠をとっていると、ふっと胸のあたりが締めつけられるような感じを受けた。横で寝ていた同僚に「おい、何か苦しくないか。」と尋ねると、やはり彼も苦しいらしく青い顔をしていた。

二人で助け合い外に出たところ、すぐに楽になったので再び仮眠をとるため遺体の安置場所で横になったところ、やはり苦しくなった。仕方なく外の階段で寝ようとしていたら、通りかかった署員が、「この寒さだから見えないけれど、柩の中に入れてあるドライアイスの二酸化炭素が床の上を這っているんですよ。やっぱり空気より重たいですからね。」と言って去って行った。「そうだったのか。」と二人で絶句した。

第5 交通警察活動

阪神・淡路大震災（以下「大震災」という）は、ビルや家屋の倒壊、ガス管・水道管の破断、電線の断線等ライフラインに甚大な損害を与えたほか、鉄道、道路網を寸断するなど都市機能を完全にマヒさせた。

交通管理者である交通警察は、災害による交通障害箇所を早急に掌握し、道路障害情報及び回情報を迅速かつ適正に道路利用者に伝達して道路交通の混乱を防止し、また、災害のそれぞれの段階に対応して、二次的災害の防止、救助救援活動を行う車両等の通行の確保等が重要な任務となった。

大震災においても

- 火災・生き埋め等に対応して緊急活動を優先せざるを得なかった。
- 交通管制施設が大きな被害を受けた。

等の多くの困難を克服して

- 災害の実態及び交通情報を迅速的に把握すること。
- 各所で発生する火災やビル等の建物の倒壊、道路の損壊等交通危険箇所を把握し適切に対応すること。
- 被災地の交通実態に応じた緊急交通路の円滑な通行を確保すること。

を最重点施策として諸々の対策を講じた。

1 兵庫県の交通の特徴

兵庫県の交通網は、県南部の瀬戸内地帯に集中する主要幹線道路を中心として構成されており、その特徴は、

幹線道路で東西に結ぶ線の交通網しかない

国道2号、国道43号及び阪神高速道路が東西に走っているが、北側が六甲山地、南側が瀬戸内海に挟まれた帯状の地域であるため南北交通が発達していない。

また、北から南に流れる河川が東西交通を

横切りこれに架かる橋が交通のネックとなっている。

近畿と中国、四国、九州地方を結ぶ通過交通が膨大である

大阪・神戸を結ぶ道路は、さらに第二神明道路から国道2号バイパス（加古川バイパス）を経て山陽自動車道、中国自動車道、一般国道により中国、四国及び九州へと伸びる交通の要所となっている。

神戸港を中心とした物流交通が発達している

神戸港は、港湾貨物コンテナの取扱量では全国第3位、外国貿易コンテナの取扱量は全国第1位であり、神戸を中心に大量の港湾貨物交通が発生している。

等であり、いずれも狭い地域に交通が集中する要因となっている。

2 交通関係施設の被災状況

大震災による交通施設の被害は、運転免許試験場の試験コースや運転免許課庁舎及び約283万人の運転免許保有者を管理するコンピューターが甚大な損傷を受けた。

また、信号機や道路情報板等の交通管制機器の壊滅的損壊は、刻々変化する交通情勢に応じた適切な交通管理施策の実施に大きな打撃となり、まさに手足をもがれた形での交通警察活動となった。

(1) 交通管制センター等の被災状況

地震が交通管制エリアを直撃したことから、交通管制センターの各種設備をはじめ、通信回線、端末装置等に甚大な被害を受け震災直後の交通情報の収集、交通規制の実施に大きな支障を来した。

地震直後の主な損害状況は、次の通りである。

本部センター	
ア センター中央装置	
転倒、落下	
管制機械室空調装置	4基
管制室交通流監視モニタテレビ	4基
交通情報系ワークステーション	1基
各種操作卓	7基
違法駐車抑止システム操作卓	2基
作動異常	
運用管理系中央装置	1基
信号制御下位装置	2基
新A V I中央装置	1基
通信制御装置	2基

イ 通信回線
 本部センターから姫路センター、本部センターから加古川サブセンター間の通信回線が不通となった。
 管制端末装置との通信回線は、震災直後神戸市内の約50%が不通になった。

尼崎センター

ア センター中央装置	
外見的損傷はなし	
作動異常	
空調装置	1基
信号制御下位装置	1基
通信制御装置	1基

明石サブセンター
 信号下位装置に障害があったが修理により即時復旧した。

管制端末装置

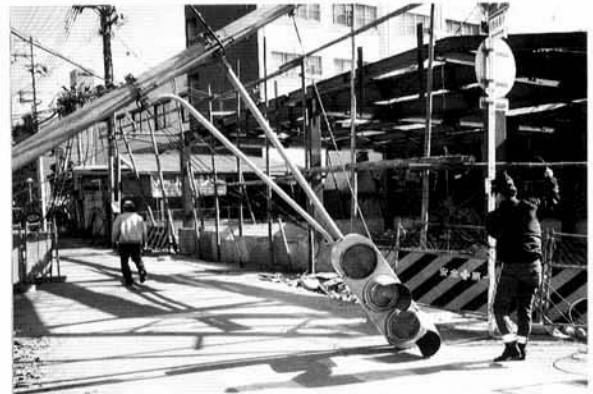
ア 地域制御機	
機械的障害又は作動不良のもの	
本部センター	
障害基数	84基
作動不良基数	47基
尼崎センター	
障害基数	43基
作動不良	24基
停電又は信号線の断線状況（震災当日）	

本部センター	480 (515) 基
尼崎都市センター	50 (372) 基
明石サブセンター	36 (118) 基
(注) () 内は設置基数	
イ その他管制端末装置	
(本部エリア及び尼崎エリア内のみ)	
フリーパタン	4 (11) 基
セミフリーパタン	3 (23) 基
専用パタン	2 (5) 基
字幕式情報板	5 (12) 基
路側通信端末装置	4 (8) 基
監視カメラ装置	8 (41) 基
(注) () 内は設置基数	

(2) 安全施設の被災状況

信号機（倒壊、傾柱）

倒壊、傾柱	219本
柱曲損	63本
制御機	22基
灯器	182箇所
断線等	134箇所



倒壊した信号機

標識

角度の傾き	
大型	15本
路側	410本
柱の倒壊、傾斜	
大型	53本
路側	2,180本
表示板の曲損	

大型	29本
路側	2,278本
補助板の損傷	
大型	6本
路側	889本
玉切れ	134箇所

(3) 運転免許課、運転免許試験場

コンピューター関連機器の被災状況（当日）

ア 中央処理装置	
コンピューター 本体	転落、破損
イ コンピューター関連装置	
磁気テープ装置	3 台
磁気ディスク装置	5 筐体
高速日本語ページプリンター	1 台
漢字プリンター	4 台
光学文字読取り装置	1 台



倒壊した運転免許課コンピューター

庁舎

ア 明石庁舎	
庁舎柱	折損
庁舎柱	亀裂
煙突	落下
壁	亀裂、剥離
天井	脱落
技能試験コース	亀裂及び段差

イ 運転免許更新センター	
壁	亀裂
天井	板剥離
ウ 阪神運転免許更新センター	
壁	亀裂
床等	亀裂
スロープ	陥没

(4) 取締り装備器材の損害等

近接排気騒音測定装置	9 基
速度違反自動監視装置	
レーダー	3 基
オービスⅢ	12 基

3 交通情報の収集と対応

兵庫県南部地域における交通管制は、通常本部センター（神戸）、尼崎センター（尼崎中央警察署内）、姫路センター（姫路警察署内）、そして明石（明石警察署内）及び加古川サブセンター（加古川警察署内）の5センターにより、東は尼崎市（大阪府境）から、西は相生市までの瀬戸内地域に管制ネットワークを構築して、本部管制センターからの一元的な広域交通管制を行うとともに、それぞれの地区情報収集システムにより必要な交通情報を得て運用しているが、中枢の本部センターが被害を受け、管制端末装置との通信回線の約90パーセントが不通になるなどの損傷を受けたため交通管制システムが作動不能となる中、交通管制センターに交通規制・交通管制班（班長 屋久哲夫交通規制課長）を設置して、兵庫県南部の道路を通過しようとする車両の流入を抑制し、緊急輸送ルート設定のために道路の損壊や交通障害箇所等情報の収集を行った。

- 震災後の道路状況の把握は困難を極めたが、
- 交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署の現場警察官による巡回把握
 - 交通監視カメラ、車両感知器等生き残っ

た管制端末を活用した情報収集

- ヘリコプターによる調査
- 道路管理者等関係機関との連携

により、1月17日夕刻までに主要道路の障害状況を掌握した。

(1) 道路の被害状況

高速道路の被害状況

高速道路は、阪神高速道路3号神戸線（神戸市東灘区深江南町）の高架が約600メートルにわたり倒壊したのをはじめ、兵庫県内の高速道路のほとんどが被害を受け、地震発生直後から全線が通行止めとなった。

阪神高速道路3号神戸線の倒壊は、落橋部分に前部を乗り出し落ちかかった観光バスとともに、今回の地震の大きさと破壊力を示す象徴的アングルとして各メディアで取上げられたが、走行中の車両が側壁に叩き付けられたり、車両相互の衝突や、落下した橋の下敷きになったりして死者16人を出す大惨事となった。

阪神高速道路の通行止めは、被災地を中心にした基幹東西交通を完全に遮断し、車両の全てが一般道路を通行しなければならない状況を生みだし、被災地の交通混乱の原因となった。



倒壊・脱落した高速道路

一般道路の被害状況

一般道路においては、隆起、陥没、路肩崩れ等の道路自体の損傷に加え、阪神高速道路の国道43号上への倒壊や歩道橋等の高架橋の道路への落下、沿道のビル、家屋の倒壊等により、至る所で道路が遮断され、交通が寸断された。

震災直後の主な交通障害

(1月17日22時30分現在)

路 線	障 害 箇 所
国 道 2 号	神戸市内（道路陥没等）
姫 路 バ イ パ ス	姫路東～高砂（通行止）
加古川バイパス	全線（通行止）
国 道 43 号	西宮以西（高速高架落下）
国 道 171 号	西宮市（陸橋落下）
国 道 175 号	多可郡（道路陥没）
国 道 176 号	宝塚市（家屋倒壊）
阪神高速神戸線	全線（高架部倒壊、落橋）
阪神高速湾岸線	全線（落橋）
阪神高速北神戸線	全線（通行止）
第2神明道路	全線（通行止）
名神高速道路	西宮～京都南（通行止）
中国自動車道	吹田～西宮北（高架損傷）
舞鶴自動車道	吉川～春日（通行止）
山陽自動車道	姫路東～龍野（通行止）
芦有有料道路	全線（通行止）
播但有料道路	全線（通行止）

注1：高速道路・自動車専用道路については、緊急自動車等は通行可能な路線があった。

注2：交通障害箇所94箇所（高速道路29箇所、国道12箇所、県道31箇所、市道その他22箇所）

(2) 震災後の道路交通状況

被災地の鉄道網は、高架の崩壊、列車の脱線転覆、建造物の倒壊により完全にマヒし、港湾貨物は、港湾施設の損壊、港湾道路の損傷によりその機能をほとんど停止し、人・物の移動は、自動車等道路交通を使う以外に手段がなく物流が道路に集中した。

さらに、被災地域の道路は、被災車両の放置、ガレキの散乱、路面の隆起・亀裂、火災の発生等の交通障害があるところへ、大量の避難車両、家族・身内の安否を気遣い援助物資を運ぶ車両が集中した。

しかも、ほとんどの警察官が被災者の救助を第一として活動し、交通障害に応じた交通規制

が実施できなかったため、各所で交通渋滞が発生した。

4 高速道路の緊急対策

(1) 近畿管区警察局保安部高速道路管理室（以下「吹田管理室」）の対応

吹田管理室は、地震発生直後に震源地である兵庫県をはじめ、滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県の2府4県の高速自動車国道9路線564.8km、指定自動車専用道路4路線66.1kmについて、全面通行禁止及びインター閉鎖を行い、通行車両の強制流出の交通規制と管轄の高速道路等の安全点検を実施した。

管轄の各高速道路交通警察隊（以下「高速隊」）に高速道路等の被災状況の把握と報告を指示するとともに殺到するマスコミ等の照会に対応し、また交通情報センターを通じて交通障害箇所や交通規制の状況及び阪神地区を通行しない広域う回路を広報して、被災地域を通過しようとする車両の流入抑制を図った。

中国縦貫自動車道（以下「中国道」）に対する広域的な交通対策

中国道の宝塚ICから西宮北IC間にある橋脚の座屈等の損壊が確認されたことから中国管区警察局に対し、神戸方面への車両について津山IC以東の通行禁止及び強制流出と国道9号等の広域う回路への誘導を要請した。

名神高速道路に対する広域交通対策

名神高速道路の下り（神戸方面）については、安全点検が終了した時点で京都南まで規制を解除し、国道1号（大阪方面）、国道9号（山陰方面）、国道8号（北陸方面）、国道24号（奈良・和歌山方面）にう回路誘導した。

(2) 兵庫県高速道路交通警察隊の対応

ア 情報収集

地震の発生とともにパトカーを出動させ情報収集を開始したが、阪神高速道路は、高架の倒

壊、脱落により寸断され走行できず、一般道路から自転車による情報収集を実施した。

しかし、被災の中心地を東西に走る阪神高速道路を管轄するため、隊員の制服姿を見た被災者からの救助要請が相次ぎ、それぞれの分駐隊を出発したものの情報収集は遅々として進まず、完全に掌握できたのは正午過ぎであった。

情報収集に出た隊員からもたらされる報告は、中国縦貫自動車道及び山陽自動車道については、「異常無し」の報告ながら、阪神高速道路の担当分駐隊からは、「陥没、倒壊、落橋、道路歪曲、車両転落、車両炎上、即死」等々想像を絶する被害の報告であった。

直後の主な報告内容

- 名神高速道路
 - ・ 西宮JC付近高架落橋、通行不能
- 阪神高速道路3号神戸線
 - ・ 摩耶ONランプ亀裂、通行不能
 - ・ 西宮戎神社前付近高架落下
 - ・ 御影本町4丁目付近脱落
 - ・ 20.4KP落下、R43を走行中の車両が下敷き炎上中
 - ・ 深江南町4丁目付近約500メートルが倒壊、車両約15台がR43に落下
 - ・ 西宮本町高架落橋により大型貨物車等3台が炎上中



高速道路の事故

イ 交通規制

高速道路は、引続く余震の中で、倒壊寸前の高架等極めて危険な状態であったため、道路管

理者に各ブースの閉鎖を指示するとともに、現場にある車両は直近のランプウェイから逆行誘導して排出し、後続の車両の通行禁止措置を講じた。

各道路管理者は、地震発生と同時に各高速道路全線を閉鎖して道路管理者による通行禁止規制を実施した。

ウ 救出・救護及び遺体収容活動

地震発生時における事故発生状況

路 線	死 亡	人 身	物 損
阪 神 高 速	13	72	32
名 神 高 速		1	1
国 道 43 号	3		
合 計	16	73	33

注：国道43号に落下死亡を含む。

高速道路上には負傷者が多数取り残され、また高架下を並行して走る国道43号では、倒壊した阪神高速の下敷きになった車両や漏れたガソリンに引火し炎上中の車両の中に死者、負傷者が放置されたままであったことから、通行者の協力を得て救出、収容作業を行った。

作業車両の乗り入れができなかった高速道路上の車両については、通りかかったクレーン車の協力を得て、つり上げて救出・収容した。

遺体は、神戸市中央区の阪神道路公団会議室に収容・安置し、検視を検討したが、高速隊が平時に要請する医師は、自病院に殺到する負傷者に忙殺され要請に応じられなかった。

そこで、神戸市立中央市民病院に要請し、1月17日から1月21日までの5日間にわたり同病院の医師による検視を実施した。

○ 検視結果(死亡原因)

高架橋の倒壊、落橋によるもの	10件
高架橋と落下炎上したもの	3件
車外放出後轢過されたもの	1件
追突事故によるもの	2件

なお、収容した遺体の安置にあたり、公団関係者に依頼して線香や花束等を準備したが、地

震で混乱する中その入手は困難であった。

エ 放置車両の措置

運転者は、地震の発生と同時に車両を高速道路上に放置して避難したため、本線上に多数の車両が放置されたが、公団と連携して高速道路外に移動したうえ所有者に返還した。

○ 車両の放置状況

阪神高速神戸線	93台
大型貨物車	40台
大型乗用車	5台
普通貨物車	29台
普通乗用車	19台
阪神高速湾岸線	7台
大型貨物車	3台
普通貨物車	3台
普通乗用車	1台
名神高速道路	1台
大型貨物車	1台

5 一般道路における緊急対策

(1) 現場警察官による通行禁止等の措置（1月17日の交通規制）

震災直後の交通状況は、各地で道路損壊、道路上への家屋の倒壊、火災の発生等による寸断状態にあった。

また、交通信号機も倒壊、断線等により機能していない状態であったため、交通が渋滞している主要交差点や、交通の危険が生ずるおそれのある地点に警察官を配置して道路交通法第6条の現場警察官による交通規制を実施した。

(2) う回路対策

被災地域では、道路損壊等により通行可能道路が極めて限定され、一部の道路に車両が集中して大渋滞を引き起こしていることから、通過交通の被災地域への過度流入の回避措置を講ずるため、掌握した情報に基づき、兵庫県南部を通過しようとする車両に、地震による被害がな

く、かつ、交通量の少ない次の広域う回路ルートを示して通過交通の分散を図った。

○ 設置した広域う回路

東行きう回路

国道2号～姫路市夢前橋西詰め～国道29号（鳥取）～国道9号

国道2号～姫路市天神前～国道312号～国道9号

国道2号～姫路市二本松～国道372号～京都市

西行き

国道9号（京都市）～福知山～和田山～八鹿～鳥取

国道327号（京都市亀岡）～篠山～姫路市
国道9号（京都市）～国道175号（柏原）～国道372号～姫路市

隣接の大阪府警察と岡山県警察には、被災地域の現状と設定したう回路を示して、兵庫県北部へ誘導することへの協力を要請した。

また、吹田管理室は、近畿地区全域における広域交通管理を推進し、被災地への車両の流入抑制を図るとともに中国管区警察局に対し、う回路誘導の要請を行った。

(3) 広報対策

ア 道路交通情報センターによる情報提供

交通情報センターの道路利用者に対する交通情報の提供は、通常、各都道府県に設置された道路交通情報センター（以下○○センターという）から放送機関を通じて行う定期的なラジオ放送とテレホンサービス等により行っているが、東京本部は、大地震の発生と同時に、東京本部内に非常災害対策本部を、大阪事務所に地域非常災害対策実行本部をそれぞれ設置して大阪の実行本部が収集・集約した情報及び警察庁の情報を収集して各情報センターを通じて逐次放送等により全国の道路利用者に情報提供した。

被災地域の中心部に設置された神戸センターが交通情報収集システムの壊滅的損傷や設備等

の損壊等により運用できない中、全国ネットの情報提供システムが以後の広域う回路誘導、交通総量抑制等の交通対策に大きな威力を発揮した。

神戸センター

神戸センターは、兵庫県警察本部交通管制センターに設置され、通常一日約30回の放送と約120回の電話照会に応じる等により道路利用者に交通情報を提供しているが、

放送資器材が損壊した。

職員が交通機関の途絶により参集できなかった。

ラジオ関西等放送機関が被災した。

テレビ、ラジオは被災状況の放送に終始した。

ため被災地の交通障害情報を放送をできたのは、KissFMによる午後5時40分が最初であり、以後17日中に3回の放送を実施した。

大阪センター

神戸センターが地震の影響で情報提供できないなか、大阪センターが臨時放送を含めて96回の情報提供を行った。

○ 利用した各放送機関

NHK大阪

ABC（朝日放送）

MBS（毎日放送）

OBC（ラジオ大阪）

FM大阪

FM802

その他のセンター

全国の各センターは、東京本部の要請をうけて、臨時放送の実施や定時の交通情報番組の中に被災地域の交通情報を折込む等により情報提供を行った。

○ 主なセンターの放送回数

関西方面

大津センター 7（7）回

京都センター 45（29）回

高速吹田センター 7（97）回

和歌山センター 4（5）回

その他の方面

岡山センター	4 (4) 回
広島センター	22 (18) 回
高松センター	14 (11) 回
九段センター	69 (67) 回
名古屋センター	57 (45) 回
高速一宮センター	6 (5) 回
金沢センター	10 (9) 回

注：() は、通常の放送回数である。

イ テレホンサービスによる情報提供

各センターは、道路利用者等から殺到する電話照会に対応するため、道路障害箇所、う回路、交通規制状況等のテレホンサービスを行ったが、いずれも通常の3倍から10倍の利用件数であった。

震災当日の利用件数は、

○ 関西方面

神戸センター	1,537 (521) 件
大阪センター	2,674 (292) 件
京都センター	3,890 (442) 件
大阪センター	12,603 (6,140) 件
高速吹田センター	293 (293) 件
阪神公団大阪駐在	669 (515) 件

○ その他の方面

九段センター	5,840 (2,715) 件
名古屋センター	5,136 (1,042) 件
高速一宮センター	1,084 (325) 件
岡山センター	2,602 (162) 件
広島センター	4,207 (436) 件
高松センター	1,394 (197) 件
JH広島管理駐在	381 (112) 件

注：() は平成5年の平均利用回数

であった。

ウ パソコンネット「HPN」による情報提供

兵庫県警察では、震災当初から平成6年12月に開設したパソコン通信「兵庫ポリスネット(HPN)」の電子掲示板に交通情報等各種震災情報(警察関係情報25件、県庁関係情報311件)を入力して情報提供を行ったが、震災直後から

6月27日までの間に警察情報に約5000回、県庁情報に19,000回のアクセスがあり、情報提供に威力を発揮した。

(4) 輸送ルート等設定及び交通規制の実施

被災地道路の損壊、障害等により交通が混乱した状況下において、緊急避難路及び被災地への緊急援助車両及び救援物資・復旧資器材等の搬送車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、災害対策基本法76条に基づく緊急輸送ルートを設定して不要不急の一般車両の通行を禁止する交通規制を検討した。

震災当初の交通情勢は、断続的に発生する余震や障害箇所の被害程度と回復の見通しが判然とせず、また地震の発生と同時に通行止めとなった第二神明道路等の規制解除の予定が立たないため、緊急輸送ルートを通行できない被災地域内の一般車両のう回路が決定できなかった。

試行錯誤の結果、比較的道路損傷が軽微で、倒壊建物等による通行障害の除去が進んだ国道2号を中心に、緊急輸送ルートを設定することにした。

ア 暫定措置としての緊急輸送ルートの設定

地震当初から、災害対策基本法第76条に基づく緊急物資等輸送ルートの設定による、公安委員会の交通規制の実施に向けた検討を重ねたが、余震により路側のビルが道路上に倒壊して、新たな通行障害が発生するなど、なお流動的でう余曲折が予想された。

そのため、災害対策基本法によるルートの設定は時期早尚と判断し、警察官の運用で対応しやすい道路交通法(警察署長等による交通規制)で対応することとした。

イ 災害対策基本法第76条に基づく緊急輸送ルートの設定と交通規制の実施

警察署長規制による緊急物資輸送ルートを指定した後も、引続く余震は、マグニチュード5から2を記録しており、緊急輸送ルート沿いのビルの倒壊、東灘区第二工区内のLPGタンク

のガス漏れ事案等が発生して設定したルートの変更を余儀なくされる等余曲折があった。

しかし、1月19日の早朝、ようやく災害対策基本法による緊急物資輸送ルートを決し、規制期間を1箇月として必要な交通規制を告示した。

緊急輸送ルートの一部変更

第二神明道路復旧に伴い、阪神高速北神戸線の未復旧区間（藍那～箕谷間）を除き自動車専用道路をルート指定する等の一部変更を行った。

災害対策基本法に基づく指定ルートの追加変更

国道2号岩屋交差点、国道43号及び阪神高速道路北神戸線の復旧に伴い、各指定ルートを解除又は追加・変更した。

高速道路の指定

阪神高速5号湾岸線、名神高速道路の復旧に伴い、同高速道路を新たに緊急物資輸送ルートと指定して、高速道路交通警察隊長の交通規制（通行禁止）を実施した。

被災地域のルート指定期間の満了を控え、緊急物資等の輸送需要は減少せず、また転換予定の道路交通法による交通規制（公安委員会の交通規制）の内容の周知徹底になお時間が必要であることから災害対策基本法に基づく交通規制を6日間延長した。

ウ 道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の指定（道路交通法に基づく交通規制に切替）

被災地における復興事業を最優先とし、復興及び生活関連物資の円滑な輸送を確保するため、国道43号を「復興物資輸送ルート」に指定して、ガレキの搬送等復興に関する車両以外の通行を禁止した。

国道2号は「生活・復興関連物資輸送ルート」とし、ワゴン車等の貨物車、バス等以外の通行を禁止した。

阪神高速5号湾岸線が六甲アイランド北ICまで仮復旧したため、規制区間を延長した。

復興活動が進み、夜間における指定ルートの

除外指定車両が減少し、一般車両への規制ルート開放の要望が強まったため、一般車両交通を夜間へシフトすることを目的として規制時間を短縮し、さらに公共輸送機関としての性格を有するタクシーを規制対象から除外して、交通総量削減に寄与させるための交通規制とした。

(5) 交通規制の変遷

日々変る復興状況に対応した緊急輸送ルート等の変遷に応じて、交通規制も順次見直し等を実施した。

ア 道路交通法に基づく現場警察官による通行禁止等

震災当日（1月17日）被災地では、各警察署の署情に応じて、道路の損壊、ビルや家屋の倒壊等による通行の危険回避及び混雑緩和の措置を行った。

イ 道路交通法（警察署長、高速道路交通警察隊長規制）に基づく緊急輸送ルートの指定

1月18日から1月19日にかけて、災害対策基本法による交通規制が行われるまでの間、道路交通法に基づく緊急輸送ルートの指定を行った。

東ルート

国道2号（府県境から徳井）～県道唐櫃線（徳井から弓の木）～市道山手幹線（弓の木から二宮橋）～市道生田川右岸線（二宮橋から生田川）～国道2号（生田川から三宮）～県道神戸停車場線

東ルート（予備）

国道9号～近畿舞鶴道（福知山ICから吉川IC）～中国縦貫自動車道（吉川ICから神戸三田IC）～六甲有料道路～以下西ルート

西ルート

山陽自動車道（県境から姫路東IC）～播但連絡道路（姫路東ICから福崎IC）～中国縦貫自動車道（福崎ICから神戸三田IC）～六甲北有料道路（神戸三田ICから唐櫃IC）～県道神戸三田線（唐櫃から箕谷）～新神戸トンネル（箕谷から二宮橋）～市道生

田川右岸線～国道2号（生田川から三宮）～
県道神戸停車場線

ウ 災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの
指定

1月19日から2月18日の間、災害対策基本法
に基づく緊急輸送ルートの指定を行った。

東ルート

国道2号（府県境から昴取）～市道商船学校
線（昴取から森南町3丁目）～市道山手幹線

西ルート

姫路バイパス（姫路東JCT）～加古川バイ
パス（明石西IC）～県道志染土山線（清水）
～国道2号（清水から福田川）～県道垂水妙
法寺線（福田川から新奥畑）～県道神戸加古
川姫路線（新奥畑から運動公園前）～山麓バ
イパス（布引）

なお、1月22日と2月1日には、道路交通事
情の変化等により、ルートの追加及び変更等の
措置をとった。

エ 災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの
実施期間の延長

被災地域のルート指定期間の満了を控え、緊
急物資等の輸送需要は減少せず、また転換予定
の道路交通法による交通規制（公安委員会の交
通規制）の内容の周知徹底になお時間が必要で
あることから災害対策基本法に基づく交通規制
を2月19日から2月24日まで6日間延長した。

オ 道路交通法に基づく復興物資及び生活・復
興関連物資輸送ルートの指定

被災地における復興事業を最優先とし、復興
及び生活関連物資の円滑な輸送を確保するため、
被災地への流入路となる国道2号、国道43号を
中心として2月25日から道路交通法に基づく復
興物資及び生活・復興関連物資輸送ルートの指
定を行った。

復興物資輸送ルート

国道43号（武庫川2丁目から岩屋）

（規制時間 6：00から23：00の間）

阪神高速5号湾岸線（鳴尾浜から南芦屋浜ま

での湾岸側道を含む。）（府県境から魚崎浜
RW）

（規制時間 終日）

名神高速道路（下り線）（尼崎ICから西宮）

（規制時間 終日）

生活・復興物資関連輸送ルート

国道2号（西大島から岩屋）

（規制時間 6：00から23：00の間）

第二神明（東行き全区間）

（規制時間 6：00から22：00の間）

阪神高速7号北神戸線（東行き全区間）

（規制時間 6：00から22：00の間）

第二新神戸トンネル（南行き全区間）

（規制時間 6：00から22：00の間）

(6) う回路の設定

震災当初、阪神間の全ての高速道路等を通行
禁止としたことから、近畿圏を通過しようとす
る車両を兵庫県北部の国道9号等に誘導し、あ
るいは道路交通以外の輸送手段へのシフトを要
請したが、高速道路等の安全性の確認、道路障
害の回復の進展に従い、交通規制を解除し、中
国縦貫自動車道を中心とした広域う回路を
示して誘導した。

広域う回路（岡山・大阪・京都方面）

○ 岡山～国道9号～福知山～京都

○ 岡山～姫路～国道372号～社～篠山～国
道173号～池田又は国道9号

○ 岡山～姫路～国道372号～中国縦貫自動
車道～大阪・京都

○ 岡山～姫路～県道神戸加古川姫路線～三
木～県道三木三田線～三田～国道176号～
池田～大阪

国道2号、国道43号等を緊急物資等輸送路と
して指定したため、一般車両の通行路として市
道山手幹線、県道琴浦線、県道甲子園尼崎線
（通称臨港線）等を域内う回路として設定し、
誘導した。



波賀野交差点におけるう回誘導

域内う回（三宮から大阪間）

- 三宮～加納町3丁目又は生田川～二宮橋～山手幹線～高德～処女塚～春日～南宮ポンプ場前～臨港線～元浜又は武庫川2丁目～国道43号～県道尼崎宝塚線～西大島～国道2号～大阪

(7) 緊急輸送路規制に関する相談等の窓口の設置

規制ルートを通行できる車両に関する照会が殺到したため、交通管制センターに専用回線を開設し、また、災害警備本部エリア交通班に専任の係官を配置する等照会の対応にあたった。

2月25日から3月13日の間の照会受理件数は、次のとおりである。

電話照会	14,844件
来庁	851件

(8) 緊急物資等輸送車両等の先導

地震発生翌日から、被災地域に急行する緊急物資等輸送車両や救援車両が渋滞のため立ち往生したり、遠方からの緊急物資等輸送車両が指定された目的地がわからず右往左往する状況があり、それに対応するため、交通機動隊の白バイとパトカーにより救助・救援車両等の先導・誘導活動を実施した。

要請により出動した件数は272件で、1月18日から1月28日までの11日間に約80.5パーセントの219件が集中したが、救助活動の進展に伴っ

て減少した。

交通事情も好転したので1箇月経過した2月17日で活動を終了した。

その詳細は次のとおりである。

緊急物資輸送車両	70 件
自衛隊派遣車両	61 件
医師・医薬品搬送車両	34 件
遺体搬送車両	32 件
燃料搬送車両	28 件
電気・ガス・水道復旧車両	9 件
その他	38 件
計	272 件

(9) 運転免許対策

大震災により、運転免許課及び運転免許試験場の庁舎設備やコンピューター関連機器及び技能試験のコースに亀裂、降起等の甚大な被害をもたらした。

運転免許課では、震災当日から職員、関係業者等を総動員して復旧に努め、1月17日深夜までにコンピューターの作動にこぎ着けたものの、出入力や送信が安定しない等運転管理者システムは機能しなかった。

また、庁舎も倒壊は免れたものの、柱には大きな亀裂が入る等倒壊のおそれがあり、一般人の入庁を禁止せざるを得なかったため、大震災当日から全ての運転免許課及び運転免許試験場業務を中断した。

ア 更新予定者の免許証有効期間の延長措置

運転免許業務の中止は、更新予定者等に大きな不利益が生じることが予想されたため、警察庁と協議して、

兵庫県に住所を有する者

地震に関連して救援活動や復興活動に応援派遣された者

について、運転免許行政上の緊急の特例措置として、有効期間の末日から5週間の延長をすることとした。

延長措置は、全国統一事項として警察庁から

各都道府県警察に連絡され、3月1日「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」が施行されるまで運用され、32,166人がその適用を受けた。

イ 運転免許再交付の特例措置

被災地では、運転免許証が火災で焼失したり、倒壊家屋の下敷きによる紛失等が多数発生して、り災家具や負傷者の搬送、復興活動その他の諸活動に影響がでた。

さらに、銀行等の金融機関は、預（貯）金の引出しに関し、貯金通帳等を焼失・紛失している場合は、運転免許証を身分証明書として認める施策を打出した。

このため、被災者等に対する支援活動の一環として、1月23日から2月16日までの間

- 明石運転免許更新センター
- 阪神運転免許更新センター
- 東灘警察署
- 長田警察署

の各会場において、運転免許課員が申請書を受理した後、運転免許課で免許証を作成し、受理会場で再交付する特例措置を実施した。

なお、申請書及び作成した免許証は白バイ隊員により会場と運転免許課間を搬送した。



手書きの免許証

特例期間中、各会場で7,090件の再交付免許を作成し無料で交付したが、メインコンピューターの故障のため初日と翌日の一部は手書きで、約600名の免許証を作成した。

ウ 運転免許業務の全面再開

運転免許課では、り災コンピューターの補修、

仮起動、精密再調整、テスト運転等を経て2月16日から県下全域について業務を再開した。

エ 運転免許試験の再開

運転免許試験場では、試験コースの修復工事を進めるとともに、場内に免許試験再開プロジェクトを編成し、試験会場の確保や試験会場を分散した場合の試験方法等の検討及び必要備品の調査・準備等試験再開に向けての対策を講じた。

(ア) 試験の暫定実施

明石運転免許試験場では、免許試験の中止により、相当数の受験予定者が影響を受けるため、2月16日から2月24日までの9日間、指定教習所の卒業者や免許証の有効期限の切れた受験者等を対象に、コースを使わない試験を暫定的に実施し、期間中に2,295名が受験した。

試験会場は、有瀬会館、南別府会館、恵三マンション集会室を借り上げて分散した。

明石運転免許試験場では、受験受付と受験指定票の交付のみを行なった。

受験の受付は、使用禁止の庁舎前にテントを設営して実施した。



テント張りの受付状況

兵庫県北部の受験者に対する実技試験は、通常は積雪のため閉鎖する運転免許試験場但馬分場を使用することとし、試験コースに積もった雪の取り除き作業を行って実施した。

神戸、阪神、東・西播及び淡路方面の実技試験を受けられなかった受験者については、試験再開後の混乱を避けるために、試験日を指定した整理券を発行して対応した。

注1 平成6年の受験者数は、2月が24,360人、3月が38,060人である。(1日平均約1,500人)

注2 但馬分場は、12月下旬から3月第3週の間は、積雪のため閉鎖する。

(イ) 試験の再開

2月25日に明石免許試験場の技能試験コース修復が完了したため、2月27日から先の暫定試験場に

阪神更新センター

伊丹警察署

日の出農協津名会館

を加えた5箇所8会場において、本格的に業務を再開し、二輪コース跡に仮庁舎が完成した7月末まで、試験会場分散方式及び出張方式による運転免許試験を実施した。

各会場の受験者数(6月30日現在)

試験会場	受験者数
明石(有瀬会館)	33,495
南別府会館	31,855
恵三マンション集会室	8,299
但馬分場	3,878
阪神更新センター	3,833
伊丹警察署	2,318
日の出農協津名会館	612
その他	232
合計	84,522

注1 運転免許取得者の特定権利の存続の延長期間内を集計した。

注2 その他の数は、篠山警察署で実施した原付免許試験及び加古川刑務所で実施した主張試験の受験者数である。

オ 緊急措置法に対する対応

大震災の被害を受けた者の行政上の権利利益(以下特定権利)を回復し、また保全するために、3月1日「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法(平成7年法律第19号)」が公布・施行されたことに伴い、運転免許関係の特定権利21項目について、平成7年6月30日を限度として特定権利の存続

期間の満了日を延長し、61,847人がその適用を受けた。

道路交通法関係

- ・ 法第87条第5項の仮免許の有効期間内において当該仮免許が有効であること。(仮運転免許の有効期間) 196名
- ・ 法第90条第1項の規定にする免許証の有効期間内において当該免許証が有効であること。(運転免許証の有効期間の特例) 60,959名
- ・ 法第97条の2第1項の規定により運転免許試験の一部が免除されること。(運転免許試験の一部を免除する期間) 215名
- ・ 法第100条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者であることにより同項の再試験が行われないこと。(再試験の適用除外者の期間) 220名

道路交通法施行令関係

- ・ 令第26条の3の3第1号に掲げる者であること。(運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転することができる者) 35名
- ・ 令第26条の4第2号に掲げる者であること。(初心運転者標識の表示義務を免除される者) 153名
- ・ 令第34条の3第1項第2号の規定により免除する試験を法第97条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について行う試験とする。(外国免許を有する者の運転免許試験の一部免除) 42名
- ・ 令第34条の第5第5号の規定により試験が免除されること。(運転免許試験の学科試験、技能試験合格者の学科試験と技能試験の免除期間) 27名

注 関係分のみを掲載した。

6 震災後の交通実態

被災地域の高速道路が完全にマヒし、また国

道2号、国道43号等の徹底した交通規制により、交通流は国道9号、中国縦貫自動車道に変化し、交通手段も海上交通、航空路にシフトされた。

被災地域の交通容量は、通常の3分の1まで低下し、規制路線以外のう回路は終日大渋滞が続いた。

(1) 広域う回路の交通量

第二神明道路は、交通規制と須磨以東の阪神高速3号神戸線が通行できなくなったため、交通量が通常の約73パーセントに減少した。

中国縦貫自動車道は、遠距離輸送の貨物自動車等の広域う回のために、交通量が通常の約23パーセント増加した。

また、国道9号は、阪神地域のう回により約26パーセント増加した。

う回路の交通量（1日交通量）

路 線	震災前	震災後	対 比
国道9号(鳥取)	11,192	14,062	+ 20.5
国道9号(亀岡)	32,828	36,538	+ 11.3
中 縦(宝 塚)	87,784	107,648	+ 22.6
中縦(西宮北IC)	31,147	38,274	+ 22.9
第二神明(R2BP)	103,637	28,548	- 72.5
国 道 176 号	16,457	20,591	+ 24.4

注1：中縦は、中国縦貫自動車道を示す。

注2：震災前の測定値は、国道9号(鳥取)がH7.1.9～同1.13までの平均値、国道9号亀岡がH7.1.11、宝塚がH7.1.12、西宮北ICがH6.12.18、第二神明がH6.12.28、国道176号がH6.12.28の測定値である。

注3：震災後の測定値は、国道9号(鳥取)がH7.1.18、国道9号亀岡がH7.1.20、宝塚がH7.3.7、西宮北ICがH7.3.31、第二神明がH7.1.31、国道176号がH7.1.31の測定値である。

(2) 被災地域（神戸・西宮間）の交通量

震災前の幹線道路の1日交通量は、約33万台であったが、震災後は、阪神高速3号神戸線の倒壊による通行不能、国道43号の交通規制及び車線減少、阪神高速5号湾岸線の交通規制により1日交通量が約17万台に減少した。

交通容量が減少した国道43号及び交通渋滞の

常態化した国道2号の交通量に対応するために、信号制御を7対3とする強制介入を行い、国道43号はほぼ震災前の交通量を、国道2号は震災前の交通量を上回る量をさばいている。

国道2号、国道43号のう回路となった市道山手幹線、市道鳴尾御影線、県道甲子園尼崎線(通称臨港線)は震災前に比し大幅に交通量が増加した。

神戸・西宮間の交通量（1日交通量）

路 線	震災前	震災後	対 比
国 道 2 号	48,255	54,314	+ 12.6
国 道 43 号	97,478	57,925	- 40.6
市道山手幹線	31,398	44,442	+ 41.5
市道鳴尾御影線	11,300	19,090	+ 68.9
臨 港 線	18,855	27,038	+ 43.4

注1：臨港線は、県道甲子園尼崎線の通称名である。

注2：震災前の測定値は、臨港線がH.7.1.10、他は、H6.9.28の測定値である。

注3：震災後の測定値は、臨港線がH7.3.14、他はH7.2.1の測定値である。

7 規制効果の確保対策

(1) 道路標識の作成、掲示

兵庫県公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急物資等輸送ルートにおける緊急物資等輸送車両以外の車両の通行の禁止制限に伴い、

禁止又は制限の対象

区間及び期間（期間を定めなかったため規制の始期を定めた。）

を記載した規制・予告標識300枚を作成・設置した。

標識の設置数

路 線	上 り		下 り	
	箇所	枚数	箇所	枚数
国 道 2 号	80	80	78	80
国 道 43 号	90	90	72	72
湾 岸 側 道	4	4	5	5
第2新神戸トンネル	4	4	-	-

予告看板の設置数

路 線	箇 所	枚 数
国 道 2 号	88	140
国 道 43 号	49	79

(2) 緊急物資等輸送ルート確保等のための標章と交付状況

災害対策基本法の規定に基づき、緊急物資等輸送車両用標章（以下（緊）標章）を作成したほか規制路線沿線に居住する住民等の生活上の必要性に応じるための標章（以下（認）標章）、郵便等の社会的要求等に応じるための標章（以下（許）標章）及び災害廃棄物を搬送する車両用の標章（以下（廃）標章）の4種類の規制除外車両用標章を作成交付した。

（緊）緊急輸送車両用標章

災害対策基本法第76条を根拠として、都道府県知事又は都道府県公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため、必要であると認めて確認した次の車両に交付した。

- 災害応急対策に従事する者を輸送する車両
- 災害応急対策に必要な物資を輸送する車両
- その他応急措置を実施するための輸送車両

交付に際しては、使用者の申し出により、緊急物資等輸送車両であることを確認して標章及び証明書を交付した。

適用期間は、1月19日から2月24日まで、交付件数は、

全国 234,299 件
 本県 35,556 件

であった。



（緊）標章

（許）社会的要求に応じるための標章

警察署長が、公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認めた次の車両で、当該目的のため使用している車両に交付した。

- 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- 電報の配達のため使用する車両
- 伝染病患者の収容又は伝染病予防のため使用する車両
- その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

新聞又は新聞用紙輸送車両

家畜用飼料運搬車両

生鮮食料品運搬車両（卸売市場への生鮮食料品の運搬の用に供する車両）

1月19日から2月24日までの間に、警察署長が標章及び証明書を交付し、その件数は、64,566件であった。



（許）標章

（認）住民等の生活上の必要性に応じるための標章

規制区間内の沿道に住居、車庫等があるなど特に止むを得ない理由があると認めた車両に対し、1月19日から2月24日までの間に、兵庫県公安委員会が標章及び証明書を交付した。その件数は、17,010件であった。



（認）標章

（廃）ガレキ等搬送車両用の標章

震災に伴い、ガレキ等を輸送するために必要

と認めた車両に対し、1月19日から2月24日までの間に、兵庫県公安委員会と被災各地の災害対策本部が標章及び証明書を交付した。その件数は、2,191件であった。



(廢) 標章

発生した運用上の問題点

震災直後、規制に必要な標章が不足したことから、申請を受理した警察署では、苦肉の策として、署員が災害対策基本法規定の図案を手書きしたり、僅かな標章を電子複写機でコピーして交付する光景が見られたが、これが後で悪質運転者や、利益追求を優先させようとする悪徳業者の標章偽造同行使事件に発展し、除外標章を表示した車両の氾濫につながるようになった。この点、大きな反省点の一つである



標章の作成に忙殺される署員（伊丹）

(3) 復興物資及び生活関連物資等輸送ルートを確認するための標章と交付状況

震災後1箇月を経過し、交通需要が、緊急物資等の緊急輸送から復興事業の本格化に伴うガレキ処理、及び仮設住宅の建設資器材等の復興物資の輸送に移行した。

そのため、交通規制の根拠を災害対策基本法から道路交通法に切り替え、復興物資の円滑な

輸送を確保する「復興物資輸送ルート」と生活関連物資の円滑な輸送を確保する「生活・復興関連物資輸送ルート」を設定し、通行許可車両に、それぞれ（復興）標章と（除外）標章を作成交付した。

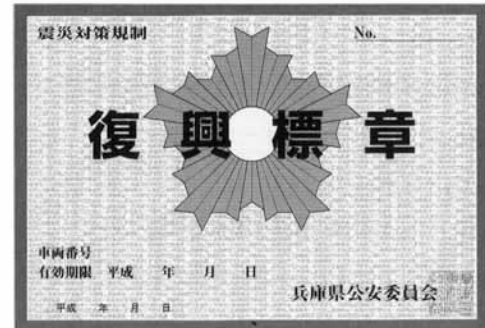
（復興）標章

震災の復興事業に使用する車両で、関係省庁・自治体等から復興事業の委託又は発注を受けている事業所等の下記の車両に対し、2月25日から（継続中）、公安委員会が関係省庁・自治体等を通じて交付しており、その件数は、

59,838件（8月27日現在）

である。

- 復興物資及びガレキの運搬並びに復興作業に従事する者の運搬に使用中の車両
- 電気、ガス、水道等の応急作業に使用中の車両
- 交通安全施設の設置、補修に使用中の車両



(復興) 標章

（除外）標章

復興物資等輸送車両の円滑な通行を確保するため指定した復興ルートにつき、社会生活上、特に必要と認められる次の車両に対し、2月25日から（継続中）、申請者の住所地又は事業所を管轄する警察署長が兵庫県公安委員会に代わって交付しており、その件数は、

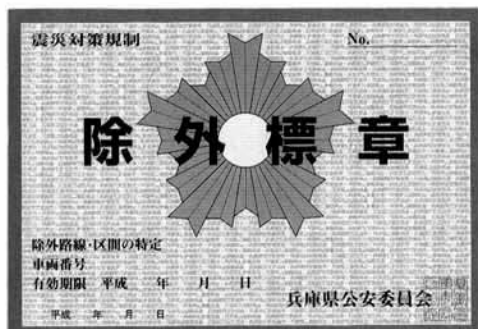
21,760件（8月27日現在）

である。

- 社会生活上特に必要と認められる者が使用中の車両
- 新聞輸送に使用中の車両

規制沿道に車庫、住居等のある者が使用中の車両

- 犯罪捜査及び交通の指導取締り等警察活動に使用中の車両



除外標章

(4) 標章偽（変）造事案の発生と事件検挙

各種標章制度については、被災地域における交通総量を抑制し、復興事業等の促進を支援する立場から、交付の対象や条件を厳格に審査し、あるいは目的外の使用を禁止するなど厳しく制限した。

しかし、一部悪質事業者が、交付を受けた標章をカラーコピー、パーソナルコンピューターの作画、写真印刷等の方法により偽（変）造して通勤や営業活動等の復興事業以外の目的に使用する事案が横行し、標章を受けられない市民からの苦情が相次いだほか、営利目的の偽（変）造事案の存在が取りざた（報道）される等、標章制度の適正な運用が強く求められた。

偽（変）造標章の使用や復興事業以外の目的に使用する不正使用事案を看過することは、標章制度の根幹に係わり、道路利用者の遵法意識の低下を招いて交通規制の形骸化につながるおそれがあった。

そこで、規制路線における街頭活動を強化し、標章の不正使用や偽（変）造標章の発見と不正使用等にかかる標章の回収に努めるとともに、平成7年2月25日から平成7年5月10日までの75日間を捜査強化期間に指定して、発見した復興標章偽造行使事案の捜査を実施した。

内偵捜査の結果、会社ぐるみで敢行されるなど組織的かつ、事件の明白性・可罰性が認められる事案について、

有印公文書偽造罪	29件	延べ39人
偽造有印公文書行使	34件	延べ60人

を検挙し、書類送致した。

なお、捜査の節目をとらえて各種メディアを活用したタイムリーな広報を行い、検挙事案を周知させることにより、同種事案の再発防止を図った。

送致を受けた神戸地方検察庁は、親会社から復興標章を借り受けて100枚を偽造し、会社の運転手の貨物車に掲示させた悪質解体業者の幹部社員等を起訴する等厳格に対応した。

再発防止対策として、偽造事案に係わる関係業者を呼び出し、嚴重注意を行って、再発防止措置を講ずるとともに関係省庁等に通報したところ、神戸市が大手建設会社2社の指名停止処分を行う等厳正な対応が行われた。

4月29日からの新交通規制の実施に伴い、標章も不正使用の防止を念頭に、コピーすると図柄が変色する用紙を採用して、偽造困難な新標章に切り替えた。

8 放置車両等対策

(1) 被災車両対策

被災地の路上には、焼けただれた被災車両や車庫等を失った車両が長期（時）間放置され、緊急自動車、緊急物資等輸送車両、ガレキ搬送車両、鉄道代替バスの円滑な通行を妨害し、あるいは、交通渋滞を引き起こすなどの交通障害となり、また、自治体の行う土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市復興計画に大きな障害になっていたことから、平成7年2月13日（月）から

- 被災地域内の路上駐車車両等に対して移動協力要請用標章を貼付する。
- 移動協力要請用標章を貼付した車両が災害

復旧作業等の妨害になる場合は、近距離に移動し、付近の路面に短距離移動措置通知用標章を貼付する。

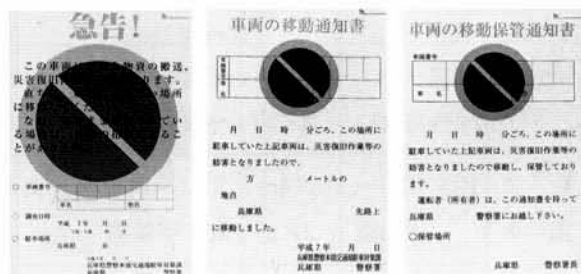
- 近距離に移動した後、さらに保管場所に移動保管した場合は、付近の路面に保管措置通知用標章を貼付する。

の要領で、長期間放置されている車両の排除を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 活動結果（8月31日現在）

移動協力用標章	12,176 件
短距離移動措置通知用標章	19 件
保管措置通知用標章、	2 件
警告	30 件



移動協力要
請用標章

短距離移動
措置通知用
標章

保管措置通
知用標章

移動排除した車両の保管場所については、自治体、関係機関・団体にその確保を要請し、被災地域の神戸市、尼崎市で約170台分の保管場所を確保した。

震災により被災して、疎開、避難等している被災者保有に係る車両については、道路交通法第45条第1項（道路交通法施行細則第3条の2第1項第4号に定める、相当な理由があると認める車両）に基づき警察署長の駐車の許可を与え、また、車両の保管場所を失った車両については、自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第3項（同法施行令第4条第2項第11号に定める自己の責めに帰することのできない理由により道路上の場所を保管場所として使用することがやむを得ない場合）に基づき、新たに

自動車の保管場所を確保するまでの間は、疎開、避難先の警察署長に届け出るにより駐車許可を与えて、被災地等における無秩序な放置駐車防止を図った。

駐車許可の期間は、概ね1箇月とし、駐車許可証について、被災者に対する駐車許可証には、特例であることを明らかにするため「(特)」と朱印(書)して交付した。

保管場所については、駐車許可証の申請を以て届出があったものとして取扱い、駐車許可証に「(特)」と朱印(書)されているものは、届出があったものとみなす特別措置を講じたが、その取扱い件数は、9月30日現在で

- 駐車許可

被災者関連	561 件
仮設住宅関連	27 件

- 保管場所証明

被災者関連	849 件
仮設住宅関連	201 件

である。



交付した駐車許可証

さらに、近畿陸運局兵庫県陸運事務所から廃車手続きマニュアルの送付を受け、所有者からの被災車両の廃車（登録抹消）手続きの照会に応じた。被災車両の登録抹消手続き及び手続きに必要な経費等について、手続きの簡略化及び費用の軽減等の協力を求め所有者の早期処理を促した。

- (2) 違法駐車対策

交通巡視員等40名で構成したひまわり隊を被

災地域に派遣して、長期（時）間放置車両排除活動を推進するとともに、復興事業の進展に伴って交通量が増加し、細街路を中心に交通事故の誘引となる放置駐車がまん延したため、3月21日から取締りを強化した。

また、4月1日付けで交通巡視員を警察官に身分替えし、「新生ひまわり隊」を発足させて、被災地における駐車対策を強化した。

その取締り状況は、8月31日現在次のとおりである。

- 出動人員（延べ） 3,822 名
- 取締り結果
 - 標章の貼付 7,766 件
 - 現場告知 2,760 件
 - レッカー移動 1,736 台
 - 鍵付き 1,891 件
 - 警告書交付 1,384 件
 - 車輪止め 580 件



取締り活動中のひまわり隊

さらに、復興物資関連輸送ルート等における放置車両の移動手段として、神戸市から寄贈を受けたミニレッカー12台を神戸市内震災関係警察署に配分して緊急の移動需要に応じた。

9 バス優先対策

大震災により運行不能となった公共輸送機関を補完し、市民の足を確保するため、JR、阪急及び阪神電鉄の三社が、それぞれ代替輸送手段として臨時直通バス（シャトルバス）の運行

を決定したことに伴い、国道2号、43号等にバス優先通行帯を設定したほか、ポータライナー、六甲ライナー等の鉄軌道代替バス、路線バスの優先運行を確保して住民の利便を図った。

運行した公共輸送機関

機関	区間	期間	路線
JR 西日本	三宮～ 芦屋	1/28～ 2/7	三宮～R43～JR芦屋
	三宮～ 住吉	2/8～ 2/19	三宮～R43～R2～JR住吉
	灘～ 住吉	2/20～ 3/12	岩屋中町～R2～R43～JR住吉
	三宮～神戸	1/30～ 2/19	神戸～元町～三宮
阪急 電車	三宮～ 西宮北口	1/28～ 2/20	三宮～R43～R171～阪急北口
	西宮北口～ 甲陽園	2/4～ 2/28	北口～夙川～苦楽園～甲陽園
	夙川～ 甲陽園	3/1～ 5/31	夙川～苦楽園～甲陽園
阪急 電車	高速神戸～ 阪急三宮	1/30～ 2/5	高速神戸～阪急三宮
阪神 電車	三宮～ 青木	1/28～ 2/11	三宮～R43～瀬戸～阪神青木
	三宮～ 御影	2/12～ 2/19	三宮～R43～浜中～阪神御影
	岩屋～ 御影	2/20～ 3/12	岩屋中町～R2～R43～阪神御影
各社連 絡バス	阪急御影～ JR住吉駅 ～阪神御影	2/13～ 6/25	阪急御影～JR住吉駅～阪神御影
神鉄 バス	長田～新開 地	2/7～ 6/2	長田駅～湊川～新開地

ポート ライナー	税関前～神 戸中央病院	1/24～ 2/19	税関前～神戸大橋 ～神戸中央病院
(路線 変更)	三宮駅～神 戸中央病院	2/20～ 3/26	三宮～税関前～神 戸中央病院
(路線 変更)	市役所前～ 神戸中央病 院	3/27～ 7/21	市役所前～税関前 ～神戸中央病院
六甲 ライナー	御影本町3 丁目～六甲 アイランド北口	1/24～ 1/30	御影本町3丁目～ 六甲大橋～六甲ア イランド北口
(路線 変更)	阪神御影南 口～六甲ア イランド北口	1/31～ 2/7	阪神御影南口～六 甲大橋～六甲アイ ランド北口
(路線 変更)	本住吉神社 前～六甲ア イランド北口	2/8～ 5/11	本住吉神社前～六 甲大橋～六甲アイ ランド北口
(路線 変更)	魚崎～六甲 アイランド 北口	5/12～ 7/19	魚崎～六甲大橋～ 六甲アイランド北 口
	本住吉神社 前～魚崎	7/20～ 8/22	本住吉神社前～魚 崎

(2) バス優先通行の確保

直通バス（シャトルバス）の運行を開始した3社のバス運行ルート、仮復旧した国道43号に集約してバス優先レーンを設定したほか、ポートライナー、六甲ライナー等の代替バスの優先通行を確保して、輸送の効率化と運行の円滑化を図った。

○ 代替バス優先レーンの設定

国道43号は、1月28日から3月12日までの間、西宮市西宮本町交差点から神戸市灘区岩屋交差点までを道路交通法第6条に基づき、また、国道2号は、1月28日から3月12日までの間、神戸市灘区岩屋交差点からJR三宮駅前までを事実行為として、さらに、4月1日から7月21日

主なシャトルバス等の運行状況

輸送 機関	区 間	期 間	運 行 便 数
			輸 送 人 員
J R 西日本	三宮～芦屋 (三宮・住吉 間を含む。)	1/28～ 2/19	19,404 (713)
		2/20～ 3/12	869,131 (37,788)
阪 急 電 車	三宮～ 西宮北口	1/28～ 2/20	44,103 (2,100)
		2/20～ 3/12	1,884,358 (89,733)
阪 神 電 車	三宮～青木 (三宮・御影 を含む。)	1/28～ 2/19	5,817 (253)
		2/20～ 3/12	334,647 (14,550)
ポ ー ト ラ イ ナ ー	三宮～神戸 中央市民病 院（全区間 を含む。)	1/24～ 7/21	13,363 (581)
		7/21～ 8/22	814,630 (35,407)
六 甲 ラ イ ナ ー	御影本町3 丁目～六甲 アイランド 北口（全区 間を含む。)	1/24～ 7/22	18,177 (866)
		7/22～ 8/22	1,081,797 (51,514)
六 甲 ラ イ ナ ー	魚崎～六甲 アイランド 北口	5/12～ 7/19	94,044 (501)
		7/19～ 8/22	1,734,444 (9,226)
六 甲 ラ イ ナ ー	本住吉神社 前～魚崎	7/20～ 8/22	48,972 (277)
		8/22～ 9/1	1,633,395 (9,228)
六 甲 ラ イ ナ ー	魚崎～六甲 アイランド 北口	5/12～ 7/19	7,848 (114)
		7/19～ 8/22	93,576 (1,356)
六 甲 ラ イ ナ ー	本住吉神社 前～魚崎	7/20～ 8/22	運行記録なし
		8/22～ 9/1	67,147 (約1,356)

までの間、神戸市道京橋筋線の神戸市中央区京橋南交差点から税関本庁前交差点までを道路交通法に基づき、ポータライナー代替バスの優先レーンとして設定し、代替バスの優先通行を確保した。



国道2号に設定したバスレーン

主なシャトルバス等の運行状況は、前ページ表のとおりで、効率的かつ円滑な運行が確保できた。

10 災害廃棄物（ガレキ）対策

大震災により倒壊した家屋等の災害廃棄物（以下ガレキ）は、約1,850万トン（大型トラック約190万台分に相当）に及び、その処理に約2年間に要すると推定された。

その最終処分地として、フェニックスセンター泉大津沖埋立て処分場や神戸市布施畑、淡河埋立処分場等7箇所（処分可能量 3,360万㎡）、仮置き場として神戸市魚崎浜埋立地や武庫川河川敷等33箇所が設けられた。

警察は、ガレキ運搬車両を優先的に処分地まで通行させる等の対策を講じて、行政機関の行う早急な復旧、復興活動を支援することとして、ガレキ搬送車両の優先対策、ガレキ処分地周辺の交通渋滞解消対策、適正な交通流の確保対策等を推進するとともに、交通管理者の立場から関係行政機関の処理計画に積極的に関与し、ガレキ処理に伴って発生する各種交通障害を防止し、交通の安全と円滑を確保した。

ガレキの発生量

兵庫県調べ

発生原因	発生量
民間建築物	1,008万㎡
コンクリト等	347万㎡
木造	661万㎡
市営住宅・公共建物	80万㎡
コンクリト等	40万㎡
木造	40万㎡
市公共施設（港湾、道路等）	245万㎡
コンクリト等	245万㎡
道路・阪神高速等	228万㎡
コンクリト等	27万㎡
木造	1万㎡
計	1,361万㎡
コンクリト等	659万㎡
木造	702万㎡

ア 最終処分場

- フェニックスセンター
 - 尼崎沖埋立処分場 400万㎡
 - 泉大津沖埋立処分場 1,100万㎡
- 神戸市
 - 布施畑埋立処分場 800万㎡
 - 淡河埋立処分場 700万㎡
- 大阪港北港南地区 200万㎡
- 堺泉北港堺 7-3区 40万㎡
- 企業庁生穂埋立地 120万㎡

イ 仮置き場

- 神戸市
 - 東灘区魚崎浜
 - 東灘区住吉川川尻
 - 中央区磯上
 - 須磨区海浜
 - 堺7-3区埋立地
- 芦屋市
 - 芦屋大総合グラウンド
 - 南芦屋浜埋立地
- 西宮市
 - 甲子園浜 業務第4課残土置き場

- 尼崎市
 - 尼崎港駅跡地
 - 丸島地区埋立地
- 伊丹市
 - 旧敷紡跡地
 - 神津小学校隣接地
- 宝塚市
 - 武庫川河川敷
 - 大阪碎石場内
- 川西市
 - 火打1丁目公有地
 - 加茂6丁目公有地
 - 星和台5丁目公有地

ウ (廃) 標章制度

ガレキ等搬送車両は、規制ルートの通行禁止対象車両から除外することとし、除外を明確にするために、(廃) 標章を考案して公安委員会と被災各地の災害対策本部が標章及び証明書を交付した。

また、仮置き場や処分場への進入路を一本化し、ルートや走行車線を規制することで、他の交通への影響を最小限とした。

- 指定したガレキ搬送ルート
 - 山麓バイパス (布施畑処分場)
 - 国道43号 (深江処分場)
 - 国道428号 (淡河処分場)
 - 廃道の利用 (岩屋署)



ガレキ搬送ルート 国道43号

(2) ガレキ処理に伴う交通問題

ガレキ処分場の絶対数が不足し、ガレキ搬送車両に限られた搬送ルートに集中したため、各所で交通渋滞が発生した。

特に布施畑処分場、淡河処分場については、午前4時ごろから渋滞が始まり、常時7km以上の渋滞長となり、一般の通行車両がう回を強いられたり、順番待ち車両で進行車線が塞がれるために、車線をはみ出して右側通行を余儀なくされる等の状況が見られた。

これらの問題の対策として、取締りを強化、警察官を重点配置し、交通監視を徹底させるとともに、道路管理者にも交通整理を行わせる等して交通の安全を確保した。

また、全国から復興賃金を当て込んだダンプカー等が集まり、災害廃棄物を満載したうえ積載物の飛散防止等の措置を施すことなく、ガレキ処分場に通ずる各道路を傍若無人に走行したため、これが原因又は影響する交通事故が多発した。

さらに、大型ダンプ等のガレキ搬送の大型車が生活道路などの脇道にまで入り込み、振動、騒音、ほこり、排気ガスなどの問題が発生した。

布施畑処分場



甲子園浜
処分場



延々と続くガレキ搬送車

○ ガレキ運搬車両の事故

(1月17日から8月31日)

人身事故	14(4) 件
物損事故	142 件

注 () は、死者数を内数で示した。

○ 落下物影響事故

(1月17日から8月31日)

人身	5	件
物損	71	件

○ 転落防止等措置義務違反の検挙状況

(1月17日から8月31日)

転落防止措置義務違反	245	件
危険防止措置義務違反	4	件
高速遵守事項(積載)違反	2	件
計	251	件

(3) ガレキ処理に係る会議の開催

国、県、警察、関係市町及びその他の関係者が協力して、地震で発生した災害廃棄物の処理状況を把握し、搬入ルート、仮置場及び最終処分場を確保してこれを適切に処分するために、2月3日「廃棄物処理推進協議会」が発足した。

11 交通総量の抑制

大震災により、神戸阪神間の湾岸部の陸上交通は、

- 阪神高速神戸線の倒壊、阪神高速大阪湾岸線の落橋等高速道路網が壊滅的な打撃を受けたこと。
- 各地で家屋等建物・電柱の倒壊や道路の損壊等により交通障害が発生したこと。
- 交通管制機能が麻痺したこと。

等により、交通容量は通常の3分の1に低下し、また、設定した緊急輸送ルートやバス優先ルートにマイカー等の一般車両等が混入したため、三宮地域をはじめ、被災地全域で交通渋滞が発生し、緊急物資等輸送や災害の救援・救助に向かう緊急車両の通行の妨げになった他、災害復興に従事している車両が円滑に通行できなくなった。

さらに、復興事業の活発化に伴い、交通渋滞がますます悪化することが懸念された。

このため、緊急物資輸送ルートや復興ルート及び被災地域に流入する一般車両を大幅に削減

することが喫緊かつ最大の課題となった。

交通部は、交通機関の復旧の進度に応じて、被災地への不要不急の車両の乗り入れを抑制するための施策を強力に推進し、緊急物資の輸送及び復興事業関連車両等の円滑な交通を確保した。

(1) 第一次交通総量削減対策(1月19日～)

震災後の交通規制の実施と緊急輸送ルートの指定に合わせて、一般車両の被災地域へのう回誘導と協力要請の広報を実施した。

岡山から大阪・京都方面へは、通常のルートである神戸・阪神地区を通らずに、山陰地方の国道9号や兵庫県中央部の中国縦貫自動車道等を通行するルートを設定し、誘導した。

三宮から大阪を結ぶ、域内う回については、阪神間の国道43号のほとんどが使用できないため、神戸山手幹線等の、国道に並行する準主要幹線道路をう回ルートとして設定し、一般車両を誘導した。

また、関係機関・団体と連携し、広報チラシ(広域う回路用2種類20万枚、域内う回路用1種類6万枚)を作成配布して、う回路の広報を推進し、被災地域への不要不急車両の乗り入れの抑制を図った。

○ 広報活動

- テレビ、ラジオ、有線放送等各種マスメディアの活用
- ヘリコプターによる広報
- パトカー、広報車等による広報
- 交通巡視員等「ひまわり隊」によるキャンペーンの実施
- ポスター、立て看板、横断幕、広報用チラシの作成・配付・掲出

(2) 第二次交通総量削減対策(2月17日～)

震災後1箇が経過し、緊急物資輸送関係交通は減少したが、災害復興関係交通が著しく増大した。

また、緊急物資等輸送ルートにも被災地域内

の幹線道路等を中心として、一般車両流入による渋滞が発生し、復興事業の進展に大きな影響が出たため、交通部に交通総量削減対策班（班長田邊交通部参事官）を設置して、1月19日から実施している交通総量削減対策を強化するとともに、姫路から大阪・京都方面へのう回路のうち、国道372号を利用するルートをも3分化し、交通流の分散による円滑化を図った。

また、う回ルートとなる道路には、案内用の立て看板及び横断幕の掲出密度を高め、通行車両等にルート等の周知徹底を図った。

さらに、交通関係機関・団体、経済・産業・運輸等団体等1,409事業所等に対し、次の広報・啓発活動を実施して交通総量の削減を図った。

- 広域う回及び域内う回の実践
- 不要不急の車両の運行自粛
- 物流システムの合理化による輸送効率向上の追求
- 公共輸送機関利用の勧奨

(3) 第3次交通総量削減対策(4月1日～継続中)

被災地域における復興事業に拍車がかかり、交通需要は、港湾機能や産業の復興、建設・建築等復興事業の本格化等により復興関連車両がさらに増加することが予測された。

しかし、阪神高速の全線復旧は、平成8年12月と予定され、国道2号及び43号は、阪神高速等の工事の影響により、交通容量の増大は見込めず、被災地域の交通容量を超えた車両の過度流入は、交通渋滞の常態化等復興活動への影響が懸念された。

そこで、交通部は、4月1日からJR西日本東海道線が全線復旧して公共輸送容量が増大し、夜間・早朝の交通量が減少したこと、交通規制時間帯外にガレキを搬送する車両が増加したこと及び産業・経済活動の活発化に伴い、交通需要が増大した状況に対応して、

- 規制時間を短縮
- 規制除外対象車両の追加

等の交通規制の見直しを実施するとともに、公共輸送機関の利用促進の広報・啓蒙活動や被災地域への不要不急車両の乗り入れ抑制の協力要請をさらに強化して、円滑かつ安全な復興活動を支援した。

12 交通対策班等の設置、任務及び運用等

交通部では、大震災の発生と同時に設置された兵庫県災害警備本部内に交通班を設置したほか、交通部内に壊滅的損害を受けた道路交通網の被災実態の把握や適正な交通管理を行う交通管制・規制班等の交通対策班や各施策を実施し、復旧・復興活動の進展に伴って発生した交通問題に適切かつ効果的に対応するため、他の都道府県警察の応援を得て交通部隊を編成した。

(1) 交通対策班等の設置運用等

大震災の発生と同時に兵庫県災害警備本部内に、交通班を設置したのをはじめ、次の交通対策班を設置運用した。

警備本部・交通班

1月17日、兵庫県災害警備本部内に交通対策班（班長安倍成則駐車対策課長）を設置し、地震に伴う交通障害等の実態調査、緊急物資等輸送路対策並びに関係機関との調整に当たった。

交通規制・交通管制班

交通管制室に交通規制・交通管制班（班長屋久交通規制課長）を設置し、被災地域の交通情報の収集、交通総量削減に向けての交通規制及び交通管制の実施、交通障害実態の把握と情報提供を実施した。

運転免許・同試験業務対策班

運転免許課に運転免許業務対策班（班長岡運転免許課長）及び免許試験場に免許試験業務対策班（班長島田運転試験場長）を設置し、大震災により中断した運転免許及び運転免許試験業務の再開に向けての諸準備を行い、また、被災者等に対する運転免許証の特例再交付や緊急措

置法施行に伴う諸対策を実施した。

復興・ガレキ等対策班

2月11日から（継続中）、交通規制課に復興・ガレキ対策班（実施責任者屋久交通規制課長）を設置し、代替バス、ガレキ、復興・生活関連物資輸送優先対策及び道路使用協議等に迅速に対応し、復興事業等の円滑な推進を支援した。

交通総量削減対策班

2月14日、交通企画課に交通総量削減対策班（実施責任者田邊交通部参事官）を設置し、被災地域内の交通秩序の回復及び交通総量削減を図るため、関係機関・団体等への働きかけと広報活動を推進した。

震災復興交通管理対策班

3月8日から（継続中）、交通企画課に震災復興交通管理対策班（実施責任者田邊交通部参事官）を設置し、復興・生活関連物資輸送ルート、ガレキ搬入路及び代替バス運行路線等の交通管理対策を検討・推進して交通容量拡大と交通総量の削減を実施し、被災地域における安全かつ円滑な復興事業を支援した。

エリア交通班

2月10日から（継続中）、地域安全推進本部にエリア交通班（班長藤原管理官）を設置し、被災地域内における効果的な交通規制の検討及び交通実態の把握と問題への対応、タイムリーな情報提供等被災地域の住民が真に安心して生活できるための交通警察活動を推進した。

放置車両対策班

2月13日から（継続中）、駐車対策課に放置車両対策班（班長近藤駐車対策課次席）を設置し、被災地域内における所有者不明の廃棄車両及び長期放置車両等を排除・移動して、緊急車及びガレキ搬送車両の安全かつ円滑な通行を確保した。

交通対策班の運用

班名	設置期間	延べ従事員
交通対策班	1月17日～ 4月26日	693
交通規制班	1月17日～ 2月10日	456
交通管制班	1月17日～ 継続中	3,610 (7月31日現在)
運転免許業務班	1月17日～ 2月16日	1,952
運転免許試験業務班	1月17日～ 2月16日	588
ガレキ対策班	1月30日～ 継続中	2,848 (7月31日現在)
エリア交通班	2月10日～ 継続中	711 (7月31日現在)
交通総量削減対策班	2月14日～ 3月7日	217
放置車両対策班	2月13日～ 継続中	8,724 (7月31日現在)
震災復興交通管理対策班	3月8日～ 継続中	888 (7月31日現在)

(2) 交通部隊

1月17日から（継続中）、震災直後の道路における交通の安全確保や、混乱状態にある被災地域内の交通整理誘導及び緊急物資等の輸送路の確保等の緊急活動を行った。

さらに、代替バスや復興関連物資・生活関連物資輸送等の各ルートの確保並びに交通渋滞解消対策等復旧・復興の進展に応じて発生した交通問題に対応して、適切かつ効果的な交通対策を実施するため、次の交通部隊を編成して運用した。

交通指揮班

1月17日から（継続中）、交通部内に交通指揮班を設置し、限りある要員の適正配置と日々発生する部隊需要に適切に対応するとともに、

交通部隊の一元的指揮運営と効率的運用を図った。

高速道路対策部隊

大震災発生当日の1月17日から（継続中）、高速道路の緊急物資等輸送ルートにおける先導、各種標章の交付、う回誘導及び規制対象車両の排除等の各種交通対策を推進した。

交通整理部隊

1月17日から7月31日の間、被災地域内の警察署員や応援の機動隊員を、緊急物資等輸送ルート及び復興物等資関連物資輸送ルートに指定された国道2号、43号に固定配置して、ルートの確保や被災地域における渋滞等の解消のための交通整理及び規制路線における規制対象車両の排除と取締りを実施し、緊急物資等輸送車両及び道路利用者の安全かつ円滑な通行を確保した。

遊撃隊

1月17日から7月31日までの間、白バイ及び交通パトカーによる遊撃隊を編成し（1月21日から特別派遣の白バイを編入）、緊急物資等輸送車両の先導や緊急物資等輸送ルートにおける規制対象車両の排除、交通の取締りその他交通渋滞の解消のための交通整理等を実施して、緊急輸送路における交通の安全と円滑の確保に当たった。

先導対策班

1月21日から2月17日までの間、交通機動隊の白バイ、パトカーで編成する（1月21日から特別派遣の白バイを編入）遊撃隊を設置し、緊急物資等輸送、医療関係機関、支援部隊等の緊急物資等輸送車両の先導を実施した。

三宮周辺対策班（エリア対策）

2月13日から7月31日までの間、管轄警察署を主体とした三宮周辺対策班（エリア対策）を設置し、交通混雑の著しい三宮フラワーロード及びポートアイランド出入路において交通整理を強化し、同路線の交通混雑の緩和を図り、緊急物資等輸送車両及びバス等の安全かつ円滑な通行を確保した。

検問隊

1月25日から（継続中）、国道2号の西大島交差点及び生田川交差点等において、国道規制対象車両の排除、う回誘導等のための交通検問を実施し、緊急物資等輸送ルートにおける緊急物資等輸送車両、公共輸送機関代替バス等の安全かつ円滑な通行を確保した。

その他の部隊

救助・救援、復旧・復興等の活動の進展に伴い、必要の都度臨時の部隊を編成して、緊急の部隊需要に応じた。

(3) 他府県の応援

震災直後の1月18日に、特別派遣の警視庁サインカー部隊（サインカー3台、13名）が到着したので三宮交差点、生田川交差点及び徳井交差点に配置して、交通規制の効果をあげた。



警察庁サインカーによる交通規制

また、1月19日に近畿管区機動隊（355名）の応援を得たので、緊急物資等輸送ルートに指定した国道2号沿線に交通整理部隊として配置し、以後、順次到着した各都府県の交通部隊及び管区機動隊を交通整理等の活動に従事させて、緊急物資等輸送車両、公共輸送機関代替バス等の安全かつ円滑な通行を確保した。

各都道府県の応援状況

(7月31日現在)

府 県	期 間	人 員	車両総数	
			バトカー	白バイ
滋 賀	1/20～7/31	1,993		821
			386	435
京 都	1/22～7/31	2,977		1,224
			597	627
和歌山	1/20～7/31	1,857		782
			347	435
奈 良	1/21～7/31	469		435
				435
岡 山	4/7～7/31	1,032		667
			365	302
大 阪	1/22～7/31	3,032		2,124
			348	1,776
愛 知	4/7～7/31	580		580
				580
三 重	6/16～7/31	92		92
				138
岐 阜	6/16～7/31	138		138
				140
鳥 取	4/7～6/15	140		140
				140
島 根	4/7～6/15	140		140
				138
広 島	6/16～7/31	138		138
				210
山 口	4/7～6/15	210		210
				2,790
警視庁	1/19～5/12	4,284	610	2,180
				10,281
合 計		17,082	2,653	7,628

注 警視庁及び合計のバトカーはサインカー306台を含む。

機動隊の応援状況

(7月31日現在)

方 面 別	延 べ 人 員
東 北 管 区	8,239
関 東 管 区	20,840
中 部 管 区	20,724
近 畿 管 区	45,126
中 国 管 区	84,369
四 国 管 区	6,360
九 州 管 区	18,163
合 計	203,821

○フェニックス・トラフィック (Phoenix Traffic)隊 (通称PT隊)

7月31日を以て各都道府県からの特別派遣が終了したことに伴い、特別出向者と本県交通機動隊員で構成するPT隊が発足した。

8月1日以後は、交通規制路線及びその関連道路において、同隊が交通検問、交通整理・誘導を実施し、復興及び生活関連物資輸送路を確保するとともに、同路線における交通秩序を確立して、道路交通の安全と円滑を図った。

(4) 震災直後の部隊の運用

地震当日の1月17日は、交通部員を順次被災地域に派遣し、主要交差点における交通整理、や倒壊のおそれのある建物周辺における危険防止のための交通規制、高速道路における被災者等の救助及び遺体の収容、う回誘導及び緊急物資等輸送路の確保のための活動を行った。

1月18日は、17日配置の要員を、不眠不休のまま継続配置し、さらに応援の警視庁サインカー(3台、13名)を編入して、交通整理、緊急物資輸送車両等の先導及びう回誘導等の活動に当たった。

1月19日以降は、緊急物資等輸送車両の先導、う回誘導等の緊急対策活動に当たるとともに国道2号、国道43号等が災害対策基本法に基づき緊急物資等輸送路として公安委員会の指定を受けたことに伴い、特別派遣の機動隊を大量配置して、緊急物資等の円滑かつ早期な輸送の確保に当たった。

緊急物資等輸送ルート確保(災害対策基本法による公安委員会規制)のための部隊(1月19日～2月24日)

部 隊	本 県	応 援	機動隊	合 計
交通整理	3,816	1,434	14,238	19,488
ルート確保	204	1,402		1,606
先頭誘導	210	700		910
遊撃隊	959	470		1,429
バス対策	638	144	19,631	20,413
合 計	5,827	4,150	33,869	43,846

緊急物資等輸送ルートの確保（道路交通法による公安委員会規制）のための部隊警察署長規制（2月25日から3月31日）

部 隊	本 県	応 援	機動隊	合 計
検 問	2,430	92		2,522
交通整理	3,467	1,280		4,747
ルート確保	420	1,850		2,270
遊 撃 隊	735	490		1,225
路 線 配 置			39,985	39,985
合 計	7,052	3,712	39,985	50,749

復興関連物資等輸送路確保のための部隊（4月1日から7月25日）

部 隊	本 県	応 援	機動隊	合 計
検 問	1,950	344		2,294
R 2 整 理	5,916	2,182		8,098
R 43 整 理	2,296	1,534		3,830
R 2 遊 撃	808			808
R 43 遊 撃	2,800			2,800
白バイ遊撃	1,024	4,123		5,147
路 線 配 置			45,394	45,394
合 計	14,794	8,183	45,394	68,371

PT隊発足から配置までの復興関連物資等輸送路確保のための部隊（7月26日～7月31日）

部 隊	本 県	応 援	機動隊	合 計
エ リ ア	84			84
R 2 配 置	372	120		492
R 43 配 置	192	72		264
白バイ遊撃	72	282		354
路 線 配 置			1,260	1,260
合 計	720	474	1,260	2,454

注 エリアは三宮周辺配道をとする。

13 隣接府県警察における支援活動

兵庫県に隣接する大阪府警察、岡山県警察、徳島県警察は、それぞれ兵庫県警察が行う各対

策を支援するための施策を推進した。

(1) 大阪府警察における支援活動

大阪府下においても死者21名、負傷者約7,000名、倒壊家屋約8,000棟等の被害が発生したが、救助活動等独自の災害警備活動を実施する一方、兵庫県に対する支援体制を確立して本県の災害警備活動を支援する活動に当たった。

ア 震災当日の支援活動

国道2号及び国道43号に警察官8名を配置し、被災地域への車両の流入抑制を図るための交通整理を行うとともに、兵庫県警察が広域う回路として設定した国道176号、国道9号等へのう回路誘導を実施した。



大阪府警察による選別検問（歌島交差点）

大阪府下に設置した交通情報板99箇所、路側通信システム22箇所等に、道路障害状況及び広域う回路を表示して広報したほか、横断幕、広報板を作成掲示して被災地域への車両流入抑制を図った。

イ 1月18日以降の支援活動

兵庫県警察が緊急物資等輸送ルートとして設定した、国道2号の大阪府内西淀川交差点から兵庫県境までの1.1キロメートルについて、道路交通法による西淀川警察署長の緊急車両等以外の通行禁止規制を実施するとともに、警察官53名を関係交差点に配置して、交通整理や選別誘導を実施し、兵庫県警察の行う交通規制を支援した。

国道43号の弁天町、市岡元町、梅香の各交差点に1月18日から1月27日までの間、警察官18

名を配置して、兵庫県方面への不要不急の車両の流入抑制と整理誘導を実施した。



大阪府警察による横断帯の掲出

緊急物資等の輸送路を確保するため、国道2号西淀川区歌島橋交差点から兵庫県境までの間1.1キロの間について、1月20日から2月25日までの間は、大阪府公安委員会による緊急物資等輸送車両等以外の車両の通行を禁止するとともに、国道1号及び国道2号の大型車通行禁止を解除し、兵庫県警察の行う緊急物資等輸送ルート確保を支援した。

さらに、規制効果を担保するため、歌島橋交差点、佃交差点及び左門殿橋交差点において兵庫県方面への一般車両の通行禁止規制及びう回誘導等の交通整理を実施し、野田阪神前交差点、中海老江交差点において兵庫県方面への進行車両の事前選別検問を実施した。

(2) 岡山県警察の支援活動

岡山県警察は、兵庫県警察が示した兵庫県北部への広域う回路に従い、国道2号三石検問所において、東進車両を国道9号等のう回路に誘導する措置を講じた。

1月18日から1月19日までの間は、緊急物資等輸送ルートに指定された中国縦貫自動車道の津山IC及び山陽自動車道の備前ICにおいて、緊急物資等輸送車両以外の一般車両の排出措置を講じて、兵庫県警察の行う緊急物資等輸送ルート確保した。

さらに、中国縦貫自動車道津山ICから福崎

ICの間及び山陽自動車道備前ICから姫路東ICの間において、緊急物資等輸送車両の先導を実施して、兵庫県警察が行う円滑な緊急物資等の輸送を支援した。

1月23日から2月24日の間は、中国縦貫自動車道の東行き路線を緊急物資等輸送ルートとして、兵庫県高速道路交通警察隊長が緊急物資等の輸送車両以外の車両の通行を禁止したことに伴い、岡山県警察高速道路交通警察隊から、交通パトカー5台、警察官10名を津山ICと兵庫県下赤松PAの間に配置して、規制対象車両の選別、緊急物資等輸送車両の先導等の活動に当たり、これを支援した。

(3) 徳島県警察の支援活動

震災当日（1月17日）から、鳴門IC及び鳴門北ICの電光掲示板に、被災地域の道路障害状況及び広域う回路を表示広報して、被災地域への車両の流入抑制を図った。

本州四国連絡道路の徳島県から兵庫県津名ICの間において、交通機動隊の白バイ等により、被災地域に向かう緊急物資等輸送車両や自衛隊の救助部隊の先導を実施し、災害救助活動を支援した。

14 フェニックスストラフィック(Phoenix Traffic)隊(通称PT隊)の発足

(1) PT隊の結成

7月25日、皇宮警察及び全国33都道府県警察からの特別出向者200名と本県交通機動隊45名で構成するPT隊を発足させ、各府県の特別派遣部隊等で実施してきた震災復興物資等輸送ルート確保について、交通整理隊(警察本部交通部の本部員、関係警察署員)とPT隊により継続した。



勢ぞろいしたPT隊

(2) PT隊の活動

発足から7月31日までを訓練期間とし、8月1日から、復興物資輸送ルート（国道43号）及び生活・復興関連物資輸送ルート（国道2号）並びに三宮周辺の主要交差点において、交通検問や交通整理等の活動を開始した。

○PT隊3ヶ月間の活動（10月31日現在）

違反種別	検挙件数
通行禁止	3,516件
無免許	29件
酒気帯び運転	3件
通行区分	52件
転落防止等	3件
信号無視	114件
その他	50件
計	4,445件



PT隊による振り分け検問（武庫川）

(3) 特別派遣部隊による交通規制等の終了

特別派遣部隊の活動は、PT隊の訓練が終わる7月31日までとし、

日数	195日
延べ人員	144,968名
車両延べ台数	10,276台
パトカー	2,342台
白バイ	7,628台
サインカー	306台

に及んだ各都道府県警察の特別派遣を終了した。

15 その他

(1) 交通反則通告センターの対応

交通反則事件の処理（送付通告、特例交付の通知、不納付事件の呼出等）や違反登録を行う神戸反則通告センターは、被災の中心地の生田警察署内にあり、本部情報管理課のコンピューターと接続する端末装置等が損壊したのをはじめ、電子コピー機等事務機器が使用不能となる大損害を受け、業務の遂行に大きな障害が生じたため約2週間業務を中断した。

被災前に告知を受けた反則者からは、

- 金融機関が倒壊して反則金が納付できない。
- 納付書等が焼失した。
- 失業して反則金が支払えない。

などの相談が相次いだため、最寄りの警察署等に出頭を求めて、再度、納付書を交付する「特例納付手続き」を実施して、反則者187名に適用した。

また、被災死亡した違反者10名については、「違反者死亡」として事件を終結する手続きをとった。

(2) 交通裁判係の対応

交通切符による略式請求対象事件の送致を担当する神戸交通裁判係は、神戸地方裁判所本庁が、避難先を求めて来た周辺住民に、道交待合室（交通切符による略式命令請求事件の処理を

行う際に使用する待合室)を避難所として提供したため、1月17日から5月25日までの間、神戸地方検察庁庁舎で3者(裁判所、検察庁、警察)合同による略式裁判処理(法廷26回、事件数1,767件)を行った。

(3) 交通研究所のアンケート調査

交通研究所は、10月から「大規模災害時における交通管理のあり方」を検討するために、被災地域とその周辺の企業及び個人を対象に「道路利用に関するアンケート」を進めていた。

11月15日までに約800社の企業から回答があり、これを集計すると、交通規制情報を得るうえで最も役立った手段は、マスメディア(テレビ36%、新聞21%、ラジオ17%)が74%を占めている。

また、今回の交通規制の区間及び時間についての感想は、区間については、59%が「もっと広く」又は「適当」、時間については、54%が「もっと長く」若しくは「適当」の回答であった。

一方、交通規制が企業活動に与える影響については、59%が「非常に」又は「かなり」の影響を受けていると回答している。

概して、今般の交通規制は、その必要性の理解が得られていることがうかがえたが、企業の所在地や業種により意向が異なるなど、今後他の項目と合わせて詳細に集計・分析して「大規模災害時の交通管理のあり方」を検討することとしている。

16 おわりに

被災地域の復興活動は、関係機関等の懸命の努力により漸く軌道に乗り、兵庫フェニックス計画等将来ビジョンを基調にした復興事業が着々と進められているが、阪神高速道路の復旧は平成8年末と見込まれている。

また、主要幹線道路の障害は、9月末現在約

40箇所を数えるなど、大震災以前の都市交通機能を回復するには、なお相当の時間を要する。

交通警察としては、引き続き、特別出向者で編成するPT隊を主力とした交通部隊による復興物資等輸送ルートの確保や、被災地域への不要不急の車両流入抑制と交通容量拡大のための適正な交通管理を柱とした交通対策を、強力に推進している。

第6 地域安全活動（後方治安対策）

地域部においては、震災の発生とともに県下警察署に本部長通達「平成7年兵庫県南部地震災害警備に伴う勤務制の変更について」を発出し、1月18日から全警察署地域課及び警察本部地域部執行隊の勤務体制を、従来の三交替制から二交替制に変更するとともに、2月1日から地域警察の活動基本である「地域警察アクションプログラム」に基づき、県下各警察署ごとの地域実態に応じた各種施策を、交番の活動を中心にして強力に推進するなど後方治安体制の強化を図って対応した。

また、被災地域を管轄する警察署における後方治安対策として、他都府県からの応援パトカーで編成される「受援パトカー隊」、本県部隊及び他都道府県応援部隊で編成される「被災地域集団パトロール隊」、本県の本部自動車警ら隊のパトカーで編成される「安全パトカー隊」などの特別部隊による活動を実施して治安の維持に当たった。

1 受援パトカー隊

地震発生に伴い、広報活動及び機動力を用いた通信連絡、さらには負傷者搬送等の活動に機能をフルに発揮したのがパトカーであったが、警察署における絶対数は不足し、自動車警ら隊はもとより機動捜査隊等の多くの車両が被災地に重点投入された。

さらに、これらの車両不足をカバーするため、警視庁をはじめとする全国都府県からパトカーが派遣されたのに伴い、応援派遣されたパトカーによる「受援パトカー隊」を組織して、被災の激しい警察署において運用し、パトカーの有する機動力、広報能力等をフルに発揮して、管内パトロール及び被災場所や避難場所における駐留警戒、立ち寄り等の後方治安を中心とした地域安全活動を実施した。

なお、受援パトカー隊が活動した警察署は、被災の激しい神戸、阪神、淡路の地域を重点にした20警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、芦屋、西宮、甲子園、尼崎中央、尼崎東、尼崎西、尼崎北、伊丹、宝塚、岩屋、津名西）であった。

(1) 体制

受援パトカー隊は、震災2日目の1月18日から24時間勤務による二交替制で運用され、服装は、活動服、活動帽、黒短靴であった。

なお、活動期間中における日々の活動台数は、次表のとおりであった。

活 動 日	活 動 台 数
1月18日	23
1月19日	88
1月20日	90
1月21日	139
1月22日～3月7日	194
3月8日～3月15日	144
3月16日～3月23日	94
3月24日～3月31日	82
4月1日～4月18日	38
4月19日～4月26日	20

(2) 活動状況

受援パトカー隊の活動期間は、1月18日から4月26日までの99日間で、この期間中に派遣された車両人員は、37都府県から延べ12,474台、人員24,675名であった。

その活動は、街の復興に伴い発生する事件、事故に迅速に対応するとともに、避難住民の不在家屋へのパトロールの強化、被災地域及び避難所周辺における駐留警戒や事件、事故の多発地域を重点警らするとともに、機動力を生かした広報活動を行うなど地域安全活動を積極的に実施し、治安の維持に大きく貢献した。

なお、派遣及び犯罪検挙状況は次のとおりであった。

ア 各都府県別の派遣状況

都府県	日数	台数	人員	
警視庁	72	1,725	3,450	
関東	茨城	50	82	164
	栃木	32	40	80
	群馬	50	74	148
	神奈川	90	882	1,732
	千葉	95	434	844
	静岡	90	433	850
	埼玉	87	373	722
東	新潟	50	82	164
	山梨	32	40	80
	長野	50	82	164
中部	愛知	90	896	1,736
	岐阜	70	316	616
	三重	98	294	564
	富山	31	78	156
	石川	49	81	162
近畿	福井	31	54	108
	大阪	99	2,085	4,170
	京都	99	816	1,618
	滋賀	99	395	790
中国	奈良	98	436	884
	和歌山	98	187	367
	広島	98	594	1,174
	岡山	98	256	488
	山口	56	279	542
国	島根	54	78	156
	鳥取	54	78	156

イ 犯罪検挙

活動期間中に検挙した犯罪は73件で、その内訳は窃盗21件（出店荒らし1件、自動車盗2件、オートバイ盗13件、原付自転車盗2件、自転車盗2件、車上ねらい1件）、傷害2件、暴行2件、占有離脱物横領7件、覚せい剤取締法3件、

毒物及び劇物取締法2件、軽犯罪法1件、銃砲刀剣類所持等取締法2件、屋外広告物条例2件、ひき逃げ3件、無免許9件、酒気帯び18件及び登録番号表示義務1件と多種多様であった。



被災地域を警らする受援パトカー隊

2 被災地域集団パトロール隊

震災後は、社会的不安を反映して、被災地域におけるパトロールの強化を求める声が高まり、各種犯罪の予防検挙活動をはじめとして、住民の安心感の醸成を図るため、1月20日から7月25日までの間、本県応援部隊と他都道府県特別派遣部隊による「被災地域集団パトロール隊」を組織して被災の激しい9警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮）管内に派遣し、避難所周辺及び家屋の全半壊による不在家屋、ビル等を中心に、24時間体制で徒歩による集団パトロールを行い、治安の確保に努めた。

この被災地域集団パトロール隊の運用に当たっては、運用警察署の署情に応じて、活動地域、活動の重点、従事人員等被災住民の要望を反映した集団パトロールの実施計画を策定し、効率的な活動を推進した。

(1) 体制

県内応援部隊の派遣については、災害警備本部から「兵庫県警察本部警備命令」を発出し、その運用は地域部地域課で行い、部隊の日々活動状況を把握して効率的な運用を図るため、同

地域課内に5名体制の部隊運用係を設置した。

被災の激しい9警察署管内において、徒歩による集団パトロールを実施し、住民に対する呼びかけ活動、職務質問等を強力に推進することにより、事件・事故の予防検挙を図り、治安に不安を持つ住民に対して安心感を与える活動を行うものとした。

本県部隊

本部機動隊

管区機動隊

派遣警察署部隊

近畿管区警察学校部隊

県警察学校部隊

自署部隊

全国都道府県警察からの特別派遣部隊

パトロール隊の運用時間は、午前9時から翌日午前9時までの24時間とし、パトロールの人員は5名前後の小集団で行った。

服装・携帯品等は出勤服、略帽、編上靴、軍手、警棒（警杖）、照明資器材であったが、被災地域においても落ち着きを取り戻し、復興に向けた活動が活発化したことで、4月1日からは活動上の服装を変更し、制服、制帽、編上靴としたが、けん銃は携帯しないままで活動した。

(2) 活動状況

被災地域パトロール隊の活動は、1月20日から開始されたが、当初、警察署の体制が整っていないこともあり、活動結果の集計は行っていない。

しかし、2月10日に地域安全推進本部が発足し、同本部に地域部の担当班として、安心生活班が設けられたことから、通達「地域安全推進本部安心生活班の推進事項にかかる報告について」（地域安全推進本部号外）を警察署に発出し、その報告に基づき、活動結果の集計を行った。

なお、2月10日から活動終了となった7月25日までの166日間における9警察署本県派遣部

隊の活動は次のとおりであった。

活動人員は、自署員29,220名、派遣部隊員35,536名の総員64,756名であった。

活動事例としては、犯罪検挙149件、好事例67件があり、その主なものは、

○ 犯罪検挙

殺人未遂、傷害（指名手配）、暴行、恐喝未遂、窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、店舗荒らし、色情盗、賽銭盗など）、住居侵入、強制わいせつ未遂、銃砲刀剣類等取締法、覚せい剤取締法、軽犯罪法、あて逃げ、無免許、酒気帯びなど

○ 好事例

高齢者迷い人の保護、初期消火活動、飲酒常習者の避難所収容、避難所からの浮浪者排除、盗難車の返還、二次災害防止措置など

があげられる。



被災地域を集団警らする集団パトロール隊

3 安全パトカー隊

震災直後の自動車警ら隊では、被災者の救助活動をはじめ、消火活動に伴う交通整理、救援物資の輸送に伴う先導等に従事するなど、機動力をもって災害対策に貢献した。

しかし、避難生活の長期化等により、住民間にストレスが蓄積し、さ細な出来事からでも大きな事件への発展が懸念された。

また、街の復興に伴い、住民の要望の強い被災不在家屋等へのパトロールの強化、被災地の駐留警戒及び110番の迅速な処理等、住民に安心感を与える活動が求められたことから、これらに対応するため、持てる機動力をフルに発揮し、犯罪発生実態や地理環境等に熟知した自動車警ら隊員をもって「安全パトカー隊」を組織し、運用することとした。

(1) 体制

安全パトカー隊は、被災の大きな14警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、尼崎西、尼崎北、伊丹、宝塚）を担当エリアとして、受援パトカー隊、被災地域集団パトロール隊等との連携を密にして、日常、避難所住民同士のトラブルや事件、事故等警察事象の発生が予想される避難所を関係警察署との協議により「重点立寄り避難所」に指定し、重点パトロールを実施した。

これらのパトロールを通じて、街の復興に伴い発生した事件、事故や110番に迅速に対応したことで、治安の維持に大きく貢献した。

この活動には、神戸方面隊の16台、阪神方面隊の12台の日動用車両をあて、さらに姫路方面隊の当番用車両2台を神戸方面隊に増配して日々の状況に応じて活動させた。

なお、活動は24時間勤務による二交替制で、服装については、自動車警ら隊の通常の服装である活動服、活動帽、黒短靴とした。これら活動期間中の延べ人員等は、人員9,486名、車両4,492台であった。

(2) 活動状況

安全パトカー隊の活動期間は、2月10日から7月31日の172日間であった。この期間中、パトカーの有する機動力、広報力をフルに発揮して、派遣警察署管内を重点パトロールするとともに、被災地域や避難所における駐留警戒、立ち寄り等の後方治安を中心にした地域安全活動を実施して治安の維持に大きく貢献した。

なお、活動期間中の犯罪検挙は、刑法犯1,570件、特別法犯290件、交通法令違反8,851件におよび、その内訳は殺人未遂、強盗、傷害、逮捕監禁、放火、窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、事務所荒し、自動販売機荒し、出店荒しなど）、詐欺、暴行、住居侵入、覚せい剤取締法、銃砲刀剣類等取締法、ひき逃げ、あて逃げ等多種多様であった。

第7 二次災害防止対策

地震発生後も絶え間なく余震が続くなか、1月18日地震予知連絡会が

「今回の余震活動は減衰しているものの、過去には約1箇月後にマグニチュード7級の余震が発生している例がある。今後マグニチュード6級の余震が発生する可能性があり、1～2箇月は注意が必要である。」

との見解を公表した。

また、1月20日には、神戸海洋気象台から「県南部の雨に関する情報第1号」が発表され、警戒を呼びかけた。

このため、兵庫県災害警備本部及び各警察署災害警備本部では、震災直後から、余震等による二次災害対策の万全を期して各警察署ごとに調査班を編成し、危険箇所の実態把握を行うとともに、各関係機関との緊密な連携を図り、住民に対して危険箇所の広報、避難勧告・誘導を実施した。

また、活動中の各部隊に具体的な指示を与えるなど、有事に備え万全の体制を確立して二次災害防止に努めた。

その後、6月8日には気象庁から梅雨入りが発表され、さらに9月には台風が接近するなど、余震・降雨等による二次災害の発生が懸念されたが、小規模な被害は発生したものの、大きな被害は発生しなかった。

1 余震・降雨等の対策

(1) 1月

1月20日、神戸海洋気象台から「県南部の大雨に関する情報第1号」により、22日から23日にかけて総雨量20～30ミリ、多い所で50ミリの雨が予想されるとの発表があった。

災害警備本部では、本震・余震に伴う地盤の緩みなどによる土砂崩れなど、大規模な二次災害が発生する可能性が高いため、各警察署、特

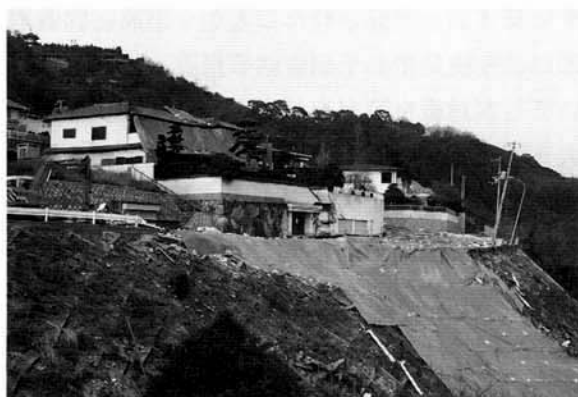
に被災地を管轄する警察署に対して、危険箇所対策等の二次災害防止対策徹底の指示を行った。

これにより各警察署災害警備本部では、各市町及び消防等関係機関と共同して避難所の巡回を行い、被害防止措置の徹底を図るとともに、降雨による地滑り・土砂崩れなどの危険箇所の把握に努めた。その結果

道路損壊	15箇所
堤防決壊	3箇所
鉄軌道被害	3箇所
山崖崩れ	39箇所
建物倒壊のおそれ	26箇所

の86箇所が把握できたため、関係市町と協議して立入禁止区域を設定し、立入禁止の看板設置、ロープ張り、バリケード設置などの措置を施したうえ、市町職員を現場配置して立入禁止の徹底を図った。

また、ビニールシートを活用し、警察、自衛隊の共同作業により危険建造物、危険箇所等に被覆して降雨による建物崩壊、崖崩れなどの防止に努めた。



ビニールシート被覆状況（神戸市東灘区）

さらに、危険箇所近隣の住民に対しては、被災地域集団パトロール隊等により、危険箇所等への立入禁止を広報するとともに各市町、消防の広報車、パトロールカーなどを活用して、神戸海洋気象台の雨に関する情報を広報して回り、

注意を呼びかけた。

そのほか、ガレキなどが河川を埋塞している場合には関係機関に通報してガレキを撤去させ、河川の氾濫等による二次災害の防止を図るとともに、市町等の関係各機関を通じ、漏電による火災発生、感電事故等防止の周知徹底を図った。

行方不明者の捜索については、降雨による建造物の倒壊等による二次被害防止のため、捜索箇所をビニールシートで被覆しながら捜索を実施した。

1月29日、災害警備本部は、震災から日数が経過し、救助・捜索活動もほぼ終了したことにより、二次災害防止対策として、被害実態パトロール隊を編成して危険箇所の実態を掌握し、危険箇所のマップ化と地域住民への広報を実施した。

さらに、被災地域集団パトロール隊により、特に危険度の高い箇所に対する警戒監視活動を強化し、県・市等の関係機関と緊密な連携を図り、避難勧告の積極的な助言、また避難経路・方法・場所等の検討と計画を行った。

(2) 2月

2月に入って救助活動も一段落し、警備体制や治安体制も確立されたことから、災害警備本部は、今後発生が予測される余震・降雨等について基本対策を策定した。

ア 被災地状況の全体像の早期把握

二次災害を防止するためには、被災地の状況を迅速・正確に把握することが重要であるため、災害警備本部の体制・機能（特に情報収集及び部隊運用）を充実させ、併せて各警察署・交番・駐在所に至るまで有線・無線通信を完全に装備した。

さらに、警察庁との連絡体制の強化について、通信司令室での応答状況が同時に伝達される装置を整備したのをはじめとして、兵庫県や神戸市との間にホットラインを設置するとともに連絡員を派遣して、迅速・正確な連絡体制を確立

した。

イ 体制の確立

警備部隊の運用は、他府県特別派遣部隊並びに県内応援部隊ともに24時間交替制で二部運用とし、夜間の突発事案にも対応出来る体制を確立した。

これら部隊は、被災地管轄警察署に分散配置されているが、余震等で被害が発生した場合には、部隊を集中して運用したり、他地域にも即時派遣することができるようにした。

さらに、二部運用で非番となり宿泊所で待機中の部隊についても、緊急の場合には2時間以内の現場対応が可能な体制をとった。

被災地を管轄する警察署にあっては、二次災害発生時には、エリア交通規制要員を除いた部隊で初期の救出活動に当たり、万一、二次災害が拡大した場合は、新たにこれに対応する機動隊を要請することとし、併せて、現場で各種活動を展開している自衛隊、消防との協議を行い、連携して活動することとした。

震災直後、自家用車での交通が増加して、救出部隊、救急車、消防車等の通行を困難にした状況から、二次災害発生の場合には、直ちに広報班を運用して、マイカー使用の自粛と冷静な行動を訴えるとともに、避難所パトロール隊が被災地に入り、流言飛語対策を実施することとした。

また、救急車等のレスポンスタイムを短縮することが人命に大きくかわることから、その通行路を確保するとともに、県内配備のパトカーを第一次の救急体制に組み込み、病院搬送車の先導として運用することとした。

病院への搬送計画については、各警察署で大規模病院等を複数指定し、エリア交通班により輸送路を確保することとした。

さらに、地震後、各警察署では、降雨の度に避難場所として利用されている施設の安全性の変化の有無について、市町職員とともに点検・

調査を実施した。

(3) 3月

兵庫県警察では、風水害・地震等の災害発生時の警察職員参集要領を「兵庫県警察災害警備計画」により行っているが、この度の大規模な都市直下型地震に対しては、現行の災害警備計画では対応しきれなかった部分があったことから、「兵庫県警察災害警備計画策定委員会」を設置し、災害警備計画の全面改正を進めている。

同警備計画が策定されるまでの当分の間、従来の災害警備計画に加え、県下で、震度5以上の地震が発生した場合、警察職員は招集命令を待つまでもなく速やかに所属部署に参集すること、また、県下に地震による災害が発生したことを知った場合、又は災害発生のおそれがあることを知った場合についても同じく参集することとした。

また、部長会議出席者及び警備部各所属長にあっては、震度4以上の地震が発生した場合、速やかに警察本部生田庁舎に参集することとした。

さらに各所属については、招集伝達と各所属勤務員の応集状況の再点検を行うとともに、整備すべきものについては速やかに適切な措置を講じることとした。

(4) 梅雨期及び台風期

梅雨期及び台風期には、降雨や強風による被害発生のおそれが強いいため、各警察署では、警ら活動等を通じて被災地の巡回に努めるとともに、神戸海洋气象台等の情報（警報・注意報）に基づいて、随時警戒強化体制をとり、不測の事態に備えた。

神戸海洋气象台等から降雨に関して警報が発表されたのは、5月から9月の間に合計7回あり、このうちの5回については、小規模な土砂崩れや床下浸水等の被害が発生したが、人的な被害発生は無く、他の2回（6月26日及び8月

16日）については、人的及び物的な被害発生は無かった。

また、9月には、2度の台風接近に伴って警備体制をとり、警戒を強めたが、いずれも兵庫県を直撃することなく通過した。

2 避難勧告・誘導

(1) 避難勧告・誘導活動

神戸市、西宮市等の被災自治体は、震災翌日から被害状況を調査、把握して、危険地域、建物に対し避難勧告等の措置を行った。

警察は、被災自治体と連携して、避難勧告の伝達や誘導活動を積極的に実施した。

避難勧告は、1月中に多く出されたが、特に震災直後の3～4日間に集中した。

これは、地震後に危険箇所を把握したことと、1月21日に大雨が予想されていたこと及び余震が続いていたことから、二次災害防止のために避難勧告が集中したものである。

1月中の避難勧告は

52箇所 2,482所帯 77,133名

に上っている。

この中でも、震災翌日の1月18日早朝、東灘区の臨海部第2工区において発生したLPガス漏洩事故による避難勧告は、兵庫県史上かつてない広範囲の地域と多数の住民を対象にした大規模かつ特異な避難勧告事案であったが、ガス爆発の危険のなか、警察は、震災初期の救出救護活動のなかから多くの人員を割いて対応し、大きな事故、事件等の発生も無く、住民を避難誘導することができた。

ア 東灘区のLPガス漏洩に伴う避難勧告

震災翌日の1月18日早朝、被災地の各警察署が救助・捜索作業に追われているなか、神戸市東灘区の臨海部第2工区内、LPガス輸入基地のLPガスタンクからのLPガス漏れが判明した。

重なる余震により、漏洩量が増加して危険な

状態となったため、午前6時、東灘区長は、タンクが爆発のおそれがあるとして、周辺約2キロメートル四方の住民に避難するよう避難勧告を発令した。

避難の対象は、東灘区のほぼ西半分の国道2号以南及び灘区六甲アイランドの住民の約7万人という大規模な避難勧告であった。

LPガスタンクの所在地は臨海部埋立地で、北側は住宅地、南側は海を挟んで六甲アイランドであり、ガス爆発を起こせば他のガスタンクの爆発も誘発して大惨事になるおそれがあった。

管轄する東灘警察署管内は、地震による家屋の倒壊が激しく、死者が最も多かった地域であり、地震発生の17日以来、大量の部隊を投入して、救助・捜索、検視、交通整理、火災現場警戒等不眠不休で活動中の避難勧告であった。

しかし、ガス爆発の危険性が切迫しており、緊急を要するため、避難誘導に当たれる最大限の人員

地域課員64名 交通課員14名

地域パト2台 交通車両2台

を投入して避難誘導を行った。

避難勧告地域の住民の中には、ラジオなどで避難勧告を知り、自主的に避難場所へ向かう者もいたが、地震後間もない早朝の避難勧告発令であり、かつ広範囲にわたる避難勧告であったため、住民への伝達が十分ではなく、情報（避難勧告発令の事実）の確認を求めて混乱する場面もみられた。

このような状況から、警察としては、早急に避難勧告を住民に徹底させ、避難させるために、出動した各隊員に地域を分担させ、任務を明確にして誘導するとともに、車両を利用した効率的な広報に努めて、避難地域には警戒を実施した。

避難経路は、被災地の中であるため、通行できる道路が限定されて人や車の流れで混雑はしたものの、混乱、事故等の発生もなく避難誘導を行うことができた。

さらに、災害警備本部においては、ヘリコプターにより地域住民に広報する措置をとった。

一方、六甲アイランド地域については、所轄の神戸水上警察署が警察艇によって要員を派遣するなどして、約20名の体制で避難広報・誘導を行った。

六甲アイランド交番勤務員4名は、同アイランド入口の六甲大橋の交通規制に当たるとともに、六甲アイランド地域災害対策本部に避難勧告発令を伝達した。

さらに、パトカーによる広報活動を実施して、地域住民約4,000名を避難場所である同アイランド東南地域に誘導した。

なお、六甲大橋の北側（東灘管内）から同アイランドに進入する車両等があるため、通行止めの交通規制を行うとともに避難勧告の発令を周知徹底させた。

同日の夕刻、他のガスタンクへのLPガスの移送が開始され、また漏洩量も減少に転じたため、同日午後6時に避難勧告は解除された。

イ その他の避難勧告・誘導活動

2月以降、3、4月の3箇月、新規の避難勧告の発令はなかった。

その後、5月11日夜に、神戸市や阪神間の被災地が大雨と強風に見舞われ、震災で傷んだ宅地内の擁壁の倒壊やがけ崩れなどが相次ぎ、新たな被害のおそれが生じたため

5月12日 有馬警察署管内 130名

5月14日 長田警察署管内 1世帯 2名に避難勧告が発令され、一時避難させた。

さらに、梅雨期に入った7月6日、連続降雨により、神戸市東灘区及び灘区の山麓部一带において総雨量が190ミリを超え直近1時間の雨量が13ミリに達したため、危険防止の措置として、

東灘区山手の岡本、住吉、御影等山麓部
一带

740世帯 2,000名

灘区山麓部一帯

48世帯 130名

灘区箕岡通4丁目山麓

7世帯 25名

の3地域に避難勧告が発令され、住民を学校等の避難所に避難させた。

この時は、降雨状況によっては、大規模な山がけ崩れなどの発生のおそれがあったため、それぞれ

東灘警察署員 135名

灘警察署員 71名

で部隊編成し、避難対象地域の重点警ら、警戒警備を実施した。

同日、午後5時に、避難勧告は、解除された。

ウ 避難勧告発令状況

震災以後、平成7年7月31日現在までの県内の避難勧告発令は

57箇所 3,278世帯 79,420名

の多くに上っている。

避難措置を講じた地域、箇所の防災工事が進められ、避難勧告は徐々に解除されていったが、現在(7/31)も解除されず、残されているのが

11箇所 144世帯 415名

となっている。

避難勧告が続いているのは、山沿いや傾斜地



地震による崖崩れ

を造成した宅地等である。

エ 避難勧告状況

現在までの避難勧告状況は次のとおりである。

避難勧告状況

月 日	避難勧告対象		
	箇所数	世帯	人員
1月17日	1	70	190
1月18日	1	—	70,000
1月19日	5	455	1,169
1月20日	15	890	2,343
1月21日	30	1,810	5,340
1月22日	47	2,321	6,675
1月23日	49	2,309	6,565
1月24日	49	2,391	6,842
1月25日	49	2,391	6,842
1月26日	49	2,337	6,651
1月27日	49	2,336	6,689
1月28日	49	2,336	6,689
1月29日	49	2,336	6,689
1月30日	49	2,336	6,689
1月31日	46	2,207	6,220
2月28日	23	1,161	3,747
3月31日	20	1,087	3,513
4月30日	16	623	2,032
5月31日	15	431	1,362
6月30日	15	431	1,362
7月31日	11	144	415
8月31日	9	99	303
9月30日	9	99	303
10月31日	9	99	303
11月30日	9	99	303

避難勧告発令月日及び勧告箇所数、対象世帯数

発令月日	箇所数	対象世帯	対象人員
1月17日	1	70	190
1月18日	1	—	70,000
1月19日	4	385	979
1月20日	10	435	1,174
1月21日	15	871	2,771
1月22日	18	652	1,814
1月23日	2	61	189
1月26日	1	8	16
5月12日	1	—	130
5月14日	1	1	2
7月6日	3	795	2,155
合計	57	3,278	79,420

(2) 避難誘導従事状況

各警察署は、自治体と連絡・連携のうえ、避難勧告発令の度に住民の避難誘導活動等を行っ

てきた。

平成7年7月31日現在までの警察署別の避難勧告箇所数と避難勧告活動に従事した警察官数は次のとおりである。

署別	箇所	従事人数
東灘	7	340
灘	3	73
葺合	9	70
長田	1	2
神戸北	6	46
有馬	12	80
垂水	5	29
神戸西	1	2
芦屋	1	6
西宮	4	36
宝塚	2	8
川西	3	14
三木	1	15
社	1	4
岩屋	1	8
(合計)	57	733

(注) 神戸水上警察署の1箇所の16名（LPガス漏れ）は東灘警察署に含む

3 余震・強風・降雨による二次災害

(1) 余震による二次災害

1月17日夕刻、倒壊寸前であった神戸市中央区の「柏井ビル」が、度重なる余震のため道路上に横倒しとなり、道路を完全に遮断したが、危険箇所として早期に把握しており、道路封鎖して付近の住民を避難させていたため、人的被害は発生しなかった。

10月14日、午前2時4分ごろ、大阪湾を震源とするマグニチュード4.8の余震が発生した。

これに伴い兵庫県内では

震度4～神戸、神戸垂水、神戸灘、神戸長田、神戸須磨、神戸北、神戸西、明石、淡路北淡、淡路町、淡路東浦

震度3～宝塚、芦屋、淡路一宮、美方

震度2～神戸東灘、尼崎、伊丹、西宮、川西、洲本、加西、姫路、豊岡

が観測された。（震度4は、2月18日以来）

この余震では、津波の心配もなく、家屋倒壊や土砂崩れなどの被害に至らなかったが、交通機関に乱れが生じた。

鉄軌道にあっては、JRが「西明石～甲子園」間で午前6時から午前7時までの間、目視点検を実施するために運休して午前7時17分から通常運転を行ったほか、阪神電鉄では、始発の徐行運転を行ったが、それぞれ線路等施設設備の被害はなかった。

また、高速道路では、阪神高速北神戸線（午前2時10分～午前3時20分の間）、阪神高速湾岸線（午前2時10分～午前2時55分の間）、第二神明道路（午前2時07分～午前3時47分の間）が、それぞれ道路点検のため道路閉鎖したのをはじめ、中国縦貫自動車道では、午前2時08分～午前2時50分の間、50キロ規制を行ったが、それぞれ被害は無く、点検終了とともに規制解除となった。

(2) 強風による二次災害

4月12日午前6時ごろ、神戸市中央区内のビル解体現場で強風により足場が倒れ、電柱5本を倒した。

また同日午前6時50分頃、神戸市東灘区内の国道2号沿いにおいて、ビルの解体現場の足場が突風で国道側に倒れ、電柱6本を倒し、走行中の車両（2台）を電柱が直撃して、運転者1名が軽傷を負った。



足場が倒れ電柱の直撃を受け破壊された車両（神戸市東灘区内）

(3) 降雨による二次災害

ア 5月12日

神戸海洋気象台から、震災後初めて

淡路 午前1時 (午後2時解除)

県南東部 午前6時 (午後3時15分解除)

県南西部 午前6時 (午後2時解除)

県北部 午前8時10分 (午後3時20分解除)

の県下全域に「大雨・洪水警報」が発表されたことに伴い、災害警備本部では県下全52警察署に対し、丙号体制以上の体制を確立するように指示し、警備体制をとった。

この降雨により

- ・ 午前8時

中央区磯上通のサンビル及び横田ビル倒壊

- ・ 午前11時55分

兵庫区千鳥町の千鳥モータープールの敷地が崩れ、車両が流される

- ・ 午後1時30分

長田区丸山町の丸山中学校南西側が崩れる

等、県下で

家屋等倒壊 5件

道路損壊 1箇所

山崖崩れ 8箇所

床下浸水 50棟

が発生したが、人的被害は無かった。



倒壊したビル (神戸市中央区内)

イ 5月15日

神戸海洋気象台から、午前4時10分、淡路、県の南東及び南西部に「大雨・洪水警報」が発表された。(午後1時30分解除)

これに伴い災害警備本部では、神戸、阪神、東播、淡路各ブロックに対し、丙号以上の体制を確立するよう、またその他の所属についても署情により体制をとるように指示し、警備体制をとった。

この降雨により

- ・ 午前9時30分

長田区内で民家の石垣が崩れ、駐車中の車が下敷きとなる

- ・ 午後3時30分

兵庫区内の兵庫運河脇の市道が崩れ運河内に落下する

などの被害が発生したが、人的被害は発生しなかった。

ウ 7月3日

神戸海洋気象台から、午前8時30分、県南部に「大雨・洪水警報」が発表された。(午後4時解除)

これに伴い災害警備本部では、神戸、阪神、東播、西播、淡路ブロックに対し、丙号以上の体制を確立するよう、またその他の所属についても署情により体制をとるように指示し、警備体制をとった。

この降雨により

- ・ 午前10時

佐用郡上月町において中国自動車道の法面が、県道上福原・佐用線上に崩れ落ちた被害が発生したが、人的被害は無かった。

エ 7月4日

神戸海洋気象台から、午前7時5分、県南部に「大雨・洪水警報」が発表された。(午前10時10分解除)

これに伴い災害警備本部では、神戸、阪神、東播、西播、淡路ブロックに対し、丙号以上の体制を確立するよう、また、その他の所属につ

いても署情により丙号体制をとるよう指示し、警備体制をとった。

この雨は、7月4日～9日の間に断続的に継続し、

- ・ 4日 午前5時30分
津名郡津名町野田尾の県道津名・北淡線で道路が80mにわたり幅20～30cmの亀裂が入る（7月末日まで通行止め）
- ・ 同日 午後1時30分
洲本市畑田にて道路北側の斜面が崩れ落下し、県道洲本・南淡線約10mにわたり道路を塞ぐ

等、県下で

道路損壊	2箇所
山崖崩れ	9箇所
計	11箇所

の被害が発生したが、人的被害は無かった。

オ 7月21日

神戸海洋気象台から

- 県北部 午前5時25分(午後2時30分解除)
- 県南東部 午後1時 (午後8時30分解除)
- 県南西部 午後1時 (午後8時30分解除)

にそれぞれ「大雨・洪水警報」が発表された。

これに伴い災害警備本部では、神戸、阪神、東播、西播、淡路ブロックに対し、丙号以上の体制を確立するよう、その他の所属についても署情により丙号体制をとるよう指示し、警備体制をとった。

この降雨により

- ・ 午後2時40分
加西市内で7箇所27棟が約1時間にわたって床下浸水した
- ・ 午後10時30分
垂水区内で溝の溢水で1棟が床下浸水した

等、県下で

道路冠水	3箇所
通信施設被害	1箇所
停電	2箇所
被災家屋の倒壊	1箇所

の被害が発生したが、人的被害は無かった。

第8 救護活動

被災者に対する医療行為を行う病院が多数倒壊するなど、医療施設の被害は神戸市内全域に加え周辺の市町等広範囲に及んだため、被災者の医療確保のために、救護対策本部の設置等各種対策がとられるとともに、日本赤十字社（以下日赤と略）、自衛隊、その他医療機関による救護活動が展開された。

兵庫県警察にあっても災害警備要員、被災者等に対する医療を行うため兵庫県警察救急救護所を開設した。

1 救護班医療活動

被災直後途絶していた通信網は、時間を追うごとに回復し、それに伴って悲惨な被害の状況が刻々と判明した。

しかし、通信の混乱による情報途絶という状況下では、兵庫県が、日赤や県内関係機関及び大阪、岡山等他府県からなる救護班を要請したものの、医療機関の被害実態把握も進展せず、円滑な救護班の編成派遣は難航した。

しかし、兵庫県は、日赤等関係機関と連携して、震災当日に医師1名、看護婦4名を1個班とする第一次救護班17班を神戸市に派遣し、さらに、翌18日から22日にかけて、神戸市、西宮市、宝塚市、芦屋市そして淡路地区に新たに183班を派遣するなどの医療活動を行った。

救護対策現地本部は、1月22日に神戸市内で東灘地区（東灘区本山西岡本・野寄公園）等5箇所、西宮市（安井町・安井小学校グラウンド）1箇所に開設されたのをはじめ、翌23日には芦屋市（浜芦屋町・松浜公園）に1箇所の計7地区に設置された。

現地本部のスタッフは、県職員3名と医療班である医師、看護婦により編成され、24時間体制で医療業務等を行った。

また、救護対策現地本部となる7地区の医療

班は、東灘地区では県立尼崎病院、灘地区では自衛隊医師団、中央地区では県立加古川病院、兵庫地区では県立柏原病院、長田地区では県立成人病センター、西宮地区（西宮市）では自衛隊医師団、芦屋地区（芦屋市）では福井県医療団で構成された。

救護対策現地本部

地区名	場 所	(医療チーム)
東灘地区	野寄公園 本山西岡本3丁目	(県立尼崎病院)
灘地区	浜田公園 浜田町2丁目	(自衛隊医師団)
中央地区	宮本公園 宮本通り3丁目	(県立加古川病院)
兵庫地区	門口公園 門口通り2丁目	(県立柏原病院)
長田地区	県立文化体育館東側 蓮池町1丁目	(県立成人病センター)
西宮地区	安井小学校グラウンド 安井町1丁目	(自衛隊医師団)
芦屋地区	松浜公園 浜芦屋町5丁目	(福井県医師団)

日赤は、震災当日直ちに、医師等を被災地に救護班として派遣したほか、1月18日には日赤本社（東京都港区芝大門1丁目1-3）に「兵庫県南部地震災害対策本部」、日赤兵庫県支部（神戸市中央区下山手通5丁目）に「兵庫県南部地震現地対策本部」をそれぞれ独自に設置し、災害医療等の活動を本格的に開始した。

さらに、神戸赤十字病院（病床数126）では、多数の患者発生により隣接の日赤兵庫県支部内会議所に臨時往診所を設置して対応したほか、近接の須磨赤十字病院にも患者を随時転送して治療に当たった。

また、東灘区魚崎中学校ほか11箇所に拠点常設救護所を設置し、避難所への巡回診療を行うなど活発な活動を展開した。

自衛隊も、兵庫県及び関係機関との連絡調整を図りながら、震災直後から被災者の応急診療のために、陸上自衛隊医療チームを18箇所の避

難所に派遣して、各種医療活動を行い、撤収した3月31日までに述べ2万4,000人余りを診療した。

そのほか、韓国大企業の三星グループ三星医療院は、10人前後の医師、看護婦、通訳人で構成された医療チームを編成し、1月31日から2月27日までの約1箇月間、長田区内の小学校において火・水曜日の週2回、重傷患者はもとより感冒等軽傷患者に至るまで、国籍を問わずに積極的な治療を行った。

2 警察救急救護所

警察診療所のある警察本部港島庁舎は、「液化現象」による被害が深刻で、診療所内は泥沼と化し、医療品は飛散して、診療所の診療再開と早期の救護所の設置は危ぶまれた。

しかし、1月19日診療所職員及び厚生課員の努力で、診療に必要な医薬品も準備され、診療業務を再開するとともに、警察本部生田庁舎1階相談室で、医師4名、看護婦3名、保健婦3名、警察職員7名により、24時間体制の兵庫県警察救急救護所（以下「救護所」と略）を開設した。

開設に当っては、警備部隊員はもとより報道関係者、被災住民の幅広い利用を図るため、災害警備本部の広報班を通じて、マスコミ利用により被災住民等に呼びかけるとともに、救護所入口に表示を行い、設置場所を明らかにした。

開設当日の利用状況については、警察職員19名、報道関係者2名の計21名であり、治療内容は震災による軽傷8名のほか、風邪等一般疾病13名であった。

また、ラジオ関西の放送で救護所の設置を知った「中華同文学校」（神戸市中央区中山手通6丁目9）に避難中の被災者から、体調の不調を訴える連絡を受け、直ちに当直医師等が同校に出向き診療に当たった事もあった。

救護所も、開設当初は1日平均25名程度の利

用であったが、1週間を経過するころになると、酷寒の中、昼夜を問わず勤務する警備部隊員、刻々と移り変わる震災被害状況等を取材する本部結めの報道関係者等の疲労がピークに達し、また、折からまん延し始めたインフルエンザの影響により患者数が増加し、開設2週間を迎えた時点で、1日56名と開設当時に比べ約2倍の利用増加をみた。

これは、警備部隊員に限らず、被災地警察署において災害警備に従事する警察職員も同様で、その対策として救護所は、兵庫県総合保健協会から寄贈を受けた風邪薬等支援物資を、震災被害の大きい被災地を受持つ東灘、灘、生田、兵庫、長田、須磨の6警察署に分配するとともに、さらに一步踏み込んだ巡回診療を実施した。

この巡回診療は、震災被害の特に大きかった東灘、生田、兵庫、長田、西宮の5警察署を対象として、医師、看護婦各1名体制により、診療時間を午前10時から午後3時までとして、2月3日から実施した。

実施期間中の総患者数は174名で、患者のほとんどはインフルエンザによるものであったが、兵庫警察署にあっては震災当時、宿直勤務中に警察署の倒壊に巻き込まれて負傷した警察署員

診療状況

項目		人員	構成比
受診者別	警察職員	2,191名	94.2%
	報道機関	67名	2.9%
	罹災者	18名	0.8%
	その他	49名	2.1%
	合計	2,325名	100%
症状	感冒	1,643名	20.7%
	胃炎	68名	2.9%
	胃潰瘍	22名	0.9%
	負傷	162名	7.0%
	花粉症	123名	5.3%
	その他	307名	13.2%
合計		2,325名	100%

療が含まれていた。

猛威を振るったインフルエンザも2月を境に衰退の兆しをみせ、24時間体制による緊急医療を目的とした救護所も、警備勤務体制が確立するとともに患者数も減少したため、2月8日から診療時間を午前9時から午後9時の12時間に見直しを行った。

さらに、2月20日から、午前9時から午後6時までの8時間診療に変更したが、患者数もピークであった1月24日に比べ約3分の1に減少するとともに、3月18日以降、被災者住民の来所も無くなったため、3月31日を以て救護所を閉鎖した。

その間の患者総数は2,325名で、内訳は警察職員2,191名、報道関係者67名、被災者等一般市民67名であった。



救急救護所の活動

3 健康対策

今回の災害警備活動従事中における警察職員の負傷者は13名である。

今回の震災は酷寒の1月に発生したが、この時期インフルエンザまん延の兆があったため人命救助、救急活動を行なう第一線の警察職員の健康対策が気遣われた。

このため、健康管理をバックアップする共済組合兵庫県支部は、前述した医師、看護婦、保健婦等による兵庫県警察救急救護所を開設して、警備部隊員、被災住民等への医療活動及び被災

地警察署に対する巡回診療等を実施したほか、各種の健康対策を積極的に行った。

まず今回の震災で特に被害が大きかった兵庫警察署に対して、執務室及び災害警備部隊員等の休憩所等の確保のため、エアートント2基の設置及び石油ストーブ等の暖房器具の補充を行った。

また、警備部隊員の暖房の確保のため、被災地管轄署である東灘、灘、生田、長田、須磨、芦屋、西宮、伊丹の各警察署に対して赤外線オイルヒーター12台を配付するとともに、常備薬として医薬品（胃腸薬、風邪薬、下痢薬、解熱剤）各500個を神戸、阪神、淡路地区の17所屬に配付した。

さらに、ガレキの撤去作業等に伴う粉塵や排気ガスの充満する道路で交通整理等に従事する警備部隊員のために、携帯酸素ボンベ4,644個を配付するなどの支援を行った。

このほか、医薬品、石油ストーブ、カイロ、防塵マスク等を支援物資として送り、会計課を通じて各被災地管轄の警察署及び被災地で従事する警備部隊員に配付された。

警備本部の勤務は不規則であり、勤務員の宿泊・仮眠については、ある者は執務室の机上で、ある者は廊下で横になるような状態であった。そのため、応急的に生田庁舎の各階廊下に宿泊・仮眠室を設置したが、満足のいくものでなく、宿泊・仮眠施設の整備はこの状況下ではどうすることも出来なかった。

このままでは警備本部員等の疲労が蓄積し、長期に及ぶ災害警備に支障を来すことも考えられたところから、1月18日に生田庁舎に近い警察共済組合兵庫県支部の経営する「パレス神戸」を宿泊・仮眠施設として借り上げ、受け入れ体制を整えた。

仮眠・宿泊用として借り受けた部屋は、2階大会議室（160㎡）・中会議室（105㎡）及び4階宴会場3室（66畳）で、開設当初は利用が少なかったものの、その後次第に利用者が増え始

め、ピーク時で1日約100名の利用があった。

開設当初は借り上げ期間を4月30日までとしていたものの、日数の経過とともに警備体制も充実し、途絶えていた交通機関も段階的に復旧して施設利用者も減少したため、震災後100日を過ぎた4月26日に、警備本部が生田庁舎から港島庁舎に移されたのを機に、仮眠・宿泊施設である「パレス神戸」の借り上げを終了した。

この間の施設利用者は3,650人に上った。

第9 広報対策

今回の大震災は、被害があまりにも大きく、広範囲で、警察庁舎の全半壊、道路網の寸断、広範囲の交通渋滞に加え、被災地域の警察署では、ほぼ全署員が救出救助活動に従事しなければならないという状況下であったことから、当初は被害実態を把握することすら難しい状況であった。

そんななか、テレビ局等にあっては、ヘリコプターを用いて被災地の状況を次々と放送し始めており、情報が錯綜するなか、正確な情報を求めて災害警備本部に300名以上の取材記者が押し寄せた。

その報道対応をはじめ、パニック防止のための広報もしなければならず、広報対策は困難を極めた。

1 広報対策の基本方針

大規模災害であり、行政機関をはじめ、全国のあらゆる機関・団体が救援・支援体制をとろうとしている状況であったこと、また、流言飛語の拡散を防止し、人心の安定を図る必要があること、さらには、全国民が被災地域の人の安否を心配している状況であったことから、

- ・ 被害状況等の迅速、正確な広報
- ・ 安心感を醸成するための広報

を重点に広報対策を行った。

2 被害状況等の迅速、正確な広報

(1) 初期広報及びその後の広報体制等

港島庁舎の広報課においては、地震発生時に報道係長以下3名が勤務中で、直ちに課員を非常招集する一方、いち早く状況を把握するため、錯綜する通信網のなか、県下各警察署に架電して懸命に被害情報を聞き取り、また災害警備本部から送られてくる情報と合わせて、午前7時

30分、県警記者クラブ及び県警民放記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）に、

- ・ 生田警察署に災害警備本部設置
- ・ 大阪湾岸地域の被害が大きい模様

との第1回目の広報を行った。

本来港島庁舎に設置することとなっていた災害警備本部が生田警察署に設置され、さらに、警察本部生田庁舎へと移設していく間は、非常参集してきた広報課員が災害警備本部で広報に当たり、港島庁舎広報課との2本立ての広報を行っていたが、災害警備本部の情報収集体制が充実してきたことから、災害警備本部に窓口を一本化して広報を行うことが可能となった。

そこで、港島庁舎に一般広報及び広聴の要員10名を残し、移設された災害警備本部に他のすべての広報課員を集結して広報拠点とした。

「災害警備本部広報班」は、森広報課長を班長に、情報管理課員の応援も得て51名体制とし、以後長期にわたる災害広報に当たった。

班員の勤務は、2交替制で行うこととしていたが、情報が錯綜するなか、災害警備本部と警察署との発表調整や全国各地から集まった取材記者への対応に追われ、非番日でも身体を休めることができない状況が続いた。



死者の発表状況

2月10日に、災害警備本部と並んで地域安全推進本部が設置され、同本部内に

- 各種警察活動をタイムリーに紹介する
広報
- 余震発生時の避難誘導、二次災害防止
等の注意呼び掛け
- その他地域の安全を確保するための広
報

を担当する「行政連絡・広報班」を置き、小西
総務部参事官を長として、災害警備本部広報班
と連携しながら、毎日勤務制で活動を開始した。

その後、震災から100日目の4月26日には、
警備本部及び地域安全推進本部を生田庁舎から
機能回復した港島庁舎へ移設して、従来の体制
となり、通常の業務と両本部の業務を兼務する
こととなった。

実際の広報は、警察庁をはじめ、被災地管轄
の自治体、災害派遣の自衛隊、消防庁等の関係
機関との連絡調整を図りつつ行った。

また、情報は、県下各地の被害状況の受理、
集計を担当する情報班、交通対策を担当する交
通班等、災害警備本部の各班からそれぞれ集約
し、

- 被災死亡者数
- 被災情報
- 救出救助活動情報
- 交通情報

等に区分して広報した。

広報は、広報課長をはじめ、広報課次席、同
課長補佐が中心に行い、必要な場合は、災害警
備本部各班の責任者が行った。

(2) 記者発表等の状況

1月17日午前10時、生田庁舎に移設された災
害警備本部には、被災地域の被害状況、交通状
況等の情報が次々と報告された。

その情報を各報道機関に広報する場所として
同庁舎2階の「記者クラブ室」を充て、併せて
同所を待機場所としたものの、大勢の記者を全
て収容することは到底できず、同室前の廊下、
2階ロビー等で記者がごった返し、長机、電話

機等があふれかえった。

なお、全国各地から押し寄せた取材記者は、
最大時、災害警備本部で300名、警察署では計
1,000名に達した。

多くの情報の中から警察庁や災害警備本部で
調整のついたものから次々と広報したが、被災
地の状況については、あまりにも被害が大きい
ため、その全体像を把握することができず、

〇〇市〇〇町で家屋倒壊、〇〇名生き埋め
の模様。現在、警察官〇〇名が手掘りで救
出中

というような被害の状況と救出救助活動の状況
を合わせた発表をしていった。

当初、死者数、行方不明者数等は、刻々と増
加し、その都度発表し続け、その合間に救出
救助情報、避難勧告の発令、道路交通状況（通
行止）等の各種情報を広報していった。

死者数や行方不明者数について定時発表を行
うようになったのは、13時間後の17日午後6時
45分からで、警察庁、災害警備本部及び記者ク
ラブと調整して、定時ニュースの時間に合わせ
毎時45分に行くこととした。

余震が続くなか、広報は、深夜も間断なく続
いたが、翌18日の午前0時45分の定時広報から
は、死者数、行方不明者数、倒壊家屋数、負傷
者数等の情報を「統計表」にして配付するよう
にし、また、判明した死亡者を報道機関に知ら
せるため、氏名と年齢、取扱警察署（居住区）
を模造紙に手書きして生田庁舎の壁面に張り出



死亡者名を記入する広報課員

した。

最終的にこの模造紙は50枚にも及び、張り出された場所は、2階ロビーはもちろん、1、3、4階の壁面をも占拠する凄まじいもので、フェルトペンを片手にそれを記載する広報班員も必死だった。

18日は、被害状況のほか、東灘区のLPG基地のガス漏れによる避難勧告、行方不明者相談所の開設、運転免許業務停止に伴う特別措置等を広報した。

19日には、伊丹警察署：辻巡査部長の遺体収容、署長交通規制（通行止）の実施、緊急輸送ルートの指定、三宮センター街の火災、コープ神戸本部の火災、身元不明者収容所（須磨寺、円徳寺）の設置、災害対策基本法による交通規制、検視捜査班の編成、死亡被災者リストのN T T照会の実施等を広報した。

20日には、西宮市仁川百合野町の崖崩れ現場の捜索、フランス救助隊の受け入れ等を広報した。

21日以降もボランティア防犯パトロール隊の編成、フランス救助隊の到着、災害対策基本法による交通規制の変更、運転免許再交付業務の再開、死亡被災者氏名の全国警察での電話照会業務の実施、被災地域集団パトロール隊の活動等を次々と広報した。

23日午後9時45分の定時広報時に、死亡者が5,000名を突破して5,009名となり、報道陣が色めき立ち、改めて被害の大きさを実感した。

震災発生10日後の27日には、一応の節目ともいえる被災地一斉捜索の実施とその経過及び結果を広報した。

震災発生から10日間の広報は、

- 情報の錯綜するなか、記者の取材攻勢が災害警備本部、警察署、被災現場に対し、個別に、時間に関係なく行われたことから、一元的な広報に大変な苦労があった。（1月28日からは、災害警備本部で一元的に広報するように改めた。）

- 全国から取材記者が集まり、個別に取材することから、その時々への広報はもちろんのこと、それ以前に広報した内容についても説明を求められるなど、その対応に、大変な労力を要した。
- 広報班には電話を4本設置していたが、電話の空く時間がないほどに電話取材が続き、1日の終わりには、担当者の声が出なくなるほどであった。
- 死亡者を模造紙に記載して広報したが、混乱したなかでの情報であり、外国人をはじめとして氏名、年齢等の間違いも少なくなく、その確認作業に時間を要した。など、極度に緊張、混乱したなかで、精根を尽き果たした必死の広報であった。

また、震災発生後5日目の22日には、長期にわたる広報に対応するため、記者クラブと協議、調整して、毎時45分の死者数等の定時広報を午前6時45分から翌午前1時45分までの毎時45分とし、さらに2日後の24日には、午前7時45分から翌午前0時45分までと、深夜時間帯の定時広報の見直しを行った。

発生後10日を過ぎたころからは、広報は落ち着きを見せてきたものの、報道機関各社は企画ものの取材に力を入れはじめ、取材合戦となつて、震災発生当時の県警の動き、交通規制状況、検視の状況及び苦労話、身元不明遺体の取扱い、本部長や警備部長等へのインタビュー、警察官及び警察施設の被災状況、関係警察署の発生当日の活動等の取材に加え、災害警備本部の撮影等の取材申込みが殺到した。

1月中の総広報件数は723件、取材申込みは、26件であった。

2月に入っても、死者数・行方不明者数・倒壊家屋数等、被災地及び周辺交通規制実施状況を広報したほか、被災住民を対象とした「のじぎくパトロール隊」の活動、運転免許業務の再開、復興に伴う交通量の抑制、長期放置車両の排除活動等の広報を行った。

1月中の記者発表等実施状況

項目	1月 17～20日	1月 21～25日	1月 26～31日
死者数等	130	106	108
現場状況と警察活動状況	73	23	13
現場活動予定	1	8	2
県民への呼び掛け	7	1	1
避難勧告（避難命令）	5	26	1
道路交通関係	24	16	12
道路交通以外の交通状況	15	3	2
交通事故	1	2	
免許事務	1	4	
火災発生	9	2	4
事件検挙	1	5	2
応援状況	14	5	
天候・余震		3	
110番状況	3		
行方不明・身元不明関連	4		2
危険箇所関連	1		1
職員死亡	1		1
来県者日程	2		
各種施策			1
避難状況	4		
お願いとお知らせ	14	15	18
その他	3	7	
	313	226	168

2月の総広報件数は629件であった。

取材申し込みは、報道各社が震災発生後1箇月の特集を組む関係で、さらに拍車がかかり、1月の約5倍の130件に増加した。

取材内容は、1月同様に、震災直後の県警察の動き、死者の身元確認と検視活動及びその苦労話、渋滞対策、交通規制等で、警備部長、捜査第一課長、交通規制課長へのインタビュー等の申し込みが集中した。

また、警察署では、最も多くの犠牲者が出た東灘警察署、建物が全壊した兵庫警察署、大規模な火災の発生した長田警察署、大規模な土砂

崩れで生き埋め者を多数出した西宮警察署への取材申し込みが集中した。取材内容は、警察署の活動状況と苦労話が主であった。

取材申し込みに対しては、広報班が報道各社と取材対象者等との間で調整を図り、かつ、災害警備本部内での調整も図りつつ、できる限り取材に応じる方向で対処した。

また、記者クラブに加盟していない各種新聞社や放送局、週刊誌等の雑誌社、また、外国の報道機関の取材も同時に殺到し、広報班員が広報文を見て個別に対応するなど臨機応変の措置をとっていった。

3月に入ってから、再度記者クラブと調整し、定時広報の時間を午前中は9時45分と11時45分の2回、午後は4時45分と9時45分、11時45分の3回の1日5回とし、その間に必要があれば随時広報を行うこととした。

なお、定時広報の時間見直しをするに当たっては、報道機関が個別に死亡者数等の資料を必要とした場合には、その都度広報班員が対応することとした。

4月には、震災の後遺症もほぼ沈静化し、震災に関する広報もそのほとんどを死亡者数等の状況と交通規制関連情報が占め、総件数146件と震災当初の2割程度となった。

以後、震災復興に向けての交通規制、ガレキ搬送問題等に関する広報、さらには、仮設住宅での独居者の死亡や被災者の自殺と思われる事案等が世間の話題となり、報道機関の関心の的となったことから仮設住宅関連の広報が中心となっていった。件数的には、震災以外の一般広報の割合が高くなっていった。

3 安心感を醸成するための広報等

(1) 本部長メッセージ等

震災発生当日の17日午前7時から数回にわたり、報道機関を通じて「慌てず落ち着いて行動してほしい」旨の本部長メッセージを放送した。

また、避難者が多数に上り、食料や水も十分確保できない状況下、余震に脅え、今後の生活に不安を感じ、いつパニックが起きてもおかしくない状況であったことから、不安感や不満を少しでも和らげ、流言飛語に惑わされない落ち着いた行動を呼び掛けるための広報が重要であると考えられたため、震災発生翌日の18日には携帯ラジオ5,000台を調達して避難所に配布し、警察からのメッセージをはじめ、震災関連情報の提供に役立てた。

当初は停電が続いており、また、ラジオを持ち出すことのできた人が少なかったことから、被災者に大変喜ばれ、役に立った。

その後もラジオ局に特に協力を求めるなどして、

- 落ち着いた行動をしてほしい
- 夜間の外出は控えてほしい
- 傾いた建物には入らない、近寄らないなど、余震に対して注意してほしい。
- 各種の情報をよく聞いてほしい

などの広報を行うとともに、被災地域の警察署では、パトカーや広報車を使用して、同様のマイク広報を行った。

(2) 「警察からのお知らせ」の発行

震災発生翌日の18日から、プロジェクトチームを編成して、二次災害防止のための被災者への呼び掛けや警察の活動状況等をまとめた「警察からのお知らせ」を発行し、報道機関に配付したが、テレビやラジオの原稿資料として活用された。

また、兵庫県がNHKの協力を得て開局した臨時災害FM放送局「フェニックス796」の放送原稿としても活用された。

この「警察からのお知らせ」の作成は、地域安全推進本部の設立とともに、同本部内の行政連絡・広報班に引き継がれた。

(3) 「地域安全ニュース」等チラシの発行

テレビやラジオ放送では、書き取ることが難しいことから、それとは別に、じっくり見ることのできる「活字情報」も必要であると考え、生活安全企画課が兵庫県防犯協会連合会の協力を得て、震災発生2日後の19日から、「地域安全ニュース」を毎日2万枚発行し、避難所等に配布した。この「地域安全ニュース」には、「悪質業者に注意」等の防犯関係情報のほかに、開店している公衆浴場やコインランドリー等、被災者が本当に困り、必要としている生活情報も提供したことから、被災者等に大変感謝された。



地域安全ニュース

警察関係情報としては、このほかにも神戸市と協力して発行した震災関連犯罪防止のための「くらしのかわらばん」や警察署が発行した警察署版の「地域安全ニュース」や「交番だより」等のチラシがあり、いずれも避難所をはじめとした被災地域の住民に配布した。

第10 補給・装備

阪神・淡路大震災における災害警備活動は、全国から延べ43万人の特別派遣を仰ぎ、本県の警備従事部隊員が11月末現在で延べ190万人に上るといった過去に類を見ない規模となった。

発災害直後徐々に、被害状況が判明するにつれ、警備活動の長期化が予想されたため、部隊員に対する糧食、宿泊所、装備資器材の確保等が緊急の問題となった。

そのために、災害警備本部内に國包会計課長を班長とする経理、補給班及び尾方装備課長を班長とする装備班が設置されて部隊員の活動を支える補給・装備活動を推進した。

1 補給・装備体制

災害警備本部経理、補給班の下に、活動を円滑に行うため会計課次席を班長とした会計課員で編成する7箇班を置いた。その7班は

補給班～糧食の調達（警部以下11名）

受援班～県外特別派遣部隊の宿泊所及び糧食の確保並びに部隊連絡（警部以下5名）

調達班～物品、消耗品等の調達配分計画（課長補佐（事務吏員）以下11名）

管理班～調達物品の保管、車両での出し入れ等（警部以下19名）

配送班～糧食配送を含む調達物品の配送（警部以下25名）

遊撃班～糧食、物品等の車両への積み込み及び他班の応援（警部以下40名）

施設調査班～警察施設の被害状況調査、予算要求（警部以下17名）

である。

なお、1月23日には他所属からの応援派遣要員50名を受けて、各班に振り分け運用した。

また、勤務体制については、当初は休息もできない状況下で、事実行為的な変則勤務を行なっ

ていたが、情勢も落ち着きを見せはじめた2月1日、他所属からの応援派遣員を半減し、それに伴って各班員の勤務を4当番1休制で実施した。

以後、情勢に合わせて応援派遣員を減少させるとともに、2月27日には通常勤務体制を通じての活動に戻して5日ごとの1当番制とした。

また、3月18日には10日ごと1当番制の勤務体制へと移行し、3月31日には当番制も廃止して、震災前の勤務体制をとりつつ補給活動に従事した。

なお、2月10日には被災地域の治安維持と県民生活の安全確保を積極的に推進するため地域安全推進本部が発足し、その組織に対する補給活動等をサポートするサポート班が編成されて、災害警備本部補給班と2本立ての活動となった。しかし、実質的には両本部の補給班が一体となり補給活動を行なって、被災地で活動している災害警備隊員を支えた。

また、装備班については、尾方装備課長以下5名が災害対策本部で装備班として対応し、装備課の本拠地である港島庁舎で装備課次席以下の職員が、車両、装備関係及び庁舎管理に当たった。

2 装備・資器材の運用

地震発生直後は、陸路がマヒしたため、ヘリコプターによる空輸が効果を発揮した。警視庁ヘリ6機、千葉県警察ヘリ1機により、レスキュー隊を含めた部隊、物資及び医師団の空輸等が行われた。

このほか、ヘリによる空輸は、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、徳島、広島各府県警からの特別派遣を得て、通信器材や装備資器材等の空輸を行った。

車両では、被災地域が広範なため、被災地域緊急パトロール隊による被災地域の避難所約1,100箇所を巡回する活動用として、普通乗用車100台を購入した。

また、被災地での遺体収容活動を行うために、マイクロバス、ワンボックス、ライトバン、トラック等50台をレンタルして充当した。

なお、被災地における行方不明者の捜索現場では、大阪府警察を通じて借り上げたユンボ、クレーン、ショベルカー36機による捜索作業を延べ14日間にわたり実施した。

警察車両の緊急調達

新規購入車両 100台	普通乗用車 (2000cc) 避難所緊急パトロール隊使用
レンタル車両 50台	マイクロバス (20台) ワンボックス (20台) ライトバン (8台) パネルバン (1台) 2トントラック (1台)
重機関係 36機 (大阪府警)	ユンボ (14機) クレーン (10機) ショベル (12機)

車両等に対する給油所は、震災当初3日間は神戸市以外に4箇所(尼崎、有馬、明石管内)しか確保できず苦慮する経緯があったが、徐々に給油所を拡大し、県内50箇所、高速道路を含めた県外43箇所を確保して補給システムを構築した。

発災当初、給油所は電気が不通のため、手動でハンドルを回しての給油であり、30年前を思い起こさせる光景であった。

また、震災による交通渋滞のため、タンクローリーの遅配が目立ち、緊急輸送ルートによってガソリン輸送が円滑になるまでは、給油所の備蓄(ガソリン、軽油、灯油)だけで運用した。

特別派遣部隊の帯同車両には、トイレカー、キッチンカー、放水車があるものの、断水下の被災地では水の確保に苦慮した。

部隊への給水には、神戸市水道局が管理して

いる船舶用の水源地(港の防波堤)を利用させてもらい、給水車3台を使用して各部隊へ搬送し、飲料水と洗面用水に使用した。

また、放水車9台を使って各部隊及び9警察署(東灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮)に配水し、トイレ用として使用した。

行方不明者の救出作業には、倒壊した家屋の柱・鴨居等の切断に大阪府警察から借り上げたチェーンソー・エンジンカッター等が役立った。

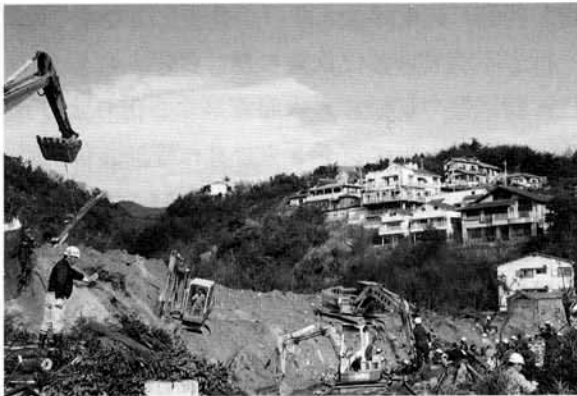
さらに、毛布は本県が所有していた3,000枚に兵庫県災害対策本部から2,000枚、近畿管区警察局から3,000枚の計8,000枚の提供を受け、各部隊と関係警察署に配付した。

借用又は一時管理替え等車両

車 両	借 用 先 及 び 台 数
大型輸送車 (4台)	大阪府警 3台 京都府警 1台
トイレカー (18台)	大阪府警 3台 警視庁 7台 (部隊帯同) 千葉県警 2台 " 埼玉県警 2台 " 神奈川県警 3台 " 静岡県警 1台 "
移動交番車 (15台)	警視庁 4台 埼玉、神奈川県警 各2台 千葉、岐阜、愛知、三重、 広島、山口、香川県警 各1台
キッチンカー (11台)	神奈川、埼玉、長崎県警 各2台 警視庁、静岡、岐阜県警、 京都、大阪府警 各1台 (各車両とも部隊帯同車)
給 水 車 (3台)	警視庁 2台 (部隊帯同車) 山梨県警 1台 "
放 水 車 (7台)	大阪府警 5台 (部隊帯同車) 神奈川県警 1台 " 香川県警 1台 "

3 食料・宿舎等物資の調達運用

今回の震災は、神戸市及び阪神の広範な地域に被害を及ぼしたため、警備部隊員の糧食調達先と考えられていた神戸市内の仕出し業者も被災して調達は不可能となった。



民間から借り上げた重機による搜索活動

また、多人数の特別派遣部隊の宿舎に予定していた体育館等公共施設についても、被災者の避難場所として使用される等の理由により、宿舎の確保も困難を極めた。

このため、非常参集した本県部隊員及び他府県警察から特別派遣された災害警備活動要員等に対する糧食、宿舎等の確保については、遠隔地とならざるをえなかった。

糧食については、本県及び他府県特別派遣部隊合わせて一食について13,000食から16,000食は確保しなければならないため、補給班員は直ちに県内仕出し業者をあたった。

その結果、翌日の朝食から加西市所在の給食業者、また大阪府警察の協力により大阪市所在の給食業者の2業者を確保することができた。

また、20日の朝食から、大阪市所在の3業者を加え、計5業者で糧食調達することとなった。

神戸市の中心部は、東西の経済流通路が集中している関係から物資輸送車両等で混雑していることに加え、今回の震災で道路は寸断され、被災者の避難車両等による大渋滞が発生したため、食料の搬送も、各所属及び派遣部隊への業者直送は望めず、神戸地区は警察本部（生田庁舎）、阪神地区は西宮市阪急西宮スタジアムに

と、それぞれ交通事情を勘案した搬送拠点を決定し、そこから各部隊の補給班に配付する方法をとった。

なお、搬送拠点からの各配付区分については、神戸地区は災害警備本部及び葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上の各警察署へ、加西市所在の給食業者から配送した。

阪神地区拠点からは、東灘、灘、芦屋、西宮、伊丹、甲子園の各警察署へと、大阪所在の4給食業者に配送を依頼した。

しかし、搬送拠点を2箇所としても、交通渋滞の著しい被災地の中心である生田庁舎への業者による食料搬送は困難であったため、暫くの間は自衛隊車両による搬送に頼ったが、交通事情も平常に戻りつつあった2月1日からは業者直送に移行した。

また、震災当初、食品材料調達の困難さから5業者に分散調達していた部隊員の糧食についても、加西市所在の給食業者1箇所で購入のめどがたち、2月10日の朝食から一本化した。

なお、神戸地区、阪神地区以外の特別派遣部隊の拠点である尼崎中央、尼崎東、尼崎西、尼崎北、宝塚各警察署及び淡路地区の岩屋、津名西両警察署については、特別派遣部隊員数が限られており、さらに、糧食の自署調達が可能であった関係から、前記5業者からの調達はしなかった。



部隊への糧食の搬送拠点となった生田庁舎

このほか、補給班は特別派遣部隊の朝食となるパン・牛乳についても一括仕入れができず、

神戸地区活動部隊には、姫路市所在のスーパー、阪神地区活動部隊には、伊丹市所在の製パン業者の2業者から調達した。搬送方法は、前記2拠点へ業者の直送とした。

隊員の糧食については、このように確保され、各災害警備部隊員等に順調に供給されるようになったが、特別派遣部隊の宿舎確保についても糧食の確保同様対象施設がなく苦慮した。

この県外特別派遣部隊の宿舎確保は、補給班の中の受援班が担当した。

特別派遣部隊の宿舎については、活動現場である被災地に近いのが理想であるが、被災地及びその周辺の学校施設及び公共施設等は、被災者の避難場所となっており、他に施設が無いため、糧食と同様に遠隔地での選定を余儀なくされた。

受援班は、震災当日から各警察署と連絡をとり、借り上げ可能な公共施設等の実態調査を行なうとともに、震災当日特別派遣を受けた中部、近畿、中国、四国、九州の各部隊については、早々と借り上げ可能となった伊丹、姫路両自衛隊、グリーンピア三木（三木市）、明石中央体育館（明石市）、加古川ニッケ体育館（加古川市）、三田市立城山体育館（三田市）、明石少年自然の家（明石市）及び有馬、三田、津名西警察署等10箇所において受け入れた。

その後、順次、特別派遣部隊の派遣に応じて対処し、派遣が終了する7月末までに特別派遣部隊員延約43万人が、前記した10箇所のはかに17箇所の宿舎を利用した。

しかし、宿舎は活動地である被災地から遠隔地にあり、また震災当初は、折りからの交通渋滞のため、宿舎から目的地への到着時間の予測もできず、また宿舎への帰路も思うように通行できなかった。

このため、中には往復に数時間を要し、時間的予定がたたないことから、宿泊所での宿泊を中止して車中泊する部隊もある等十分な対応とは言えなかったものの、より良い宿舎を捜して

努力した。

また、寝具も糧食搬送と同様調達に苦慮したが、大坂府警察から大型バス3台を借り受け、各宿泊施設及び関係警察署に搬送した。

災害警備活動に関し、警察関係者をはじめ民間業者から多数の支援物資を受けた。

また、これに加え、災害警備活動を支援するために、大きなものでは搜索作業用のパワーショベル等の重機、連絡用のレンタカーから小さな物は健康ドリンク、目薬、乾電池まで多種多様の物資の調達を行った。

全国から多数の特別派遣部隊をいただき、災害警備活動が実施されたが、本県を含め警察車両の故障が目立ったのが特徴として上げられ、地震発生当日から2月10日までの間で351件の故障修理があった。

装備班として、整備技術のある者を派遣したり、修理業者まで先導したりして対応した。

車両の故障箇所が多かったのは、クラッチ、ダイナモ、ミッション、電装関係であった。

応援部隊等の宿泊施設状況

宿 泊 先	日 数
自衛隊 姫路	3
自衛隊 伊丹	73
グリーンピア 三木	72
明石中央体育館	11
加古川ニッケ体育館	62
兵庫県警察学校	115
三田市立スポーツセンター	43
明石少年自然の家	59
川西市立文化会館	4
高砂市体育館	70
県立神戸甲北高校	9
県立神戸高塚高校	10
県立伊川谷高校	9
明石市民会館	39
橋本会館（岩屋）	26
吉川活動センター	43
白雪富士ホール（伊丹）	5
三木市体育センター	56
神戸西区民センター	41
嬉野台教育センター	51
あさぎり寮（明石）	29
加古川S C武道場	21
G三木独身寮	9
淡河スポーツセンター	18
警察署	20
県外宿舎 大阪府警機動隊空ターミナル	115
合 計	1,013

平素、自署管内での短時間使用であったものが、急拠出動したため長距離走行と被災現場でのノロノロ運転、停車中の長時間運転等が影響したものであり、平素の車両整備、車両管理の重要性を痛感した。

今後、災害対策本部装備班としては、装備課交通資器材装備、警備資器材装備等の班員を統一して一元化するとともに、会計課との連携によって円滑な業務運営が出来るのではないかとの反省点があった。

第11 警察通信活動

兵庫県南部地震は、一般の公衆通信網にも大きな被害を与えた。NTTでは回線障害が20万回線、電源断による電話の不通が28万5千回線、電話の輻輳による発信規制がピーク時には95%と極めて電話のかかりにくい状況であった。

このほか、日本高速通信では高速道路の倒壊でその基幹となる光ファイバーケーブルが切断されるなど、各機関の通信設備に多大な損害を与え、震災によって流すべき情報が激増するなか、通信回線は減り混雑をきたした。

このような状況の中で、震災の警備通信活動に当たっては、警察庁情報通信局の指揮の下、全国警察通信から衛星通信車をはじめ、TV映像伝送装置、非常用通信車、ワイド携帯無線機、各種の無線機、ファックス、発動発電機など多数の通信資機材を極めて迅速に支援を受け、県警察の通信需要に十分応じる事ができた。

また、この度の警備通信活動では、市民に正しい情報を提供するため、小型ラジオの配布やパソコン通信を活用したライフライン及び生活情報の提供を行った。

このほか、全国各地から各都道府県警察を通じて行われた死亡被災者などの紹介のため、FINDシステムを活用して効果をあげた。

ライフラインがことごとく破壊された、非常に厳しい状況下で行われた第一線警察の災害警備活動を支えた通信活動状況の主なものは、次のとおりである。

1 通信被害と初期活動

震災時警察の通信網は、第一線の警察活動を支える県内各無線通信系及び県警察本部と警察庁、管区警察局を結ぶ基幹回線は無傷であり、兵庫県警察本部と警察署を結ぶ有線回線が全回線不通となったのは、52署中2署と軽微な被害に留まった。

不通となった2署については、ワイド携帯電話や移動多重車で応急的に回線の手当をし、それまでの間は県内系の無線を使用するなど、代替処置により早急に通信の確保を図った。

また、警察本部の電話交換機は、本部庁舎が生田庁舎と港島庁舎に分散しているため、容量に大幅な余裕がある状態であったので、電話の急増が予想されたものの発信規制は行わなかった。

このため、一般の公衆通信網が混雑するなか、警察通信は震災直後からよく通じ、その後の警察活動の大きな支えとなった。

これは、警察の通信設備が二重化され、耐震構造になっていたことや、第一線の警察官の通信運用レベルの高さに助けられたことによる。

しかし、本部マイクロ回線用鉄塔の脚部破損や、本部及び警察署の停電対策設備である水冷式発動発電機が、断水のため使えなくなり、蓄電池の運用となるなど、薄氷を踏む思いのところも多くあった。

警察の通信網全体としては大きな被害を免れたが、個々のサブシステムでは色々な被害を受け、通信部はそれら被害の復旧と通信量の急増に対応するための各通信のチャンネル増、並びに災害警備活動に必要な通信ニーズの対応に、全国警察通信部の応援を得ながら組織の全力を傾注して対応した。

個々の通信システムの被害の中でも特に影響の大きかったのは、港島庁舎が液状化現象により使用不能となり、同庁舎に設備してある総合指揮室が使用できなくなったことである。

このため、災害警備本部を急きょ生田庁舎の2階会議室に設営することとし、所要の通信設備が設置されるまでの間は、小規模ながら事案対策通信設備の設置してある生田警察署会議室に仮の災害警備本部を設置した。仮の災害警備

本部が設営され活動を始めたのは、地震発生後間もない6時15分であり、生田庁舎に所要の通信設備が設置され、本格的な災害警備本部が設置されたのは、9時ごろであった。

このように、既設総合指揮室が震災で使えない状況下であったが、一応の通信設備の整った災害警備本部は早期に開設され、県警察全体の指揮は極めてスムーズに行われた。

その後、災害警備本部の通信施設については、警察庁、県庁及び市役所等関係機関とのホットラインの設置など順次増強が行われ、また、事案の推移に伴って数度の大幅な変更が行われた。

また、兵庫県民との窓口である110番受付システムでは基本機能は正常であったものの、NTTの電話網の一部回線障害が、正常な110番受付機能をマヒさせたが、NTTと協力して不良局回線を切り離し、短時間に正常な受付ができるようにした。当日の110番受付けは、6,500件を超え、県警察始まって以来の最多記録となった。

このほか、NTTの衛星を利用した特設公衆電話の110番通報は、衛星基地局のあるNTT名古屋局を経て愛知県警察を経由転送し、兵庫県警察で受けられるようにし効果を挙げた。

2 警察通信機能の維持確保

(1) 被災地域内の被害状況及びその対応

被災地区は10市10町に及んだが、この中にあ
る主な警察施設としては警察本部及び本部分庁舎が4庁舎、本部執行隊が6隊と23警察署及び無線中継所が5箇所である。通信関係施設の被害は、別表1のとおりであるが、主な被害状況とその対応は次のとおりである。

ア 警察本部及び分庁舎関係

- ・ 2級線マイクロ用に使用している北庁舎屋上第1鉄塔が、基礎部分で屋上スラブより剥離し約10センチメートル程度水平移動するといった非常に危険な状態に陥ったが、辛うじて

倒壊を免れた。

しかし、その後に予想される余震に備え、1月18日にはワイヤーステーによる仮補強の後、19日には鉄塔基礎をH形鋼及びアンカーボルトにより仮補強を行うとともに、1月20日から21日にかけて2級線及び3級線多重用空中線を第2鉄塔に仮設し、移動多重による近畿管区との予備の回線を新設する等余震対策を実施した。

なお、被害を受けた第1鉄塔は、後日基礎部材を交換し、基礎の補強を行った後再度鉄塔を組み立て復元した。

- ・ 有線回線関係の被害としては、3級線で全面的に不通となったのは兵庫警察署（庁舎崩壊）と神戸西警察署の2署であった。これらについてはNTT回線が復旧するまでの間は、超短波無線、移動多重、ワイド無線電話機などにより本部との通信を確保した。

また、一部の回線が不通となったのは、16署125回線中の26回線であった。これらは1月28日までにはすべて復旧した。

4.5級線については関係警察署1,097回線中27回線が交番の倒壊、火災による架空電話ケーブルの被害、中継ケーブルの障害等で一時不通となった。

- ・ 電話交換設備については、交換機の一部のクロスバースイッチバーに物が当たり、歪みを生じてこの部分が作動しなくなったので、予備スイッチ群に切り替え回復を図った。

また、耐久補強金物のボルトに緩みを生じた箇所については、補強し余震に備えた。

- ・ 通信指令室関係では、110番受付機能は正常であったものの、110番受付の支援装置に被害を受けたが短時間に回復した。また、耐震補強金物のボルトに緩みを生じた箇所については直ちに補強し余震に備えた。
- ・ 無線機械室では、3級線多重無線装置架、ワイドシステム本部装置架を固定している壁面が損傷を受け、アンカーボルトが外れる等

危険な状態となったため、急きょ耐震補強工事を実施した。

- 電源関係としては、北庁舎用と通信用の発動発電機2式が整備されていたが、庁舎用発動発電機の据付け部アンカーボルトが破損し運転不能となった。通信用の50KVA発動発電機は自動起動で立ち上がったが、断水のため冷却水の補給ができず約2時間で運転ができなくなった。この後、復電するまでの約1時間は蓄電池により運用した。庁舎備付の発動発電機が冷却水の断水のため使用できなくなったので、余震に備え自冷式の3φ60KVA発動発電機をレンタルで仮設した。
- 西庁舎のデータ関係の設備では、Bセンター、Eセンター、Yセンターのキーボード等の破損、PATシステムのコンソール一部損傷、複合端末装置のデータ作成機の一部破損等があったが、比較的軽微な被害で済み、それぞれ修理を行った。
また、庁舎水道管が破れ水漏れが生じたため、照会センター用CRT12台のうち4台を被害から免れるため一時取り外した。
- 港島庁舎では、床に無数の亀裂が走り、液状化現象による泥水が床上40センチメートルにも達した。このため、常設してある総合指揮室用通信施設は、使用不能となり、また、浸水による屋内配線の絶縁不良と、被害庁舎の営繕工事のため、構内線及び電話機の開設移転工事を行った。
- 運転免許試験場棟庁舎の崩壊により電話中継台、電話機及び無線リモコンが使用不能となった。超短波固定局を一時撤去し、中継台は、免許更新センター棟に仮移設し運用した。

イ 警察署関係

- 兵庫警察署の一階部分が崩壊し庁舎が使用不能になった。このため仮設テントで警察業務が行われることとなったが、この間、無線により通信を確保し、通信は途絶しなかった。

増加する通信需要に対応するため、移動多重の開設、既設3級線のうち2回線を本部内線電話に設定、並びに、臨時加入電話5回線を開設して、本部及び外部との通信を確保し、また、地域系、所活系基地局を仮設し、管内出動中の警察官との通信手段を確保した。

なお、署活系無線機及び受令機の一部が庁舎に埋没して無線機が不足したため、全国系及び署活系無線機を配布し、それぞれの臨時基地を仮設した。

庁舎上階にあった通信機械室の設備は、被害から免れたので職員の手で搬出し、車載系固定局、署活系基地局、交換機等を、仮庁舎として使用することとなった道場棟に1月23日から逐次設置し、1月31日に切り替え運用を開始した。

- 西宮警察署では、庁舎水道管が破損し、庁舎全体が水浸しとなった。通信機械室天井からの水漏れにより電源整流器と交換機の一部が冠水した。被災した電源整流器は、管区機動警察通信隊の支援を受けて、応急用の予備電源装置と取り替え、後日、正規の電源装置に取り替えた。

ウ 無線中継所関係

各中継所は、その機能上の直接被害は受けなかったが、一部中継所については、局舎壁面に微細な亀裂が発生した。

(2) 災害警備本部の開設

港島庁舎には、ヘリコプターテレビ追尾装置をはじめ、県内系各系の無線リモコン及び警察庁とのホットライン等の設備のある総合指揮室を常設してあったが、同庁舎は地震による液状化現象により使用不能となった。

このような状況に対処するため、本部長指示により生田庁舎2階会議室に「兵庫県災害警備本部」を開設することとし、所要の通信設備が整備されるまでの間は、小規模ではあるが一応

別表1 通信設備被害状況

被害箇所	被災日時	復旧日時	被害状況及び対策
兵庫警察署	1月17日 05:46	1月17日 1月18日～20日 1月25日 1月31日 20:00 2月1日 17:30	庁舎1階部分の崩壊に伴い、中継台、不在転送台及び電話機、無線リモコン等が破損したが、通信機械室は上階にあったため、交換機、無線機器は損傷を免れた。 移動多重と臨時本部内線の設置と臨時無線基地局の設置などの応急処置を実施し、後日、崩壊した庁舎から交換機、無線機を撤去搬出して、仮庁舎へ設置復旧させた。 ・署活系及び地域系臨時基地局設置 ・署活系サービスエリアの改善作業実施 ・全国系臨時基地局設置 ・交換機を仮庁舎に移設 ・署活系基地局、地域系固定局を仮庁舎に移設
西宮警察署	1月17日 15:30	1月18日 05:38 1月19日 22:45	庁舎水道管破裂により設備内に浸水し使用不能となり、予備電源の応急設置により回復。(この間蓄電池により運用、17日21:55電池電圧低下により交換機能停止、電話機落ちで対応) 応急仮設していた予備電源を、正規なものに取り替え完全復旧
運転免許試験場	1月17日 05:46	1月28日 1月29日 17:05	運転免許試験場棟庁舎の崩壊により、中継台及び電話機並びに無線リモコンが使用不能となった。 ・超短波固定局を一時撤去 ・中継台を更新センター棟に仮移設して運用開始
本部港島庁舎	1月17日 05:46	3月3日	液化化現象による1階屋内線の絶縁不良対策と庁舎被害復旧の管轄工事のため、構内線及び電話機の仮移設、移転工事を実施した。
本部北庁舎	1月17日 05:46	1月18日 18:30 1月19日 17:00 1月20～21日 3月7～15日 15:00 2月3日 2月2日 レンタル期間 1月22日～ 2月25日	○屋上鉄塔 屋上第一鉄塔脚部が屋上スラブより剥離し、鉄塔全体が南方向に数十センチ移動したが、かろうじて倒壊は免れた。 ・鉄塔全体を、ワイヤーステールにより仮補強した。 ・鉄塔基礎を、H鋼及びアンカーボルトによって仮補強した。 ・第二鉄塔に2級線及び3級線無線多重用の臨時の空中線一式を仮設し、第一鉄塔の倒壊を想定した回線確保の諸対策を実施した。 ・屋上第一鉄塔を解体のうえ、基礎部分の部材を交換して、基礎の補強を行った後、再度組み上げ復元した。 ○有線関係機器 交換機及び通信指令装置のアンカーボルトが床面から抜けたり、壁面の亀裂のため、耐震補強工事を実施した。 ○無線関係機器 3級線多重装置架及びWIDE関係架の上部を固定している壁が損傷を受け、アンカーボルトが外れる等の被害を受けたため、耐震補強工事を実施した。 ○電源機器 庁舎用120kVA発動発電機の据付部のアンカーボルトが破損し、据付位置から大きくずれ運転不能となった。又、通信用の50kVA発動発電機は冷却水の確保ができず、約2時間で運転不能となった。 その後すぐ復電したが、自冷水3相60kVA発動発電機をレンタルし、余震に備えた。
本部西庁舎	1月17日 05:46	1月19日 1月19日 1月19日 2月1日	○Bセンター装置一部キーボード破損、取替え ○画像検索システム警備端末装置一部損傷、動作異常なし ○Eセンター、Yセンター一部軽微損傷、動作異常なし ○複合端末装置データ作成機一部破損、取替え
その他 (県内模写)	1月17日 05:46	1月30日	指令室、兵庫署、葺合署、自動車警ら隊、機動捜査隊のファックスが破損した。 受援物品により順次交換した。

の事案対策通信設備を設置してある生田警察署に午前6時15分に仮の災害警備本部を開催した。

災害警備本部の設営は急を要するため、生田庁舎内各課で使用中の電話を転用するなどして、警察電話19台、警察庁とのホットライン2回線、

UW-110形高出力携帯無線機4台、ワイド無線機3台及びファックス2台の体制で、午前9時30分ごろ生田庁舎に「兵庫県災害警備本部」が開設された。

交換機の設置されている北庁舎と災害警備本

部開設の生田庁舎間のケーブル回線数に余裕がないため、非常用通信車、移動多重、50GHz音声多重伝送装置などを活用して要請に対処する一方、NTTに対しても生田庁舎と北庁舎間の専用回線の要請、臨時加入電話の申し込み等次々と出てくる要請に対応した。

以後、順次回線の切り替えと設備を拡張し、災害警備本部の最大時には警察電話46台、臨時加入電話18台、警察庁とのホットライン15回線、ファックス10台となった。

なお、開設時における設備の設置については、拙速に対応する必要からころがし配線を行ったので、ケーブル障害が多発し庁舎MDFから別ルートによる天井配線にルート変更工事を実施し逐次切り替えを行った。

一方、各警察署における署災害警備本部開設のため、交通渋滞のなか臨時通信設備を順次開設し、これらを含め災害警備対策用としては臨時専用契約は約100回線、臨時電話98台、臨時加入電話24台、ファックス17台が使用された。

2月10日には、地域安全推進本部が設置され、警察電話18台、臨時加入電話1台、ファックス1台を新たに設置した。

(3) 110番の異常状態とその対応

110番システムの基本機能は正常に作動していたが、NTTの電話網の数箇所の回線障害が、正常な110番受付システムに警報を出した。この警報音は、110番の呼との区別がなく、このことが110番受付業務の妨げとなった。

警察通信職員は、この現象を理解していたので、いち早くNTTと連絡をとる一方、障害回線を切り離して警報音の発生を止め、短時間に正常な受付ができるようにした。

また、110番通報回線のうち一部の中継線障害（190回線中22回線）による無効の着信が多数発生した。

当日の110番呼は6,500件を超え、県警察始めて以来の最多記録となった。

(4) 電話呼量とその対応

県本部の交換機は、警察本部がたまたま分庁舎に別れている関係から、通常の4割程度の電話機しか使用されていなかったため、発信規制は行わなかった。

しかし、一時無音の現象が出る等トラフィックは、限界に達したことがあった。

なお、本部交換機はクロスバー式の旧式の交換機であり、異常トラフィックとなった場合自動的に発信規制をすることはできない。

(5) 停電とその対応

被害を受けた本部北庁舎用発動発電機は運転不能となり、通信用発動発電機は水道断水のため補助タンクの500リットルの冷却水が無くなるまでの約2時間運転し、復電までの約1時間は蓄電池による運用を行った。

3相60KV A自冷式発動発電機を約2ヵ月間レンタルし、余震による次期停電に備えた。

また、警察署等における停電に対応するため、管区内各県に発動発電機の支援を求め、交通渋滞のなか搬送に苦慮しつつ通信用電源の確保に努めた。（別表4参照）

(6) 通信被害状況調査とその対応

数次にわたり被害状況調査班を編成して現地に向かい、障害機器の応急措置と警察署から要請された通信対策も併せて実施した。

しかし、交通網の寸断、交通の大渋滞と人員不足から、大阪との府県境付近の西宮、甲子園、尼崎中央、尼崎東、尼崎北、尼崎西、伊丹、川西、宝塚の各警察署については、近畿管区警察局機動警察通信隊に被害調査を依頼した。

また、淡路地区については交通手段が無く、中継所並びに洲本、岩屋、津名西、三原の各警察署の一次的な被害状況調査は、全面的に徳島県通信部機動警察通信隊に依存することとなった。

3 情報の収集と伝達体制

(1) ヘリコプターテレビ

地震発生当日は、ヘリコプターテレビ追尾班を港島庁舎に出動させて情報収集に当たり、被害状況の早期発見に努めた。港島庁舎固定の追尾装置では、追尾エリアが狭く被災地全域を十分カバーできないため、急きょ兵庫県庁屋上に可搬追尾装置等大量の映像関係機器を搬入し、18日早朝より運用を開始した。

関係資機材は重量物が多く、また、エレベーターが動かないことから困難な作業であったが、人海戦術によって設置を完了し、以後ヘリコプターテレビの追尾基地として、警察庁、災害警備本部、交通管制センター、港島庁舎等への映像伝送のキー局として活躍した。

また、管区機動警察通信隊の応援隊の応援を得て衛星通信車、衛星受信車も活用した。

(2) 警察署現地警備本部

突発重大事案発生に伴う警察署対策室開設のための通信設備は、各署とも整備してあったが、本震災の如くは想定していなかったため、ほとんどの警察署はこれを使用する状況ではなく、西宮、芦屋、東灘、葺合、生田、神戸水上、兵庫、長田、須磨の各警察署には新たに臨時電話、無線リモコン、隊内系用臨時基地局等を設備し、警察署現地災害警備本部を開設した。

また、機動警察通信隊の出動に関しては、交通渋滞が激しく、一部については、自転車・バイク・徒歩にて出動し、情報収集・伝達のための通信確保に努めた。

(3) ワイド無線システム

ワイド無線機の大量使用に対応するため、被災地域をサービスする中継所に設置のワイド無線基地局のチャンネル増加対策を実施した。

特に、通常6チャンネルある中継所に対し、1月21日夜半に4チャンネル増設し、さらに2月6日に2チャンネルを増設して、2倍の12チャ

ンネルとした。

被災地区で活動した各支援部隊とも数台から10数台の無線機を帯同してきており、当県保有分を合わせ約120台強が集中的に運用された。

最頻時の被災地中継所における呼損率は、0.09~0.14と非常によく使用され、今回の震災警備では、各府県警察との報告・連絡用、警察署現地本部との連絡及び部隊内の連絡用として極めて有効に活用された。

また、従来、電話の設置を必要とした部隊宿舎、隊本部等にワイド電話を使用することによって、臨時電話の設備をしなくてすんだ。

このほか、ワイド無線機は、遺体安置所、交番等の臨時電話としても大いに活躍した。

(4) 携帯電話

県警察では急きょ約100台の携帯電話（ムーブ）を契約して第一線に配付した。被災現場においては、各防災機関が共同して救助活動に当たったが、それぞれ関係機関と現場を目の前にして連絡が取り合えて大変有効であった。

しかしながら、地域によっては地震発生直後の異常トラフィックのため、一時的に不通になる場面もあった。

(5) 他機関とのホットライン

ア 兵庫県災害対策総合本部及び神戸市災害対策本部と兵庫県災害警備本部との間にそれぞれホットラインを構成し、自治体機関との情報伝達の迅速化を図った。

また、県庁との間では、それぞれの対策本部に、警察電話と県庁電話をお互いに設置し合った。

イ 海上保安庁と警察の間では、海上保安庁が兵庫県災害警備本部に要員を配置し、警察電話と海上保安庁無線機により、通信手段を確保したので、ホットラインの必要はなかった。

ウ NTTとの連絡調整のため、NTTと～通信部間のホットラインの必要性を痛感し、後日、NTTと協議の結果ホットラインを設定することになった。

(6) 超短波モニター

既設の即時直通回線装置のモニターボードが震災で一部不良となったが、急ぎょ修理を行い、兵庫共通1系・兵庫共通2系・兵庫共通3系をそれぞれ近畿管区警察局、警察庁に伝送した。

また、余震に備え、各装置に対し落下防止措置を行った。

(7) 衛星通信

近畿管区警察局所有の衛星通信車は、次期衛星（スーパーバード）へのシステム切り替え工事で使用不能の状態にあったため、静岡から衛星受信車の支援を受けて活用した。衛星受信車は、翌18日午前9時30分生田庁舎前で運用を開始した。



生田庁舎前の衛星受信車

(8) 重要警察署～本部間電話回線

地震による重要回線の被害は、全回線不通2署、回線の一部不通は19署等であり、その状況は別表2のとおりで、全体的に被害は軽微であっ

た。これは回線が、2ルート化されていたことによる。

各種被害のなかでも、地下建造物は地震に強かったといわれ、地下通信ケーブルもその類であったことが実証された形となった。

(9) 超短波通信系の臨時増系

大量の無線機の導入が予想されたので、被災地の中継所に臨時波使用による2系統の無線中継設備を増設して、トラフィック対策に備えたが、以後の諸対策に大変有効であった。

4 緊急（復興）交通路の確保対策

(1) 専用通信系の確保

緊急（復興）輸送路確保のため、国道2号及び43号をルート指定し、全国からの特別派遣部隊を含め毎日1,000名以上の警察官を投入して、輸送路の確保対策が強力に推進された。

交通対策のための通信系として、臨時の新しい2波を使って交通部隊専用系を設定し、車載無線機約90台、UW-110形高出力携帯無線機5台、小形携帯無線機100台、受令機200台を使用した。

(2) 交通管制用モニターテレビ

国道43号に設置した交通管制用監視カメラ映像を、警察庁に伝送して交通関係の諸対策に活用された。

(3) ヘリコプターテレビ

ヘリコプターテレビの映像を、交通指揮室及び交通管制センターに伝送し、交通関係の諸対策に活用された。

(4) ワイド携帯無線機

復興のための交通関係諸対策推進に活用できるよう、新規導入のワイド携帯無線機を交通部隊に重点配備し、効果的に活用されている。

別表2 本部～警察署等電話回線被害状況

回線名	障害発生時間	障害復旧時間	被害状況及び対応
本部～兵庫署	1月17日 05:46	1月17日 21:45	NTT区間の障害は一部の回線であったが、兵庫警察署1階部分の崩壊により、電話機能が全面使用不能となり、本部との通信はパトで確保 移動多重車（本部内線3回線）開設、NTT専用回線による本部内線電話7台、(19日11:40)及び加入電話5台(19日、02:20)を仮設テント内に設置した。
本部～神戸西署	1月17日 05:46	1月18日 16:59	NTT区間の障害のため全回線（5回線）障害となった。 障害復旧までワイド無線機（5台）で警察本部との通信を確保した。
本部～ 港島庁舎他15署	1月19日 09:00	1月22日 22:00	NTT区間障害のため、港島庁舎（1/38）・須磨署（2/5）・生田署（1/11）・長田署（3/7）・垂水署（2/5）・伊丹署（1/7）・尼崎中央署（3/8）・尼崎東署（1/5）・川西署（1/5）・宝塚署（1/5）・柏原署（2/4）・八鹿署（2/4）・和田山署（2/4）・城崎署（1/4）・洲本署（1/5）・運転免許課（2/8）がそれぞれ一部不通となったが他の回線により通話は可能であった。 順次回復し、左記時刻に全面復旧した。
本部～洲本署他3署	1月28日 00:50	1月28日 05:00	NTT区間の障害により、洲本署5回線、三原署・津名西署・岩屋署の各2回線が不通となった。
110番回線			NTT区間の障害により本部集中回線の一部が不通となった。

(注) 被害状況及び対応欄の（ ）内は全回線数の障害回線数を示す。

5 災害救助活動対策

今回投入された無線機は、全国からの支援無線機、特別派遣部隊帯同無線機をも含めて、UW-110形高出力携帯無線機約620台、小形携帯無線機約4,690台、ワイド無線機約240台、車載無線機約1,100台、受令機約2,700台に上った。

無線通信系統については、阪神地区は阪神系と兵庫共通2系、神戸東部地区は神戸1系と兵庫共通1系、神戸西部地区は神戸2系と兵庫共通3系の6波運用とし、当県部隊は地域系を、他府県部隊は兵庫共通系をそれぞれ運用した。

交通関係としては、高速道路通信系のほか被災地区における緊急輸送路対策用として、臨時の新しい波を使って交通部隊専用通信系を設定使用した。

また、警護活動用として臨時に2系を活用した。そのほか後方治安系として、姫路系、播但系を使用し、震災警備活動のために合計14通信系を使用した。



救助活動で使用中の小型携帯無線機

6 地域安全対策

(1) 避難所緊急パトロール隊に車載用無線機194台、高出力携帯無線機（UW-110）75台が使用された。

(2) のじぎくパトロール隊に車載無線機15台、

高出力携帯無線機（UW-110）25台が使用された。

(3) ポケットラジオの配布

被災住民の情報収集用として、電子工業会から寄贈されたポケットラジオ5,000台が送られてきたが、これに単三乾電池を挿入、すぐ使用可能な状態にして被災者に配布した。

(4) 兵庫ポリスネット（HPN）

神戸市が運営しているパソコン通信「あじさいネット」が被災し、運用を停止したことから、県庁からの要請により、警察パソコン通信「兵庫ポリスネット」に県庁の《震災関連情報》のボードを設けて、一般住民へ震災関連情報の提供を行った。

提供情報としては、電気、ガス、水道の復旧状況・復旧見込み、ボランティア情報、各種営業店舗情報、各種生活関連情報など震災関連の情報が提供された。

震災関係情報としては、県警察提供分と県庁提供分を合わせて約320タイトルの情報が提供され、情報提供開始から約3箇月間で2万数千件のアクセスがあった。

(5) 行方不明者相談所

震災に伴う行方不明者相談所の開設に伴い、相談用電話（日本人・外国人用）として、加入電話6台、警察電話4台を設置し対応した。

(6) FINDの運用

死亡被災者等に関する全国警察からの照会確認業務支援のため、警察庁からの指示の下、1月21日から5月1日までの間FINDシステムを運用した。

(7) 各種プロジェクト班対策

災害対策に関わる各種業務推進プロジェクト班用として、警察電話5台、増員受け入れ

準備室（プロジェクト）用に警察電話2台、ファックス1台をそれぞれ設置し、対応した。

7 その他

(1) 通信部の体制

本震災に際して、各種対策に取り組んだ通信部の体制は、地震発生当初から1箇月間は延べ3,288名（内近畿管区内各府県からの応援513名、関東管区、東京都及び徳島県からの応援41名）、2箇月目までの1箇月間は2,308名（うち近畿管区内各府県からの応援25名）、3箇月目までの1箇月間は1,885名体制によって警備活動における通信需要に対応した。

別表3 受援機器一覧

受援資機材		数量	
中継機器	DG-1Lリンク無線装置	4式	
	DG-1W伝送装置	4対向	
	DG-3R3中継用無線電話装置	3式	
	空中線（150MHz用）	12式	
	空中線（350MHz用）	3式	
無線機	ワイド無線電話機	48台	
	小形携帯無線機	582台	
	高出力携帯無線機	206台	
	署活系無線機	310台	
	受令機	235台	
有線機器	電話機	99台	
	複写電送機	34台	
	臨時回線増設機器	48台	
映像機器	15GHz画像伝送装置	5対向	
	50GHz画像伝送装置	11対向	
	36GHz画像伝送装置	2対向	
	携帯用カラーカメラ装置	6台	
	有線テレビ装置	3台	
	映像切替器	4台	
	光ケーブル	3式	
応急用電源機器	映像等化器	1台	
	UPD-1応急無線電話機	5対向	
	移動多重無線機	5対向	
車両	50GHz多重伝送装置	2対向	
	可搬用発動発電機	0.3KVA	3台
		0.4KVA	1台
		0.9KVA	3台
3.0KVA		2台	
その他	衛星受信車	1台	
	非常通信車	1台	
	保全車	3台	
	資材運搬車	1台	
	毛布	50枚	
	ETIケーブル	2万m	
	ビニールテープ	300巻	
	ガムテープ	500巻	
	ビデオテープ	50巻	
	FAX感熱紙	30巻	
マグネットアンテナ	182本		
その他	UW-110電池	185個	
	単三乾電池	58万個	
	乾電池ケース	800個	

(2) 受援資機材

応急通信対策用として、全国から別表3のとおり大量の通信資機材を受援した。

(3) 通信用資機材の搬送

ア 全国からの支援資機材は、警察庁、近畿管区警察局の指導調整のもと、陸上交通がマヒ状態であることから、主として近畿管区警察局を經由して大阪府警察の警備艇による搬送支援を受けたほか一部大型ヘリコプターによって空輸された。

また、四国、中国、九州西部方面からの支援資機材は、姫路通信支所を經由して1月18日から28日までの間、10次にわたって姫路通信支所員による本部への搬送を行ったことにより、早期に大量の支援を受けることができた。

イ 携帯無線機用乾電池の受援と拠点への配布
警察庁から災害警備活動用乾電池及び電池パックの大量支援を受け、通信補給班は40数次にわたって適宜拠点へ配布して回った。乾電池の使用総数は、約73万個に及んだ。

(4) 通信巡回班の活動

通信部幹部による被災地区警察署への巡回を行い、各警察署の活動方針に基づくニーズの把握と通信運用相談を受け、以後の施策に反映させた。

8 教訓を踏まえた今後の対策

今回の震災において、警察通信システムは、設備の二重化等の耐震構造を取っていたことや、第一線警察官の通信運用技術の高さ及び通信職員の24時間体制による十分な保全能力により、通信の基本機能をほぼ完全に維持できた。

しかし、本部マイクロ回線用鉄塔の脚部破損や、本部及び警察署の水冷式発動発電機が断水

のため使えなくなるなど、薄氷を踏む思いのところも多くあった。

特に、総合指揮室が使用不能となったことは大きな痛手であったが、直ちに災害警備本部を設置する等適切な判断と処置により、災害警備の指揮を支障なく行うことができた。

以下、警察情報通信分野における阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた今後の災害対策を下記のとおり考える。

(1) 大規模災害時における警察通信機能の維持確保

ア 警察本部・警察署等の基幹通信機能確保

広域にわたる大規模災害により警察本部・警察署等の交換機、管区と警察本部間のマイクロ回線及び警察本部と警察署間の電話回線等通信の基幹部分に被害を受けた場合、これらの被害を早期に復旧させ基幹的通信を確保するため、マイクロ回線の2ルート化、衛星通信車及び固定形衛星送受信装置、12チャンネル実装の移動多重車、可搬形基地局、可搬形移動局等を整備する必要がある。

イ 無線回線の確保

無線中継所に被害を受けた場合、代替機能が果たせるよう無線中継所を増設し、危険分散を図る必要がある。

ウ 本部指揮用設備の分散化

警察本部庁舎が損傷を受け、総合指揮室が機能不能に陥った場合に備え、遠隔地の別の建物に代替機能をもたせたバックアップ設備を整備する必要がある。

エ 110番システム通報回線

110番通報回線は、2ルート化により危険分散していたため途絶は免れた。

しかし、被害地域の広域化等により、専用回線による110番回線途絶に備え、N T Tの一般公衆回線網を利用した110番通報転送シ

システムの構築が必要である。

また、有線電話が不通となり、携帯電話や衛星通信による110番通報に備えるため、他府県警察との間に高品質の110番通報転送回線を構築する必要がある。

オ 停電時の対策

被災により電気は停電し、水道も相当長期間の断水となった。停電対策用の発動発電機は、水冷式発動発電機では冷却水の補給ができず運転不能となることから、自冷式発動発電機に改修する必要がある。

また、同時多発の停電に対応するため、応急可搬形発動発電機を整備する必要がある。

蓄電池の損傷は皆無であった。このことは現在の警察通信で行っている蓄電池の耐震工法が十分であることを示すものである。

そこで今後通信用蓄電池の容量を大きなものとし、少なくとも24時間は停電に耐えられるよう、電池の大容量化を図るとともに、警察署通信設備については、電源の直流化を進める必要がある。

(2) 情報収集・伝達体制の充実

ア ヘリコプターテレビの増強整備

情報収集にはヘリコプターテレビの活用が極めて有効であり、自県のみでなく他県からも応援を受けて活用した。本県のヘリコプター2機のうち、ヘリコプターテレビ装置が搭載されているのは1機のみであり、未搭載機にヘリコプターテレビ装置一式を設備する必要がある。

また、地上用設備として、固定形及び可搬形のヘリコプターテレビ追尾装置を整備する必要がある。

イ ヘリコプターテレビの機能向上

ヘリコプターは、飛行中かなりの振動が発生しカメラぶれが起こる。これを防ぐため、

機上のカメラは、カメラ防振装置を介して機体に取り付けるようになっているが、現在、兵庫県警察のヘリコプターに設置している防振装置は、つり下げ方式で性能が劣り、地上の状況を鮮明に撮影することができない。これを改善するため、現在装備中のヘリコプターテレビ用防振装置を、ウェスカムカメラ防振システムに改修し、映像品質の向上を図る必要がある。

ウ 衛星通信システムの整備

衛星通信システムは、災害に強く情報伝達に威力を発揮し、極めて有効な通信手段であることが証明された。

従って、固定形衛星送受信装置一式及び移動用衛星通信車一式を整備する必要がある。



被害調査中の兵庫県警ヘリコプター

(3) 緊急（復興）輸送路の確保

ア 専用無線通信系の整備

被災からの復興を円滑に進めるためには、交通対策は最重要課題の一つであり、これを効果的に推進するための無線通信系は、一般部隊と通信系を共用すれば通話が輻輳し、円滑な指揮命令及び情報収集に支障をきたすことから、専用の通信系を設備運用して効果をあげた。

従って、交通専用の通信系を新たに増設するとともに、現場交通部隊用として専用の携帯無線機を整備する必要がある。

(4) 災害救助活動

ア 活動用無線機の整備

震災時には大量の活動部隊が投入されたが、現場災害救助部隊への指揮命令及び情報収集手段としての無線機が現有数では不足しており、全国から各種無線機の応援を受けて対応した。

このため、無線機未搭載の全警察車両に車載用無線機の整備と、現場活動用としてのワイド携帯無線機、署活系無線機及び携帯用無線機を増強整備する必要がある。

(5) 地域安全対策

ア 被災住民等に対する情報提供用システムの整備

被災者やその他住民に対して、最新の震災・生活関連情報等を提供する事は極めて重要である。これら情報提供のための有効な手段として、情報提供用FM放送設備及び、FMラ

ジオの整備、パソコン通信網の充実強化を図る必要がある。

なお、住民が求める情報は、震災直後では被害状況や安否情報、交通情報であったが、数日後はライフラインや交通情報、生活情報であった。

(6) その他

通信活動対策

部隊活動の強化としての通信職員の支援はPOS(Police Occupational Speciality)の導入を図る必要がある。

また、通信活動を円滑に行うため、被災地での交通渋滞時の対策として、保全車の緊急車両化と、その運転要員の確保を図る必要がある。そのほか、突発的に発生する大規模災害に対応するため、水、食料、寝具、給油、無線機用乾電池等の補給体制を確立する必要がある。

別表4 停電対策実施状況

場 所	可搬用発動発電機 設置日時	商 用 電 源 復 電 日 時	記 事
* 北 庁 舎	既 設	1月17日 08:45	庁舎用発動発電機(120KVA)基礎部が破損し運転不能 通信用発動発電機(50KVA)は自動機動したが、冷却水の確保ができず約2時間で停止
東 灘 警 察 署	1月17日 20:50	1月24日 18:00	3 KVA 1月24日 撤去
葦 合 警 察 署	1月17日 21:40	1月20日 18:00	4.5KVA 1月21日 14:20 撤去
* 生 田 警 察 署	1月18日 11:30	1月18日 23:20	1月17日 19:00 一旦復電 1月18日 10時頃再び停電 庁舎用発動発電機不調につき 3 KVA発動発電機設置 2月7日 撤去
神 戸 水 上 警 察 署	1月17日 20:20	1月20日 17:30	3 KVA 2月7日 撤去
自 動 車 警 ら 隊	1月20日 21:00	1月22日 13:10	0.3KVA 1月22日 14:00 撤去
港 島 庁 舎	1月17日 15:30	1月17日 17:30	4.5KVA 1月17日 17:30 県費リース発動発電機運転開始 1月17日 18:00 撤去

(注) *印以外の場所は、発動発電機の設備なし

第12 警察署の活動

阪神・淡路大震災において、兵庫県警察は兵庫県災害警備本部を設置して救助・捜索、検視、交通対策、治安対策等の諸対策を推進したが、被災地内外の警察署等においても、兵庫県災害警備本部の指揮の下に、各警察署災害警備本部を設置し、諸活動を推進して管内の安全と秩序維持を図った。

1 被災地警察署

(1) 東灘警察署

地震発生と同時に上署した菅井東灘警察署長指揮の下に東灘警察署災害警備本部を設置して

- ・ 管内被害実態の把握
- ・ 庁舎内外の被害実態把握
- ・ 留置場の点検
- ・ 署員非常招集

を行い災害警備体制を確立した。

警察署での指揮班数名を残留したほかは、管内を4ブロックに分けて1個班8～10名で編成した被害実態調査班を管内に派遣し、現場からの無線報告に基づいた被害状況の把握と被災者の救出作業に当たらせた。

11:00 参集した署員及び管内居住他署員に対して、6～7名を1個班とした救助・捜索活動を指示
女子職員は、受付、補給、情報収集等に当たらせた

12:00 県内応援部隊が続々と到着したのを受けて、部隊の小隊単位に自署員(無線機携帯)を付け救出、捜索活動を指示して部隊運用体制を確立した。

三交替制勤務から二交替制勤務指示
警察官の救出人員507名

ア 他機関等との連携

東灘区役所災害対策本部へ無線機、携帯電話

を所持させた3名を派遣し、区役所、自衛隊、消防レスキュー隊等の連絡調整にあたらせた。

派遣された自衛隊各中隊に自署員1名を付け、各部隊の活動の実態把握および連絡調整にあたらせる。

自衛隊師団長、区長、消防署長及び警察署長が一堂に会して、対策会議を開催し、災害対策に関する諸対策を推進した。

イ 装備資器材

署活系無線機を現場警察官に携帯させ、逐次現場の状況を報告させて被害実態の把握につとめた。

現有の装備資器材では十分とはいきれず、ほとんどが手作業で、救助・捜索活動に従事した。

(2) 兵庫警察署

1月17日午前5時46分、一瞬のうちに警察庁舎が崩壊した兵庫警察署では、発災と同時に上署した飛渡兵庫警察署長の指示により、市民の救出を第一として災害警備活動を開始した。

地震発生に伴い、本署庁舎一階が完全に崩壊し、本署一階で勤務していた当直責任者以下10名(うち1名死亡)が生き埋めになった。

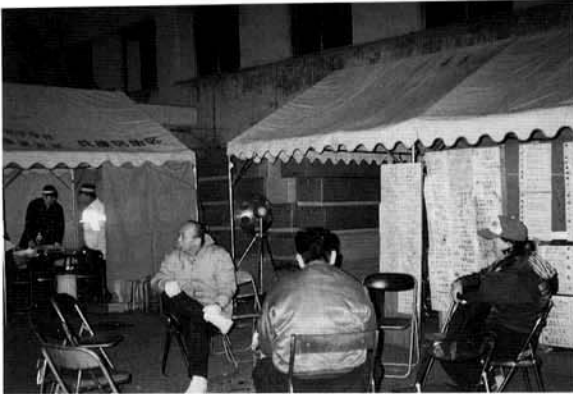
当直責任者が生き埋めになったことから、当番地域第二課長がその代行に就き、既に発生と同時に来庁していた飛渡兵庫警察署長の指揮の下、午前6時06分本部通信指令課に「兵庫警察署一階崩壊」を速報し、午前6時10分本署裏庭において、「兵庫警察署災害警備本部」を設置して、警備体制を確立した。

なお、警察署の一階崩壊に伴い

- ・ 署裏庭に兵庫警察署災害警備本部(テント)
- ・ 署玄関前に現地指揮所(テント)
- ・ 署南側に多重無線車配置

(配置までパトカー無線利用)

等を応急措置として設置するとともに、兵庫区役所に連絡拠点を設置した。



兵庫警察署災害警備本部

庁舎一階の崩壊による加入電話の埋没（警察電話）や宿直員等の生き埋めにより系統的な非常招集措置がとれなかったものの、災害発生と同時に自主参集した警察署員により、

- ・ 署災害警備本部に自主参集した者から編成に組み入れ段階的に増強する
- ・ 参集署員4名1組による救出救護班編成
- ・ 刑事課員を中心とする検視班編成
- ・ 交通課員による交通規制整理班編成
- ・ 地域課員を中心とする一般部隊要員は火災現場の整理警戒、救出・救護、遺体搬送

等の部隊活動を展開した。

07:00 兵庫区上沢通3丁目付近一帯が、地震による火災により炎上し中山病院の類焼が目前に迫ったので、入院患者(21名)を湊川中学校まで誘導し、途中被災者についても広報、誘導し避難させた

08:00 松本通、上沢通付近一帯が火災で炎上し、被災者約150名が避難所を求めさまよっているのを現認したので、地域課西川警部補ほか1名は湊川中学校へ避難誘導した

応援部隊については、

- ・ 機動隊は救出、救護
- ・ 機動隊(レスキュー隊)は兵庫署員の救出
- ・ 県内警察署一般部隊は、大開、松本、新開地、浜山方面の捜索・救出活動

等の活動を行った。

13:25 陸上自衛隊姫路特科連隊第2大隊到着

1月18日

県外特別派遣部隊については、各部隊ごとに分担地域を示し、行方不明者の救出並びに捜索活動、危険建築物等の警戒、通行禁止等の活動に従事させた。

10:00 兵庫区湊川1丁目付近火災のため、被災者住民約50名を公園に避難誘導した

15:30 兵庫区千鳥4丁目「山崖崩れ」のおそれがあるため、付近住民を避難誘導した

15:26 NTTネットワークセンターの「パラボラアンテナ」の付根ボルト(8本中6本破損)が折れて倒壊の恐れがでたため避難注意の広報をするとともに建物周囲200メートルの通行禁止措置および会下山小学校へ自主避難させた

県内応援部隊についても、分担地域を示し、捜索、救出、救護活動及び交通整理に従事させた。

地震発生当初、装備資機材は本署倒壊により使用できず署員全員が手作業により救出、救護に当たった。1月18日に入り、県中部土木事務所および災害警備本部等を通じ装備資器材を借り上げ、行方不明者の捜索等に活用した。

検視は、指揮班・聴取班・遺体受付班・検視班・連絡班からなる検視部隊を編成し、監察医2名の派遣を得て、当初、署道場、署裏庭(テント)において検視を行い、410遺体(遺体診断書を含む)を検視した。

遺体の増加に伴い、遺体収容場所が警察署のみでは収容しきれず、検視場所として病院、寺など6箇所を確保して実施した。

資 器 材 名	個 数
発 動 発 電 機	5
投 光 車	2
放 水 車	2
キ ッ チ ン カ ー	1
ト イ レ カ ー	2
レ ン タ カ ー	6
削 岩 機	2
重 機 関 係 ユ ン ボ 等	6
ス コ ッ プ	800
エ ア ー ジ ャ ッ キ	1
電 気 ド リ ル	1
の こ ぎ り (三木署)	30
ハ ン マ ー (三木署20)	21
ビ ニ ー ル シ ー ト	100
毛 布	700
強 力 ラ イ ト	100
長 靴	100
軍 手	1,000
ヘルメット	100
防塵マスク・ゴーグル	200
テ ン ト	11
簡 易 ト イ レ	29

(3) 長田警察署

1月16日からの宿直勤務員は、変死事件2件、泥酔保護1件、人身事故1件、物損事故4件の取り扱い事件事故を終了し、浅い眠りについて

いた。1月17日午前5時46分、突き上げるような揺れで目を覚ました。宿直員は、とりあえず制服に着替え、全員が公かに集合し

- ・ 各課のガスの点検
- ・ 庁舎内外の点検

を実施して、人員及び庁舎の安全を確保した。

この時、長田警察署南にあたる川西通、御蔵通、菅原通方面から黒煙が立ち火災が発生しているのを確認した。「署活系無線」による管内の被害状況を午前5時58分既に上署していた福島長田警察署長は、

- ・ 署員の非常招集

- ・ 被災住民のため署公かいを開放
- ・ 被災状況の把握
- ・ 署東西通用門の出入りチェック
- ・ 住民に対する避難誘導
- ・ 救急医療箇所の確認
- ・ 参集署員5名1組の編成、救出活動に

出動を指示し、「長田警察署災害警備連絡本部」を設置した。

さらに午前6時25分「長田警察署災害警備本部」を設置して、災害警備体制を確立した。

部隊運用については、地震発生1月17日から1月20日までの間は、全署員運用とする勤務体制をとった。

1月21日以降は、「当務・当務・非番」の二連続当番変則3部制運用とし、全署員の「3分の2体制」で災害警備にあたることとした。

06:00 付近住民10数名が駆け込んで来る。

「生き埋めや。助けてくれ。早よう、早よう、助けてやれやい」

の市民の署内駆け込みからはじまった。次第に避難住民の人数が増え、100名を越すほどに膨れあがり、殺気立つ状態に陥った。

08:00 生き埋め20箇所、火災7箇所、死者1名

08:50 火災発生のために「通行禁止規制・交通整理」「避難・誘導」実施

12:00 生き埋め100箇所、火災12箇所、死者21名

自衛隊225名到着・捜索救出活動実施

西市民病院、長田マンション、真野ビル等へ投入

13:35 阪神高速3号神戸線倒壊のおそれあり、国道2号東尻池交差点から大橋9丁目交差点まで「通行禁止規制・交通整理」

23:00 生存救出154名、遺体収容9体
日が変わった1月18日も投光車、投光機等あ

らゆる明かりを利用して捜索・救出活動を継続した。

警察 530名
自衛隊 400名
消防 129名

1月18日



捜索救出活動

レッカー・ユンボ・ショベルカー等の重機9台を借り上げ、捜索・救出活動を最重点に諸活動を推進した。

生存者救出 56名
遺体収容 100体

1月19日

被災者に対する物資調達希望の聴取、行方不明者の捜索活動の徹底、地域リーダー等実態掌握始動

警察 989名（応援部隊含む）
自衛隊 500名、
消防隊 320名

生存救出1名、遺体収容25体

被害状況

死者617名、負傷者533名、
行方不明者182名
全壊6,672戸、半壊9,322戸、
焼失家屋3089戸
警察官の救出者数216名

検 視

1月17日

09:30 災害警備検視体制確立
(指揮班・聴取班・遺体受付班・検

視班・連絡班)

10:00 長田区役所に遺体安置場所設置を要請。私立村野工業高等学校を確保。遺体収容開始
15:10 検視開始（藤原監察医・検視班4班16名・輸送班14名等45名体制）22遺体・発動発電機の手配
23:00 収容120遺体、検視37遺体、監察医派遣要請するも派遣医師はいない「棺」100体分、長田区役所に準備要請

1月18日

体制149名に増強
収容遺体130体、検視遺体70体（38遺体診断書あり）
「棺」150体分要請



焼跡の捜索活動

12:00 収容214遺体
村野工業高等学校体育館は収容余地なくなり、同校武道場に収容。教室使用許可、監察医を明石、三木に要請し医師5名確保
骨壺、菊の花、要請到着
18:00 監察医検視を終了
23:00 検視業務を中断。検視遺体194体収容遺体合計350体

(4) 明石警察署

1月17日午前5時46分、震源地淡路島を望む

明石警察管内も震度6（烈震）を記録した。

05:46 地震発生直後、上署した一丸明石警察署長指揮の下、

- ・管内被害実態の調査
2名1組6個班の被害調査班編成
- ・庁舎内外の被害調査
- ・留置場の被害点検
- ・署員の非常招集及び交番勤務員の本署への招集

行って災害警備体制を確立した

06:00 被害調査班、交番勤務員から、被害状況が無線機により入る。交番勤務員が本署へ招集途中被災住民に救出等を求められて動けず、管内被害実態を把握するのに時間を要した。

被害実態は旧明石市内、明石川以東の家屋倒壊、負傷者、生き埋め等被害が甚大であった

06:15 「明石警察署災害警備本部」設置
参集者を順次3名1個班に編成し、「被害実態調査班」「被災者救出班」に組み入れ出動させた

07:00 明石市災害対策本部に警察官を派遣し連絡調整を図る

被災者救出に出動させた班から、ユニボ等の大型資機材の要請が相次ぐが、資機材の不足から手作業、現場調達による救出に従事した

被災地警察署でありながら、屈することなく

一般部隊（神戸・阪神被災地への派遣）

県外部隊受援班

県外特別派遣パトカー受援部隊

交通整理部隊

のじぎくパトロール隊

補給班

を派遣し、救出・救護等の活動を行った。

その他、県外特別派遣部隊員の宿舎受援（宿舎明石中央体育館、明石市民会館、県高等学校

野外活動センターあさぎり寮、明石市立少年の家）、自衛隊応援部隊のパトカーによる先導、交通総量規制、医師会派遣医師等3名の送迎等に従事した。

1月18日

- ・震災による負傷者の確認のため、2名1組を1箇班として管内各病院の調査を実施した。
- ・被害状況は明石川以東の旧市内と思われたが、二見町、大久保町といった市外地の西南部海岸線に被害が集中し、死者2名、負傷者多数、岸壁の崩壊等を出している事実が判明した。
- ・明石港は、被害はあったもののフェリー等の就航には影響がないことが判明した。

(5) 岩屋警察署

平成7年1月17日 午前5時50分

「富島474 島脇ヒサエ方、倒壊。森本方、倒壊。岩屋中ノ町岡田医院近く倒壊。」

この受信が岩屋警察署の災害警備活動の幕明けであった。

午前6時10分上署した吉岡岩屋警察署長は

- ・「岩屋警察署災害警備本部」の設置
- ・庁舎内外の破損状況把握
- ・管内の各交番へ被害調査を実施
- ・署員全員に対する非常招集伝達

を指示し、災害警備体制を確立した。

交番、駐在所から

「富島地区30戸ぐらい全壊している。」

「野島蚕ノ浦地区は半数倒壊」

「北淡町黒谷で4名生き埋め」

等の通報が次々とあり、参集してきた警察署員を4名1組編成で、富島地区、野島地区へ救助に派遣した。

部隊の編成については

- ・指揮班、被害調査班、救出班、捜査班、

交通整理班、補給班、消防連絡班



野島断層のトレースと変位量

- ・ 刑事課員を中心とする3名1組の検視班
- ・ 地域課員を中心とする火災現場の整理警戒、救出、救護、遺体搬送班

等を編成した。

07:50 洲本警察署員10名応援部隊到着

10:50 四国管区機動隊(徳島)応援部隊到着

徳島県警察機動隊応援部隊到着

14:30 香川県警察機動隊応援部隊到着

富島地区、野島地区の救出・救護活動に当たった。

警察官の救出人員 153名

検視体制は捜査員を中心に署員3名を1組として、「北淡診療所」「北淡町町民センター」において検視活動を実施した。

2 被災地外の警察署

(1) 三木警察署

1月17日午前5時46分、激震地神戸から北西30kmにある三木警察署管内も震度5の強震に襲われ、

死者 2名

負傷者 8名

建物損壊(半壊) 2棟

道路損壊 1箇所

崖崩れ 3箇所

鉄道不通(神戸電鉄三木線)全線

水道断水 400戸

ガス供給停止 20戸

避難 2世帯2名

等の被害を受けた

05:46 地震発生直後、上署した上島三木警察署長の指揮により

- ・ 管内被害実態の調査
- ・ 庁舎内外の被害点検
- ・ 留置場の被害点検

等の措置をとった

06:00 以降被害調査班から次から次ぎと被害調査結果が報告されてきた。

- ・ 道路陥没三木市道(鶯谷付近) 長さ30m、深さ20cm

- ・ 道路隆起バイパス福井交差点 長さ20m、高さ20cm

- ・ ブロック倒壊東自由が丘3箇所

- ・ 水道管破裂 緑が丘中学校付近

- ・ 死者(ショック)2名(市内・農村地帯)

07:15 「三木警察署災害警備本部」設置

08:00 被災地への応援部隊編成準備、装備資器材準備

09:20 第1次応援部隊出動(東灘)10名

13:00 第2次応援部隊出動(芦屋)10名

装備・資器材等

車両2台、スコップ20丁、鎌20

丁、警杖20本、ロープ2束、ト

ラメガ2器、発動発電機1機

三木警察署管内は震度5(強震)の被害を受け被災市指定を受けたことにも負けずに、他府県応援部隊宿泊要請による宿泊施設設置(グリーンピア三木、勤労市民体育館、吉川町立活動センター等6施設)、救急病院の指定6箇所、兵庫県災害対策本部救援物資等備蓄基地設置(グリーンピア三木、三木山森林基地)、避難住民

転入の支援活動、支援部隊の補給（食事等手配）、交通総量規制等神戸ブロック被災地隣接警察署として、支援、補給、部隊受け入れ（宿泊）、等後方治安対策活動に従事した。

さらに、一般救援物資等搬送のため、パトカーによる先導を行った。

先導により搬送した物資は、

食糧（にぎり飯）—三木市農協婦人会、
岡田金属工業、等

1/17～20毎日2,000個から6,000個

のこ 3,500丁

ヘルメット 1,500個

防塵マスク 3,000個

金 槌 1,500個

である。

(2) 姫路警察署

1月17日午前5時46分被災地、淡路・神戸から約60km離れた姫路市内においても震度4（中震）を記録し、昭和59年発生の山崎断層による地震が再度発生したかと思われる程大きな地震を感じた。

05:46 地震発生と同時に上署した榊田姫路警察署長の指揮により

- ・ 管内被害実態の調査
- ・ 警察施設の点検
- ・ 留置場の点検
- ・ 非常招集

を行って、「姫路警察署災害警備本部」を設置した

07:00 被害調査班、交番勤務員からの報告から、死者、家屋倒壊、火災等の被害はなく、負傷者2名が病院へ搬送された被害のみであった

しかし、無線機から流れる情報で「兵庫署倒壊・署員生き埋め」「阪急伊丹駅崩落・勤務員2名生き埋めの模様」「阪神高速道路崩壊」「火災発生」等神戸、淡路、阪神地域での被

害状況が傍受されたため、非常参集して来た署員で順次支援部隊編成を行って支援体制を確立した

08:30 第1次応援部隊37名 生田警察署、灘警察署へ出動

装備資器材（無線機・投光器・
スコープ・ロープ・
トラメガ・ツルハ
シ等）

09:30 第2次応援部隊13名 灘警察署へ出動

13:30 第3次応援部隊35名 須磨警察署へ出動

以降、1月17日から7月31日までの間196日にわたって応援部隊を派遣した。

応援部隊派遣に当たっては、装備資器材の不足から、各関係機関から資器材を借り上げ、またライフラインの寸断の情報から、食糧、飲料水を調達し携帯搬送した。

その他、特科部隊として

- ・ 交通整理部隊
- ・ 検視班
- ・ 県外部隊受援班
- ・ 補給班
- ・ のじぎくパトロール隊
- ・ 他府県特別派遣パトカー受援部隊

等を派遣するなど、姫路警察署員は主に被災地への主力支援部隊として活躍した。

また、署配パトカーによる他機関への支援も行い、

1月17日

- ・ 自衛隊第三特科連隊（車両33台、171名）の先導
- ・ 姫路市消防（車両17台）の先導
- ・ 自衛隊第三特科連隊（車両19台）の先導

1月18日

- ・ 自衛隊第三特科部隊（車両2台）の先導

- ・ 姫路市救援物資輸送車両の先導
- ・ 循環器センター、血液搬送の先導
- ・ 姫路市救援物資輸送（車両8台）の先導

1月19日

- ・ 循環器センター、血液搬送の先導
- ・ 姫路市救援物資、自衛隊車両6台の先導
- ・ 姫路市救援物資輸送（車両11台）の先導

等署配パトカーは連日連夜、被災地を往復した。

交通総量規制については、神戸・阪神間の高速道路の崩壊、緊急輸送道路の確保から回道路の広報、規制等を実施し、また部隊出動の際には被災地警察署への「食糧、医薬品、飲料水、装備資器材」等の支援を行う等きめ細かい配慮を行った。

(3) 豊岡警察署

1月17日午前5時46分豊岡警察署管内および但馬地方は震度5の強震に襲われたが被害は無かった。

地震発生当時は1月14日から降り続いた11年ぶりの大雪で50cm～60cmの冠雪となっており、「大雪警報」が発令されていた。

豊岡警察署は、下山署長以下署員約100名で、署上級幹部は、全員警察署から徒歩10分の警察待機宿舎に居住している。

05:50 地震発生と同時に下山豊岡警察署長は警察署へ上署し、

- ・ 管内被害実態の調査
- ・ 警察施設の点検
- ・ 留置場の点検

等を指示した

07:00 管内被害調査の結果、被害等なし
兵庫警察署倒壊、阪神高速道路の橋桁落下等神戸を中心として被害甚大の情報が次々とする

「豊岡警察署災害警備本部」設置

08:00 応援部隊等編成準備に入る

- ・ 派遣部隊
災害警備本部あてに36名の部隊を出発させる。

- ・ 派遣車両
大型バス、大型貨物、ミニバス2台、マイクロバス

- ・ 装備資器材
無線機

広域署活系 5機

署活系 3機

受令機 16機

携帯電話 1機

充電器

広域署活系用 5機

予備電池 5個

署活系用 3機

トラメガ 3器

発電機 1台

ロープ 5本

チェーンソー 1機

スコップ 20丁

つるはし 2本

鳶口 6本

鋸 5丁

10:00 第1次応援部隊（豊岡・城崎合同）
36名出動

豊岡-姫路-湊川インター-生田庁舎-長田警察署

国道312号 13:00 13:30 14:00



雪の中の出動

13:30 第1次応援部隊は災害警備本部に到

着し、「豊岡・城崎署部隊は長田警察署長の指揮を受けよ」との警備命令を受ける

14:05 長田警察署長より、「神戸西市民病院倒壊、入院患者多数生き埋めがある模様、救出にあたれ」の下命以降救出活動実施

合同（本県機動隊・神戸、京都、名古屋、桑名消防レスキュー隊）救出23名

1月18日

21:00 任務解除 検視班（豊岡・城崎）4名残留して50遺体の検視を行う

1月19日

0:30 第1次応援部隊豊岡警察署 帰着
但馬各署は、発生当初から署員の3分の1が応援部隊として出動した。

残留した署員は

- ・ 緊急救援物資輸送の先導
- ・ 交通総量規制（国道9号う回）
- ・ 転入被災者への支援活動

等に従事した。

第13 近畿管区内警察及び関係機関の活動

平成7年兵庫県南部地震の発生に伴い、警察庁および近畿管区警察局は、直ちに「災害警備本部」を設置するとともに、近畿管区内各警察本部も次々と警備本部を設置して被災地への支援活動を展開した。

また、国、自衛隊及び海上保安庁等の関係機関もそれぞれの対策を推進した。

1 近畿管区内警察の活動

地震発生により、近畿管区内各府県警察は強烈な揺れに襲われたが、直ちに災害警備体制を確立し、補給や特別派遣部隊の宿泊所提供等、最も大きい被害を受けた兵庫県警察に対する支援活動を展開した。

1月17日の近畿管区内警察の体制

近畿管区局 局長を長とする災害警備本部設置

滋賀 警備課長を長とする警備連絡室設置

京都 本部長を長とする警備本部設置

大阪 本部長を長とする警備本部並びに支援対策本部設置

奈良 警備部長を長とする警備対策室設置

和歌山 警備課長を長とする警備連絡室設置

大阪府警察の支援状況

平成7年1月17日から7月31日までの間、大阪府警察では「大阪府警察阪神・淡路大震災総合支援対策本部」を設置して、兵庫県警察を支援した。

部隊派遣については、1月17日から7月31日までの間、機動隊、婦人機動隊、パトカー部隊、白バイ部隊、機動捜査隊、移動交番車部隊、検視官、通訳、ヘリコプター等を派遣した。

また、兵庫県下では全国からの特別派遣部隊受け入れ施設が不足したことから、奈良県警察と同様警察学校、機動隊舎等警察施設8箇所及

び民間施設（大阪空港）1箇所、合計9箇所の施設を準備して、全国からの特別派遣部隊を受け入れた。

緊急輸送路の確保については、阪神高速道路公団等と協議の上

一般車両の通行禁止、東大阪線、湾岸線を基幹ルートとした緊急輸送路の確保等交通総量規制をするとともに、

警備給食 約342,000食

装備資器材 40品目35,000点

の支援を行い、パトカー延べ約2,000台により、救援物資輸送車両約2万3,000台を先導するなど、隣接警察として最大限の支援活動を実施した。

また、管区警察局の調整の下に大阪水上警察署の警備艇により、大阪水上警察署の棧橋と神戸水上警察署の棧橋との間に1日2便の「定時海上ルート」を開設し、1月23日から2月24日まで（23日間）海上からの要員、物資等の搬送を支援した。

このほか、定時海上ルート以外においても、大阪府警察等の船舶延べ約550隻が、大阪港から神戸港へ警備部隊の飲料水、弁当等の食料、無線機、乾電池3万個、資器材等の搬送、神戸港等の被害調査及び救援物資輸送船の誘導等を実施した。

定時海上輸送ルート利用結果

		延 総 数	
			うち通信
人 員	人数	259	174
	回数	56	25
資 材 等	回数	13	12

そのほか、阪急・阪神梅田駅に「特別分駐所」「臨時交番」を開設し、

広報活動・身元不明者相談・困り事相談等各種相談、支援を行った。

2 政府の活動

「阪神・淡路大震災」の被害は、関東大震災以来の最大の震災となったことから、政府は今までの災害に無かった大規模な復旧、救援活動を行ってきた。

震災発生直後からの食料、衣料、医薬品等の物資供給、仮設住宅、救護所設置、医療関係・救出救護の人的支援、相談所設置など緊急的支援を積極的に実施するとともに早期に「激甚災害」に指定した。

しかし、今回の災害は余りにも大規模であり、被災地復興と被災者の自立支援など長期的復興救済対策を講じていく上で、現行法では限界があるとして特別な体制をとり、復興のための特別立法措置をとった。

これらの法律は国税、地方税の減免、財政支援等の特例、失業者対策、地方公共団体への財政支援、統一地方選の特例等多岐にわたり、3月末までに16件の特別立法を行い、公布した。

災害対策基本法の施行以来、特別立法で対応した大災害は今回が初めてである。

また、政令の一部を改正して、復旧・復興の諸対策を内閣総理大臣に意見具申する諮問機関「阪神淡路復興委員会」を設置するとともに、特別立法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「阪神淡路復興対策本部」を設置して、被災県、市の復興計画（策定）を積極的に支援していくこととなった。

地震当日の活動

地震発生の朝、政府は、被災地からの生の被害情報が入手出来ないなかで、マスコミを含めて関係機関からの情報収集に努める一方、午前10時に閣議を開催、災害対策基本法に基づく「兵庫県南部地震非常災害対策本部」（本部長・国土庁長官）と「地震対策関係閣僚会議」の設置を決定し、地震対策の準備を進めていった。

「会議」設置直後の午前11時、第1回目の「兵庫県南部地震非常災害対策本部会議」を開

催して、被害状況を集約するとともに、現地の実態把握が急務として、現地への政府調査団の派遣を決定した。

同日午後には、小澤国土庁長官を団長とする政府調査団はヘリコプターで現地へ飛び、上空から被災状況を調査した。

調査団は、兵庫県庁での「県災害対策本部会議」に出席し、県側からの緊急要望などを受けた。

一方、首相官邸では、夕方から「地震対策関係閣僚会議」の初会合を行い、被害状況が判明した被災市町6市5町に災害救助法を順次適用していった。

初期の震災対策

1月18日、野中国国家公安委員長もヘリコプターで現地に飛び、被災地を視察した。

政府は、午後6時半から「地震対策関係閣僚会議」を開催し、被災地視察から帰京したばかりの小澤国土庁長官や野中国国家公安委員長らが現地の甚大な被害状況を報告して、自衛隊、警察官の派遣等86項目の緊急対策を決定した。

連立与党も、同日「兵庫県南部地震非常災害対策本部会議」を設置するとともに与党議員団を現地へ派遣した。

翌日の1月19日には、村山首相と土井衆議院議長が急きょ現地入りして、上空からヘリコプターで視察した後、避難所、病院などを視察し、帰京した。

同日、「地震対策関係閣僚会議」を格上げした「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置（村山首相を本部長、各閣僚を本部員）するとともに、午後8時、初会合を行った。

1月20日、第132通常国会が招集され、開会式では、天皇陛下が「今次の地震による被害は、極めて甚大であり、その速やかな救済と復興は現下の急務であります」と異例の「お言葉」を述べられた。

村山首相は施政方針演説の中で、震災の救援、

復興対策に全力で取り組む姿勢を強調、政府としての支援決意を表明した。

同日、村山首相は、地震の被害が極めて大きいことを踏まえ、「兵庫県南部地震対策担当大臣」を新設し、小里北海道・沖縄開発庁長官を担当大臣に任命した。就任した小里地震担当相は、直ちに現地入りし、ヘリコプターで上空から被災地を視察した。

小里地震担当相は、翌日の兵庫県庁での記者会見で、「特別立法を含め積極的に対応する」と述べ、震災に対する政府の認識と積極的支援姿勢を示した。

さらに、翌日の1月21日、政府は、第2回目の「兵庫県南部地震緊急対策本部」を開催し、「兵庫県南部地震現地対策本部」の設置を決定するとともに、避難所救援センター設置などの追加緊急支援策をまとめるなど震災対策を進めていった。

支援策の決定

1月22日、兵庫県公館に、政府の「兵庫県南部地震現地対策本部」を設置した。同本部は以後、救援、復旧作業について地元自治体と密接に連携をとり、速やかな対策を推進した。

1月23日には、政府は「兵庫県南部地震対策本部連絡会議」（国、県、関係市の対策本部連絡会議）を設置し、県や被災市から要望事案を聞いた。以後、同連絡会議を継続的に行っており、政府と現地のパイプ機能となる。

同日、政府は

- ・ 厚生省は、被災者の当面の生活資金として20万円までの低利貸付
- ・ 郵政省は、簡易保険加入者に対する利率引下げ
- ・ 労働省は、失業給付の特例支給等当面の緊急雇用対策を決定

など、次々と救援策をうち出した。

さらに、1月24日の閣議で、「阪神・淡路大震災」を「激甚災害に対処するための特別の財

政援助に関する法律」による「激甚災害」（政令制定）に指定することを決定した。

この「激甚災害」の指定は、通常は被害総額を査定したうえで行うため、2箇月程度かかるが、今回の大震災の被害の深刻さを考慮し、震災後1週間での指定は異例の早さであった。

「激甚災害」に指定されたことから

- ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ・ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ・ 小災害債に係る元利金償還金の基準財政需要額への算入等
- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特例措置
- ・ 農林水産協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

などの特例措置が適用されることになった。

また、特別立法により被災者救済、生活再建、復旧を財政的に支援するための条件が整うために、特別立法の成立が急がれることになった。

これにより、翌々日の1月26日に行われた「兵庫県南部地震緊急対策本部」の会合では、

住宅、水道、医療、仮設トイレ設置問題等の緊急対策が報告されるとともに、特別立法の内容を検討するためのプロジェクトチームの設置を決定し、その翌日には「兵庫県南部地震復興対策緊急立法検討プロジェクトチーム」として初会合を開いた。

さらに、1月31日に2回目の会合を行い、特別立法の詰め作業に入り、特別立法案作成準備を進めた。

その一方、政府（各省庁合意）は、全半壊した個人住宅、マンションなどの解体費用の半分補助（1/28）を、「兵庫県南部地震緊急対策本部」は、被害を受けた学校など教育関係の対策強化を決定（1/29）する等次々に支援策を決定した。

2月に入ってから、「兵庫県南部地震緊急対策本部」では、

- ・ 仮設住宅500戸の買い付け（2/7）
- ・ 仮設住宅建設追加などの住宅対策（2/8）

閣議では

- ・ 「り災都市借地借家臨時処理法」の適用（2/3）
- ・ 国際緊急救助隊に登録されている医師看護婦、看護師計24人を現地派遣方針（2/3）
- ・ 阪神淡路大震災の復興構想の調査、審議を行う「阪神・淡路復興委員会」を設置するための政令等の改正と制定（2/10）

など諸支援策を決定していった。

阪神・淡路復興委員会の設置（2/16）

震災後、1箇月目の2月16日、復興復旧の諸対策を首相に意見具申する諮問機関「阪神・淡路復興委員会」を設置した。

これによって、政府の復興対策はいよいよ本格的始動することになっていった。

設置当日、「阪神・淡路復興委員会」は、初

会合を行い、緊急課題として

- 県、市に復興方針計画の早期策定の促進
- 住宅対策で総合的な建設計画を策定
- ガレキの処理での有効利用

の3点を答申することに決定した。

以後、「阪神・淡路復興委員会」は、会合を重ねて、

- ・ 復興10箇年計画と長期ビジョンの策定
- ・ 5万名の雇用維持
- ・ 復興住宅建設、神戸港復興、ガレキ処理の95年度補正予算への盛り込み

などを提言している。（第6回4/24まで）

復興特別立法

政府は、2月17日、復旧、復興対策についての緊急特別立法関連5法案（復興5法案）

- ・ 阪神・淡路大震災復興基本方針・組織法案
- ・ 阪神・淡路大震災被災者国税関係臨時特例法案（震災税特法）
- ・ 災害減免法改正案
- ・ 被災市街地復興特別措置法案
- ・ 地方税法改正案

を決定し、衆議院に提出した。

同日、「兵庫県南部地震緊急対策本部」の会合においても

（復興追加5法案）

- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別財政援助法案
- ・ 被災失業者の公共事業への就労促進特別措置法案
- ・ 震災に伴う許可等の有効期間延長緊急措置法案
- ・ 平成6年度分地方交付税の総額特例法案
- ・ 平成6年度公債発行特例法案

の5法案の立法を固め、24日に閣議決定して国会に提出した。さらに、

- ・ 国税関係臨時特例法・地方税法の改正

- ・ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
- ・ 平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

等、地価税・固定資産税の減免、被災建物再建促進などを盛り込んだ法案を提出し、復興関連特別立法手続きを進めていった。

なお、これらの復興関連法案は、反対も無く3月中に成立した。(16件成立)

阪神・淡路復興対策本部の設置 (2/25)

2月25日、政府は阪神・淡路大震災復興基本方針・組織法が成立したことから「阪神・淡路復興対策本部」(本部長・首相、全閣僚で構成)を発足させた。

この「阪神・淡路復興対策本部」は先に設置した「阪神・淡路復興委員会」からの答申を受け、復興事案に関する関係省庁間の総合調整、国の復興対策の実施などに当たるのを任務とし、この、「阪神・淡路復興対策本部」が発足したことから震災復興体制が整い、活動が軌道に乗ることとなった。

政府の「現地対策本部」廃止 (4/4)

被災現地における救援活動が軌道に乗り、政府による復興特別立法措置も終わったことから、「現地対策本部」は、ほぼその役目を果たし、4月4日に廃止された。

なお、政府はこの度の大地震に対する復興、支援対策の取組が緊急重要と受け止め、村山首相をはじめ、各大臣、各政党党首幹部ら政府関係者は被災地視察、調査等を積極的に行い、その延べ回数は80回以上になった。

95年度一次補正予算成立 (5/19)

阪神・淡路復興委員会は、4月に緊急の復旧対策について意見提出した。

政府はこれを受け、95年度第一次補正予算で1兆4千億円の復旧予算を計上したが、この補

正予算では大震災対策として

- ・ 被災地における生活の平常化支援
- ・ ガレキ処理
- ・ 二次災害防止対策
- ・ 港湾機能の早期回復等
- ・ 早期インフラ整備
- ・ 耐震性の向上対策等
- ・ 住宅対策
- ・ 市街地の整備等
- ・ 雇用の維持、失業の防止等
- ・ 保健、医療、福祉の充実
- ・ 文教施設の早期本格復旧等
- ・ 農林水産関係施設の復旧等
- ・ 経済の復興

などへの予算措置がとられた。

これにより応急・復旧施策は概ね完了し、住宅等の復興対策は本格化していくことになった。

阪神・淡路復興委員会、地元復興計画への支援を首相に提言 (7/18)

神戸市は6月30日、兵庫県は7月8日に復興計画(案)を発表しているが、阪神・淡路復興委員会は7月18日、「政府は復興計画へ全面的に支援する態度を明確にすべき」と提言した。

政府が「阪神・淡路地域の復興に向けての取り組み方針」決定 (7/28)

阪神・淡路復興対策本部は、阪神・淡路復興委員会の提言を受けた形で7月28日会合を開き、兵庫県の復興計画実現を最大限支援するなどとした「阪神・淡路地域の復興に向けての取り組み方針」(復興10箇年計画のうち、前期5箇年で優先的に実施していく復興特別事業11項目を示したもの)を決定した。

地震担当相廃止 (8/8)

政府は8月8日に内閣改造し、大震災復興に一定のメドがついたとして、地震担当相を廃止した。

以後、池端国土庁長官が「阪神淡路復興対策」を受け持つことになり、8月11日に兵庫県入りして復興状況を視察した。

阪神・淡路復興委委員会、最終提言（10/10）復興10箇年計画のシンボルとなる特定事業として、「上海・長江交易促進プロジェクト」など4事業を盛り込んだ提言をまとめた。

委員会は、特定事業については官・民の協同事業を含め、企業をはじめとした民間の協力を促進するよう指摘した。

3 兵庫県の活動

(1) 地震直後の活動

兵庫県は「阪神・淡路大震災」発生の当日、午前7時に本庁舎2号館に「兵庫県災害対策本部」を設置するとともに、被災地関係各県民局に災害対策阪神地方本部、災害対策東播磨地方本部、災害対策淡路地方本部を設置した。

午前8時過ぎに第1回「災害対策本部会議」を開催し、災害情報の収集、人命救助、地域防災計画に基づく必要な対策等に全力をあげることと決定して、活動に着手した。

情報収集により、神戸市、阪神間を中心に甚大な被害が発生し、さらに拡大中との状況を入手した。

同10時に自衛隊に派遣要請し、警察、自衛隊等の関係機関に人命救助を最優先とした努力要請を行い、消防庁に対しては他府県消防の応援要請を行った。

緊急最優先対策の実施

災害対策本部各部署は、直ちに緊急対策を実施するための取り組みや体制整備を開始し、最優先対策の第一ステップとして

- ・ 食料、飲料水、毛布の確保
- ・ 生活物資の確保及び輸送の確保
- ・ 余震対策

を実施することとした。

同日夕方から最優先対策の第二ステップの重点目標として

- ・ 食料1日500万食と飲料水必要量の確保
- ・ 医療体制の確保
- ・ 物資等輸送ルートの充実とベースキャンプ設置
- ・ 建築物の安全チェック等余震対策の実施
- ・ ライフラインの復旧体制の確立
- ・ 避難所への仮設トイレの確保
- ・ 仮設住宅の検討、公営住宅等の確保

をあげて取り組みを進めた。

災害救助法の適用

神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次災害救助法の指定を行い、10市10町を指定した。

国への支援要請

当日午後來県した国土庁長官に、行方不明者の捜索、救出や被災者の救済措置等を緊急要望した。

その後も、1月19日の総理大臣や衆議院議長をはじめ2月17日まで地震対策担当大臣、各省庁大臣、国会議員等の延べ35回に及ぶ来県を受け、被害状況や緊急対策の取り組みを説明するとともに、被災者支援の緊急対策及び災害応急復旧・復興に向けての国への緊急要望を行った。

関係機関との連携

県庁2号館に救援活動に携わる自衛隊、海上保安庁、消防庁等国の機関の連絡所等が設置され、これらの支援を得た。

また、緊密な連携のもと、人命救助をはじめとする緊急救援活動を展開した。

(2) 初動後1箇月の活動

ア 災害応急・復旧対策の推進体制

震災翌日、被害の甚大さに鑑み、「兵庫県災害対策本部」を「兵庫県災害対策総合本部」に改組したが、その後、復興対策への本格的

取組みを推進するために1月30日に再度組織改正を行い、「兵庫県災害対策総合本部」の中に「緊急対策本部」と「兵庫県南部震災復興本部」を設置して組織の充実を図った。

職員の動員については、1月22日に人事課に人員確保対策班を設け、庁内の職員動員を一元的に処理することとし、平常時の部制を超え、適材適所、臨機応変に全職員あがでの応急・復旧対策の実施をめざした。

また、全国の地方公共団体あるいは建築士会等の団体からの応援を順次受入れてきたが、関係部局への斡旋、派遣職員の適正な配置を行うとともに、被災市町の要請をとりまとめ、派遣に応ずる職員を調整し割り当てた。

さらに、全国知事会、自治省に対して、全国レベルでの他府県からの中・長期的な職員派遣等を要請した。他都道府県等からの職員の派遣受入れは、最大1日4,000名に達した。

イ 災害応急・復旧対策の推進

災害応急・復旧対策は被災者の生活全般に及んで実施されたが、主要なものは次のとおりである。

人命救助・救急活動の展開

人命救助・救急活動については地震発生と同時に警察、消防が懸命な活動を開始し、県災害総合本部においては、情報収集により全体状況の早期把握に努め、地域防災計画等に基づき関係諸機関の支援を得て、警察、消防の広域的な応援体制の確立、自衛隊の災害派遣要請などを行い、各機関の活動が緊密な連携のもとに総合的、効果的に進められるよう体制を整え、対応を進めた。

また、海外からは、スイス・フランス・イギリスから救助隊の派遣を受け、捜索活動を行ったほか、世界各国から防水シートやテントをはじめとする救援物質、義援金などの支援を受けた。

なお、建設業界では救助活動等に対し重機配備の作業部隊派遣などの応援体制を敷

いた。

救援情報の提供と相談活動

災害に関する正確な情報を県民に伝え、人心の安定を図るため、1月24日、情報センターを設置して窓口を一元化し、また、総合的な生活情報の提供・相談体制の整備を進めた。

また、ラジオ・テレビ・新聞等と連携して、被害状況、避難住民の状況、緊急物資・生活救援、住宅対策等について定期的に発表を行うとともに、地域防災計画による放送協定に基づきNHK、サンテレビ等から定期的に生活情報を発信した。

2月15日には臨時災害FM局－復興通信FM796フェニックスを開局した。

さらに、震災ニュース（10万部）、ニューひょうご臨時号（12万部）を発行し避難住民等に届けるなど紙面による細やかな生活情報を提供した。

食料、日用品等緊急生活物資の確保

食料庁や自衛隊、他府県・食品関連企業等の協力も得て、学校給食センターからのおにぎりの提供やボランティア団体等による炊き出し、新鮮野菜の提供等を行うとともに、淡路からの野菜・牛乳等の円滑な輸送体制を確立した。

毛布や衣類等の日用品についても、県備蓄分による早急な対応を行うとともに、震災直後から日赤兵庫県支部をはじめ全国の支部に備蓄している物資を各市町や避難所からの要請に応じて提供したほか、下着類については、県での購入やボランティアグループによる対応を行った。

また、主要な百貨店、スーパー、コンビニエンスストアのほかガソリンスタンド等の営業状況と商品供給状況の確認を行い、各社に早期の営業開始と物資の重点的安定的な供給を行うよう要請するとともに、警察等に迅速な輸送のための協力を要請する

など緊密な連携の下に行った。

さらに、便乗値上げ等生活必需物資の価格の高騰の未然防止のため価格の監視を行うとともに、国との連絡を取りながら物価安定策を実施した。

住宅対策

応急仮設住宅建設の取り組みとして、1月19日に第1次発注し、以降、用地の確保とともに3月末3万戸の完成を目指して工事に着手した。また建設省と緊密な連携を図り、県営住宅の空家はもとより、県内各市町、近隣府県の公営住宅等の空家住宅も確保、被災各市に提供を行い、1月25日以降、各住宅への入居者が順次決定していった。

さらに、国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を一定の条件のもとに災害救助法の仮設住宅として県が借り上げ、家を失った高齢者、障害者等中心に提供するとともに、企業の所有する社宅、保養所等の情報を整理し、被災者へ提供した。

廃棄物対策

県内各市町や近隣府県等からごみ収集車やバキューム車の派遣や自衛隊の応援を受け、ごみ処理、し尿処理を実施するとともに、大量の仮設トイレを確保し、被災市町に設置した。

また、倒壊した家屋、事業所等の処理(ガレキ)については、国に特例措置を強く要望した結果、個人や中小企業の損壊家屋等の解体を市町が行い、国が費用を助成する公費によるガレキ撤去が実現した。

余震・二次災害対策

震災翌日から第一次応急危険度判定として建築物を目視点検し、災害の恐れのある建物には使用禁止のステッカーを貼付し、1月23日からはアパート等の共同住宅に対し、第二次応急危険度判定を実施した。

また、県営住宅についても被害状況を調

査し、避難勧告や危険箇所への立ち入り禁止等の措置を行った。

ため池の決壊や地すべり災害に対しては、被害状況調査を行い、警戒・避難に万全を期するとともに亀裂部を防水シートで覆う等の緊急安全対策を実施し、監視体制を強化した。

高圧ガス製造事業所、火薬類取扱事業所に対して緊急立入検査を実施し、指導した。

また、本震直後のLPガス輸入基地におけるガス漏洩事故に対しては、関係機関の緊密な連携の下に大事故を未然に防止した。

(3) ボランティア活動

災害発生後、国内外から多数のボランティアが駆けつけ、物資搬出・搬入、避難所の運営、安否確認、炊きだし、水くみ、介護等各種のニーズに対応する多種多様な活動が行われた。1箇月間に活動したボランティアは、延べ約62万名に上った。

(4) 復興へ向けた取組み

ア ひょうごフェニックス計画(阪神・淡路震災復興計画)

1月22日に、災害対策本部総合対策部に新都市再生戦略ビジョンワーキングチームを編成し、27日には新都市再生ビジョン作成方針(案)としてとりまとめた。

そして復興に向けての基本計画となる「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」の作成に向け、防災、都市、交通、建築、産業、財政、などの分野において我が国を代表する学識経験者20名からなる「都市再生戦略策定懇話会」を設置して、防災構造を持ち、活力成熟社会を先導する21世紀型の新しい都市づくりへの提言「都市再生戦略ビジョン」づくりを進めた。

2月11日に第1回の懇話会を開催し、活発な意見や提言が出され、素案が発表された。

(7月8日、復興計画案を発表)

イ 緊急復興対策の推進

緊急インフラ3箇年計画

「兵庫県南部震災復興本部」は総合企画や新都市建設、新生活と新産業の創造、施設復旧などの進め方について精力的な検討を重ね、2月に入り、道路、港湾、鉄道、空港、防災インフラなどにかかる戦略的な復旧、復興の進め方について本格的な検討を開始して、具体化を図ることとした。

ひょうご住宅復興3箇年計画

今後3箇年間に概ね10~14万戸の復興住宅が必要であるとの認識のもとに、住宅再生3箇年計画を策定することとし、学識経験者、住宅関連団体、事業者の代表や行政機関代表らからなる「住宅復興会議」を設置した。(8月、ひょうご住宅復興3箇年計画)策定)

4 神戸市の活動

(1) 地震直後の活動

神戸市は「阪神・淡路大震災」発生直後の午前5時46分、全市防災指令第3号を発令して全職員の動員体制をとり、午前7時、市役所1号館1階に災害対策本部を設置した。

消防は5時53分に火災覚知第1報を受理し、消火活動を開始(長田区内)するとともに、以後市内各所で多発した火災の消火活動と生き埋め被災者の救助活動を開始した。

午前7時30分災害対策本部は、消防局より甚大な被害状況、災害防御状況、活動方針等の報告を受理し、午前8時に災害対策本部を市役所1号館8階に移設した。

災害対策本部は、緊急対策として直ちに主食、毛布、医薬品等の救援物資の調達や入院患者の搬送を開始するとともに、消防ヘリコプターに市内全体の被害状況収集を指示し、被害実態の把握に努めた。

午前9時30分、県に対し被害状況を報告するとともに県知事に対し自衛隊の派遣を要請、さらに、同50分、消防広域の応援を要請した。



神戸市災害対策本部

午後3時、第1回災害対策本部員会議を開催、災害情報の収集、人命救助、防災計画に基づく必要な対策等に全力をあげることを決定し、本部長から各部に対し、それぞれの任務を指示した。

(2) 災害応急・復旧対策取り組み(主なもの)

ア 組織及び職員の動員・配備、他都市等応援体制等

① 地震直後に全市防災指令第3号を適用(発令)し、全職員の動員体制をとった。

② 災害対策基本法に基づき「神戸市災害対策本部」を設置(1/17, 07:00)し、以後、懸命な応急、復旧対策を推進した。

災害対策本部会議を毎日開催し、応急・復旧対策の方針等を確認

③ 兵庫県知事に対し、自衛隊の派遣を要請した。

自衛隊は震災当日から市内入りし、人命救助活動をはじめ各種支援活動を展開した。

25,950人(陸・海・空合計、2/9 県下最多)

人命救助、避難用天幕、給水、焚き出し、救援物資の輸送、医療、入浴、道路障害物の除去等

④ 全国の他都市等職員、団体の応援を受け、

関係業務の支援活動を推進した。

消防、上・下水道調査・復旧、医療、被害調査、救援物資の配布、り災証明の申請受付等の支援

- ⑤ 多数の民間ボランティアがかけつけ、多種多様な支援活動を行った。

11,500人（登録者数）

救援物資の仕分け・配布、建築物の相談、避難所運営援助、医療活動等

その他、スイス等の救助犬・救助隊員、アメリカ・韓国等の医療団の派遣など海外からのボランティアの協力申し出があった

- ⑥ 地すべり等緊急支援チーム（近畿地方建設局六甲砂防事務所）260人が1月22日から27日の間、崖崩れ・地すべり危険箇所を点検した。

イ 情報収集・伝達、広報

- ① 電話が輻輳しつながりにくかったので、防災行政無線によって避難所・避難者数、被害状況を収集した。

- ② ファックス、パソコン通信（あじさいネット）やテレビ、ラジオによって災害関連情報を発信した。また、紙面による生活情報として、「こうべ地震災害対策広報」「広報こうべ地震災害対策特別号」を新聞折込、区役所等で配布、市外避難者への郵送サービス等を行った。

報道機関へは1日1回の記者会見と資料提供（張り出し形式）により情報提供した。

- ③ 市役所の臨時市民相談室及び区役所の市民相談コーナーで、法律、土地、建物、税務、社会保険、一般生活等の相談活動を実施した。

- ④ 災害によって生じた廃棄物を総合的・計画的に処分するため災害廃棄物対策室を設置した。

- ⑤ 住宅復旧相談センターを開設した。

- ⑥ 災害弔慰金の支給や災害援護資金の貸付

を受けるための必要な手続きなどがわからない被災者のために相談電話・窓口を開設した。

ウ 被災者の救助対策等

- ① 学校、体育館、公民館等を避難所として開設し、多数の避難者を受け入れ、種々の支援活動を行った。神戸における避難者のピークは1月24日で、避難所589箇所、避難者236,899人であった。

- ② 多数の被災者の避難所となっている小学校等の通信確保のため、無料の特設公衆電話（国際電話を含む）、ファックスの設置を要請し、設置された。（NTT）

- ③ 阪神水道事業団、他都市等から給水車により給水確保、応急給水を実施し、また、漏水調査、修理に全力を挙げ応急復旧に努めた。

- ④ 病院等医療機関からの要請で、給食、水、医薬品等を調達、供給するとともに、ヘリコプターにより入院患者、救急患者等を搬送した。

- ⑤ 早期の段階で市内量販店に食料品等生活関連物資の安定供給・価格安定を要請し、品物不足によるパニック防止、価格の高騰防止に努めた。

- ⑥ 避難所に救護班（医師と看護婦）を編成するとともに、救護対策現地本部を設置し、医療救護活動を行った。

震災当日には大阪府、岡山県、日赤等から救護班17班、34人が派遣された。活動は、1月31日に最大となり234班が編成された。

- ⑦ 犠牲者が多数にのぼり、市の火葬能力を超えたため明石市等周辺市町に支援を要請、火葬業務を行い、埋火葬費の助成をした。

- ⑧ 被災家屋、避難者に降雨対策としてビニールシートを配布した。

- ⑨ 避難所における聞き取り調査など必要戸数を調査するとともに、用地を確保して多数の応急仮設住宅を建設した。また、市営住

宅の空家、特定優良賃貸住宅、高齢者向け賃貸マンション等を提供するなど住宅対策を行った。

⑩ 被災者が早期に「災害弔慰金」「災害障害見舞金」が受給できるよう、り災証明書を手早く発行し、義援金の早期配分を行った。

⑪ 県内各市町や近隣府県からごみ収集車の派遣や自衛隊の応援を受けて、ごみ処理、し尿処理を実施するとともに大量の仮設トイレを設置した。

他都市等の応援

ごみ収集車 延3,808台 10,252人

自衛隊 60台 410人体制

仮設トイレの設置 3,176基

⑫ 災害廃棄物処理対策として、廃材・ガレキの撤去、搬出は平成7年度、焼却・埋立・最終処分は8年度完了を目途に実施中である。

廃棄物発生量 約1,000数百万立方m

倒壊危険家屋等の解体受付件数

42,871件 (3/31)

エ 高齢者、障害者、子ども等への配慮

要援護老人緊急一時入院施設や障害者緊急ケアセンターの開設、高齢者、障害者向けの地域型仮設住宅の整備など高齢者、障害者対策を行った。

また、子ども等対策として、学用品受入センター、受験者向け学習コーナー、児童生徒の心のケア電話相談、青少年電話相談室等の開設や仮設保育所、臨時保育所、仮設児童館等を建設するとともに授業料等の免除措置をとった。

オ 緊急輸送、交通対策

幹線道路の被害状況を把握し、応急工事の優先実施により早期に復旧完了した。(1/23)

また、市民生活に大きな影響を及ぼしていた市バス・地下鉄を早期運行再開させた。

市営地下鉄全線復旧(2/16)

市バス全73路線中65路線運行(2月末)

5 関係機関の活動

(1) 自衛隊の活動

被災地出動状況について

陸上自衛隊では、震災当日、第3師団(伊丹)が、伊丹警察署との情報交換、ラジオ、テレビ等からの情報入手により、同師団第36普通科連隊が直ちに隊員招集並びに出動準備を行い、さらに、中部方面総監部が第3種非常勤務態勢(全員)に移行して、第3飛行隊及び中部方面航空隊が偵察機による状況把握を実施するとともに、第36普通科連隊が伊丹市と西宮市に隊員を派遣するなど、救助活動を開始した。

また、第3特科連隊(姫路)は午前6時45分、警察との情報交換により、隊員招集して出動準備を開始した。

午前10時に兵庫県から災害派遣出動要請を受け、直ちに第3特科連隊は神戸市及び芦屋市、第36普通科連隊は西宮市及び芦屋市、第15普通科連隊(善通寺)は淡路島へ出動し、それぞれ救助活動を行った。

海上自衛隊も同日、護衛艦、輸送艦などが広島県呉港から被災地へ向け出港した。

震災当日の17日中、陸上自衛隊約3,500名、海上自衛隊約600名の計約4,100名が被災地入りし活動した。

18日は、陸上自衛隊約9,900名、海上自衛隊4,500名、航空自衛隊20名の計約14,420名、19日は、陸上自衛隊約11,800名、海上自衛隊8,400名、航空自衛隊80名の計20,280名の体制になるなど日ごとに増員した。

陸上自衛隊はピークの2月8日には約18,800名、車両約4,300台、航空機94機を被災地に展開し、救助救護活動等を行った。

活動内容について

出動当初は倒壊家屋等からの救助、搜索、遺体の収容、搬送、物資輸送等を中心の活動を行ったが、救助、搜索活動がほぼ収束した2月以降からは、倒壊家屋の撤去、物資輸送、飲用水の給水、炊きだし、避難用テントの設営、仮設風呂の設置などに重点をおき、幅広い活動を行った。

他機関との連携について

県庁内に「震災対処自衛隊調整室」を設置するとともに、県災害対策総合本部会議にも出席して、緊密な連携のもとに活動を展開した。

震災当初の救助、搜索活動においては、警察、消防、市町と連携を図り、一体となった活動を行った。

特に現場では、幹部同志が毎日の作戦会議、情報交換などを頻繁に行い、協力体制、任務分担、地区割りなどを方針決定し、実効ある救助、搜索活動を実施した。

また、地震発生後10日が経過した1月28日には、警察と合同で行方不明者発見のため、被災地一斉搜索活動を実施した。

一斉搜索は、警察と事前協議を徹底し、自衛官約8,000名、警察官約7,000名の大量動員体制により神戸市、芦屋市、西宮市の被災地域において実施し、各搜索現場でも良好な協力関係のもとに作業を進展した。



災害派遣終了式と感謝のつどい

活動結果

自衛隊は1月17日の出動から4月27日の撤退までの101日間、被災地で諸活動を展開した。

陸上自衛隊は期間中

生き埋めなどからの人命救助	157人
遺体収容	1,221体
遺体輸送	448体
医療支援	20,918人
給食支援	577,273食
給水支援	32,098T
入浴支援	515,459人
ゴミ処理	2,106T
倒壊家屋解体処理	2,599戸
ガレキ輸送支援	5,387T

などのほか、糧食、飲料水、毛布、医薬品、燃料等の緊急物資を大量に輸送するなど、人命救助、搜索活動、避難者救援活動や復旧促進に大きな役割りを果たした。

4月27日には、王子陸上競技場において、災害派遣終了式と感謝のつどいが行われた。

(2) 消防の活動

消防の主な任務は、火災鎮圧や救助・救急などの防御活動であるが、地震直後より同時多発した火災や建物倒壊による多数の生き埋め発生に対して、被災地の市町消防は懸命な活動を行った。

特に神戸市内では、火災が同時多発的に発生し、消防は直ちに出動したが、消防力をはるかに超えた火災件数と地震による建物倒壊、道路損壊等による通行障害に加え、消火栓の損壊、使用不能による水利不足、要員や資機材不足などによって消火活動は困難を極めた。

このため、被災市町は県広域消防相互応援協定に基づき近隣消防へ応援要請し、県災害対策本部は消防組織法に基づき消防庁を通じて、他府県の救助隊や広域航空消防派遣を要請した。

応援隊も加わって懸命に消火活動に努めたが、水不足、交通障害等悪条件のため、木造家屋や

ケミカルシューズ関連工場等が密集している神戸市の長田区、須磨区や兵庫区では、火勢は衰えず、大規模な火災に移行した。

延焼拡大する大規模火災は1月19日に治まったが、倒壊家屋などを中心に、地震に伴う火災は1月26日まで発生した。(火災発生状況11市町251件)

消防救急隊は、建物倒壊で多数の市民が下敷きになったことから現場出動し、警察、自衛隊とともに捜索、救出活動を行い、多数の市民を救出した。

また、地震発生直後から多数の負傷者がでたため、重症者を病院へ搬送するとともに軽傷者等には応急救護所を開設し、応急手当などの処置をおこなった。

派遣部隊等の活動体制

ア 1月17日の応援隊の活動

消防庁は、1月17日に現地連絡調整本部を設置するなどにより活動を開始し、同日、全国から19都府県、147消防本部、258隊、1,180人の応援隊が神戸市、西宮市、芦屋市に到着し、消火・救助活動を展開した。

また、東京消防庁をはじめ9機のヘリコプターが神戸市民防災総合センターを基地として、県内外の病院に救急患者を搬送するとともに医薬品及び救援物資等を搬送した。



消防の応援車両

近隣の市町から18消防本部、33隊、154人の応援隊が被災地入りして、消火・救助活動にあ

たった。

イ 派遣中の活動結果

消防庁による救助活動は1月17日から3月31日までの間行われ、3月31日を以て現地連絡調整本部(県庁内)を撤収し、他府県からの派遣活動も終了した。

この間、救助隊の出動は

延べ 4,508消防本部
7,602応援隊
3万2,395人
7,628車両(ポンプ、救助車等)

に及んだ。

また、派遣部隊の最大出動日は、1月22日で
36都道府県、580応援隊
2,502人 580車両

である。

広域航空消防(ヘリコプター)は、期間中
延べ372団体、379機、
2,471人

で、96人の救急搬送をしている。

ウ 自主防犯組織の活動

この度の震災により組織を構成している世帯の多くが被災するという状態であったが、そういうなかで、自主防犯組織の隊員の中には、平時に訓練、研修したことを生かし、率先して地域の初期消火活動、家屋の下敷きになった人々の救出活動等を行った例が多数見られた。

(3) 海上保安庁の活動

活動体制

1月17日午前7時、第五管区海上保安本部に災害対策本部を設置し、5月31日までの間、延べ

人員 95,085人、 船艇2,912隻
航空機 939機

の体制で対応した。

なお、最大出動日と体制は

人員 1,334人(1/23) 船艇58隻(1/23)
航空機 15機(1/25)

である。

活動内容、結果

ア 被害状況調査と二次災害の防止

地震発生直後から巡視船艇・航空機により大阪湾臨海部の被害状況調査を行い、地震により流出したコンテナの漂流防止の応急措置を行うとともに、1月18日、神戸港で発生したLPGタンクのガス漏洩事故、1月19日発生したポートアイランド倉庫火災などに対し、防除・消火活動を行った。

イ 救援物資の輸送

発災当日の毛布等の救援物資輸送をはじめ、巡視船艇延べ54隻、航空機延べ25機により、次のとおり救援物資を緊急輸送した。

毛布	約12,000枚	飲料水	約80トン
無線機	100台	牛乳	約10kl
布団	150枚	おにぎり	42,000個
ゆでたまご	35,000個		
空ポリタンク	3,000個		
食料品、日用雑貨品、	ダンボール箱		
衣料品、医薬品等………	約24,600箱		
その他…エンジンカッター	4台		
チェーンソー	1台		

ウ 清水の輸送

発災当日の西宮地区での給水をはじめ、東灘区、深江浜地区、六甲アイランド地区において給水活動を行い、巡視船艇延べ142隻により清水約12,251トンを輸送した。

エ 救急患者の輸送

神戸港にヘリコプター搭載型巡視船を係留するなど、航空機による救急患者の搬送体制を確立し、救急患者7名、医師等11名を搬送した。

オ 救援要員の輸送

被災地において救援・支援活動に従事する他府県から派遣された職員及び医療活動に従事する医師・看護婦等669名を巡視船艇延べ87隻、航空機10機により輸送した。

カ 医療関係者に対する支援活動

被災地において救援・支援活動に従事する県外及び外国からの派遣医師・看護婦等延べ801名に対して、巡視船による宿泊施設の提供及び神戸市内の医療関係者延べ594名に対して、巡視船による入浴の提供を行った。

キ 船舶の航行安全の確保

地震の発生により、神戸港等の港湾施設が甚大な被害を受けるとともに、多数のコンテナ、車両が海上に流出・水没した。これらが航路障害物となって、船舶の航行をはじめ救援物資の海上輸送に支障が生じるおそれがあるため、巡視艇、測量船、特殊救難隊、潜水士による航路障害調査を行い、危険海域等（神戸港、尼崎港等の8か所）を航泊禁止措置とした。

また、その調査結果、措置を速やかに航行警報及び水路通報により一般船舶、関係機関に周知したほか、揚収作業後は、測量船により精査測量を行い、安全確認を終了した海域から順次、航泊禁止措置を解除し、3月9日、地震に関連した航泊禁止措置は全て解除した。

地震により淡路島及び神戸港周辺において26基の航路標識、2つの港内管制信号所が被害を受けたが、直ちに応急復旧作業を行い、あるいは、巡視船艇、灯台見回り船と連携し、その機能維持を図った。

ク 海底変動地形調査

震源域の明石海峡及び大阪湾において、測量船の能力を最大限に活用した大規模な海底変動地形調査を行い、断層8本を確認した。

〔装備資器材の活用事例〕

① ヘリコプター搭載型巡視船

ヘリコプター搭載型巡視船を神戸港内に係留し、同船をヘリコプターによる救急輸送の基地として活用した。

② 消防船

ポートアイランド倉庫火災において、陸域での消防活動を消防船にて行った。

③ 航空機（ヘリコプター）

円滑な救援物資の陸域間輸送（王子グラウンド～長田・垂水地区等）をヘリコプターにより行った。

6 ライフライン等の応急対策と復旧

ライフラインの被害は広範囲にわたり甚大であったため、県民生活に多大な影響を及ぼした。

このため早期復旧を目指して全国から応援を受け、不眠不休で復旧作業が行われたが、被害の甚大さに加え、物資輸送手段である鉄軌道の不通及び家屋倒壊等による道路の遮断、高速道路の使用不能等に伴う交通渋滞により復旧作業ははかどらなかったが、関係者の努力により

電力 1月23日

ガス 4月11日

水道 4月17日

電話 1月31日

にそれぞれ復旧した。

(1) 電力

関西電力(株)では地震発生と同時に神戸支店及び本店にその後、京都支店、大阪北支店に非常災害対策本部を設置して、被害状況の把握、復旧・応援体制の確立を図った。

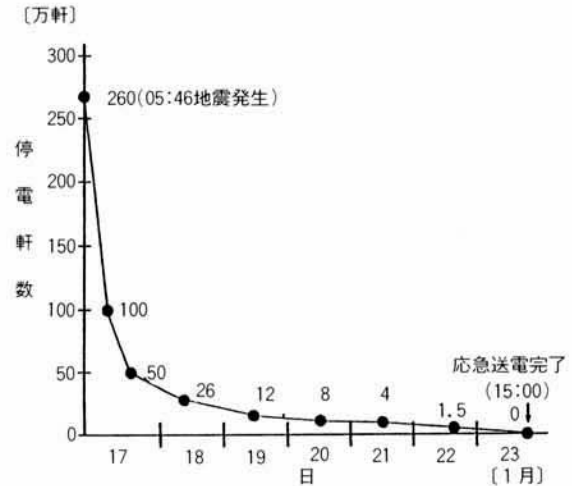
また、地震発生直後、被害を受けなかった施設から切替送電を行なったことにより、震災発生直後260万軒あった停電は、当日午前7時30分には100万軒に、同日午後8時には50万軒に減少した。

そのほか、被害を大きく受けた阪神間の病院、防災拠点である警察署、消防署及び避難所等に対して優先的に送電するため、他電力会社から「移動用発電機車」52台の応援を受けて被災地に投入して送電を確保するとともに、全国からの応援を含む1日最大6,000人以上の体制で復旧作業に取り組んだ。

これにより約1週間後の1月23日午後3時には応急送電体制が整い、倒壊、焼失等を除いて

送電可能な地域への電力供給が完了した。

〔電力復旧状況〕



(関西電力阪神・淡路大震災復旧記録)

(2) ガス

大阪ガス(株)では地震発生直後、直ちに中央司令室と各地区に地震対策本部を設置し、施設の被害状況等の情報収集に努めた。

また1月18日には、日本ガス協会に対し全国ガス事業者の応援を要請し、第1次応援部隊約1,800名が翌19日に現地入りし、21日に供給停止区域の東側と西側から復旧作業に従事した。

応援部隊はその後も強化され、1月30日に第2次応援部隊約500名が、3月1日には第3次応援部隊約1,400名が派遣され、大阪ガス(株)及び同グループの6,000名と合わせて最大9,700名体制で復旧に臨んだ。

しかし、供給停止戸数が85万7,000戸（兵庫県内で84万5,000戸）と膨大な数量であり、交通渋滞等による障害もあって復旧は時間を要し、震災以降約3箇月後の4月11日に家屋倒壊、焼失等により復旧できない152,000戸、周辺の道路工事等で復旧できない1,000戸を除いて復旧した。

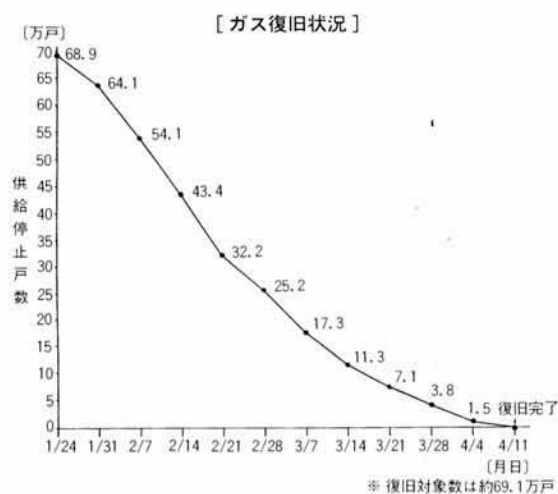
なお、LPガスについては、兵庫県プロパンガス保安協会が、ガス漏れ等の通報があった家屋へ係員を派遣してガスボンベを確認する等し

て対処し、1月31日にはプロパンガス使用世帯の安全点検を終了した。

復旧までの間、大阪ガス(株)では供給停止の代替措置として、各自治体の災害対策本部に、避難所用として

- ・ カセットコンロ 18万台
- ・ ボンベ 117万本

を提供した。



また、ガスの供給停止中の措置として、大阪ガス(株)と兵庫県プロパンガス保安協会は、代替燃料としてプロパンガスを使用する世帯に対し、使用上の注意等を記載したパンフレットを配布して注意を喚起した。

(3) 上水道

各施設、設備の損傷等により県内の10市7町で約127万世帯が断水した。

兵庫県は厚生省に対し、復旧のための人的支援要請を行うとともに、県内各市町及び隣接府県の府県営水道事務所に対し給水車等の応援を要請、震災当日から給水活動を開始した。

また、全国からペットボトル、ポリタンク詰めの水の物資提供や、海上保安庁等の船舶による給水も行われた。

1月21日には、神戸市、芦屋市、西宮市において、病院等緊急に水を要する施設に対し、給水車等による給水を開始した。また1月22日に

は、避難所に対し防火用水兼生活用水として散水車等による給水活動が行われた。

しかし、避難所数は1,000箇所を超え、避難者も30万人以上にもなっており、家屋倒壊等を免れて自宅で生活している人を含めるとその数は膨大であり、また給水車への給水箇所が少なく、道路の渋滞も重なったために給水活動ははかどらなかった。



給水を受ける市民(神戸市中央区内)

震災当日の17日に三原郡緑町、翌18日に洲本市、五色町が復旧し、1月中には4市4町(尼崎市、川西市、三木市、明石市、淡路町、東浦町、津名町、一宮町)が、また2月11日までには伊丹市、宝塚市、北淡町の2市1町が仮復旧したものの、震災後1箇月が経過した2月17日現在、神戸市、芦屋市、西宮市の3市合計で依然175,000戸が断水状態であった。

これら3市も、家屋の倒壊等により復旧が困難な地域を除いて2月28日に仮復旧が完了した。

なお、全戸が通水したのは芦屋市で3月22日、西宮市で3月28日、最も日数を要した神戸市では4月17日であった。

復旧に時間を要したのは、水道管等の末端部分の損傷による漏水が非常に多く、これらの箇所を調査するには一度通水を行なった後に漏水箇所を調べ、再度確認して復旧作業に取りかかる必要があったためである。

特に、神戸市の場合には上記事情のほかに、水道局が入っている市役所6階部分が押しつぶされ、復旧に必要な配管図等の一切の資料を失っ

たことも大きく影響している。

(4) 下水道

県では早期復旧に向けて、他都道府県下各都市及び日本下水道事業団による支援体制の確立を要請した。

1月24日には、日本下水道事業団大阪支社内に建設省の下水道地震対策連絡会議前線基地本部を設置して、支援体制を確立し、ピーク時には全国から約400名の応援が得られた。

被災地となった地域は、下水道が高普及率（神戸市、尼崎市では約98%、芦屋市ではほぼ100%、最も低い明石市では約65%）であったため、これら下水道施設の被害により、し尿処理が困難となった。（%は平成6年3月末日現在数値）

このため県、市は避難所等に仮設トイレを設置するとともに、1月25日までに他府県及び県内各市町から221台のバキュームカーを確保して、被災地のし尿処理を行なった。

しかし、管渠が被災し、また上水道施設の損傷により長期間にわたって断水が続いたため水洗トイレが使用できず、その上道路の渋滞もあってバキュームカーによる排泄物の運搬が著しく遅れたため、避難所等では仮設トイレに排泄物がたまり、異臭が立ちこめるなど衛生面でも影響を及ぼした。

(5) 電話通信

NTTでは、震災発生直後から復旧作業に取り組み、交換機系の故障については、全国から非常用移動電源車を出動させ、翌18日の午前中までに回復させるとともに被害調査班を編成、不通回線の被害実態把握を実施した。

一般回線については、応急復旧班を編成して、約7,000名体制で作業した結果、1月29日には約70,000回線が復旧し、神戸市、芦屋市、西宮市以外の地域ではほぼ正常に戻った。

1月31日には、加入者系被害回線193,000回線のうち、家屋の倒壊、焼失等により復旧困難

な回線を除いた100,000回線について応急復旧が完了し、残りの93,000回線については今後家屋等の復旧にあわせて対応することとなった。

震災当日は、終日、全国から被災地に安否を問い合わせる通話などにより、通常回線の約20～50倍も通話が集中し、著しい輻輳状態となったため、NTTでは約5,000回線の伝送路を緊急増設した。

また、災害時優先電話や街頭公衆電話を設置して、防災・救助機関等の通話を確保するとともに一般電話のコントロールによる通話規制を1月21日まで実施した。



交番に設置された臨時公衆電話（西宮市内）

NTTでは、避難所、支店、交番等約840箇所に特設公衆電話を約2,900台（聴覚障害者用のファックス約350台を含む）設置するとともに、1月19日に「死亡者リスト照会電話」を開設、1月20日には仮設住宅用として電話機30,000台を寄贈した。

その他、2月には水道、ガス、電気、公共機関等を掲載した「ライフライン臨時電話帳」約10万部を被災地域へ配布した。

7 交通機関の応急対策と復旧

(1) 鉄軌道の応急対策と復旧

地震発生と同時に京阪神地区の鉄軌道は全て停止した。特に神戸・阪神間を走行する各軌道にあっては、高架橋の落下、駅舎の損壊、線路破損等により壊滅状態となり、人員、緊急物資

の輸送等に大きな影響を及ぼしたため、早期復旧が望まれた。

その中で

北神急行（新神戸～谷上）

が1月18日に開通し、

神戸電鉄有馬線（鈴蘭台～有馬口）

神戸電鉄三田線（鈴蘭台～三田）

が1月19日に開通した。

JRでは、福知山線が1月21日に開通したのに伴い、1月21日に「大阪～新三田」間に臨時列車を運行したのをはじめ、1月23日には播但線を利用した阪神間の迂回ルートとして「姫路～新大阪」間に直通列車を運行した。

また、代替バスの運行による代替交通手段も各路線で開始された。

JRでは、1月27日に播但連絡道路と中国縦貫自動車道を経た「姫路～新大阪」間に代替バスを設けたが、中国縦貫自動車道の渋滞により翌28日から「姫路～三田」間に変更し、また、28日から「芦屋～三宮」間でも代替バスを運行した。



長蛇の列ができた代替バス乗り場（神戸市中央区内）

阪神、阪急電鉄は1月28日にそれぞれ

「阪神青木」～「三宮」

「阪急西宮北口」～「三宮」

神戸新交通は1月24日に

ポートライナー

「神戸税関前」～「市民病院前」

六甲ライナー

「御影本町」～「六甲アイランド北口」

神戸電鉄は2月7日に

「長田」～「新開地」

間で代替バスを運行した。

しかし、渋滞と長時間の待時間から暫らくの間は徒歩、自転車が主な交通手段となった。

これら代替輸送は各路線の開通に伴い順次縮小廃止された。

各鉄軌道は

神戸市営地下鉄	2月16日
JR在来線	4月1日
JR新幹線	〃 8日
阪急電鉄	6月12日
山陽電鉄	〃 18日
神戸電鉄	〃 22日
阪神電鉄	〃 26日
ポートライナー	7月21日
高速神戸鉄道	8月13日
六甲ライナー	〃 23日

にそれぞれ全面開通したが、震災以前の運行状況に戻るまでに約7箇月間もの日数を要した。

(2) 海路、空路による代替輸送

ア 海上交通

震災による神戸港の損傷は甚大であったが、その中で使用可能な岸壁を利用した交通路として、1月20日に、神戸市中央区のハーバーランド高浜岸壁から大阪天保山に臨時航路が開設されたのをはじめ、同22日には神戸メリケンパーク東岸壁～明石間、六甲アイランド～関西国際空港間で航路が開設された。

1月23日現在

神戸（メリケンパーク）～神戸（K-CAT）

神戸（メリケンパーク）～神戸（ポートアイランド北公園）

神戸（中突堤）～神戸（ポートアイランド北公園）

神戸（ハーバーランド）～大阪（天保山）

神戸（メリケンパーク）～姫路

神戸（メリケンパーク）～明石

姫路～大阪（天保山）

神戸（メリケンパーク）～高松

の一般旅客航路と

神戸（K-CAT）～関西国際空港

のフェリーが臨時航路として開設され、寸断した陸上交通に代わって、人・物の流通に威力を発揮した。

イ 航空路

震災当日の17日から日本航空が臨時便を関西方面に投入し、3月21日までに885便の臨時便を運航した。

また、全日本空輸も同時期に1,500便もの臨時便を運行し、新幹線の代替輸送として活躍した。

第3章 地域安全推進活動

第1 地域安全推進本部設置の概要

地震発生以来、被災者救助・救援活動等緊急対策に全力をあげて取り組んできたことから、2月に入って被災地も徐々に落ち着きを取り戻しつつあったが、未だ多数の住民が避難所生活を余儀なくされており、災害に乗じた各種犯罪の発生、少年非行、各種トラブル等様々な治安上の問題が生じると予想された。

そこで、各種犯罪から被災住民を守るとともに、真に住民のニーズに応じた警察活動を推進し、安心して生活ができるための地域安全活動を強化するために、2月10日、新たに滝藤警察本部長を推進本部長とした地域安全推進本部を設置して各種の安全対策を推進した。



兵庫県地域安全推進本部の設置

1 地域安全推進本部の組織、編成

滝藤警察本部長を推進本部長、荒木警務部長を副本部長とし、幕僚として

行政連絡広報担当	妹尾総務部長
安心ニーズ・情報担当	上田生活安全部長
安心生活担当	大庭地域部長

特別取締り担当	宮本刑事部長
エリア交通担当	三枝交通部長
部隊運用担当	石野警備部長
通信担当	中嶋通信部長

が就いた。

安心ニーズ・情報班は生活安全部及び関係警察署、安心生活班は地域課、広報課及び関係警察署、特別取締り班は捜査第三課、暴力団対策第一課・暴力団対策第二課、生活経済課及び関係警察署、エリア交通班は交通規制課、駐車対策課及び関係警察署、行政連絡広報班は広報課及び関係警察署、サポート班は警務課、監察官室及び会計課、部隊運用班は警備部及び関係警察署をそれぞれ主管課及び実施所属とし、各班が一体となった活動を展開した。

2 地域安全推進本部の各班概要

(1) 安心ニーズ・情報班

安心ニーズ・情報班は、警察本部生活安全部員を中心に、被災住民のニーズに的確に応えるため、

地域安全情報提供担当
相談・苦情処理担当
住民ニーズ処理担当

の各担当部門を設置し、

防犯広報紙「地域安全ニュース」の提供
防犯広報車等を活用した広報活動の推進行方不明者相談等各種相談の受理
防犯関係団体の活動に対する支援

等、従来の警察活動の枠にとらわれることなく幅広い活動を実施した。

(2) 安心生活班

安心生活班においては、地域警察の観点から被災住民ニーズの把握、被災地の治安維持等を目的に、

- 住民ニーズ把握担当
- 避難所担当
- 仮設住宅担当

の各担当部門を設け、

- 特別巡回連絡による被災ニーズの把握
- 被災地集団パトロール隊による警ら活動

安全パトカー隊による重点警ら活動

避難所緊急パトロール隊による要望把握活動

のじぎくパトロール隊による巡回訪問活動

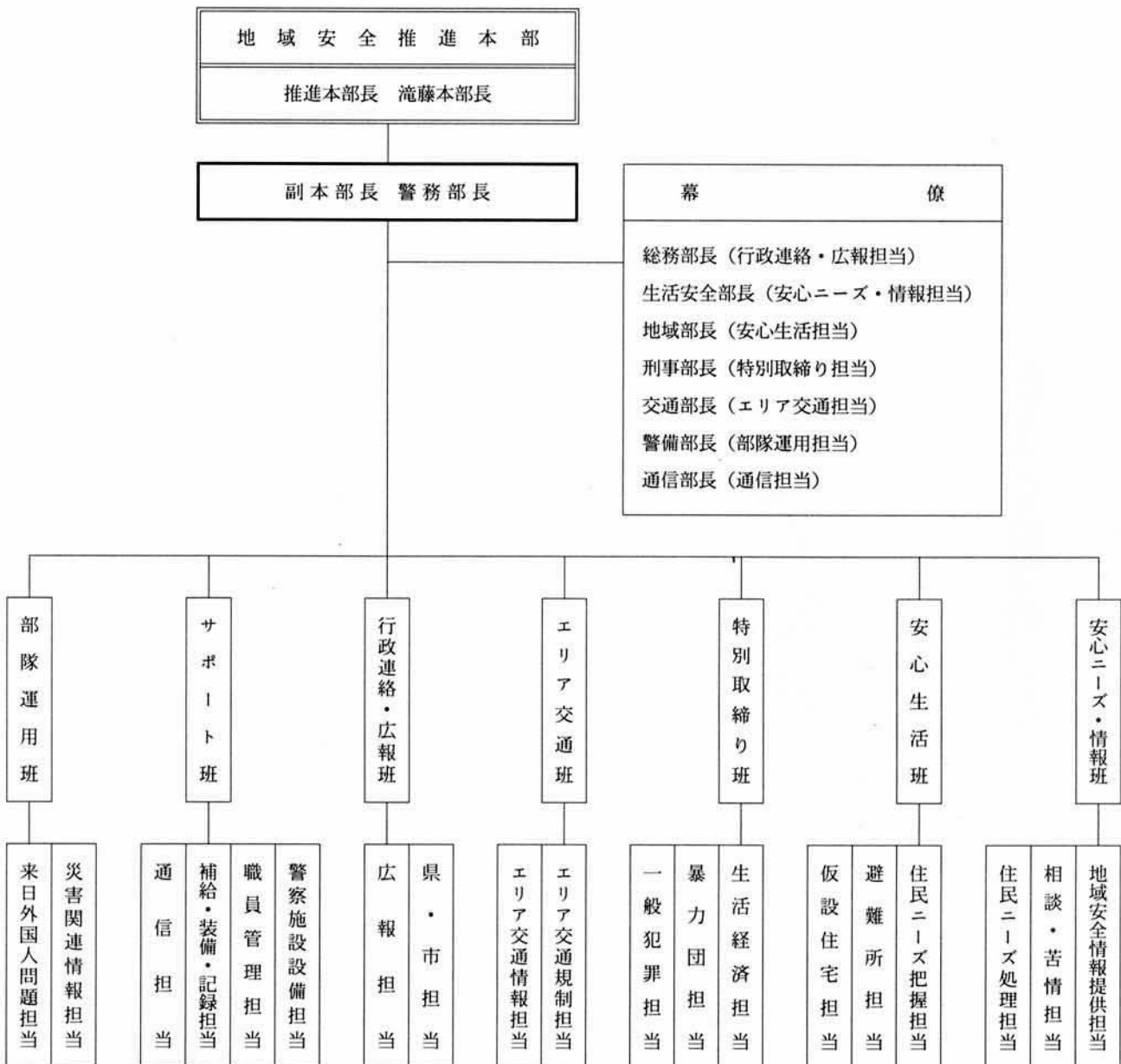
等を実施した。

(3) 特別取締り班

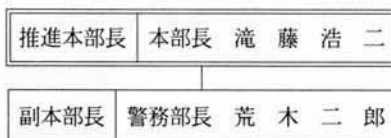
震災に便乗した各種犯罪の取締りを目的として

生活経済事犯担当

地域安全推進本部体制表



地域安全推進本部組織表



幕僚	警 備 部 長	総 務 部 長	交 通 部 長	刑 事 部 長	地 域 部 長	生 活 安 全 部 長	
	石 野 重 明	妹 尾 弘	三 枝 守 男	宮 本 和 夫	大 庭 靖 彦	上 田 安 磨	
班	部 隊 運 用 班	サ ポ ー ト 班	行 政 連 絡 ・ 広 報 班	エ リ ア 交 通 班	特 別 取 締 り 班	安 心 生 活 班	安 心 ニ ー ズ ・ 情 報 班
班	警 備 部 参 事 官 兼 公 安 一 課 長	警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	総 務 部 参 事 官 兼 総 務 課 長	交 通 部 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長	刑 事 部 参 事 官 兼 刑 事 企 画 課 長	地 域 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長
長	櫻 澤 健 一	岩 田 博 充	小 西 正 次	田 邊 治 通	上 野 智 信	壺 嶺 男	中 村 大 祐
業 務 分 担	1 災害関連情報担当 2 海外救助部隊の受け入れ担当	1 警察施設整備担当 (1) 被災施設の早期復旧 (2) 勤務環境の整備充実 2 職員管理担当 (1) マイカー通勤の承認及び駐車場の確保 (2) 宿泊施設の確保 (3) 被災職員に対する支援 (4) 士気の高揚等 (5) 的確な訟務対策 (6) 人事・勤務管理 (7) 超過勤務手当の増配 3 補給・装備・記録担当 装備資器材の補給、車両管理 4 通信担当 (1) 被災地における通信施設の新設 (2) 通信資器材の効果的運用	1 県・市担当 (1) 県及び市の対策本部との連絡調整 (2) 県・市議会への連絡調整 (3) 市街地整備計画策定会議への参画 (4) 犯罪・事故・災害等の発生しにくい市街地形成への助言 2 広報担当 (1) 各種警察施策のタイムリーな広報の実施 (2) 余震発生時の避難誘導、交通規制等市民に役立つ災害関連情報の提供	1 エリア交通規制担当 (1) 被災地域における効果的な交通規制の実施 (2) 取壊し、解体工事の事前協議の申し入れ (3) 長期間放置車両の除去 (4) 災害廃棄物(ガレキ)運搬等災害復旧車両の優先対策の実施 2 エリア交通情報担当 (1) 各種交通情報の把握と提供 (2) 交通管制機能の早期修復 (3) 交通安全施設の点検と整備 (4) 運転免許の再交付及び更新、道路使用・車庫証明事務等の適正な処理	1 生活経済担当 便乗値上げ、詐欺商法等悪質経済事犯の予防、取締り 2 暴力団担当 災害に関連した暴力団犯罪の取締り ・暴力団の動向視察の強化 ・各種利権介入犯罪の取締り ・復興関連の各種犯罪取締り 3 一般犯罪担当 (1) 機動捜査隊、本部捜査員及び関係警察署による特別取締り班の編成とよう撃捜査の推進 ・避難による不在家屋等を狙った犯罪、自動車盗、金融機関対象犯罪等の取締り 4 市街地計画推進に伴う不法行為等の指導取締り	1 住民ニーズ把握担当 (1) 本部、交番・駐在所設置ファックスによる被災住民の要望等の把握 (2) 被災地域の独居高齢者、高齢者世帯への訪問活動 2 避難所担当 (1) 避難場所等における各種警察活動 ・臨時交番の設置 ・被災地集団パトロール隊 ・安全パトカー隊 ・のじぎくパトロール隊 (2) 防犯基盤の再構築 ・特別巡回連絡による実態把握 ・地域ふれあいの会の組織機能の再構築と地域安全活動の積極的推進 (3) 仮設住宅担当 上記に同じ	1 地域安全情報提供担当 (1) 「地域安全ニュース」の提供その他防犯広報活動の推進 (2) 金融機関等への防犯指導の推進 2 相談・苦情担当 (1) 「県警なんでも相談」等による各種相談の受理 (2) 安心生活班、関係警察署等との連携による防犯・少年相談等の適正な処理 (3) 行方不明者相談の受理 3 住民ニーズ処理担当 (1) 防犯協会、自治会等に対する自主防犯活動の支援 (2) 「街を明るくするライトアップ作戦」の推進 (3) ボランティア防犯パトロールの支援

暴力団事犯担当

一般犯罪担当

の取締り体制を敷き、震災に絡む

便乗値上げ、詐欺商法等悪質経済事犯

災害に関連した暴力犯罪の取締り

避難による不在家屋、スーパー等の店舗を

狙った侵入窃盗

等の重点取締りを実施した。

(4) エリア交通班

復興にむけて、災害廃棄物の運搬、公共工事、
家屋解体工事等により相当な交通渋滞等が予想
されたことから、

エリア交通規制担当

エリア交通情報担当

の各担当分野を設け、

被災地域における効果的な交通規制の実施

取壊し、解体工事の事前協議の申入れ

災害廃棄物（ガレキ）運搬等災害復旧車両の

優先対策の実施

被災地における各種交通情報の把握とタイ

ムリーな提供

運転免許、道路使用関係事務の適正処理

等を実施した。

(5) 行政連絡・広報班

県及び市との調整並びに適切な広報を推進す
るため、

県・市担当

広報担当

の各担当分野を設け、

県及び市の対策本部との連絡、調整

市街地整備計画策定会議への参加

犯罪、事故、災害等の発生しにくい市街地
形成への助言

各種警察施策のタイムリーな広報の実施

余震発生時の避難誘導、交通規制等市民に

役立つ災害関連情報の提供

を実施した。

(6) サポート班

各種警察活動を支援し、スムーズな運用を図
るため、

警察施設整備担当

職員管理担当

補給・装備・記録担当

通信担当

の各担当分野において、

被災施設の早期復旧

業務環境の整備充実

被災職員に対する支援

訟務対策

人事・勤務管理

装備資器材の補給

通信器材の運用

等を実施した。

(7) 部隊運用班

地域安全推進本部の各部隊の運用並びに震災
関連情報収集及び海外からの救助隊受け入れ等
を担当した。



地域安全推進本部内の模様

第2 安心ニーズ・情報班

安心ニーズ・情報班は、未だかつて経験したことのない災害に見舞われ、絶望と不安の極致にある被災住民に安心感を与えるとともに各種犯罪から住民を守るため、従来の警察活動の枠にとらわれず、「もっと情報が欲しい」「自転車等の乗り物がない」などの住民ニーズを的確に把握し、迅速に措置を講じることなどを目的に、生活安全部参事官を班長として生活安全企画課を中心に、

地域安全情報提供担当
相談・苦情担当
住民ニーズ処理担当

の各担当分野を設け、生活安全部員を関係警察署に派遣し、警察署員とともに、避難所を巡回する広報活動、自転車の提供等多角的にきめの細かい活動を展開した。

1 地域安全情報の提供

震災当初の混乱は解消してきたものの、多数の被災者が、小学校等に避難して極めて不安な生活を強いられており、日々の生活に追われることによる防犯意識の希薄化が危惧された。

また、全国民が救援物資の提供、ボランティア活動等の支援に努めているなか、被災者の弱みにつけ込んだ悪質商法、侵入窃盗、乗り物盗等の震災に絡んだ許し難い犯罪が発生し、今後とも増加するおそれがあった。

そこで、被災住民に安心感を与え、防犯意識の高揚を図るため、各種情報提供を推進した。

(1) 広報車による防犯広報活動

生活安全部生活安全企画課を主管課として、1月19日から3月31日までの間、生活安全部員延べ312名を動員し、

A班 西宮市内(西宮署、甲子園署管内)
B班 芦屋市内(芦屋署管内)

C, D班 神戸市内

の4班に分けて、広報車4台を使用して被災地を巡回、車載マイクにより「大雨による崖崩れ等に注意してください」「最近、避難所において盗難事件が発生しています。貴重品は身に付け盗難には十分気をつけてください」等その時の状況に応じた広報を実施した。

(2) 「地域安全ニュース」の発行

安心ニーズ・情報班において、犯罪発生状況や被災住民の要望等の情報を幅広く収集し、それに応じた内容に主眼をおき、

行方不明者相談所の開設
救護所の設置場所案内
お風呂情報
悪質商法情報

等多岐にわたる記事内容で、A4サイズ、色刷り1枚の広報紙「地域安全ニュース」を作成し、毎日2万部を発行して避難所に配布した。

発行期間は、1月19日から4月1日までの73日間で、発行部数は、

定期発行 1～72号
号外 7種
総発行部数 158万部

であった。

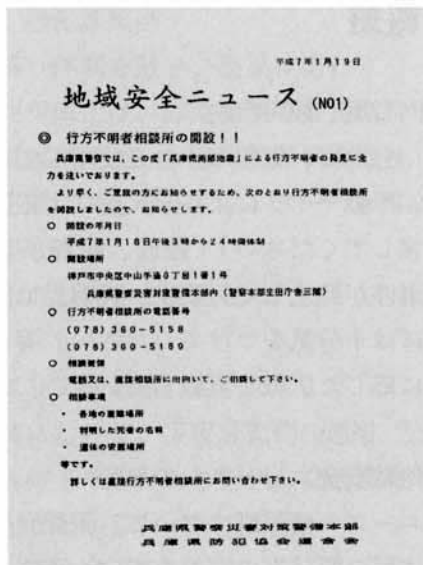
また、被災地を管轄する警察署においても

防犯フラッシュ
交番だより

等独自の広報紙を発行して、防犯広報に努めた。

広報紙の配布は、広報車により実施したが、被災地は著しい交通混雑で、避難所巡回に相当な時間と労苦を要した。

地域安全ニュース (No.1)



を開設した。

行方不明者相談所は、震災発生の翌日である1月18日、災害警備本部内に設置し、生活安全部員等40名が日勤制4名、交替制2班36名の24時間体制で相談受理にあたった。

また、災害警備のために、警察大学校警部任用科から帰県した警部10名が、行方不明者の追跡調査を担当した。

行方不明者相談所は、地域安全推進本部の発足に伴って、その業務を同推進本部に移行した。

相談は、面接と電話によって受理したが、面接受理は常時8名の相談員を待機させて、相談に訪れた相談者と面接し、相談に応じた。

電話受理は、専用電話5台を設置して、全国各地からの電話による問い合わせや相談に応じた。

震災により多数の犠牲者が出て知人等との連絡が取れない状況が続いたことから、遠隔地から親戚、知人を訪ねてやってきたが、家は倒壊しており消息がわからないといった相談者が、

2 各種相談・苦情の処理

(1) 行方不明者相談所

親族、知人等の所在がわからず安否を気づかう市民のために、避難場所及び負傷者収容先等の教示、死亡者リストの確認、行方不明者の追跡調査活動等を実施する「行方不明者相談所」

行方不明者相談受理状況 (1月18日～3月31日)

	日付	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
一 月 中	行方不明者	966	869	724	665	202	166	102	68	61	51	29	14	13	12	
	電話受理	126	263	403	453	565	726	514	657	598	519	455	549	446	486	6,760
	面接受理	68	217	292	226	258	41	50	68	36	36	22	9	17	5	1,345
	受理小計	194	480	695	679	823	767	564	725	634	555	477	558	463	491	8,105
二 月 中	日付(週間隔)	1～7		8～14			15～21			22～28			計			
	行方不明者	6		2			3			3						
	電話受理	2,507 (9,267)		1,568 (10,835)			933 (11,768)			501 (12,269)			5,509			
	面接受理	44 (1,389)		16 (1,405)			29 (1,434)			13 (1,447)			102			
小計	2,551 (10,656)		1,582 (12,240)			1,054 (13,294)			422 (13,716)			5,611				
三 月 中	日付(週間隔)	1～7		8～14			15～21			22～28			計			
	行方不明者	2		2			2			2						
	電話受理	462 (12,731)		266 (12,953)			125 (13,136)			85 (13,221)			938			
	面接受理	10 (1,457)		4 (1,461)			9 (1,470)			4 (1,474)			27			
小計	472 (4,188)		270 (14,314)			134 (14,606)			99 (14,695)			965 (14,695)				

※ () 内の数は累計である。

多数相談所に訪れた。

また、電話には、全国各地から24時間途切れることなく相談が殺到し、相談員は多忙を極めた。

当初、死亡者照会は、一覧表により手繰りで行っていたことから、続々と死亡者確認が増えるなか、照合に相当な時間を要した。

そこで、コンピューターを導入し、毎日増え続ける死亡者名をインプットして、死亡者確認の迅速化を図った。

相談内容は、当初身近な親族、知人等からの相談が多かったが、1箇月を過ぎると、昔の知合いや同窓生等の相談が殺到して、真に肉親を探し求める相談者がなかなか相談できないという状況も生じた。

相談件数は、相談所を閉鎖した3月31日までに

面接による相談 1,474件

電話による相談 13,221件

に達したが、多忙ななかで、できる限り相談者の身になった懇切丁寧な対応を心がけて相談にあたった結果、多数の礼状や謝辞が寄せられた。

なお、相談所閉鎖後は、生活安全企画課が通常業務内で相談に応じた。

(2) なんでも相談

不自由な生活を余儀なくされている被災住民等がかかえる各種問題の解決に寄与するとともに、被災地においてどのような問題が発生し、どのような要望があるのか等の住民ニーズを的確に把握すべく、

県警なんでも相談（広報課）

覚せい剤110番（保安課）

悪徳商法110番（生活経済課）

ヤングトーク（少年課）

により、震災に関連するなんでも相談を受理した。

相談には、生活安全部員、広報課員が24時間体制であたったが、相談内容は、

被災家屋に絡む家屋修理業者に関する苦情
被災地における交通規制に関する問い合わせ
避難所における困りごと

非行少年に関する相談

震災で倒壊した賃貸住宅での家主とのもめ事

行方不明者の所在に関する相談

等の多岐にわたり、相談所開設から100日間で1,862件の相談が寄せられた。

なんでも相談等受理状況

なんでも相談関係

期 間	2/10 ~ 2/28	3/1 ~ 3/31	4/1 ~ 4/26
件 数	402 件	550 件	496 件
主たる相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者確認 運転免許に関すること 被災家屋の解体 ガレキ撤去に関すること 交通規制に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 交通標章について 安否確認 ビル解体苦情 仮設住宅相談 交通規制に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制に関すること 家屋解体・修繕工事 運転免許に関すること ガレキ搬送に関する苦情 解体業者とのトラブル

防犯・少年関係

期 間	2/10 ~ 2/28	3/1 ~ 3/31	4/1 ~ 4/26
件 数	176 件	174 件	64 件
主たる相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の少年問題 家屋修繕業者関係 廃棄物苦情 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の少年問題 少年の進路問題 少年非行に関すること 街頭販売について 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の少年問題 家屋修理関係 訪問販売関係

(3) あじさい少年相談所

震災による混乱で親の監護能力が低下したうえ、初めて体験した大災害は少年の心に大きな衝撃を与え、精神的に不安定となった児童も多いことから、少年非行等各種少年問題の多発が予想された。

そこで、神戸市の市花であり、親しみと新鮮さをイメージした「あじさい」の名をとり、2月20日「あじさい少年相談所」を開設した。

「あじさい少年相談所」は、本部少年課の少年相談専務員、同課少年補導所勤務員、神戸市補導センター主任指導員（教育相談専務員）により編成し、3月24日まで避難所となっている小、中学校を巡回して面接による相談に応じ、以後は、

神戸市内の補導所
神戸東部少年補導所
神戸中央少年補導所
神戸西部少年補導所
神戸垂水少年補導所

の5箇所において面接及び電話による相談に応じた。



あじさい少年相談所の開設

相談所開設にあたっては、「地域安全ニュース」への掲載、広報車による事前広報を実施したほか、立て看板の掲出や、車両に「あじさい少年相談所」の横幕を貼付するなどして周知を図った。

また、少年相談受理に際しては、

相談内容が少年相談以外の内容であっても、

関係機関等に連絡するなど被災者の要望にできるだけ応えるように努めた

開設にあたっては、小、中学校に避難している住民の生活に支障を来さないように十分配慮した

等、通常の配慮事項に加えて、被災地である点に特に留意して実施した。

相談者は、学校教師等学校関係者が多く、相談内容は、避難所における少年のい集、喫煙、シンナー吸引等少年非行に関するもの、進学・進路に関するもの等多岐にわたり、

震災後の混乱、避難所生活の長期化等による非行抑止機能の低下、規範意識の希薄化
児童が必要以上に怯える

ボランティア活動等社会参加のあり方が身に付いた反面、生活リズムを崩した者が多い
中学生が登校せず家屋解体のアルバイトをしている

等、震災特有の少年問題が多数寄せられた。

(4) 少年補導活動

被災地では、避難所における非行グループの形成、成人とのトラブル、非行グループ間の対立・抗争、浮浪者等への暴力事件等非行事案の多発や土木、建設需要による労働基準法違反、職業安定法違反等福祉犯罪の増加及び世相を反映した風俗産業の出現に伴う福祉犯罪の増加等が予想された。

これら予想される各種事案を未然に防止して少年の健全育成を図るため、

避難所における非行グループ形成等予想される少年非行の実態を的確に掌握する

避難所における警戒活動を強化する

避難所等の管理者・ボランティア等と連携し、非行少年等のたまり場となるおそれのある場所に対する警戒活動を強化する

被災周辺地域において夜間を中心とした街頭補導活動を強化する

福祉犯罪の取締りを強化する

等の対応策を早期に樹立し、少年補導活動を強化した。

その結果、避難所におけるい集や喫煙、迷惑行為並びに暴走行為等が発生したものの震災発生後の補導件数は昨年度と比較すると激減した。

減少の原因としては、

スーパー等の量販店の多くが被災し、閉店を余儀なくされたことから万引き非行が減少したこと

ゲームセンター、風俗営業等少年のたまり場が被災し、有害環境が減少したこと

家庭の手伝い等生活に追われ非行等を伴う遊びの余裕がなかったこと

パトカー等の大量投入、集団パトロール等による警戒強化及び自警団等による自主防犯活動の強化により非行に走りにくい環境にあったこと

等が考えられた。

その後も、避難所における喫煙等震災を反映した非行が見られたが、補導件数は昨年より減少傾向にあり、「あじさい少年相談所」や避難所等を中心とした少年補導活動が効を奏して、混乱は回避された。

(5) 震災関連悪徳商法発生状況

震災に絡み、生活用品の不足につけ込んだ物価高騰や家屋修理等に伴う悪徳商法の横行が危惧された。

物価については、震災当初

ハム1個 3,000円

ラーメン1袋 600円

従来100円のおにぎりが500円

ポリタンク1個 4,000～6,000円

等被災者の弱みにつけ込み法外な値段で販売する一部業者もあったため、物価統制令の適用を検討するなどして、この種悪質業者に警鐘を与えた。

その後、救援物資の到着、店舗の開店等によ

り物価の高騰等の事態には至らなかったが、被災家屋の修理等に絡み、

屋根シートを3枚敷いてもらったら5万円を請求された

等の苦情が多発し、「地域安全ニュース」等で防犯広報を実施するとともに、警戒を強化した。

また、「市から委託されてきた」「今なら半額になる」等と虚偽の事実を告げて屋根修理の契約をする悪質業者も横行したため、瓦業者組合に相談機関を設けさせるなど被害防止に努めるとともに、大阪市、姫路市内等の業者数社を訪問販売法違反で検挙して関係者を逮捕するなど強力な取締りを展開した。

3 住民ニーズ処理

(1) ボランティア防犯パトロール隊

震災に際し、警備業協会、防犯協会等の各種団体が、自主的に「ボランティア防犯パトロール隊」を編成し、震災直後から被災地における犯罪・事故の防止と被災者への激励等を目的とした積極的な防犯パトロールを実施した。

当初は、被災地域外の防犯協会各支部及び社団法人大阪府警備業協会、社団法人兵庫県警備業協会の実施するパトロール隊を支援したが、最高時228団体、参加人員約2,180人が被災地において防犯パトロール活動を展開するに至り、警察官との合同パトロール、懐中電灯等資器材の配付等の支援活動を実施した。



ボランティア防犯パトロール隊のパトロール風景

各警備業協会の活動は、社団法人大阪府警備業協会が、1月23日から2月28日までの37日間に参加142業者延べ1,850人、車両延べ550台、社団法人兵庫県警備業協会が、1月21日から2月28日までの39日間に参加8業者、延べ780人、車両延べ195台を動員して、午後6時から翌午前6時までの間、車載マイク等を使用しての防犯広報及びパトロールを実施した。

被災地外の団体で組織する防犯パトロール隊は、兵庫県防犯協会連合会が主催し、1月21日から2月28日までの間、姫路、飾磨、網干、加古川、高砂、社、有馬、三田、篠山等各地区防犯協会支部が、人員延べ1,200名、車両延べ334台を動員して、葦合警察署三宮センター交番、生田警察署デュオこうべ交番を拠点に、

防犯指導を内容としたチラシの配布
避難所に防犯広報紙を掲示

車載マイク等を活用した防犯広報を中心とするパトロール

を実施した。

震災直後の混乱が次第に落ち着きを取り戻してくるに従い、前記のほか、被災地域の防犯協会、兵庫県遊技業共同組合、被災地の各自治会、商店会、消防団等による自警団が組織され、それぞれ防犯パトロールを実施して、各種犯罪・事故の抑止に多大な貢献を果たした。

(2) 街を明るくするライトアップ作戦

被災地では、震災により防犯灯等の街路灯が破損、倒壊して夜間は真っ暗闇となったことから、一部のマスコミから暗黒の世界と評されるなど、治安上の不安をはじめ歩行交通にも支障を来して、被災者の不安感も高まった。

このため、被災地域の人心の安定と犯罪抑止の面から、物的環境に着目した地域安全活動として、関係機関、団体と連携して避難所及び駅周辺の街路灯の破損状況を調査し、関係機関に補修、新設を要請していく「街を明るくするライトアップ作戦」を展開した。

調査は、1月26日から3月15日までの間、警察本部生活安全部員が日没から翌朝にかけて、被災地である神戸市、芦屋市、西宮市の避難所、駅周辺を实地踏査して補修並びに新設が必要な箇所を調査した結果、必要な街灯として

補修 2,405灯

新設 956灯

を確認した。

街路灯の補修、新設の要請は、関西電力株式会社神戸支店に対して行い、工事費用は、神戸市、芦屋市、西宮市の各自治体が負担したが、警察調査のほかに、各自治体が調査して要請した597灯を含めた3,958灯が、4月20日までに新設補修された。

4月4日付 日本経済新聞



ライトアップ作戦記事

(3) 防犯協会等の被災状況調査と防犯基盤の再構築

震災により、防犯協会員、防犯連絡所等も相当な被害を受けているものと料されたことから、本部生活安全部員を阪神・神戸地区の被災地10警察署に派遣し、関係警察署員とともに、防犯協会役員宅並びに防犯連絡所を戸別訪問して、被災状況、活動の可否等について調査したうえ、防犯指導並びに今後の協力依頼を行った。

その結果、被災地における防犯協会役員宅の物的被害は、

全半壊・焼失 145箇所 (27.6%)

一部損壊 159箇所 (30.3%)
被害なし 221箇所

と、その半数以上が家屋に損害を被っている事実が判明し、人的被害は、

死亡 0名
負傷 5名 (1%)
避難・転出 59名 (11.2%)
被害なし 461名

であった。

一方、防犯連絡所の家屋等物的被害は、

全半壊・焼失 2,710箇所 (29.7%)
一部損壊 2,155箇所 (23.5%)
被害なし 3,136箇所

で、人的被害は、

死亡 28名 (0.3%)
負傷 9名 (0.1%)
避難・転出 2,574名 (28.1%)
被害なし 5,390名

で、本震災の凄まじさを改めて知らされた。

8月25日付 神戸新聞



仮設住宅における防犯連絡所設置の記事

防犯協会役員の中には、家屋等の損壊による避難・転出者もあり、一時的には活動に支障が出たが、将来的には活動が可能な状態と認められた。

一方、防犯連絡所は28名が死亡して、転出者も多数に上り、欠員も目立ったことから防犯連絡所の補充等の再構築が必要と認められた。

また、仮設住宅においても、新たに防犯基盤を構築する必要性が生じたことから、防犯連絡所の設置を推進するとともに、各種会合に警察官を派遣して犯罪実態等について講演を行い、協力要請をするなど防犯基盤の再構築と活性化を図った。

(4) 金融機関等被災状況調査と防犯指導

震災による建物損壊等により、金融機関等の防犯設備、防犯体制に不備が出ているおそれがあり、混乱に乗じた金融機関強盗等の凶悪事件の発生が危惧されたことから、2月1日から2月26日までの間、生活安全部員を東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園の10警察署に派遣して、各警察署員とともに銀行等の金融機関や深夜スーパーの建物被害状況、防犯設備の破損状況等防犯体制を調査するとともに防犯指導を実施し、以後は各警察署において継続的な立ち寄りを実施した。

調査・指導の対象は、

銀行	231店舗
信用金庫	98店舗
組合	43店舗
郵便局	178店舗
農協	16店舗
深夜スーパー	221店舗

で、警察官が店舗を訪問し、支店長等防犯責任者と面接して、建物の被害状況、防犯カメラ、ビデオの破損・補修状況、現金保管状況、現金輸送状況及び警備業者への委託等防犯体制やカラーボール設置の有無等について聴取し、不備な点を早急に改善するよう指導した。

調査の結果、金融機関では、566店舗中建物倒壊・焼失が52店舗、一部損壊が52店舗で、休業に追い込まれた店舗が20店舗、系列店での仮営業を強いられたのが35店舗、仮店舗での営業



倒壊した金融機関

が23店舗に及んだ。

一方、深夜スーパーにあっては、221店舗中焼失・全壊が11店舗、一部損壊が33店舗あり、休業が38店舗であった。

金融機関では、防犯ビデオの破損、仮店舗営業における防犯設備の不備があったほか、総体的に震災被害への対応に追われて、防犯意識の希薄化が見受けられたことから、防犯責任者に対して不備の点を指摘し、職員に対する指導の徹底等具体的な防犯指導を実施した。

深夜スーパーにあっても、平時よりも客数が多く、店内は客で混雑し、店員は接客に追われていたが、夜間の店員数等を聴取し、防犯ビデオの早期補修、夜間は人数を増やす等具体的な防犯指導を実施した。

また、店によっては、以前は深夜も営業していたが、震災後は午後6時ごろに閉店する等の店もあり、震災直後「店のシャッターがこじ開けられた」「店のガラスが割られ店内の食料品、日用品等の商品を盗まれた」等と訴える店もあった。

(5) 外国人相談コーナーの設置

被災地である神戸、阪神間には外国人居住者が多く、言語や生活様式の異なる外国での被災

で極めて不自由で不安な生活を強いられていた。

そこで、大阪府警察から通訳の派遣を受け、被災外国人からの各種相談及び被災外国人に関する問合わせ等に応じるため、1月19日、警察本部生田庁舎内に「外国人相談コーナー」を設置した。



外国人相談コーナー前の看板

外国人相談コーナーは、

外事課通訳センター勤務員	4名
指定通訳員	3名
国際捜査研究所学生	8名
大阪府警察応援派遣通訳	3名

で編成し、英語、韓国語、スペイン語、中国語ロシア語の5箇国語に対応し、24時間体制で相談にあたった。

開設にあたっては、英語、中国語、韓国語の4言語からなる外国人向け広報紙を4万部作成、配布したほか、テレビ・新聞等の報道機関に対して広報したことから、マスコミで広く報道され相談業務の実効が上がった。

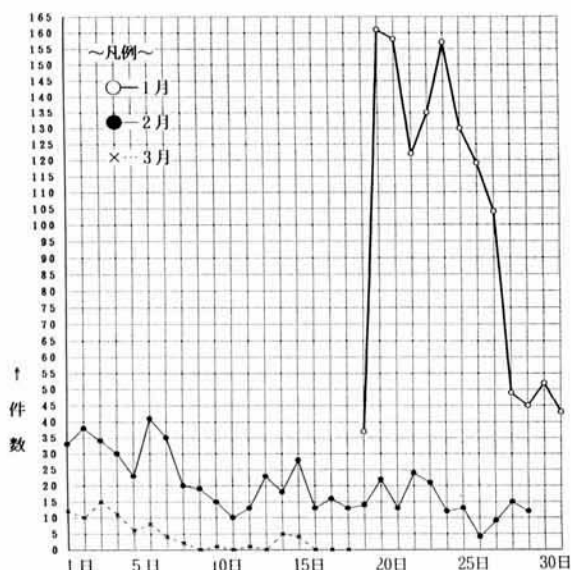
相談は、コーナーを閉鎖した3月17日までの100日間に1,962件に達し、相談内容は、外国人居住者の安否確認が全体の55.5パーセントを占め、生活不安と帰国相談が8.7パーセント、外国通信社・外国公館からの問い合わせが3.8パーセント、外国人からのボランティアの申し出が6.6パーセントであった。

相談者の国籍は、日本人が41.8パーセントを占め、中国人が11.6パーセント、韓国人4.6パーセント、アメリカ人16.1パーセント、その他の

国25.9パーセントであった。

また、海外からの国際電話による相談は、38カ国から468件が寄せられた。

日別相談受理件数グラフ



相談の具体的内容は、

- 米国ペンシルバニア州に住むアメリカ人男性から神戸市内に住む日本人女性の安否についての相談を受け、調査の結果無事が確認された
- 留学中の中国人女性から、「下宿先が倒壊し、今後の生活が不安である」旨の相談を受け、現在の生活及び今後の学生生活に関してアドバイスした
- 神戸市内で被災した中国人から、「急病にかかり困っている。中国語の話せる医師が居る病院を紹介して欲しい」旨の相談を受け、病院を紹介したところ、後日謝辞が寄せられた
- 兵庫区在住のフィリピン人から「水道が出ないので下着の交換に困っている」旨の相談を受理し、居住地に近い避難所を教示したところ、下着等の救援物資が受領できた
- 南太平洋のフィジーより国際電話ファクシミリを利用して「神戸市在住の日本人女性」に対する安否の問い合わせを受け、

調査したところ「姉の家に避難中である」ことが判明した

等多岐にわたった。

なお、コーナー閉鎖後は、外事課通訳センターの通常業務を通じて相談に応じた。

3月18日付 産経新聞



(6) 「こころに花を」フラワー作戦

震災後相当期間が過ぎても、未だ避難所で不自由な生活を余儀なくされている住民が多数存在した。

そこで、避難所に花を送り、少しでも精神的な安らぎを味わってもらうことを目的に「こころに花を」フラワー作戦を実施した。

兵庫県防犯協会連合会と地域安全推進本部が主催し、兵庫県フラワーセンター協会の協力を得て、バンジーの苗鉢、プロムラジュリアンの苗植えプランターを避難所に配布したもので、

東灘警察署管内	バンジー苗鉢	1,500鉢
	プランター	5個
灘警察署管内	バンジー苗鉢	1,000鉢
	プランター	5個
葦合警察署管内	バンジー苗鉢	500鉢
	プランター	5個
生田警察署管内	バンジー苗鉢	500鉢

	プランター	5個
兵庫警察署管内	パンジー苗鉢	1,000鉢
	プランター	5個
長田警察署管内	パンジー苗鉢	1,000鉢
	プランター	5個
須磨警察署管内	パンジー苗鉢	500鉢
	プランター	5個
芦屋警察署管内	パンジー苗鉢	1,000鉢
	プランター	10個
西宮警察署管内	パンジー苗鉢	2,000鉢
	プランター	5個
甲子園警察署管内	パンジー苗鉢	1,000鉢
	プランター	5個

をそれぞれ配布した。



フラワー作戦展開中の「のじぎく隊」

車で運ばれた色とりどりのパンジー苗鉢等を地区防犯協会婦人部や、のじぎくパトロール隊等によって一鉢ずつ手渡して、避難住民から多大な謝辞と感謝の言葉を受けるとともに、新聞等のマスコミにも大きく取上げられた。

(7) 避難者用自転車提供作戦

避難所に避難した住民の中には、震災により自転車等の乗り物を失い、買い物等の移動には徒歩しか方法のない住民が多かった。

安心ニーズ・情報班と兵庫県防犯協会連合会は、全国自転車問題自治体連絡協議会の協力で全国の自治体が管理している放置自転車の提供を受けて、被災者やボランティアの足として利用してもらうため、避難所に自転車を提供する

「避難者用自転車提供作戦」を実施した。

実施期間は、震災後間もない1月26日から2月3日までと、2月15日から2月25日までの2期に分け、全国自転車問題自治体連絡協議会の協力で全国各市・区から寄贈された自転車を兵庫県防犯協会連合会が

第1期 神戸市内 24箇所 1,765台

第2期 神戸市、芦屋市、伊丹市、明石市
18箇所 1,253台

を配布し、安心ニーズ・情報班がこれを支援した。

自転車寄贈の自治体は、

第1期

- ・東京都（杉並区、練馬区、狛江市、豊島区、新宿区、武蔵野市、国分寺市、小金井市、立川市、足立区）
- ・神奈川県（相模原市、川崎市）
- ・千葉県（千葉市、松戸市）
- ・宮城県（仙台市）
- ・愛知県（名古屋市）
- ・大阪府（大阪市、寝屋川市、茨木市、摂津市）
- ・岡山県（岡山市）

第2期

- ・東京都（大田区、江戸川区、荒川区、目黒区、江東区、品川区、北区、足立区、立川市、小平市、狛江市、日野市、福生市、稲城市）
- ・埼玉県（浦和市）
- ・福島県（福島市）
- ・新潟県（新潟市、高岡市）
- ・福岡県（福岡市）

で、各自治体の協力と兵庫県防犯協会連合会の積極的な活動により、被災住民から「大変便利である」などと多くの謝辞が寄せられた。

(8) 許可銃砲保管場所の被災状況調査と安全保管の徹底

震災により、被災地の許可銃砲所持者も相当

数被災し、許可銃砲の保管に支障が出ているものと思料され、銃砲等の盗難・紛失等の発生が危惧された。

安心ニーズ・情報班は、保安課を中心とした許可銃砲実態調査・回収のプロジェクトチームを編成して、調査、回収等を実施し、全丁の安全保管を確保して盗難事故等の発生を防止した。

震災当日の平成7年1月17日から最終の倒壊家屋埋没銃を回収した同年5月29日までの間、本部保安課許可銃砲対策班10個班20名を被災地を管轄する25警察署に派遣し、警察署生活安全課員と合同で、許可銃砲の保管状況の確認を実施する一方、被災により保管に支障がある銃砲の適正保管、倒壊家屋からの埋没銃の捜索、回収等を実施した。

調査の結果、25警察署管内における被災許可銃砲は

ライフル銃	42丁
散弾銃	260丁
空気銃	25丁
産業銃	19丁

の346丁に上った。

実態調査と並行して、保管場所である家屋が倒壊する等保管に問題のある銃砲については、

保管業者への委託保管を指導・確認

早急に委託保管することが不可能な場合は、

応急的に警察署で保管

する等の措置を講じ、3月15日までに345丁の安全を確保し、家屋倒壊のため、回収不能であった散弾銃1丁も解体工事時に立ち会い回収して、全丁の安全保管を完了した。

第3 安心生活班

安心生活班は、地域警察の観点から被災住民ニーズの把握、被災地の治安維持等を目的に
住民ニーズ把握担当
避難所担当
仮設住宅担当
の各担当部門を設けて各種施策を推進した。

1 安心生活班の体制・概要

安心生活班は、大庭地域部長を長とし、埴地域部参事官を班長として編成され、避難所等における被災住民の要望・苦情の把握、各種相談受理などの活動を行った。

また、震災後の様々な治安上の問題について適切な対策を講じるため、地域警察の活動基本である「地域警察アクションプログラム」を策定して、県下警察署に通達を出し、各警察署の地域実態に応じた各種施策を着実に推進させることとした。

地域警察は、震災に対する緊急業務が終了した後の警察の基本的な活動方針とする「兵庫県南部地震に伴う今後の警察活動方針」を受けて治安対策、市民生活支援対策を軸とした活動を進めることとして、警察署の体制、被災実態に応じたきめ細かな推進計画を策定し、その計画を確実に実行するため、地域警察プロジェクトチームによって「地域警察アクションプログラム」を策定して、2月1日から運用した。

※「地域警察アクションプログラム」の骨子

- 交番アクションプログラム
 - ・ 特別巡回連絡の実施
 - ・ 情報発信基地としての活動強化
 - ・ 地域ふれあいの会組織の再構築と活動の強化
- 避難所対策アクションプログラム
 - ・ 避難所への立ち寄り強化と要望の把握
 - ・ 避難所の警戒強化

・ 安全情報の提供

さらに、被災の激しい地域を管轄する14警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、伊丹、宝塚、岩屋、津名西）においては、適切な地域警察活動を推進するため、本部地域課指導係を中心に警部を班長とした現場対策班4個班を編成して現場指導体制を確立し、担当警察署及び交番に赴いて、重点的な個別の支援、指導等現場対策を推進した。

2 避難所、仮設住宅における各種警察活動

震災後の新たな治安上の問題に対して適切に対処し、警察活動を効果的に実施するためには、被災地域の実態を正確に把握することが必要であるが、地域警察アクションプログラムに基づき、のじぎくパトロール隊、避難所緊急パトロール隊、被災地域集団パトロール隊、安全パトカー隊、その他特別巡回連絡、臨時交番の開設、警察署・交番・駐在所設置のファックスの活用などにより被災住民のニーズを把握して適切に対応するとともに治安の確保を図った。

(1) のじぎくパトロール隊

発足の経緯

震災後、避難所に救援物資等が順調に行き渡るようになり、その生活が一応の落ち着きを取り戻したことから、各行政機関では、避難者の要望等を把握するため、避難所の立寄りを実施することとした。

これに伴い、警察としても、より一層の避難住民対策を強化するため、避難所を訪問して、不自由な避難所生活を強いられている被災者の要望を把握し、各種相談を受理するとともに防犯広報等を行うこととした。

特に避難所における対象者が高齢者、病弱

者、婦人等の災害弱者であることから、これらの活動を行うに当たっては、ソフトで温かみを感じさせる女性による対応が効果的であると期待されるので、婦人警察官で編成する避難所訪問部隊を発足させたものである。

婦人警察官部隊は、兵庫県の県花「のじぎく」を部隊名に冠して、「のじぎくパトロール隊」と命名され、兵庫県生田警察署地域第一課長坊野警部以下50名の本県婦人警察官及び他都府県特別派遣婦人警察官100名の合計150名及び車両35台の体制で編成され、2月10日から4月16日までの間活動した。

なお、部隊の編成に当たっては、「平成7年2月7日付警察庁丙備発第22号兵庫県南部地震災害警備に伴う兵庫県警察への婦人警察官第一次特別派遣について」及び「平成7年2月9日付兵庫県警察本部警備命令第17号」の通達を発出し、婦人警察官の派遣を要請した。

2月10日午後4時、神戸市中央区メリケンパークにおいて、150名の隊員と運用車両35台を集結させ、今井副知事、大庭地域部長の出席を得て発隊式を行った。



発隊式で整列する隊員と車両

発隊式では、地域部長の「特に高齢者や病弱者の人など、社会的に弱い立場にある被災者に目を向けてほしい」旨の訓示と今井副知事のあいさつ後、坊野隊長が「被災者の立場にたったきめ細かな活動を実施し、一人でも多くの方が震災被害から立直れるよう精一杯任

務にまい進します」と決意表明を行って、隊員は個々に割り当てられた車両に乗りこみ、被災者の待つ派遣先警察署へと出発した。

のじぎくパトロール隊員の服装は、活動服を着用し、左腕にシンボルマーク（県花“のじぎく”をあしらったピンクのシール）を配した腕章を付け、使用する移動交番車・捜査用車両の車両ボディーにも同シールを貼り、のじぎくパトロール隊の隊員及び車両であることを明らかにした。



シンボルマークの腕章をした隊員

発隊式は各局のテレビニュースで放映され、また、新聞各紙にも掲載されるなど、のじぎくパトロール隊は報道機関に大きく取り上げられた。



シンボルマークのシールを貼った捜査用車両

体制

他都府県特別派遣部隊の受援をはじめ、パトロール隊の円滑な運用を図るため、地域部地域課内に大畑調査官を長とする6名体制の運用係を設置した。

また、坊野隊長以下3名の執務場所を地域課内に設け、運用係と部隊との連携の強化を図った。

他都府県特別派遣部隊の受入れは、大阪府警察が担当し、大阪府泉佐野市の「ジュネスりんくう大阪府警察単身寮」を宿泊施設とした。

宿舎から本県派遣先警察署までは、大阪府警察のバス3台を用いて搬送した。

搬送に当たっては、派遣部隊によって若干の違いはあるものの、西宮グリーンスタジアム等の拠点を定め、その拠点まで搬送し、警察署から迎えに来るという方法で行った。これは往路、復路について同じとした。

のじぎくパトロール隊の運用期間は、2月10日から4月16日までの66日間であるが、他都府県の特別派遣部隊は第1次から第7次の3月31日までで、17都府県から922名の特別派遣を得た。

なお、他都府県からの特別派遣が終了した後も本県隊員50名により4月16日まで運用された。

派遣警察署として被災の激しい地域を管轄する11警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、宝塚）を指定し、管内の避難所（仮設住宅を含む）を午前10時から午後7時までの間に巡回して、

- 避難住民、とりわけ高齢者、病弱者、障害者の実態、動向及び救済対策等問題点の把握
 - 避難住民の苦情相談、要望の聴取
 - 緊急対策等についての県本部、市本部への手配要請
- 等を行うことを任務として活動した。

のじぎくパトロール隊の派遣状況

都府県名	人員	都府県名	人員
兵庫県警	399	静岡県警	10
警視庁	153	長野県警	10
大阪府警	80	岐阜県警	10
神奈川県警	50	滋賀県警	10
京都府警	40	宮城県警	10
愛知県警	40	群馬県警	10
千葉県警	30	広島県警	10
埼玉県警	30	岡山県警	10
三重県警	20		

服装は、活動服（原則としてスラックス）、活動帽、防寒具、黒短靴とし、手帳、帯革、けん銃、手錠、警棒については不要とした。

他都府県特別派遣部隊員については、地理に不安があることから、本県男子警察官（本部執行隊、派遣先警察署）を運転要員とし、本県部隊員は、移動交番車は本部執行隊の男子警察官としたが、捜査用車両はのじぎくパトロール隊員が運転した。

運用した車両は、移動交番車が15台、捜査用車両が20台であった。

活動状況

活動に際しては、のじぎくパトロールカード、のじぎくニュース、のじぎくメッセージ、交番だより、のじぎくだより、のじぎくノート、のじぎくかわらばん等各部隊がそれぞれ趣向をこらしたオリジナル広報紙52種を作成し、避難所訪問の際に活用した。

要望・苦情の受理は2,014件で、その内訳としてはパトロールの強化、警察業務の照会、警察相談、民事相談、行政機関への要望等であった。

活動上の好事例は429件で、人工透析にかかり日常生活を送ることが不便な老女の手助け、病気の母親のそばに一人座っていた少女へのケア活動、手製の花かごを造って配布、

持参した紙芝居による子供たちへのケア活動、避難所でのいざこざ防止の助言、リュウマチの老女にマッサージ、地震の後遺症のある子供を抱えて悩んでいた母親に対する適切な対応、り災証明が整わないで困っている高齢の女性に対する手続きの援助など心優しい活動を実施した。



避難所で活動するのじぎくパトロール隊

隊員の手記

のじぎくパトロール隊員は、避難所等を訪問するに当たっては、常に被災者のためにどのようにすれば役立てられるかを考え、悩み、苦しみながらも前向きな姿勢を持って精一杯、避難者に接する活動を行ったが、隊員はこの時の気持ちを手記“一輪ののじぎく”に書き残し、その数は53例におよんだが、

- 字の読めないおばあさんに送られたバレンタインデーのメッセージを代わりに読んであげ感謝されたことで、パトロール隊の自覚を持って、今後も頑張っていこうと思った。
- 「命の助かったことで、命の大切さなどいろいろなことがこの歳になって分かった。婦警さんもいろいろなことを学んで帰って下さい。」と諭す老女に、仕事への取り組みなどを深く考えさせられ、兵庫に来られてよかったと思った。

などさ細な活動であるにもかかわらず、深く感謝されたことに対して、強い感銘を受けた

ものであった。

のじぎくパトロール隊の活動状況

体制	車 両	1,342
	勤務員	5,522
避難所	立寄数	4,956
	対象人員	764,743
要望苦情の受理件数	パトロール強化	747
	警察業務照会	135
	警察相談	342
	民事相談	180
	その他の要望	514
防犯交通指導		2,082
各種ケア活動		2,496
テレビ放映		4
新聞報道		25
各種広報紙		52
活動好事例		429

活動の反響

のじぎくパトロール隊は、その活動について各種マスコミに取り上げられ大きな広報効果を上げたが、避難者などからも感謝する声が多く寄せられ、部内外において高い評価を受けた。

- テレビ放映は4回で、2月10日に各局が「ニュース番組」で発隊式を取り上げたのをはじめ、3月9日にTBSテレビの「ザ・フレッシュ」、3月28日に日本テレビの「緊急生中継全国警察犯罪捜査網第8弾」、4月1日にサンテレビの「こんにちはは県警です」によりそれぞれ放映された。
- 新聞記事として取り上げられたのは、25回で、読売新聞が8回（女性機動隊員被災地へ、被災者に希望の折り鶴、のじぎく隊雛人形を被災者にプレゼントなど）、産経新聞が4回（遺影でパトに参加元婦人警察官母と共に死亡、女性機動隊員笑顔で励ましなど）、神戸新聞が5回（避難所に婦警

パト隊、被災者に鉢植えを、折り鶴配り激励など)、朝日新聞が3回(婦人警察官が要望を吸い上げ、のじぎく隊発隊、皇太子殿下同妃殿下啓の警備など)、毎日新聞が2回(のじぎくパトロール隊発隊など)、日本経済新聞が1回(のじぎくパトロール隊発隊)、日刊スポーツ新聞が1回(婦警さんも被災地に光)、兵庫ジャーナルが1回(入浴ツアーに激励)とそれぞれ報道された。

(2) 避難所緊急パトロール隊

発足の経緯

兵庫県災害対策本部と兵庫県警察(兵庫県災害警備本部)は、被災者対策を協力して推進することとし、多数の住民が避難生活を強いられている神戸市、芦屋市、西宮市の全ての避難所を警察官と県職員がチームを組んで巡回し、避難者の苦情や要望を聞き取り、救援対策の問題点を把握するための活動を行う「避難所緊急パトロール隊」を1月20日に発足させた。

体制

避難所緊急パトロール隊の活動期間は、1月20日から7月26日までの188日間で、従事した延べ人員は、警察官35,648名、兵庫県職26,056名により、特別派遣都府県警察は33都府県に及んだ。この活動に使用した車両は、県外からの応援車両である受援パトカーと本県の捜査用車両であった。

受援パトカーのある間は、この受援パトカーの一部をもって運用したが、活動期間が長期間となったことから、避難所の数も仮設住宅が設置されていくのに伴い大幅にかわっていき、それにあわせて運用台数が変更されていった。

初日の1月20日は33台でスタート、その後は1月21日に47台、1月22日から3月10日ま

では100台、3月11日から3月13日までは88台、3月14日からは50台などで、活動期間中の最大運用は車両100台(人員500名)であったが、その推移状況は次表のとおりである。

活動期間	受援パトカー (県外車両)	捜査用車両 (本県車両)
1月20日	33	
1月21日	47	
1月22日～3月10日	100	
3月11日～3月13日	88	
3月14日～3月31日	50	
4月1日～4月18日	38	12
4月19日～4月26日	20	30
4月27日～6月2日		50
6月3日～7月27日		25

活動状況

避難所緊急パトロール隊を派遣した警察署は、被害の大きかった10警察署(東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園)であるが、6月3日以降は、避難所が激減した芦屋署の避難所は除かれ、9警察署が対象となった。

避難所の巡回時間は、午前10時から午後6時の間であったが、受援パトカーのなくなった4月27日以降は午後1時から午後8時の間に変更された。1台のパトカーに乗務する人員は、県職員は活動期間中を通じて2名であったが、警察官は、受援パトカーには運転者、運転補助者に特別派遣部隊員2名をあて、それに本県警察官1名を地理案内及び避難所同行を兼ねて付け、捜査用車両には本県警察官2名とした。

服装は、警察官は活動服、活動帽、黒短靴とし、県職員は制服上着に腕章、名札を着用して、外見上からも避難住民に安心感を与えることに配慮した。

県職員の乗降場所は、救援対策現地本部、

警察署、公園、小学校グラウンド等と各警察署の状況に応じて設けられた。

任務は、発足当初、

避難住民の実態、動向及び救援対策等
問題点の把握

避難住民の苦情・相談の受理及び要望
の把握

緊急対策等について県・市対策本部及
び関係機関への手配、要請

など避難住民のニーズに沿った被災者対策を
中心とし、4月27日以降は、

避難所住民のニーズの把握

避難所住民からの警察相談等受理

などとし、県職員と協力して要望把握活動を
推進した。



避難所で活動する避難所緊急パトロール隊

活動期間中、避難所、仮設住宅への積極的
な訪問活動を実施し、住民のニーズの把握、
避難所・仮設住宅の実態把握、トラブルの処
理など活動は多岐にわたった。緊急パトロー
ル隊のこのような精力的な活動が、被災地域
の治安維持をはじめ復興の支えとして大きく
貢献した。

(3) 安全パトカー隊

安全パトカー隊の活動期間は、2月10日から
7月31日の172日間であった。この期間中、避
難所を中心に積極的な活動を推進したが、避難
者の気持ちを思いやった活動を行ったことで、
避難者からは感謝の声が寄せられるなど大きな

成果が得られた。

立寄った避難所は、14警察署の延べ14,876箇
所であったが、各警察署ごとの立寄りには次表の
とおりである。

警察署	立寄箇所数	警察署	立寄箇所数
東灘	1,490	芦屋	1,178
灘	1,118	西宮	1,635
葦合	1,198	甲子園	983
生田	1,067	尼崎北	26
兵庫	1,135	尼崎西	975
長田	1,509	伊丹	897
須磨	1,079	宝塚	586

立寄った仮設住宅は、21警察署の延べ705箇
所であったが、各警察署ごとの立寄りには次表の
とおりである。

警察署	立寄箇所数	警察署	立寄箇所数
東灘	17	西宮	130
灘	17	甲子園	38
葦合	11	尼崎中	29
生田	12	尼崎東	32
兵庫	21	尼崎西	46
長田	29	尼崎北	41
須磨	15	伊丹	54
垂水	13	川西	22
神戸西	51	宝塚	35
神戸北	44	明石	14
芦屋	34		

住民から把握した要望は、3,282件であった
が、その主なものは、

倒壊した家屋周辺の盗難、火災予防のため
のパトロール強化

避難所内での飲酒に絡むトラブルのための
立寄り強化

避難所及び周辺での不良少年による暴走行
為、喫煙、シンナー吸入等のためパトロール
強化

であった。これら把握した要望については、関
係警察署に通報し、署員とともに避難所に対す
る立寄りや駐留警戒活動を強化するなど、避難
住民の要望に応えた活動を実施した。

安全パトカー隊は避難所、仮設住宅を訪問し、避難者から要望、苦情などの把握に努めたが、犯罪の検挙においても積極的な活動を行い、検挙件数は刑法犯1,570件、特別法犯290件、交通法犯8,851件に及んだ。

(4) 特別巡回連絡

趣旨

震災後、新たに生じる様々な治安上の問題に適切に対処するため、被災地域の実態を正確に把握し、被災住民のニーズを踏まえ、地域警察活動の推進基盤である交番を地域住民の「生活安全センター」として機能回復を図り、各種の警察活動を展開していくことが、震災復興の支えになることから「地域警察アクションプログラム」を策定し、各警察署ごとの地域実態に応じた特別巡回連絡を着実に推進することとした。

特に被災の激しい14警察署（東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、伊丹、宝塚、岩屋、津名西）においては、避難所、仮設住宅の独居高齢者、高齢者世帯の訪問活動を最重点として、3月末の完了をめざして実施し、その結果の報告を求めた。

なお、これ以外の警察署にあっても、アクションプログラムに応じて活動を実施した。

被災の最も著しい14警察署においては、電話による問い合わせをはじめ、倒壊家屋へのパトロールカードの配布等きめ細かい活動を実施し、3月末の完了を目処にした管内の被災実態の掌握に努めた。

こうした現状において、特に災害弱者として保護の手をさしのべる必要がある独居高齢者や高齢者世帯を重点に訪問し、安否の確認をはじめ要望の受理や相談に応じるとともに防犯や交通安全指導を行うなど、保護、支援活動を積極的に実施した。

3月末の完了を目指して実施した特別巡回

連絡であったが、倒壊マンション等の一部住民の避難先が不明であるほか、暑情により危険箇所の実態把握を優先したことなどから、若干が未実施となったため、その後も継続して早期の実態把握に努めた。



被災地域を特別巡回連絡する勤務員

なお、3月末までの実施状況は、次表のとおりである。

区分/項目	対象世帯数	実施世帯数	実施率(%)
被災世帯	127,655	119,775	93.8
全壊	65,587	59,307	90.4
半壊	62,068	60,468	97.4
独居高齢者	12,064	11,345	94.0
高齢者世帯	13,484	10,490	77.8

仮設住宅への特別巡回連絡

仮設住宅への入居が増加するに伴い仮設住宅への巡回連絡も実施されていたが、地域警察では、震災後における様々な治安上の問題に対し、適切な対策を講じていくため「地域警察アクションプログラム」の活動の基本プログラムとして、新たに「仮設住宅対策プログラム」を策定し、各警察署ごとの地域の実態に応じて活動を着実に推進していった。

※ 仮設住宅対策プログラム

交番、駐在所が生活安全センターとしての機能を発揮し、仮設住宅入居者に対する利便

及び地元住民の不安解消を図るために、

- 地域コミュニティの確立
- 警ら活動の強化
- 住民ニーズの把握と地域警察活動の推進
- 情報発信活動の強化
- 問題解決活動への取り組み強化
- 協力者の設定による効率的な警察活動の推進

等を実施することにより、地域の安全を確保（安心して暮らせる環境の提供）しようとするものである。



仮設住宅を特別巡回連絡する勤務員

仮設住宅が建設され、被災住民が入居するのに伴い、警察事象の増加が懸念され、しかも、この仮設住宅への入居者には高齢者も多く、慣れない生活等から健康を害し、孤独死に至るケースが発生するなど、仮設住宅に入居する被災住民の大半が新しい土地での生活に不安を感じていることから、仮設住宅に対する早急な地域安全活動が重要な課題となり、関係警察署において効果的な施策の推進を図るための実施要領を定めたものである。

警察署別の仮設住宅設置戸数は、県下33警察署に47,126戸が設置されているが、その警察署別の設置戸数は次表のとおりである。

仮設住宅に対する効果的な特別巡回連絡を実施するため、仮設住宅が設置されている33警察署においては、それぞれの警察署が実態に応じた諸活動を積極的に実施した。

警察署	設置戸数	警察署	設置戸数
東灘	1,793	尼崎西	388
灘	986	尼崎北	506
葺合	394	伊丹	660
生田	302	川西	668
兵庫	654	宝塚	1,564
長田	647	三田	244
須磨	2,125	明石	856
垂水	2,308	三木	94
神戸水上	5,190	加古川	1,293
神戸西	8,941	高砂	412
神戸北	2,100	姫路	419
有馬	3,738	飾磨	150
芦屋	2,900	洲本	14
西宮	2,724	岩屋	945
甲子園	2,177	津名西	706
尼崎中央	202	三原	8
尼崎東	1,018		

○ ふれあい安全パトロール隊

長田警察署などでは、仮設住宅入居者（特に独居高齢者、高齢者）が安心して暮らせる環境づくり（地域安全活動）を推進するため、地域課員・交通課員・生活安全課員によるパトロール隊を編成し、定期的に仮設住宅を巡回して、地域安全ニュースや交番だより等を配布する情報発信活動、保護対象者や生活環境改善等を通報する行政機関との連携活動、立寄り等による心のケアや意見・要望・相談等の受理に努めるふれあい活動、悪徳商法等被害防止の啓発広報である防犯活動などの諸活動を実施した。

○ 防犯ブザーの配布

生田警察署などでは、仮設住宅で相次いでいる独居高齢者の孤独死を防ぐため、仮設住宅に住む高齢者にひたたくり防止用の防犯ブザーを配付した。

この防犯ブザーは、体の不調や身の危険を感じた際に、ひもを引くと大きな音が鳴って周囲の人に異常を知らせるもので、急病時の連絡用としての効果も期待して配付さ

れた。

○ 防犯連絡所の設置

仮設住宅には高齢者が優先的に入居しているが、住民同士の結び付きが薄いため、独居高齢者の孤独死が相次いで発生している加古川警察署などでは、これらの孤独死を防ぎ、その他の事故を未然に防止するために、仮設住宅の一住宅を防犯連絡所に指定し、その居住者を連絡員に委嘱して、この連絡員が主体となって仮設住民の要望などを聞くことにより、住民と警察との連絡強化をはかった。

○ 住民へのアンケート調査

甲子園警察署などでは、仮設住宅の高齢者に対する適切な保護活動を推進するため、独居高齢者に対して面接形式のアンケート調査を行い、そのニーズの把握に努めた。

その結果、90%の人が警察官によるパトロール強化を望んでおり、「特別取締りパトロール隊」を編成するなど地域警察活動に反映させた。

○ 全仮設住宅一斉訪問活動

東灘警察署などでは、仮設住宅の実態を早期に把握し、効果的かつ適切な活動を推進するため、管内の全仮設住宅の一斉訪問活動を実施して、新規入居者や住民の意見要望を把握した。

「ふれあいセンター」の活用

兵庫県と阪神・淡路大震災復興基金が、仮設住宅入居者の交流拠点とする「ふれあいセンター」を仮設住宅団地に設置した。

これは、仮設住民の心身ケア、コミュニティの場として設置したもので、設置基準は100戸以上の大規模な仮設住宅で、116箇所を設置されたが、その後きめ細かな対応を求める声が強くなり、50戸以上の仮設住宅へと変更され、264箇所に設置された。

なお、警察としては、仮設住宅の住民に対

する高齢者交通安全集会や防犯懇談会の会場とするなど、積極的な活用をはかった。

(5) 臨時交番の開設

避難所で不自由な生活を余儀なくされている被災住民は、多くの要望等があったとしても、警察署や交番等に出向くには困難を伴うものがあることから、警察から避難所に出向き、これらの被災住民の要望や苦情を積極的に把握することとし、移動交番車による臨時交番を開設した。

運用した移動交番車は、県内のほか、県外からの特別派遣車両を用いたが、要員については、実施警察署や対象避難所で多少の違いがあったものの、実施警察署の地域警察幹部、交番勤務員、婦人警察官等により対応した。



避難所で活動する臨時交番

実施に当たっては、避難者の心情を汲取り、思いやり、親切をもって、話しやすい環境を作り、避難所を積極的に訪問して、各種要望等の把握活動を実施した。

(6) 警察署・交番・駐在所設置ファックスの活用

警察では、警察署、交番、駐在所にファックスを設け、地域別にファックスがある家庭、事業所等を選別し、事件、事故への適正な対応や住民、事業所に対する適時適切な情報の連絡を行うファックスネットワークの構築を進めてきたところであるが、震災後、この構築されたファッ

クスネットワークの中から、避難所となっている施設を抽出してネットワークとして再構築した。

このネットワークを活用し、警察署及び交番、駐在所のファックスを避難所とアクセスして、適宜「地域安全ニュース」等を送付して地域情報をタイムリーに提供するなど、交番等が地域の情報発信基地としての役割を果たすとともに被災者からの要望や相談等を受理する活動を実施した。



警察署に設置されたファックス

第4 特別取締り班

震災に便乗した各種犯罪の取締りを目的として悪質経済事犯や暴力団犯罪、侵入盗等の重点取締りを推進した。

1 特別取締り班の体制・概要

被災地の安全を守り、被災住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、平成7年2月10日、地域安全推進本部が設置されたことに伴い、宮本刑事部長を幕僚とし、上野刑事部参事官兼刑事企画課長を班長とした223名体制の特別取締り班を編成した。

主な活動としては、便乗値上げ、詐欺商法等悪質経済事犯の予防取締り、災害に関連した暴力団犯罪の取締り及び避難による不在家屋、スーパー等を狙った犯罪等の取締りを目的とした重点パトロール等を実施した。

また、13府県28台、56名の機動捜査隊の応援を得、警察本部刑事部及び震災関係14警察署等の捜査員による特別取締り隊を編成し、共同捜査等を鋭意推進した。

本部関係の特別取締り班の体制は、悪質経済事犯担当、暴力団担当、一般犯罪担当の3個班を軸として編成して、後方治安活動に従事した。

また、各警察署においても独自の取締り班を編成して、地域に密着した活動を実施し、地域安全対策活動を推進した。

2 特別取締り班の実施策・項目

特別取締り班は、3部門別に編成され、

生活経済事犯は、

便乗値上げ、詐欺商法等悪質経済事犯の予防・取締り

暴力団事犯は、

災害に関連した暴力団犯罪の取締り

- ・ 暴力団の動向視察の強化

- ・ 混乱に乗じた各種権利介入犯罪の取締り強化

・ 復興事業に関連した各種犯罪の取締り
一般犯罪は、

(1) 機動捜査隊、警察本部捜査員、関係警察署による特別取締り班の編成とよう撃捜査の推進

- ・ 避難による不在家屋、スーパー等を狙った犯罪の取締り
- ・ 自動車、単車等を狙った犯罪の取締り
- ・ 金融機関を対象とした犯罪の取締り

(2) 市街地計画推進に伴う不法行為等の指導取締り

を重点として、取締り活動を推進した。

3 生活経済事犯の取締り状況等

警察本部生活経済課は、兵庫県南部地震の発生に伴う生活関連物資等の便乗値上げ、売惜しみ等の悪質商法事犯に対する取締り強化を図るため、平成7年2月1日「兵庫県南部地震の発生に伴う悪質商法特別取締隊」を発足させて、関係各警察署と緊密な連携を図り、強力な取締りを実施した。

さらに、平成7年2月10日の「地域安全推進本部」設置に伴って、生活経済課の「悪質商法特別取締隊」は同推進本部の「特別取締り班」に編入され、宮本刑事部長の指揮の下で生活経済事犯の取締りに当たることとなった。

(1) 取締り重点

ア 食料品、灯油等の生活必需品の買占め、売惜しみ、暴利行為事犯

イ 被災者やこれに同情を寄せる市民を狙った悪質商法事犯

ウ 被災者を対象とした高金利事犯及び不動産

介入等の暴利事犯

エ 産業廃棄物の処理に絡んだ悪質業者事犯

(2) 消費者物価関係

平成7年1月24日、経済企画庁の行った震災後の生活物資の不足、価格動向に関するヒヤリング調査結果によれば、震災直後は、商店も被災のため閉店し、食料不足となり前途に対する不安から商店等への侵入窃盗事案も一部見られたが、その後緊急援助物資、配給等により混乱はなく、また、商店も開店して深刻な物資不足等には至らなかった。

ア 食料品の不足感

- ・ 特に不足しているものはない 69%
 - ・ 不足している 31%
- 不足品
- ・ ミネラルウォーター
 - ・ パン
 - ・ 生鮮食料品

イ 日用雑貨品の不足感

- ・ 特に不足しているものはない 93%
 - ・ 不足している 7%
- 不足品
- ・ 紙おむつ

ウ 物価の状況

- ・ 全般的に安定している 46%
 - ・ 従来より安い 21%
 - ・ 一部の商品で価格の上昇がみられる 20%
- (生鮮野菜の上昇)

で、特に価格の高騰などの事態に至らなかったが、

- ・ おにぎり一個 500円
- ・ ポリタンクが一個 4～6千円
- ・ ラーメン1袋 600円
- ・ 醤油1リットル 500円
- ・ ガスボンベ、コンロ1組 1～2万円

等、被災者の弱みにつけこみ法外な値段で販売する一部業者もあった。

その後、この種悪質業者はなくなったが住宅修理に関する訪問販売法違反等の悪質業者(震災商法)が横行した。

(3) 震災に絡む消費者相談・苦情状況

生活経済課においては、従来から悪徳110番を設置して悪徳商法等の相談業務を実施しており、震災に際しても同110番を「生活安全ニュース」等を通じて広報し、各種相談・苦情を受理してきたところであるが、被災者等のニーズ並びに震災から派生する各種経済事犯の状況等を的確に把握するため相談窓口寄せられた相談等を分析した。

主たる相談、苦情

- ・ 瓦の葺替えに関する問合せが多い。
- ・ 倒壊家屋等の保険等に関する苦情・問合せが非常に多い。
- ・ 屋根工事に絡む訪問販売事犯が多い。

具体的な相談、苦情内容

- ・ 10年間貸店舗で飲食店を経営してきたが、家主が建直して自宅にするとの理由で立退きを要求されている。
- ・ 屋根の修理を依頼したが、明日来ると言いながら来ないので解約したい。
- ・ 被災した屋根瓦の修理を契約したが、瓦を撤去しただけで後の修繕予定が守られないので解約したい。
- ・ トイレ詰まりの修繕工事に4,500円を支払ったが、後日同じ場所が詰まり修繕したところ3万円を請求された。
- ・ 震災後、鉄道が動き出したが、清算が遅れたため定期券の払戻しができないと言われた。
- ・ 屋根のビニールシートを張ってもらったところ、10坪程度(作業時間20分程)で5万円を請求された。
- ・ 近頃、大手スーパーの鮮度が低くなった。

等、色々な相談・苦情を受けた。

震災関連の相談・苦情の内容は、震災に伴う「家屋修理」に絡むものが多く、悪質な携帯電話のレンタル勧誘事案も新聞報道で問題となった。

また、家屋修理、解体等に絡み、被災者の弱みに付け込んだ悪質なセールスマンの横行が懸念されたが、本110番により早期に端緒を把握して検挙し、悪質業者に警鐘を与える等被害の未然防止に努めた。

なお、1月17日から4月26日まで（100日間）の相談件数は、次表のとおりであり、神戸市生活情報センター、兵庫県立生活科学センターでも相談・苦情を受付けた。

分類		所別	兵庫県警察 悪徳110番 センター	神戸市生活 情報センター	兵庫県立 生活科学 センター	合 計
価格関係	食料品		1	39	25	65
	その他		2	205	45	252
屋根修理等	葺き替え		7	554		956
	シート張			117	278	
住宅関係	家賃等		1	120		952
	その他		17	777	37	
その他	法律相談		31	1,292		1,395
	その他				72	
合 計			59	3,104	457	3,620

震災から100日が経過して、食料品、日用品関係の相談は減少傾向にあり、価格は安定している。また、屋根修理、住宅関係の相談についても、解約から工事が遅れている等の業者照会に移行している。さらに、震災以前からの分も含めて、借家、駐車場の契約関係等、民事上の法律相談が増加している。

(4) 主な検挙事件

ア 震災家屋修理に係る訪問販売法違反事件
大阪市内に事務所を置く、建築工事請負業者が、震災間もない1月18日から21日にかけて尼崎市内の被災者宅を訪問し、「見積もりは、500万円だが補助金がでるので

270万円になる。」等と不実の告知を行ない被災者3名と契約を結んでいたもの。同社にあっては、震災後社員多数を被災地に派遣して、高額な契約を結んでおり、被災家屋の修理契約書と推認される契約書194件、契約額は4億3千万円に及んだ。

尼崎中央警察署…3名 通常逮捕
イ 解体に伴う廃棄物の不法投棄事件
2月23日午後4時頃、神戸市西区で地震により屋根の解体作業で出たガレキ約10トン、正規の処分地では交通渋滞により処分に時間がかかることから、神戸市西区内の河川堤防に不法投棄していたもの。
神戸西警察署…1名 通常逮捕
2名 不拘束（少年）

4 暴力団犯罪の取締り状況等

震災後における暴力団の取締りについては、暴力団対策第一課、同第二課が県下各警察署等と連携のうえ体制を強化し、実施している。

また、震災に絡む犯罪の取締りを強化するため、捜査第三課、暴力団対策第二課、機動捜査隊等を中心とした特別取締り班を設置（平成7年2月10日）し、地域安全推進本部のもと効果的な運用を図っている。

(1) 取締り重点

山口組総本部及び神戸、阪神に本拠を有する山口組直系組織（19組織）を重点とした、災害に関連する暴力団犯罪の取締り

ア 暴力団の動向視察の強化

山口組（傘下組織を含む）にかかる救援活動の実態把握

山口組等組織情報の入手

権利関係の錯綜した不動産の不法占拠など震災に乗じて行なわれる犯罪情報の収集
利権、その他資金源につながる企業対象暴力情報の収集

イ 混乱に乗じた各種利権介入犯罪の取締り

倒壊物の撤去、廃棄物の処理等をめぐる
恐喝、脅迫事件

飲食店の開店に伴うみかじめ料等に絡む
恐喝、脅迫事件

ウ 復興事業に関連した各種犯罪の取締り

災害復旧工事の下請け等参入をめぐる恐
喝、脅迫事件

工事現場への資材納入、販売等をめぐる
恐喝、脅迫事件

被災地域の不動産等不法占拠、乗っ取り
事案

(2) 主な検挙事件

- 五代目山口組・松下組組長らによる阪神・淡路大震災の災害援護資金貸付をめぐる詐欺事件

被疑者らは、1月27日から2月10日にかけて、被災事実がなく、あるいは、二重借入を秘し、銀行を介して兵庫県社会福祉協議会から現金10万円から150万円の生活福祉金の交付を受け、これを騙取したもの。

被疑者 山口組・松下組組長ら31名を逮捕等

※ 詐欺61件、被害総額 1,030万円

※ 被害回復させた金額 870万円

- 五代目山口組・倉本組舎弟らによる暴力行為事件

被疑者らは、2月5日、震災で半壊の被疑者宅の取壊し工事をして同家屋所有者に対し、団体の威力を示し脅迫したもの。

被疑者 山口組・倉本組 舎弟ら2名逮捕

- 五代目山口組・小西一家山上組組員による道路交通法違反（無免許運転）事件

被疑者は、3月3日午前10時28分ごろ、神戸市須磨区内の道路において、公安委員会の免許を受けずに普通貨物自動車運転し、ガレキ運搬作業に従事していたもの。

(3) 罪種別検挙状況（1月17日～8月31日）

特徴点としては、震災の災害援護資金貸付をめぐる詐欺事件の61件検挙を含み、詐欺事件の62件、ガレキ運搬作業中の無免許運転2件、廃棄物の処理に絡む事案2件と震災絡みの資金源の調達と見られるものが挙げられる。

罪種別検挙状況は、次表のとおりで、80件61名を検挙した。

罪 種	件 数	人 員
詐 欺	62	37
暴 行	6	6
暴 力 行 為	1	2
傷 害	2	3
公 務 執 行 妨 害	2	2
器 物 損 壊	2	2
道 路 交 通 法	2	2
廃 棄 物 処 理 法 等	2	5
有 印 公 文 書 偽 造 等	1	2
計	80	61

(4) 地位別検挙状況（1月17日～8月31日）

五代目山口組の中枢幹部である松下組組長を詐欺事件で逮捕するなど幹部6名を含む61名を検挙したことにより、暴力団組織に打撃を与えた。

暴力団の地位別検挙状況は次表のとおりである。

首 領	幹 部	組 員	準 構 成 員	計
2	6	24	29	61

(5) 阪神大震災に伴う山口組組織の救援活動

山口組は、神戸市灘区の自家前において

- ・ 平成7年1月17日（火）から1月29日（日）の13日間
- ・ 平成7年2月5日（日）から2月21日（火）の17日間

の2回にわたって被災者等を対象とした物資の

配給活動を行った。

- 1月17日から井戸水の給水活動を行ない、19日からは食料品や生活物資の配給を行なっている。
- 配給を受ける者は、付近住民のみならず、遠方から外車や原付などで乗り付ける者など、被災者以外の者も多数見受けられ、また、一人で数回受け取る者もいた。
- 配給物資は、粉ミルク、紙おむつ、カップラーメン類、米、トイレットペーパー、パン類、果物類、菓子類、下着などの衣類、携帯ガスコンロ、ガスボンベ等であった。
- 2月5日から、本家前での物資配給を再開したが、生活物資が行き届いたためか利用者は、少なかった。

山口組では、各地の直参組長が総本部に搬送した物資を、神戸市内、阪神間の学校、公民館などの避難所に「灘区の渡邊」とか「篠原本町のボランティア」などの名前を使って、食料品、生活用品などを搬入している。

また、総本部指示により、神戸・阪神間の傘下組織は各事務所などにおいて、

ラーメン、焼きそば、うどん、おにぎり、豚汁等

の炊出しを実施した。地理的条件や被災者の多寡などによって利用状況は異なっているものの、被災者や通行人などが利用した。

(6) 参考事項

暴力団対策第一課、第二課と県下各警察署は、被災地における治安維持を目的とする震災絡みの事件検挙を図るべく、一丸となって積極的な取締りを推進しているところであるが、2月初旬、災害援護資金貸付をめぐる詐欺事件の端緒を得るや、暴力団対策第二課の総力を挙げて事件捜査を推進し、3月15日に事件着手して中枢幹部である山口組・松下組組長ら28名を検挙し

た。

3月5日の山口組定例会で、震災貸付金について、「何箇所か回って借りている者がいる。乞食みたいなことをさせるな。」という本部指示にもかかわらず、直系組長までも検挙されたうえ、大きく報道されたことから、渡邊組長以下の震災援護活動報道で有頂天になっていた山口組に大きなダメージを与えた。

この事件を検挙したことによって、暴力団を封じ込めたのは勿論のこと、暴力団関係者も早く返済しないと検挙されると危惧し、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に4月10日現在までに合計201件、3,369万円の返済がなされるなどこの事件検挙が大きな影響を与えた。

五代目山口組では、東灘小学校における組員の暴行事件等が警察に摘発されたことにより、「今までの組長の救援が水泡に帰す。」ととらえ、定例会などで末端組員に至るまでの引き締めを指示している模様である。

今回の震災が多くの組のシノギに大きな打撃を与えたと認められるところから、復興事業に絡む犯罪の発生が十分に予想されるので、暴力団等の介入実態の把握、不法行為等の掘り起しによる積極的な事件化と暴力団対策法の効果的運用により厳しく対応している。

5 一般犯罪の取締り状況等

(1) 取締り体制

災害に起因した窃盗犯罪の取締りとして、捜査第三課員3名を各班（西神戸、東神戸、阪神班）に配置して、機動捜査隊並びに震災関係14警察署等の捜査員による特別取締り隊を編成（総勢49名体制）し、よう撃捜査の推進にあたった。

また、被災警察署においても、独自の取締り班を編成して街頭活動を強化し、各種盗犯の予防検挙に努めている。

(2) 取締り重点

特別取締り班の重点として

- ・ 避難による不在家屋、スーパー等を狙った犯罪の取締り
- ・ 自動車、単車等を狙った犯罪の取締り
- ・ 金融機関を対象とした犯罪の取締り
- ・ 市街地計画推進に伴う不法行為等の指導取締り

をあげ、共同捜査等を鋭意推進している。

中でも、被災地域では出店荒らし、住宅街の空き巣、駅周辺の乗り物盗が多発していることから、犯罪手口の分析検討によるよう撃捜査・的割り捜査やぞう品捜査を強力に推進するとともに、乗物盗の多発している場所での計画的な検問等街頭活動を強化して、各種盗犯の検挙を強力に推進している。

(3) 検挙状況等（地震発生から8月末まで）

重要犯罪は、殺人が避難所内でのもめ事からの傷害致死などを含み20件（検挙20件、認知件数の前年比+10件）と大幅に増加したが、全体的には61件（検挙52件、同-14件）と減少した。

その他の刑法犯については、暴行・傷害等の粗暴犯が295件（検挙290件、同-9件）と前年同期と比較して変化はないが、刑法犯全体では1,361件（検挙1,271件、同-199件）と減少した。

次に、盗犯関係では重要窃盗犯罪の

侵入盗 1,560件

（検挙1,052件、同-1,084件）

自動車盗 379件（検挙143件、同-250件）

ひったくり212件（検挙 37件、同- 62件）

すり 226件（検挙197件、同-211件）

と全体で2,377件（検挙1,429件、同-1,607件）と激減し、窃盗犯全体でも14,433件（検挙3,664件、同-2,374件）と大幅に減少した。

ただ、交通機関が途絶した時の足代わりとして使用されたと推測されるオートバイ盗が4,801件（検挙582件、同+880件）と激増した。

このように、刑法犯は15,855件発生し、4,987件検挙したが、発生で前年同期-2,587件、検挙で-1,733件と発生・検挙とも激減した。

6 機動捜査隊の活動

機動捜査隊においては、今回の震災が阪神及び淡路地域に集中していたことから、同地域外にある方面隊には最低限の要員を残し、他の要員全員を被災地域に投入するとともに、応招した全隊員を隊長指揮のもとに集中運用し、人命救助を緊急最重点課題として取組み、

被災者の救出及び傷病者の病院搬送

医者及び医薬品搬送車両の先導

震災状況の早期実態把握及びガス漏れ、崖崩れ等に伴う避難誘導の広報

等の活動を推進した。

さらに、震災発生後、近隣13府県警察機動捜査隊の応援派遣を受けて、

被災者の救助

特命出動

犯罪の多発が懸念される被災地域等における凶悪事件及び盗難事件等に対するよう撃捜査

を推進した。

(1) 取締り体制の強化

本県機動捜査隊においては、循環三交替制で当番公休返上としたうえ、日勤勤務員を増員して補完させる運用方針により、自らの体制の強化を図るとともに、

第一団として1月18日から

大阪府警察機動捜査隊 10名 5台

翌19日から

岡山県警察機動捜査隊 4名 2台

第二団として1月31日から

大阪府警察機動捜査隊 14名 7台

（第一団の10名5台を含む）

京都府警察機動捜査隊 6名 3台

滋賀県警察機動捜査隊 4名 2台

奈良県警察機動捜査隊	4名	2台
和歌山県警察機動捜査隊	2名	1台
徳島県警察機動捜査隊	4名	2台
香川県警察機動捜査隊	4名	2台
第三団として2月1日から		
岡山県警察機動捜査隊	6名	3台
(第一団の4名2台を含む)		
愛知県警察機動捜査隊	2名	1台
岐阜県警察機動捜査隊	2名	1台
三重県警察機動捜査隊	2名	1台
鳥取県警察機動捜査隊	2名	1台
広島県警察機動捜査隊	4名	2台

の総勢13府県警察機動捜査隊56名、車両28台の特別派遣を受け、各府県の地理的条件を考慮のうえ、被災地域を管轄している方面隊に重点的に配置して、本県警察機動捜査隊長の指揮下において運用した。

勤務時間については、就勤に長時間を要することから昼間の休憩時間を短縮して午前10時出勤、翌日の午前3時任務解除後、各府県に帰任させる方法をとった。

なお、愛知、岐阜及び三重の機動捜査隊員については、宿泊所として借受けた大阪府下の警察施設から通勤する二交替制で運用した。

具体的な運用面については、

- ・ 隊員に警察署単位の担当区を指定して、現場到着時間の短縮化を図り密度の濃い後方治安体制の確立
- ・ 地理不案内を解消するため、本県隊員特別派遣隊員の相互乗組み実施
- ・ 自警団等との連携強化

等により、被災地に密着した犯罪予防検挙活動を推進した。

3月10日に特別派遣体制が縮小されたのに続き3月30日を以て解除となったが、この間の延べ派遣数は

2,452名 車両 1,226台であった。

(2) 特別派遣機動捜査隊との連携（1月～3月の統計）

粗暴犯、誤報通報が目立って多くなっているが、被災地域を管轄する神戸、阪神、阪神北各方面隊の出勤が軒並み増加し、前年対比135%増の505件を数えた。

各方面隊の出勤件数は、次表のとおりである。

方面	1～3月	前年同期	増減
神戸	147	82	+ 65
阪神	145	117	+ 28
阪神北	56	45	+ 11
東播	64	76	- 12
西播	93	54	+ 69
計	505	374	+ 131

さらに、罪種別出勤件数は次表のとおりである。

罪種	区分	1～3月	前年同期	増減
	殺人	5	12	- 7
重要犯	強盗	15	15	± 0
	放火	2	2	± 0
罪	強姦	5	3	+ 2
	強制猥褻	9	14	- 5
	略取誘拐		1	- 1
	小計	36	47	- 11
重要窃盗犯		75	87	- 12
その他の窃盗犯		59	62	- 3
粗暴犯		57	26	+ 31
知能犯		7	4	+ 3
その他の刑法犯		50	46	+ 4
特別法犯		21	16	+ 5
虚・誤報		200	86	+ 114
計		505	374	+ 131

特別派遣機動捜査隊と共同検挙した件数は、41件、47名であったが、全体の検挙件数は173件と前年をわずかに上回った。

また、検挙人員はわずかに下回ったが、他府

県隊員との連携により迅速的確な初動捜査を行って事件を解決するなど機動捜査隊の名を高めた。

なお、各方面別の検挙状況は次表のとおりである。

区分		1～3月	前年同期	増減
神戸	件数	41	41	± 0
	人員	47	57	- 10
阪神	件数	41	41	± 0
	人員	49	53	- 4
阪神北	件数	29	20	+ 9
	人員	36	22	+ 14
東播	件数	19	20	- 1
	人員	22	25	- 3
西播	件数	43	46	- 3
	人員	57	59	- 2
計	件数	173	168	+ 5
	人員	211	216	- 5

7 犯罪の発生情勢（地震発生から100日までの被災警察署）

(1) 強行犯罪関係

震災後の重要犯罪については、殺人5件（いずれも検挙）、強盗1件（未検挙）、非現住建造物放火等4件（いずれも検挙）、強制わいせつ3件（いずれも検挙）、強姦1件（検挙）が、発生している。

また、その他の刑法犯罪については、暴行、傷害、公務執行妨害、器物損壊などがみられるが、その発生は、392件（検挙 367件）であり、前年同期と比較して震災後急激に増加したという状況はみられない。

ただ、被災者等が警察官に危害を加えるという事案が被災地で発生しており、公務執行妨害事件は、増加している（6件の増加）。

罪種別件数は、次のとおりである。

暴行 認知 21件（検挙 21件）

傷害 認知 62件（検挙 62件）
 器物損壊 認知 5件（検挙 5件）
 公務執行妨害 認知 9件（検挙 9件）
 その他 認知 295件（検挙 270件）

(2) 盗犯関係

震災後の発生は、オートバイ盗を除いて減少しており、なかでも侵入盗が激減している。

侵入盗の手口としては、震災により破壊された宝石店、ブティックなどのシャッター、ショーウィンドーなどから侵入し、貴金属、洋服などを窃取する出店荒し、避難による不在家屋を狙った空き巣、避難先での貴重品の盗難事件などがみられる。

一方、足代わりに使用されると思われるオートバイ、自転車盗は交通機関の回復に従って減少傾向にある。

主要な窃盗事件は、次のとおりである。

侵入盗

破壊されたシャッター、ショーウィンドーなどから侵入した出店荒しや空き巣ねらい等が主で、412件発生（検挙 80件）しており、地区別に分けると次のとおりである。

神戸地区 認知 188件（検挙 18件）
 阪神地区 認知 217件（検挙 62件）
 淡路地区 認知 7件（検挙 0件）

このうち主な事件として、

- 中央区御幸通りの「そごう百貨店」における出店荒し事件（葺合警察署）
 宝石、貴金属等 1億4,000万円相当
- 中央区三宮町の「宝石店ジュエリーマキ」における出店荒し事件（生田警察署）
 宝石、貴金属等 1億5,000万円相当
- 震災直後の混乱に乗じて量販店から食料品等を窃取する出店荒し事件（長田警察署）
 食料品、貴金属等 1,250万円相当

などがある。



宝石店における出店荒し事件現場

非侵入盗（乗り物盗を除く）

車上ねらい、置引き、自動販売機荒しや倒壊家屋からのかっぱらい等が1,584件（検挙194件）発生しており、地区別に分けると次のとおりである。

- 神戸地区 認知 844件（検挙 93件）
- 阪神地区 認知 721件（検挙 95件）
- 淡路地区 認知 19件（検挙 6件）

特異なものとして、

- ・ 西宮市内におけるボランティアの更衣室を狙ったかっぱらい事件（西宮警察署）
現金、バック等（連続4件発生）
- ・ 宝塚市内における倒壊家屋を狙ったかっぱらい事件（宝塚警察署）

家財道具等 77点 527万円相当

などがある。

乗り物盗

乗り物盗は、自動車盗が155件（検挙20件）、オートバイ盗が2,122件（検挙93件）、自転車盗が918件（検挙52件）発生しており、地区別に分けると次のとおりである。

神戸地区

- 自動車盗 認知 83件（検挙 12件）
- オートバイ盗 認知 1,372件（検挙 24件）
- 自転車盗 認知 372件（検挙 16件）

阪神地区

- 自動車盗 認知 70件（検挙 8件）

- オートバイ盗 認知 742件（検挙 65件）
 - 自転車盗 認知 526件（検挙 34件）
- 淡路地区
- 自動車盗 認知 2件（検挙 0件）
 - オートバイ盗 認知 8件（検挙 4件）
 - 自転車盗 認知 20件（検挙 2件）

(3) 犯罪の発生・検挙の特徴的傾向

震災後100日間の発生を昨年の同時期の発生と対比した状況は別表のとおりで、刑法犯全体で、1,110件の減少であり、特に侵入盗が激減（-511件）し、オートバイ盗（+646件）が激増した。

侵入盗が激減した理由は、警察部隊の被災地への大量投入により警戒力が増強された効果が現れているほか、対象家屋の倒壊、交通事情などによるものと思われる。

別表 被災署における犯罪発生・検挙状況（100日間）

種 別	平成7年		平成6年		認知 増減	検挙 増減
	認知	検挙	認知	検挙		
殺 人	5	5	4	4	+1	+1
強 盗	1	0	7	4	-6	-4
放 火	4	4	1	1	+3	+3
そ の 他	4	4	4	4	±0	±0
小計(重犯)	14	13	16	13	-2	±0
粗 暴 犯	101	101	108	107	-7	-6
公務執行妨害	9	9	3	3	+6	+6
そ の 他	282	257	335	277	-53	-20
計(窃盗除く)	406	380	462	400	-56	-20
侵 入 盗	412	80	923	102	-511	-22
自 動 車 盗	155	20	315	32	-160	-12
ひったくり	49	0	89	8	-40	-8
す り	57	8	144	41	-87	-33
小計(重窃)	673	108	1,471	183	-798	-75
オートバイ	2,122	93	1,476	70	+646	+23
自 転 車 盗	918	52	979	68	-61	-16
そ の 他	1,478	186	2,319	618	-841	-432
計(窃盗)	5,191	439	6,245	939	-1,054	-500
合 計	5,597	819	6,707	1,339	-1,110	-520

一方、オートバイ盗は、通勤などの足代わりと推測され、震災後1箇月が経過して交通網が回復するとともに、徐々に減少していった。

なお、1箇月ごとのオートバイ盗の発生件数(前年同時期対比)は前ページ表のとおりである。

1/17~2/16・・・885件(+509件)

2/17~3/16・・・430件(+37件)

3/17~4/16・・・602件(+75件)

4/17~4/26・・・205件(+25件)

(4) 検挙状況

震災に絡む主な窃盗犯の検挙は、

- ・ 被災地域の「そごう百貨店」を狙い貴金属1億4,000万円相当を窃取した事案
出店荒し 被疑者 20歳 男 他3名
(警視庁・兵庫県警察共同事件)
- ・ 市役所からり災証明書を窃取(官公署荒し)して義援金を騙取した事案
被疑者 31歳 男
(宝塚署)
- ・ 被災地域の「宝石店ジュエリーマキ」を狙い貴金属1億5,000万円相当を窃取した事案
出店荒し 被疑者 35歳 男 他2名
(捜査第三課、尼崎東・生田・葺合警察署)

などが挙げられる。

第5 エリア交通班

交通部は、2月10日に地域安全推進本部が設置されたことに伴い、交通企画課藤原管理官を班長とするエリア交通班（班長以下5名）を設置し、地震被害が特に甚大であったエリアを管轄する警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、伊丹、宝塚、岩屋、津名西の14警察署以下エリア警察署）における、交通の安全と円滑を確保するための交通規制や交通安全施設の被害状況の点検・整備及び被災者の権利を保護するための運転免許関係業務等を推進した。

1 エリア交通規制

(1) 被災地域における効果的交通規制

エリア警察署等は、震災当初から緊急物資等輸送ルートとしての「東西線の確保」を第一義とし、ガレキ搬送車両による公害の発生、交通容量の低下と交通の過密化による渋滞の常態化、二輪車の交通事故の多発等市民の日常生活に大きな影響を及ぼす交通障害に対応するために、被災地域の危険防止と交通の流れ及び量の変化に対応した効果的な交通規制を実施した。

また、交通総量の抑制を図るため不要不急の車両の移動の抑制や被災地域以外の道路の利用を促進するためのう回路の広報を実施した。

さらに、復旧・復興関連車両や公共輸送機関代替バス等の円滑かつ安全な通行を確保する対策を推進した。

三宮周辺地域の交通規制

被災の中心地域で高層ビルが集中する中央区三宮周辺の道路は、中央幹線、山手幹線の一部、神戸駅・若菜線を除いた全ての道路が隆起、陥没、倒壊ビル等により通行不能となった。残った道路も引続く余震により沿道の高層ビルが倒壊寸前になるなど道路を寸断する形の交通規制

を余儀なくされた。

このような状況の中で通行可能な道路には人・物の交通が集中して車の渋滞、物流の混雑等大混乱を来し、交通整理や交通規制は困難を極めた。

エリア交通班は、三宮周辺の交通混雑の著しい道路や交差点における交通渋滞の緩和を図るため、2月11日、交通部隊の遊撃隊を主力とする交通障害緊急対策隊を発足させて、交通渋滞の常態化した神戸市役所前やフラワーロード及びポートアイランド北出口等において交通混雑緩和のための交通整理を実施した。

三宮の中心街を管轄する生田警察署は、震災直後からJR西日本東海道本線高架が落下したサンセット通りや西日本有数の歓楽街のビル倒壊現場の危険防止措置として当該道路の通行禁止措置を実施したほか、緊急物資及び復興関連物資等の輸送車両等が神戸市中心部に集中したため、連日、署員150名を三宮駅南交差点等主要交差点に配置して交通規制を実施した。



三宮周辺の交通規制

市民の日常生活を守る交通規制

西宮警察署は、交通渋滞が常態化した国道2号や国道171号等の幹線道路を避ける通過車両やガレキ等運搬の大型貨物車が生活道路まで進入し、振動、大気汚染等の公害問題で市民の日

常生活に影響を及ぼしたことから西宮市と協議し、4月24日から5月23日までの間、西宮市今津巽町7番西角から大型車の通行禁止規制（署長規制）を実施するとともに、主要地点にガードマン等の交通整理員を配置して生活道路への車両進入禁止措置をとった。

交通渋滞解消対策

阪神地域の国道2号、国道43号及び三宮地域の交通渋滞は、復興事業の円滑な推進の妨げとなるほか、代替バスの安全かつ円滑な運行の障害や不安定な交通流が交通事故の発生要因となったことから、エリア交通班は、交通障害緊急対策隊により三宮周辺及び神戸市役所からポートアイランド間の交通渋滞解消のため交通整理を行った。

東灘警察署は、3月25日、国道43号の神戸市東灘区深江交差点から大日交差点の間に転回レーンを設置するとともに両交差点の右折禁止規制を実施し、交通流を単一化して交通渋滞解消対策を講じた。

西宮警察署は、3月8日から規制路線のう回路となった県道大沢西宮線盤滝トンネル東及び甲寿橋信号機の現示配分の調整を実施するなどエリア警察署が署情に応じて渋滞緩和のための交通規制を行った。

代替バス及び公共輸送機関直通バス（以下シャトルバス）ルートの確保と交通規制

エリア交通班は、1月28日から公共輸送機関代替バスやシャトルバスの運行が始まったことに伴い、緊急物資等輸送ルートに指定した国道43号に代替バスレーンを設定し、交通整理要員を大量投入してレーン確保のための交通規制を実施したほか、運行路線における交通渋滞緩和対策等の諸施策を実施した。

東灘警察署は、2月13日から3月12日までの間、阪急電車が、阪急御影駅から灘区阪急王子公園駅の間及び阪急御影駅からJR住吉駅を経

由して阪神御影駅の間に連絡バスの運行を開始したことに伴い、国道2号等にバス輸送ルートや乗継ぎの乗降客保護のための歩行者専用道路を設定してバス輸送の効率化と安全運行を確保した。

生田警察署と葺合警察署は、1月24日から7月21日まで、神戸新交通が三宮とポートアイランド（神戸中央市民病院前）間にポートライナー代替バスを運行したことから三宮駅南側及び神戸市役所前に代替バス専用停留所や専用通行帯を設置し、また、神戸水上警察署は4月1日から7月21日までの間、市道京橋筋線の神戸市中央区京橋南交差点と神戸税関本庁前交差点の間にバスレーンを設定してバス輸送の効率化と安全運行を確保した。



ポートアイランドの交通規制

西宮警察署は、阪急電車の西宮北口駅と甲陽園駅間（2月4日から2月28日）及び夙川駅と甲陽園駅間（3月1日から5月31日）の代替バス、東灘警察署は、神戸新交通六甲ライナーの（1月24日から8月22日）、兵庫警察署と長田警察署は、神戸電鉄の長田駅と新開地駅間（2月7日～6月2日）の代替バスの運行に伴い、臨時のバス停留所の設定や交通整理員を配置するなどの代替バス優先対策を講じた。

復興事業に対する先行交通対策の実施

神戸市は、1月26日に「災害に強い都市づくり」を目標に「安全都市基準」を策定して神戸市復興計画に盛り込むことを決定した。

3月17日には、神戸、芦屋、西宮、宝塚の4市及び北淡町が被災市街地復興特別措置法に基づく「復興促進地域」に指定され、神戸市の長田区新長田駅周辺等、芦屋市の西部地区等、西宮市の阪急北口駅周辺等、北淡町の富島地区等の計13地区で「地震に強い都市の建設」を目指した再開発計画策定等各種復興事業が開始された。

エリア交通班は、復興事業に交通管理者の意見を具体的に反映させる先行交通対策を推進するため、兵庫県の復興計画に緊急交通路の確保及び災害に強い交通管理施設の整備等を提言したほか、エリア警察署が地方公共団体の行う復興事業に計画段階から参画し、あるいは、大型店舗の復旧工事等を把握して先行交通対策を推進した。

長田警察署は、3月12日、新長田駅周辺地区における再開発路線や御蔵、菅原地区土地区画整理事業に対して、道路交通上の安全対策等について申し入れ、また、岩屋警察署は、3月12日、北淡町富島地区震災復興土地区画整理事業全体説明会において交通安全対策について提言した。

交通事故の防止対策

公共輸送機関の途絶と交通渋滞の慢性化に対応して二輪車（原動機付自転車、自動二輪車）の交通が増え、二輪車が関係する交通事故が急増した。

震災直後の「譲り合いの精神」が失われ、一握りの心ない道路利用者の無法な交通行動が、市民各層に伝播して交通マナーの低下につながり、加えて交通容量の低下、交通量の増加、交通流の変化等の事故発生要因が増加し、それらがあいまって震災地域やその周辺地域において交通事故が多発した。

○エリア内の交通事故の発生状況

交通事故の発生状況（8月末）

月	区分	人身	死者	傷者
1月	H 7	595	6	727
	H 6	839	4	1,019
	増減	-244	2	-292
	増減率	-29.1%	50.0%	-28.7%
2月	H 7	1,040	6	1,186
	H 6	844	13	987
	増減	196	-7	199
	増減率	23.2%	-53.8%	20.2%
3月	H 7	1,219	12	1,416
	H 6	960	6	1,165
	増減	259	6	251
	増減率	27.0%	100.0%	21.5%
4月	H 7	1,139	7	1,344
	H 6	941	3	1,154
	増減	198	4	190
	増減率	21.0%	133.3%	16.5%
5月	H 7	1,105	7	1,314
	H 6	951	10	1,124
	増減	154	-3	190
	増減率	16.2%	-30.0%	16.9%
6月	H 7	1,155	14	1,333
	H 6	991	11	1,187
	増減	164	3	146
	増減率	16.5%	27.3%	12.3%
7月	H 7	1,231	9	1,471
	H 6	936	4	1,109
	増減	295	5	362
	増減率	31.5%	125.0%	32.6%
8月	H 7	1,163	9	1,419
	H 6	1,062	6	1,323
	増減	101	3	96
	対比	9.5%	50.0%	7.3%
合計	H 7	8,647	70	10,210
	H 6	7,524	57	9,068
	増減	1,123	13	1,142
	増減率	14.9%	22.8%	12.6%

注：H 7 は平成7年をH 6 は平成6年をそれぞれ示す。

二輪車関係事故の発生状況（8月末）

月	区分	人身	死者	傷者
1月	H 7	267	4	271
	H 6	282	1	296
	増減	-15	3	-25
	増減率	-5.3%	300.0%	-8.4%
2月	H 7	573	4	595
	H 6	247	2	260
	増減	326	2	335
	増減率	132.0%	100.0%	128.8%
3月	H 7	618	2	643
	H 6	309	3	331
	増減	309	-1	312
	増減率	100.0%	-33.3%	94.3%
4月	H 7	504	2	527
	H 6	310	1	329
	増減	194	1	198
	増減率	62.6%	100.0%	60.2%
5月	H 7	466	3	479
	H 6	322	1	335
	増減	144	2	144
	増減率	44.7%	200.0%	43.0%
6月	H 7	504	5	523
	H 6	363	4	392
	増減	141	1	131
	増減率	38.8%	25.0%	33.4%
7月	H 7	524	3	555
	H 6	363	1	391
	増減	161	2	164
	増減率	44.4%	200.0%	41.9%
8月	H 7	538	5	576
	H 6	405	1	444
	増減率	133	4	132
	対比	32.8%	400.0%	29.7%
合計	H 7	3,994	28	4,169
	H 6	2,601	14	2,778
	増減	1,393	14	1,391
	増減率	53.6%	100.0%	50.1%

注：H 7 は平成7年をH 6 は平成6年をそれぞれ示す。

エリア交通班は、復興事業の進展に伴い、交

通事故増加傾向は、さらに悪化することが予想されたため、4月26日から県民一人一人の交通安全に対する自覚と安全行動の実践を促す「交通事故追放草の根運動」を柱とした交通事故防止対策を打出した。

交通情勢が大きく変貌した長田警察署、須磨警察署、岩屋警察署等のエリア警察署は、交通流等の交通実態の変化に応じて信号機の設置位置の変更や横断歩道の敷設位置を移動するなど交通安全施設の整備を促進するとともに、新入学期に合わせた入学児童に対する交通安全教室を開催した。

また、エリア警察署や多数の仮設住宅が建設された神戸水上警察署及び姫路警察署、加古川警察署等は、4月17日から仮設住宅居住者に対して地域交通安全活動推進委員協議会等のボランティアや地域警察官による交通安全指導対象者の個別指導及び交通安全講話会等を開催して交通安全の指導及び広報・啓発活動を行った。



仮設住宅入居者に対する交通安全個別指導

葺合警察署は、4月26日から、二輪車の交通事故が多発している主要幹線道路に啓発看板100枚を掲出し、須磨警察署は、交通安全ニュース（臨時号）1,000部を作成配布するなど各警察署が積極的かつ趣向を凝らした交通安全広報を実施して交通事故防止を呼びかけた。

また、エリア警察署でガレキ搬送車両からの落下物の影響による交通事故が多発し、神戸北警察署では、ガレキ搬送及び緊急物資等の輸送ルートに指定した新神戸トンネル内において、

落下物が通行車両に巻きつき炎上したり、トンネル内の落下物を収集中の作業員が通行車両に跳ねられる交通事故が相続いたため、神戸市等主管の行政機関に落下物等防止の広報を要請した。

また、神戸市内と同様、落下物事故の多発した淡路島の岩屋警察署でも、淡路町長と連名で解体業者に協力要請文を発送するなど広報、啓発活動を行った。

ガレキ関連交通事故の発生状況（8月末）

R 2		R 43		その他		合計	
人身	物損	人身	物損	人身	物損	人身	物損
1	6	0	0	13	66	14	142
(1)				(3)		(4)	

注：（ ）は、死者数を示す。



新神戸トンネル内のガレキ炎上事故

交通秩序の回復

震災直後の混乱が落ち着き、経済活動等市民生活が平静を取り戻すにつれ、原付等の二輪車や歩行者の法軽視、法無視の傾向が強まり交通事故増加の大きな要因となったことから、エリア警察署が早朝・薄暮時の交通立番や日常の取締り活動を強化して、事故直結型の悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反を重点とした交通取締り活動を推進して交通秩序の回復に努めた。

甲子園警察署は、3月4日に交通指導パトロール隊を、須磨警察署は4月6日に復興促進交通取締隊をそれぞれ発足させて取締り活動を強化

した。

長田警察署は、6月29日から二輪車を重点対象とした早朝取締りを実施し、また、兵庫警察署は、厳しい交通規制により国道2号等の規制路線を通行できない車両や渋滞道路を避ける車両が沿線の生活道路をう回路として通行することによる振動・騒音・大気汚染等交通公害の発生や交通事故を防止するため、う回車両による通行禁止違反等の取締りを実施した。

交通事故の増加傾向に歯止めをかけるため、事故に直結する悪質交通違反と復興物資等輸送ルートを確認する取締りに重点を指向したところ、8月末現在、速度関連違反以外の悪質違反（無免許+8.8%、酒酔い運転+133.3%、酒気帯び運転+40.8%、過積載+150.0%）や交通規制関連の違反（通行禁止違反+59.4%、右左折違反+491.1%）の検挙が著しく増加した。

また、ガレキ搬送車両による交通事故防止に努めた結果、積載関連違反（過積載違反+150.0%、積載方法違反+55.6%）の検挙が増加した。

ガレキ運搬車両対策

ガレキ運搬車両の積載物の落下・飛散等による交通事故の多発や搬入の順番待ち車両による交通渋滞等の通行障害及び宵まち車両等の駐車違反等の道路交通上の各種問題を解消するため、各警察署がガレキ搬送ルート等において、神戸市道路公団等各監督行政機関と連携、共同してガレキ運搬車両を対象とした交通指導取締りを実施した。

長田警察署や兵庫警察署は、3月11日から夢野白川線、山麓バイパス天王谷付近、市道高松線等において転落防止措置義務違反及び過積載違反の取締りを実施した。

また、須磨警察署は、最大の処分場となった布施畑処分場周辺の生活道路が宵待ち車両の駐車場所となったことから夜間駐車違反の取締りにより、これの排除活動を実施した。

岩屋警察署は、3町（淡路町、西浦町、北淡



須磨警察署のガレキ運搬車両の取締り

町)建設業協会による緊急会議を開催して、積載物転落防止等の対策を講じた。

○ 転落防止措置義務違反の取締り結果

(8月29日現在)

転落防止措置義務違反	271 件
危険防止措置義務違反	5 件
高速道路遵守事項違反	2 件
計	278 件

復興標章等不正使用の取締り

復興の進展に伴い、経済・産業等市民生活が活発化につれ自動車の需要が増加し、復興標章及び除外標章(以下標章等)の交付を受けられない車両が巧妙に偽造又は変造された標章等を表示して規制ルートを通行する事案が横行したことから同種事案の取締り活動を展開して防止を図った。

2月25日から西宮、尼崎西両警察署は、規制路線における標章等不正使用事案の取締りを実施し、4月17日までに偽(変)造された標章等79件を発見押収した。

さらに、交通指導課を加えて、2月25日から5月10日までの間、西宮警察署に「阪神・淡路大地震に伴う復興標章等偽造・同行使事件捜査本部」を設置して捜査員延べ1,326名により、有印公文書偽造及び偽造公文書行使被疑者延べ99名を検挙するとともに偽造標章等248枚を押収した。

(2) 取壊し、解体工事等の事前協議と調整

倒壊するおそれのあるビル・家屋等の解体撤去及びガレキの搬出やガス・水道・地下鉄・鉄道等の公共施設の復旧工事等に伴う道路使用を掌握し、工事に伴う交通規制及び交通安全対策を適正に行わせ、緊急輸送ルートや交通の安全と円滑を確保するために道路管理者との協議により地域や路線に集中する工事を調整した。

交通規制課は、地震に伴う倒壊家屋等の解体撤去等の復旧作業については、その特異性と緊急性に鑑み道路使用を先行させ、後刻道路使用許可の申請を受け付け、許可するなどの優先対策を打出して復旧活動を支援した。

特に生田警察署は、管内のビル1,041棟(2月16日現在)が倒壊若しくは倒壊寸前の状態にあり、解体撤去に緊急を要する状態にあり、また、幹線道路に倒壊した家屋の撤去は、数少ない道路網の確保から緊急の対応が迫られたことから、これらの工事については、電話により申請を受け付けて作業を先行させ、後刻許可証を交付する臨機の措置を講じた。



余震により倒壊したビル

ビルの解体工事に際しての道路使用許可は、寸断した道路の効率的活用や交通規制の影響を最小限にするため、倒壊の危険性の度合い、道路交通に対する影響の程度及び他の復旧事業等の進捗状況を考慮し、工事の順番及び区域を指定するなどして計画的に行わせ総合的な道路交通上の安全と円滑を確保して市民の日常生活を守るための措置を講じた。

また、生田警察署は、工事中のビルからの落下物、足場の倒壊、作業員の転落等道路交通に影響を及ぼす事故が続発したことから、4月20日、管内の倒壊ビルの撤去作業を行う神戸市及び請負業者50事業者に、解体工事に伴う道路交通上の安全対策について指導文書を送付して協力を求めた。

道路工事等公的工事前協議

交通規制課は、エリア警察署と道路管理者の行う道路工事等に伴う協議を掌握し、

- ・ 緊急物資等輸送ルート等の確保
- ・ 市民生活の回復を目的としたライフラインの早期整備
- ・ 震災復興事業に寄与する道路機能の確保

との関連において工事の時期、時間、交通規制の方法及び手段等について総合的調整を行った。

生田警察署は、3月24日、浜手バイパスの調査工事や復旧工事の開始に伴い建設省、阪神高速道路公団との事前協議を実施した。

他のエリア警察署は、震災復興のための道路修復、埋没公共施設等の工事等を交通管理者として掌握し、総合的な交通の安全と円滑を確保するための措置を講じた。

公共輸送機関の復旧工事に対する協議と調整

JR、阪急電車、阪神電車、神戸高速鉄道等の公共輸送機関は、高架の落橋、橋脚の座屈等甚大な被害を受けて、県民の日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼしたことから早期復旧が求められた。

交通規制課は、エリア警察署が受けた公共輸送機関の復旧工事に伴う道路使用許可申請や協議の報告を求め、緊急物資、復興関連物資等の輸送ルートや道路機能の確保の観点から他の工事との調整を図った。

エリア警察署は、それぞれの復旧工事に対する事前の協議を実施して復旧工事のための道路使用許可の申請に迅速かつ弾力的に対応して復

旧活動を支援した。

- エリア警察署の主な公共輸送機関の復旧工事に伴う事前協議
 - ・ 阪急伊丹線復旧に伴う各種協議（伊丹警察署、2月19日）
 - ・ JR三宮駅高架補強工事に伴う事前協議（生田警察署・葺合警察署、3月20日）
 - ・ 阪急電鉄神戸線高架部法面補修工事に伴う事前協議（西宮警察署、3月20日）
 - ・ JR元町から三宮間の高架応急工事に伴う事前協議（生田警察署、2月27日）
 - ・ 阪急三宮駅、地下鉄三宮駅営業再開に伴う事前協議（生田警察署、3月9日）
 - ・ JR東海道本線工事に伴う事前協議（西宮警察署、3月10日）

その他の協議

ガス、電話、下水等のライフラインの工事やメリケン波止場等港湾施設関係の復旧工事について、道路管理者との事前協議を実施し、工事に伴う道路使用許可申請に迅速に対応して復旧活動を支援した。

中小企業ビル・家屋等解体工事前協議

中小企業事業所及び一般家屋の解体、処理については、公費負担（国と市町で折半）で、主として地方自治体と自衛隊で行われたことから、エリア警察署は、それぞれ自治体や自衛隊と工事を行う際の交通規制及び道路交通上の安全対策について事前協議を行った。

- 各警察署の主な事前協議
 - 東灘警察署は2月11日、東灘区災害対策本部
 - 岩屋警察署は2月17日、自衛隊
 - 兵庫警察署は3月19日、自衛隊
 - 生田警察署は4月5日、自衛隊
- 協議事項
 - ビル等の解体撤去現場における事故防止のための指導の実施
 - 他の道路利用者の安全確保のための措置及び

適正な交通規制の指導

う回路の確保と工事完了に伴う車線の確保

(3) 長期間放置車両の除去

震災による廃棄車両等の長期間放置車両や車庫を失った自動車の違法駐車が緊急物資輸送ルートやガレキ搬送ルート及びバス優先レーンの交通渋滞や交通事故の大きな原因となったほか、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市再建事業に大きな障害となった。

このため、災害対策基本法や警察官職務執行法、道路交通法及び道路法の規定に基づき、長期放置車両を早期に排除し、道路交通の安全と円滑な交通流を確保するとともに、地方公共団体の行う復興事業を支援した。

実態調査の実施

駐車対策課及びエリア警察署は、被災地域の長期放置車両の実態調査を実施し、放置車両として把握した866台の内350台の所有者等に移動要請を実施した。

長期放置車両排除活動の実施

駐車対策課は、2月8日から交通巡視員40人（4月1日付けで警察官に身分替え）を主体としたひまわり隊を被災地域に派遣して、放置車両の所有者等に対する移動指示及び規制ルートや復興事業の障害になった放置車両の移動措置を講じた。

○ ひまわり隊による移動指示、移動活動

（2月13日から6月30日）

移動協力要請（急告）	12,176	件
短距離移動	19	件
移動保管措置	2	件
警告	287	件

広報、啓蒙活動

駐車対策課は、2月13日からひまわり隊の活動を通じて被災地域の幹線道路の違法駐車に広

報チラシ18,330枚を配布したほか、エリア警察署が被災地域住民に違法駐車防止を訴える広報、啓蒙活動を実施した。

○ エリア警察署の主な広報、啓蒙活動

- ・ 長田警察署は、2月11日、国道2号の通行止めの解除に伴い、長期放置車両177台に違法駐車防止のための啓発ピラを貼付したほか、主要幹線道路や主要交差点6箇所に啓発用看板を掲出した。
- ・ 灘警察署は、市道山手幹線、阪急六甲駅周辺の放置車両223台に対し指導警告書を貼付した。
- ・ 尼崎東警察署は、6月1日、尼崎市浜地区で「被災地域での駐車違反追放キャンペーン」を実施した。
- ・ 兵庫警察署は、放置車両、違法駐車車両に対する啓発ピラの貼付と「路上駐車追放」広報の実施した。

震災被害放棄（廃棄）車両の撤去

駐車対策課は、神戸市からミニレッカー12台の寄贈を受けたので、これを2月12日、神戸市内12警察署に配備し、これを活用した排除活動により緊急の障害車両の移動需要に応じた。

また、撤去した廃棄車両の保管のため、民間のレッカー業者等の協力等を含め、170台分の保管場所を確保した。

○ 主な廃棄車両等の保管場所

- ・ 神戸市中央区小野浜町2-62
JR西日本貨物鉄道(株) 神戸港用地
- ・ 神戸市北区有野町
サンセブンレッカー用地
- ・ 神戸市中央区熊内橋通7-1-13
元市営バス布引車庫跡地
- ・ 尼崎市田能2-1-1
兵庫県競馬協会 園田馬場用地
- エリア警察署の主な排除活動
 - ・ 須磨警察署は、2月10日から廃棄車両や放置車両の排除を目的としたロードクリーン作

戦を実施した。

- 灘警察署は、3月9日、西部土木事務所との連携活動により、被災自動車2台を撤去した。
- 長田警察署は、3月15日、神戸市土木事務所等の道路管理者と合同による震災被害放棄（廃棄）自動車及び被災放棄自転車の撤去作業を行い13台の廃棄自動車を撤去した。
- 伊丹警察署は、3月23日、道路管理者と合同による使用者等不明の長期間放置車両の排除活動を実施して放置車両7台に撤去指示書を貼付した。
- 神戸水上警察署は、8月21日、道路管理と合同による放棄（廃棄）車両排除のための現地調査を実施した。（廃棄処分予定の放棄自動車3台を確認した。）

各輸送ルート及びバスレーンの確保

エリア警察署は、緊急物資等輸送ルートや復興物資等輸送ルート及びバスレーンに放置された車両及び違法駐車車両を排除して各ルートを確保した。

長田警察署は、6月7日、神戸市交通局と合同により市道長田線のバス専用レーンにおける違法駐車取締りを行った。

岩屋警察署は、2月26日、ガレキ搬送ルートと指定した国道28号及び県道福良江井岩屋線における違法駐車車両の排除活動を行った。

仮設住宅周辺における駐車対策

仮設住宅周辺道路における違法駐車は、円滑かつ早急な復興活動を阻害するほか、交通事故の遠因となったり、地域住民の日常生活の障害となったことから、エリア警察署は、各自治体及び道路管理者と連携して仮設住宅周辺路上の放置車両等の排除活動を行った。

津名西警察署は、津名町に仮設住宅入居者用駐車場の確保を働きかけて普通車100台分を確保し、また、岩屋警察署は、岩屋町に仮設住宅

入居者用駐車場の確保を働きかけて仮設住宅27箇所の周辺における違法駐車防止対策を推進した。

生田警察署は、管内の民間駐車場のほとんどが震災の被害により営業できず、路上駐車施設も復興活動のため使用できなかったため、3月1日から神戸市営の三宮、花隈の両駐車場の無料開放を求めて駐車容量を拡大した。

ボランティアによる違法駐車対策

路上駐車車両は、被災地域の復興活動の障害となっただけではなく、各種道路障害のため寸断されたり、う回車両で溢れた地域の狭隘なコミュニティ道路の通行妨害となるなどの障害となり官民一体となった対策が求められたため、エリア警察署は、ボランティア団体と連携した違法駐車対策を推進した。

津名西警察署は、交通安全協会及び津名町と連携して仮設住宅周辺道路の違法駐車防止のための駐車場案内広報紙1,500枚を作成配布した。

宝塚警察署は、宝塚地域交通安全活動推進委員協議会及び逆瀬川自治会等で結成する「逆瀬川地区不法駐車追放推進協議会」と連携して阪急逆瀬川駅周辺の放置駐車車両へ警告活動を実施した。

神戸水上警察署は、地域交通安全活動推進委員協議会と連携して放置駐車追放活動を実施した。



逆瀬川における放置車両排除活動

駐車施設の確保

駐車対策課は、施設の損壊により休止していたパーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備の復旧に努めて一時的な駐車需要に対応する措置を講じた。

パーキング・メーター等の復旧状況

(8月末現在)

	設置基数	被災数	損傷率	復旧基数	復旧率
パーキング・メーター	553	462	89.0%	367	79.4%
パーキング・チケット	98	83	84.7%	59	71.1%
合計	651	545	83.7%	426	78.2%

伊丹警察署は、震災以後、道路損壊、機器の破損等のため運用を休止していた伊丹駅周辺のパーキング・チケットを3月14日から運用開始し、生田警察署は、神戸市に市営駐車場の無料開放を求めて三宮地区における駐車需要に対処して不法駐車の防止を図った。



倒壊したパーキング・チケット発給機器

違法駐車の指導取締りの実施

伊丹警察署は、阪急伊丹線新伊丹駅から伊丹駅仮駅間の復旧延伸に伴い、仮駅周辺における違法駐車排除のための街頭指導を実施した。

灘警察署は、3月26日から長期間放置車両に対する指導警告活動を実施して191件の放置車両に警告書を交付した。

須磨警察署は、特別に編成した復興促進交通取締り隊により、深夜の放置駐車の取締りを強化して被災地域住民の日常生活の平穏と安全を



須磨警察署の復興促進交通取締り隊の発足

確保する活動を行った。

○ その他の違法駐車対策

- ・ 甲子園警察署は、第67回選抜高校野球選手権大会やプロ野球開幕戦に伴い、甲子園球場周辺における特別取締りを実施した。
- ・ 兵庫警察署は、6月8日、福原地区駐車包囲網作戦を実施した。
- ・ 生田警察署は、幹線道路の復旧に合わせて順次放置駐車違反の取締り活動を開始した。

○ 駐車違反等の取締り状況(8月31日末現在)

人員	4,995 名
標章取付け	11,483 件
現場告知	4,116 件
レッカー移動	2,138 件
鍵付き処理	3,058 件
警告	2,199 件

(4) 災害廃棄物(ガレキ)運搬等災害復旧車両の優先対策

地震によるガレキは約1,850万トン(大型トラック約190万台分)と予測され、7箇所の最終処分場と33箇所の仮置き場が決定された。

エリア交通班は、ガレキ搬送車両等を優先的に仮置き場や最終処分場まで通行させる優先対策やガレキ処分場に通ずる道路やガレキ処分地周辺の道路における交通渋滞解消等適正な交通流の確保対策を推進するとともに、大量のダンプカー等の傍若無人な走行による交通事故の発生や無秩序や積載方法等による落下物による交

通障害の発生及び粉塵・振動等の市民生活に及ぼす影響を防止し、道路交通の安全と円滑を確保する活動を推進した。

ガレキ搬送車両の通行規制

エリア交通班は、ガレキの処分場や仮置き場の絶対数が不足するなか、特定の道路にガレキ運搬車両が集中して各所で交通渋滞が発生したため、搬送ルートや走行車線を指定してガレキ処分場への進入路を一本化することにより、ガレキ搬送車両の優先通行を確保して他の交通への影響を最小限にする措置を講じた。

○ 設定した主なガレキ搬送ルート

布施畑処分場（山麓バイパス）

淡河処分場（国道428号）

深江処分場（国道43号）

岩屋町等（廃道となっていた町道）

また、処分場を管轄する須磨と神戸西及び神戸北の各警察署では、搬送ルートにおいて、午前4時ごろから常時7km以上の渋滞が発生したため、大量の交通警察官をアクセス道路に配置してガレキ運搬車両の整理誘導を実施した。



ガレキ搬送ルートにおける指導・取締り

2 エリア交通情報

(1) 被災地における各種交通情報の把握とタイムリーな提供

地震に伴って発生した交通障害箇所や復旧・復興事業に伴って発生する交通障害及び災害復

旧を支援するために実施した各種交通規制とう回路等の交通情報を道路利用者にタイムリーに提供して被災地域の交通総量の抑制、交通渋滞の解消等の交通管理を推進した。

規制効果を確保する交通広報

エリア交通班は、交通規制の変更等に合わせ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道関係機関の取材に応じる等適宜タイムリーな情報提供を行った。

また、交通部長等のテレビ出演や警察広報番組「こんにちは県警です」及びパソコン通信等により、県民に交通渋滞状況及び交通渋滞が復興関連活動の大きな障害となっている現状を広報して渋滞の解消に努めた。

エリア警察署は、自治会広報紙、自治体の行う広報活動に交通総量削減の協力要請文を折り込むなど各警察署が創意工夫を凝らした各種対策を講じた。

須磨警察署は、安全ニュース臨時号に西宮警察署は、西宮市政ニュース「地震災害広報紙」（発行24万部）にそれぞれ交通総量削減協力要請文を登載して協力を求めた。

また、エリア外警察署においては、姫路警察署が、姫路駅前他5箇所のビスメディアネットワーク（電光掲示板）に被災地域への車両の乗り入れ自粛の広報をしたのをはじめ、山崎警察署が「神戸阪神間の道路状況図」5,000部を作成配布して交通総量削減を広報した。



ビスメディアネットワーク

(2) 交通管制機能の早期修復

大地震により、損壊・故障した交通管制機能の早期修復をはかり、交通信号の集中制御、交通規制、交通誘導、広報等復興事業に機能する交通管理を行った。

交通規制課は、エリア警察署と連携して震災直後から応急措置等により交通管制機器の修復に努め、8月30日現在

運用管理系中央装置	1台
信号制御下位装置	1台
交通監視テレビ中央装置	1基
交通監視モニターテレビ	4台
交通情報板	9基
通信制御装置	1台
路側通信	2基
空調設備	5基
交通監視用カメラ	8基

の復旧を終え、被災地域の広域交通管制機能を回復して交通渋滞の解消、通過車両のう回誘導等交通管制システムによる交通管理を実施している。

(3) 交通安全施設の被害状況の点検と整備

交通規制課は、1月25日から公安委員会が設置管理する被災地域の交通安全施設の損傷状況の特別点検を実施し、損傷等を確認した信号機282基と道路標識7,720本（大型標識115本、路側標識7,605本）の復旧に努めた。



焼けただれた信号機

エリア警察署は、地震により倒壊、破損等し

た各種交通安全施設等の被害状況を点検把握して必要な整備を早期に実施し、交通の安全と円滑を図った。

西宮警察署は、3月24日から西宮市名塩地区に建設された仮設住宅居住者交通安全を確保するため、仮設住宅に通ずる道路や震災の道路障害等で変更された学童の通学路に横断歩道を新設した。

神戸水上警察署は、4月5日、仮設住宅設置場所周辺道路について横断歩道や信号機の設置したほか、エリア関係警察署が交通安全施設を整備して市民の生活の安全を図った。

信号機の復旧状況（8月31日現在）

		信号機数	被災数	損傷率	復旧基数	復旧率
信号機	集中	1,256	127	10.1%	127	100.0%
	単独	4,228	155	3.7%	149	96.9%
合計		5,484	282	5.1%	276	97.9%

道路標識の復旧状況（8月31日現在）

大型標識		復旧 (率)	路側標識		復旧 (率)
被災数	立替 立替等		被災数	立替等	
115	115	100%	7,605	5,535	72.8%

(4) 運転免許の再交付及び更新、道路使用・車庫証明業務等の適正な処理

運転免許の再交付及び更新

運転免許課は、コンピュータの損傷等により中断していた免許業務について、1月23日から運転免許証を焼失したり紛失した被災者の再交付に限って再開し、被災者の復興を支援した。

運転免許更新について、1月14日（土）以降に運転免許証の有効期間の末日が到来する者について、末日から5週間更新手続期間を延長し、さらに被災者救済措置の一環として、3月1日に公布・施行された「阪神・淡路大震災に伴う

許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法(以下緊急措置法)」の適正な運用を図った。



被災者に対する再交付の受付

道路使用許可の適正な処理

交通規制課は、交通網、ライフライン等の復興事業が本格化することに伴って増加する道路使用許可について、2月11日から復興物資等の輸送のため特に重要な道路を指定して、本来、それぞれの署情に応じて判断して対処する道路使用許可を事前に報告を求めて規制時間、道路使用方法を調整・指導して一元的管理を行い、道路使用許可の適正な処理により、交通の安全と円滑を確保した。

交通規制課が、調整・指導した道路使用許可は、5月24日現在で316件にのぼった。

○ 指定路線

- 国道 2号、43号、28号
- 県道 新神戸停車場線、神戸明石線
- 市道 長田楠日尾線、西出高松前池線、鳴尾御影線

○ 調整等の路線別内訳

国道2号	36 (57)	件
国道43号	22 (41)	件
その他の国道	2 (13)	件
高速道路	3 (8)	件
県道	1 (9)	件
市道	36 (88)	件

注：() は電話により調整した件数。

適正な道路使用の確保

被災地域では、道路工事や解体に伴う道路使用のほか各種団体が道路において「被災者の救済を目的とした寄付を募る」ための道路使用許可の申請が増加した。

この場合の道路使用許可については、警察署長が受理して許可し、複数の警察署の管内にわたる場合は、許可警察署長から他の警察署への通報により適法にこれを行わせ、その手数料は徴収しないことにするなどこれを支援した。

反面、震災直後の混乱に乗じて道路上に設営されたテント、屋台等が交通渋滞の原因となったり復興事業の障害となったことから、エリア警察署は、これらの道路不正使用事案の取締りを強化して復興事業を支援する活動を展開した。

生田、葺合、兵庫の各警察署は、4月25日から4月28まで道路管理者等と合同(警察官29人、神戸市8人)により、露店等による道路不正使用の取締りを実施して露店60店の強制撤去と17店に移動撤去を指導した。



露店営業の取締り

長田警察署は、新日本同和会が設置した簡易トイレや菅原市場が設置したテント等を自主的に撤去させ、神戸水上警察署は、放置看板398枚を撤去させる等交通障害物の撤去を行った。

3 おわりに

政府は、7月28日「生活の再建」「経済の復興」「安全な地域づくり」を基本課題とする

「阪神・淡路大震災復興に向けての取組み方針」を決定し、兵庫県は、7月8日、住宅、インフラ、産業等を柱とする「阪神・淡路大震災復興計画」（兵庫フェニックス計画）を発表した。

また、神戸市を中心に被災地域内各自治体も復興に向けて都市再建計画を策定した。

復興事業は、これらの諸計画に沿って官民一体となった取り組みがなされ、今後佳境に入ってくる。しかし、阪神高速道路3号神戸線の全面復旧は、平成8年12月と見込まれ、また、復興計画に基づく都市再建も相当の長期間を要し、かつ余曲折が予想される。

交通部及びエリア警察署は、引続き、交通流、交通手段、交通の質等交通情勢の急激な変化に対応した交通事故防止対策や都市計画等に対する先行交通対策により、適性な交通流と交通秩序を形成するとともに、復興活動の進展に伴って発生する各種の交通障害に適切かつ的確に対応して被災地域における交通の安全と円滑を確保し、真に被災地域住民が安心して生活できる交通環境を確保する対策を推進することとしている。

第6 行政連絡、広報班

震災発生の直後から災害警備本部を設置し、被災地に対する本格的な救援活動等を開始したが、警備本部を支える広報班も各種情報の収集等を行ない、各報道機関を通じ被災住民等に被災状況、災害に対する警察施策等を広報し民心の安心と被害防止に努めてきた。

しかし、各種被災地対策が進むにつれ震災に絡む犯罪等の多発、復興に伴う交通渋滞等新たな問題が浮上した。

このため、被災地域の治安維持と県民生活の安全確保推進するため、2月10日に「地域安全推進本部」が発足し、実施班の一つとして行政連絡・広報班が置かれ、災害警備本部広報班と平行して広報業務を行った。

1 行政連絡・広報班の体制

地域安全推進本部の組織構成については、滝藤本部長を本部長とし、荒木警務部長を副本部長、総務、生活安全、地域、刑事、交通、通信の各部長を幕僚とし、部隊運用班、サポート班等7つの実施班で構成されており、行政連絡・広報班もその中の一つである。

行政連絡・広報班の分掌事務は

- ・ 県及び市の対策本部との連絡調整
- ・ 県・市議会への連絡調整
- ・ 市街地整備計画策定会議等への参画
- ・ 各種警察施策のタイムリーな広報の実施
- ・ 余震発生時の避難誘導、交通規制

等市民に役立つ災害関連情報の提供であり、班長である岩田警務部参事官兼警務課長、平野厚生課長及び班員の静岡総務課管理官ほか2名の計5名により活動を開始した。

2 県・市等との連絡協議

今回の震災は、4万人を超える死傷者を出し、災害救助法適用市町が10市10町に及ぶなど関東大震災以来という災害となったため、救助・交通対策等被災現場での対応にあたる警察も、兵庫県、市町等被災自治体との連携・調整を密にする必要があった。

そのために、警察本部長等の出席した県、市との災害応急等に関する委員会、連絡会議等が多数開催され、震災当初は災害警備本部がその連絡調整にあっていたが、地域安全推進本部発足後は、行政連絡・広報班が一元的に連絡調整に当たった。

震災後最も早く開催された会議は、県に兵庫県南部地震災害対策本部（1月18日に兵庫県南部地震災害対策総合本部に改組）を設置した直後の午前8時過ぎの貝原知事を本部長、警察本部長、県各局の部長を本部員とする第1回兵庫県災害対策本部会議で

- ・ 被災情報の全体的掌握
- ・ 関係諸機関に対する人命救助要請
- ・ 各部の地域防災計画に対する迅速な対策

を議題とした。

第1回会議は、震災直後ということも重なり、出席したのは、メンバーである本部員21名中本部長の貝原知事、副本部長の芦尾副知事、滝藤警察本部長等5人だけであり、ほとんどの本部員は出席出来ない状況にあった。

震災直後の17日には8回の会議を数え、翌18日には5回、19日は4回と県が非常事態に対応する状況が現れている。

県、市町等の震災対策が進む2月19日、兵庫県と神戸市は、緊急救助対策及び復興事業に関して連絡調整と協議を進め、円滑かつ総合的な推進を図るため

兵庫県・神戸市震災対策連絡調整会議を設置した。

兵庫県は今井副知事、神戸市は田淵助役を総括者として、兵庫県、神戸市に緊急救助対策班及び復興事業担当者を設け、毎週火・水・土曜日の午後6時から県庁5階の庁議室で会議が開催された。

同会議には兵庫県警察本部からも総務部長が委員として出席している。

このほかにも、兵庫県では震災応急対策を行うため兵庫県南部地震緊急対策本部会議、兵庫県災害対策総合本部会議、神戸市では神戸市災害対策本部員会議等が開催された。

徐々に緊急対策も軌道に乗りだしたことから、応急対策をさらに強力に押し進めるとともに、復興に向けての対策を推進するために兵庫県では、復興対策を検討するフェニックス会議、被災住民の住宅復興対策を検討するひょうご住宅復興会議をそれぞれ開設した。

神戸市は、復興対策の推進と平行して、今回の震災を踏まえ災害に強い神戸市をつくるため、3月26日に地域防災計画の抜本的な見直しを行う地域防災会議地震対策部会を神戸市役所において開催した。

対策部会の組織は神戸市長を会長、神戸市助役を副会長として委員45名、幹事48名により構成されており、警察関係者は神戸市警察部長が委員、災害対策課長が幹事となっている。

3 広 報

今回の震災は、かつて無い規模の被災であったことから、県及び市町、警察等の活動も多種多様にわたり、報道機関からの資料要請も多様なものとなった。

このため、広報班にあってもその要望に答えるため、積極的に資料を提供した。資料提供先もテレビ、ラジオ、新聞はもとより週刊誌等多岐にわたった。

警察自らも、ひょうごポリスネット（パソコン通信）、県警写真ニュース等により情報を提供した。

(1) 各種警察活動

震災当初は、災害救助等の活動の資料提供に重点が置かれたが警察の実施策として

- 1月18日 行方不明者相談所の開設
- 1月19日 警備部隊員及び被災地住民を対象とした兵庫県警察救急救護所の開設
- 1月20日 避難所における実態把握、救援対策を目的とした避難所緊急パトロール隊の編成
- 1月23日 犠牲者の氏名に関する電話照会窓口の開設

等を報道機関に資料提供して、幅広い利用を呼び掛けるとともに、以後各種活動に対する実施状況について資料提供した。

緊急救援物資輸送のための国道等の通行規制に伴う災害警備部隊員の活動も情報資料として提供した。

災害救助活動が一段落した2月上旬から県及び市町の被災自治体は本格的な復興対策及び避難者の要望等の把握を目的とする避難所立寄りを推進した。

それに伴い、兵庫県警察も被災者に対する民心の安定を図る活動を行うとともに復興支援活動を開始し、同時にこの種の資料を積極的に報道機関に提供した。

まず、被災地域の安全確保と被災住民に安心感を与えるため各種安全情報の提供等きめ細かな市民生活支援対策を推進するため発足した「地域安全推進本部」について、2月9日に資料を提供するとともに

- 2月10日 避難者を対象として各種相談活動、防犯活動を行うため婦人警察官で組織する「のじぎくパトロール隊」の発足
- 2月12日 兵庫警察署における「のじぎく

パトロール隊」の活動

2月19日 須磨警察署における「のじぎくパトロール隊」の活動（NHK取材）

2月20日 少年の非行等各種少年問題の相談に応じる「あじさい少年相談所」の開設

2月28日 「のじぎくパトロール隊」による色紙折紙製の雛人形の配布

3月2日 「あじさい少年相談所」の活動状況を県警写真ニュースで紹介

3月13日 兵庫県防犯協会連合会及び「のじぎくパトロール隊」等による避難所で生活する被災者の心を潤すために花をプレゼントする「ここに花をフラワー作戦」の実施

3月24日 「あじさい少年相談所」の活動実施結果

等の活動状況の資料提供とその取材要請に応じた。

次に復興対策支援活動に伴うものとして

2月13日 駐車対策課による震災に係る長期放置車両の排除活動

2月18日 県警写真ニュースによる被災地復興のための国道等における交通規制の実施及び現場における警察官の活動状況紹介

2月21日 交通総量削減対策としての「ひまわり隊」「交通対策隊」等のキャンペーンの実施

3月16日 外国人相談コーナーを3月17日を以て閉鎖

3月29日 行方不明者相談所及び兵庫県警察救急救護所を3月31日を以て閉鎖

4月6日 震災地域における復興、復旧作業等に妨害となる違法駐車等の指導取締り活動に従事する新生

「ひまわり隊」の発足

4月15日 婦人警察官で組織する「のじぎくパトロール隊」の任務解除等の資料提供を行った。

(2) 災害関連情報

災害関連情報については震災直後から被災地警察署及び県、市町との調整をしながら犠牲者数、行方不明者数、負傷者数等の定時広報を行ったほか、避難勧告等被災地の状況を重点に資料提供した。

震災当日は

兵庫県警察本部長名により

- ・ 県民は安全を確認して行動して下さい
- ・ 落ち着いた行動をして下さい
- ・ 外出には車両使用を控え落ち着いた行動をして下さい

等の県民への呼び掛けの資料提供をしたほか、二次災害防止における基本的注意事項について広報した。

翌日からは被災地救援活動に伴う交通規制の実施状況と併せ、緊急物資輸送ルートの確保、車両乗り入れ抑止を広報するとともに、LPGタンクガス漏れにより東灘区に避難勧告が発令された旨の情報を提供した。

その後1月下旬までは降雨による避難勧告、交通規制情報等を提供した。

その後は広報班の提供する情報も、段階的に回復する被災情勢に合わせた復興対策、被災に乗じた悪徳商法等に関連する情報に移行した。

まず、復興対策としての交通対策については

2月16日 被災地復興のための交通規制

2月19日 バスレーンの規制変更（短縮）

2月21日 2月25日から実施の交通規制

3月7日 復興物資輸送ルート（国道43号）における通行禁止違反取締り

3月11日 カラーコピーした復興標章を乗用車に掲示した女性を通行禁止違反で検挙

- 3月20日 国道2号、43号の交通規制の一部見直し
- 4月2日 4月1日実施の国道2号、43号の新交通規制後の交通状況
- 4月3日 震災復興のため交通規制変更後の交通状況
- 11月11日 復興物資輸送車両標章、規制外標章のカラーコピー機による偽造行使事件検挙の累計
- 4月23日 落下するおそれのあるガレキ運搬車両に対する現場指導

等の資料を提供した。

また、二次災害防止や悪徳商法の防止対策等として

- 2月22日 危険古井戸転落防止策の実施
- 3月1日 東灘警察署の地域安全ニュース「震災対策特集号」
- 3月16日 「悪質震災商法にご用心」と呼び掛ける写真ニュース
- 3月26日 被災犠牲者の新規判明者分及び被災人員（3月25現在）
- 4月7日 震災に伴う検死結果の概要と犠牲者名簿

等の情報をそれぞれ提供した。

広報班以外の各被災地警察署等も、各種震災情報、交通規制状況及び交通数量抑止の呼び掛け、悪徳商法防止対策等について報道機関に資料提供するとともに、自らも交番だより、地域機関誌等を通じて積極的に広報して、被災地域の安全と被災地域等の住民の安心感の醸成を図った。

第4章 復興対策

第1 災害対策課の新設

兵庫県警察は、阪神・淡路大震災の発生により、兵庫県災害警備本部並びに地域安全推進本部を設置し、全国警察の支援を得て治安維持、交通等の諸対策を推進してきたが、復旧・復興活動が本格化するにつれ、警察の関係業務も飛躍的に増大することから、新たに災害対策課を設置して関係業務を一元的に処理していくこととした。

1 災害対策課新設の経緯

被災地における救助・捜索活動や緊急物資等輸送対策、被災地の治安維持対策等の緊急対策の後には、市街地復興及び都市機能復旧に向けた本格的な県、市町等の整備事業が推進される。

それらの進展に伴い、関係機関からの各種支援要請、照会・連絡、各種会議等の増加が予想されるが、警察として一元的に対応するためには、復興に係る各種施策を調整し、兵庫県警察の方針や意見としてとりまとめる窓口部署が必要とされた。

また、今後心配される余震や将来の震災をはじめとする各種災害に際して、迅速的確な諸対策が講じられるように、今回の阪神・淡路大震災における各種の記録や資料は、早期に記録化、資料化を図る必要があると同時に、装備資器材等の開発、改善整備や災害対策の調査、研究による新たな災害警備計画を策定する必要があり、新たな所属の新設が必要であった。

2 災害対策課の体制

平成7年3月22日、小寺災害対策課長以下24名の体制で発足した災害対策課は、課の庶務を担当する庶務係のほかに

資料係

課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること

阪神・淡路大震災に伴う災害警備に関する記録の作成等に関すること

対策第一係

災害警備計画の策定及び実施に関すること

災害警備訓練に関すること

災害警備に関する装備の研究、開発及び改善に関すること

対策第二係

阪神・淡路大震災に係る復興対策に関する関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること

相談係

阪神・淡路大震災に係る県民からの警察相談の処理に関すること

の各係で編成され活動している。



災害対策課の発足

3 災害対策課の活動

(1) 兵庫県警察災害警備計画の改正

災害警備活動に係る現行規定「兵庫県警察災害警備計画（昭和39年 兵警備例規第20号）」

は、今回のような震度7の都市直下型を想定したのではなく、主に大雨、洪水等の風水害時の警察活動を規定しており、このため災害警備活動における初動措置をはじめ、救出・救護活動さらには広域交通規制等のあり方等に多くの課題を提起した。

この反省の上に立って、再びこの度のような災害が発生した場合においても有効に機能し、警察活動が円滑かつ効率的に展開できるような災害警備計画とするため、次のとおり現行の災害警備計画を改正するものである。

改正についての基本的な考え方は、震度7の震災にも耐え得るものとするを基本として、

- ア 今回の災害警備活動から得られた反省・教訓並びにアンケート調査結果等を生かし、抜本的な見直しを行う。
- イ 「震災対応要領」と「風水害等の一般的な災害対応要領」とを別個に規定し、災害の種類ごとの対策をより明確化して効率的な活動が展開できるようにする。
- ウ 計画のより実効を期するため、災害警備本部の運営、救出・救護活動、緊急輸送路確保、避難誘導、報告連絡等の各種活動形態ごとのマニュアルを作成し配付する。
- エ 関係機関との連携を図るため、関係機関の計画策定時に必要に応じて時点修正を行う。である。

(2) 訓練の実施

各関係機関と連携し、今後発生のおそれのある大規模余震、梅雨期や台風期における降雨等による二次災害を想定した訓練を実施した。

通信訓練の実施

災害警備本部は、2月14日、大規模な余震発生時における対策を検証するため、県災害対策本部、市町、自衛隊との情報通信システムを確認する通信訓練を実施した。

これらにより、情報通信システムの機能が確

認され余震等に対する対策が検討された。

降雨対策訓練

5月24日、梅雨期を控え降雨による土砂災害等の二次災害を想定した兵庫県防災部主体の訓練に参加し、災害対策本部としての初動体制を確認するため情報の伝達・収集等の応急対策を検証した。

防災訓練

防災の日に当たる9月1日、県警察では、大地震発生時の応急対策について、総合的かつ効果的な訓練を行うことにより、地震発生時における迅速かつ的確な災害警備活動を資することを目的とし、阪神・淡路大震災の発生時刻である午前5時46分に「姫路市を中心にM7.2の地震が発生、県西部において家屋の倒壊をはじめ、道路、通信、ガス、水道等の各施設に大被害が発生、多数の県民が死傷している」との想定により、全警察職員約12,000人に対し電話等で伝達訓練を実施するとともに、神戸市中央区のポートアイランド内グラウンドにおいて、8月に発足した「兵庫県警察広域緊急援助隊」隊員により、救出工作機等を活用した倒壊家屋からの救助等、実戦的な総合訓練を実施した。



救出工作機を使用し車両内に閉じ込められた負傷者の救出

風水害警備訓練

県警察は9月22日、台風シーズンに伴い、集中豪雨による山崖崩れ、土砂崩れや河川の氾濫

等による災害に対応するため、西宮市鳴尾浜の公共埠頭用地で、本部16課及び東灘、芦屋、西宮、甲子園の4警察署の合計268名で、「大型で強い台風が、兵庫県に上陸する見込み」との想定により、ヘリコプター等を活用した、風水害における総合的な警備訓練を実施し、台風シーズン中の警戒を強めた。

これら訓練は、実戦的な訓練であり、参加した部隊のほとんどは、先の阪神・淡路大震災で実際に救助・捜索活動に従事しており、各訓練において迅速、的確な措置がなされた。

第2 フェニックス隊の創設

阪神・淡路大震災から復興に向けた活動が進展するにつれ、被災地という特殊事情から、市民の不安感を払拭するための執行力の確保及び緊急復興ルートの確保等のために、現有の警察力を増強する必要が生じ、全国からの特別出向者による「フェニックス隊」が創設され、治安確保の各種活動を推進している。

1 フェニックス隊創設の経緯

本年2月、震災後の業務量の増加に対応するため、警察庁に500名の緊急増員の要望を行い、併せて兵庫県知事、兵庫県議会議長及び神戸市長等からも増員に向け努力をいただいた結果、5月に国の補正予算が成立し、増員のための予算が確保された。

これを受けて、5月30日の閣議で兵庫県の警察官を増員するための警察法施行令が一部改正され、6月2日に公布、施行されて増員が決定した。

施行令における兵庫県警察官の定員の基準は、改正により

平成8年3月31日までの間は………500人

平成8年4月1日から

平成9年3月31日までの間は………400人

平成9年4月1日以降当分の間は…300人

を、それぞれ加えたものとされた。

この改正を受けて、本県においても6月開会の第240回臨時兵庫県議会に、警察官の定数を規定する兵庫県職員定数条例の一部改正案を上程し、7月17日可決成立し、18日公布・施行された。

緊急増員された警察官は、直ちに被災地の現場における治安維持、交通対策等にあたる実行部隊として活動する必要があることから、本県警察官の新規採用でこれを補充することは困難であるため、全国の警察（千葉、山梨を除く1

都1道2府40県と皇宮警察）で、現に地域、防犯、交通等の警察活動に従事し、被災地域等における事案処理能力を有する警察官を特別出向者として採用することとした。

2 フェニックス隊の発足

特別出向者の部隊は、その名称を、千年ごとに自ら火の中に飛び込んで再生するという伝説の鳥で、兵庫県の復興計画の名称ともなっているフェニックスからとり、「フェニックス隊」と名付けられた。



フェニックス隊の発隊式

フェニックス隊は7月25日、神戸市中央区のメリケンパークにおいて、壺阪公安委員長、滝藤本部長出席のもとに発隊式を行って発足した。

発隊式は、まず震災犠牲者に対し黙とうをささげた後、辞令交付に引き続いて滝藤本部長が「県警に課せられた震災復興の支援活動はこれから本番である。被災地での活躍を期待している」との訓示の後、大阪府警察から出向した松浦正信警部補が「治安の維持に万全を図り、美しい町がフェニックスのごとくよみがえるよう職務に精励します」と力強く宣誓し終了した。

3 フェニックス隊の活動

フェニックス隊は、

- 被災地における市民生活の安全と平穏の確保
- 震災復興に不可欠な輸送路の確保及び指導取締りなどを通じた交通秩序の維持
- 被災地などにおける各種犯罪の予防検挙及び初動捜査

を任務として、自動車警ら隊（フェニックスパトロール隊）、交通機動隊（フェニックストラフィック隊）、機動捜査隊にそれぞれ配置され、治安対策、交通対策に懸命の活動を行っている。

(1) フェニックスパトロール隊（PP隊）

フェニックスパトロール隊は主として、

- 仮設住宅のパトロール
- 仮設住宅に併設された「ふれあいセンター」への立ち寄り
- 被災地などにおける犯罪の予防検挙
- 被災地及びその周辺でのパトロール並びに交通取締り
- 被災者などの利用が多い駅における警戒などを行い、平穏で安心できる生活を確保するために活躍している。

(2) フェニックストラフィック隊（PT隊）

フェニックストラフィック隊は、交通規制路線及びその関連道路において交通検問、交通整理・誘導を実施し、復興及び生活関連物資等輸送路を確保するとともに、同路線における交通秩序を確立し、道路交通の安全と円滑を図っている。

(3) 機動捜査隊

特別出向者を機動捜査隊に増員配置して捜査体制を強化する一方、管轄警察署や関係機関などとの連携を図りながら、凶悪・重要事件などの発生時における初動捜査及び各種犯罪の予防検挙に当たっている。

第3 復興活動

県、市等の行う復旧・復興活動に対し、各種関係会議の出席、照会等に対する意見具申等により、より安全な都市の再生へ向けた支援活動を推進している。

1 警察本部の活動

発災直後に開催された兵庫県災害対策本部や復興本部会議等の各種会議に出席して、警察からみた被災地の復興、安全確保について発表し、各種施策に反映されている。

また、11月24日付けで兵庫県防災部、消防防災課へ職員2名（警部1、使員1）を派遣し、

県当局との連携を強化していくこととした。

2 警察署の活動

阪神・淡路大震災後、兵庫県内の各市町では、災害対策の見直し・検討が活発化しているが、市町の設置する各種会議等の構成メンバーとなるなど、市町レベルでの安全・治安維持策にも努力している。

各種会議構成員一覧表

職名 会議名	管区警察局			兵庫県警察本部																				
	局長	公安部長	警備部長	本部長	総務			警備部			交通部		警務部											
					総務課長	地域部長	地域部長	警備部長	警備課長	災害対策課長	災害対策係補佐	交通部長	交通規制課長	兼市警務部参事官	兼市警察部長	兼市警察庶務課長	兼市警察官室長							
兵庫県	防災会議	委員	幹事																					
	地震災害対策部会																							
	地下街防災対策部会																							
	石油コンビナート等防災本部	本部長			幹事	本部員																		
	水防協議会																							
	県総合土砂災害対策推進連絡会																							
	地下街連絡協議会																							
	防災体制整備委員会																							
	阪神・淡路震災復興計画庁内連絡会																							
	阪神・淡路大震災復興本部会議																							
神戸市	広域防災拠点整備推進協議会																							
	心庁急仮設住宅内連絡会																							
	防災会議																							
	水防協議会																							
神戸市	宅地保全審議会																							
	地下街連絡協議会																							

第4 市街地復興計画推進と問題点

この度の大震災後、自治体の復興対策等に対して一部被災地域において反対運動等が発生している。

震災後の復興に影響を与えることも考えられる問題点である。

1 復興都市計画の問題

復興都市計画案の作成

神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市と淡路島・北淡町の5市町は、深刻な被害を受けたが、再びこのような被害を受けないよう「災害に強い安全なまちづくり」をめざして復興への取り組みを行っている。

そのため、無秩序な建築が行われるのを防ぐため、特に被害が激しかった上記5市町内の14地区について、まちづくり事業が始められるまでの間、建築基準法第84条による建築制限を行った。(平成7年3月17日まで制限)

その間、5市町は、14地区についての土地区画整理事業、市街地再開発事業などの都市計画案を2月中に作成(まちづくり案)した。

被災地の生活再建や商工業等の復興からも早期の都市計画が求められており、14地区の都市計画案(まちづくり案)概要は2月下旬に発表された。

(震災復興都市計画地区・14地区)

神戸市(6地区・2月21日発表)

- ・ 森南地区(土地区画整理)
- ・ 六甲道駅周辺地区(土地区画整理・再開発)
- ・ 三宮地区(地区計画)
- ・ 松本地区(土地区画整理)
- ・ 御菅地区(土地区画整理)
- ・ 新長田駅周辺地区(土地区画整理・再開発)

西宮市(2地区)

- ・ 西宮北口駅北東地区(土地区画整理・再開発)
 - ・ 森具地区(土地区画整理)
- 芦屋市(2地区)
- ・ 中央地区(土地区画整理)
 - ・ 西部地区(土地区画整理)
- 宝塚市(3地区)
- ・ 売布神社駅前地区(再開発)
 - ・ 仁川駅前地区(再開発)
 - ・ 花の道周辺地区(再開発)
- 北淡町(1地区)
- ・ 富島地区(土地区画整理)

復興都市計画案の縦覧

各市町とも「都市計画案」公表後、2週間の縦覧期間を設けるとともに地区住民からの意見などを受け付けた。

神戸市の場合、2月21日に発表、2月22日から地区ごとに相談所を設置して住民の問い合わせに応じており、2月28日から3月13日までの2週間の間、縦覧に付した。この間、地区住民等から計画案に対して多数の意見書が寄せられた。

各市町は、建築基準法第84条による建築制限期限が切れる3月17日までに「都市計画案」を決定しないと、被災地区が乱開発されるおそれがあるため、3月17日までに各市町の「都市計画審議会」と県の「都市計画地方審議会」の審議承認を経て決定したいとしていた。

「都市計画案」への反対行動

各市町が、それぞれの「都市計画案」を公表して、縦覧に付した後、地区住民や市民団体等から「都市計画案」に対する白紙撤回や署名運動の反対運動が持ち上がった。

反対運動の理由は「住民の意見が入れられて

いない」「住民への説明がない」「住民の合意がない」など住民不在の計画であり、性急すぎるということであった。

(反対行動の主なもの)

- ・ 森南地区住民団体、計画撤回申し入れ
2月28日、神戸市の「森南地区」の住民団体が「計画案を白紙撤回し、住民と話し合ってほしい」旨、市に陳情した。

計画案では、平成8年秋に開業予定のJR新駅の南側にあたる同地区16.7ヘクタールを区画整理して街区公園と駅前広場などを整備し、地区内を走る市道の幅を6メートルから17メートルに広げるとしていた。

住民は、これに対して「道路が拡張されれば、交通量の増加につながり、住環境が破壊される。市の計画案は住民の意見が反映されていない」として住民約2,000名の署名を添えて陳情書を提出したものである。

- ・ 芦屋市の西部地区住民、「無期延期を求める要望書」提出

芦屋市の西部地区住民は、「地権者の合意形成ができていないのに、計画は性急すぎる」などとして、計画決定の無期延期と計画案の白紙撤回を求める「要望書」を市長に3月1日までに提出した。

さらに、3月10日、「計画案の縦覧は、住民が避難している間に行われており、住民が知る機会が無く、適正な手続きに違反する」として都市計画法違反などを根拠として都市計画決定しないよう行政訴訟を起こすことを決めた。

(7月末現在提訴していない)

- ・ 新長田駅周辺地区住民の「計画変更を求める」署名運動

地区住民は、3月7日、再開発計画の説明会で、市から再開発事業に伴う公園拡張計画などについて説明を受けたが、「公園を拡張する具体的な理由や商店街をどうするのが明確に示

されていない」「長田の良さが織込まれていない」などの反対意見が相次ぎ、反対署名を集めることを決定した。

- ・ 市民団体等の反対運動

「都市計画案」に反対する人が結集して「阪神大震災による区画整理・再開発を考える市民連絡会」を結成し、協議した。

協議では、3月14日以降予定されている「都市計画審議会」において「都市計画案」が承認されると、そのまま計画決定の可能性が高いとして、各種団体や地区住民に呼びかけ、審議会に向けた反対行動を起こしていくことにした。

「新しい神戸をつくりだす市民会議」は、学者や市民が結成したものであるが、「都市計画案の白紙撤回を求める」として、神戸市へ緊急提言した。

都市計画審議会開催状況

- ・ 神戸市都市計画審議会（3月14日開催）

神戸市が諮問した区画整理・市街地再開発事業等5地区の「都市計画案」を審議する審議会は、市役所において午後2時から午後7時の間、非公開で開催された。

住民代表8名が「住民のほとんどが被災し、地域を離れている状態で計画を進めるのは一方的で、住民の声や意見を反映すべきなのに公聴会すら開かれていない」などと反対意見を述べ、続いて市側は2,000件以上に上った意見書の要旨を説明して、これに対する市の考えを示した後、審議に入った。

賛否は出席議員23名の多数決で諮られ、2名が反対したが、21名の賛成により、市の原案どおり承認され、神戸市長に答申した。

答申にあたり、審議会は「計画案の住民への周知が不十分だった」と指摘、今後の事業推進に当たって市と住民が協力しあえる態勢づくりを求めた。

- ・ 西宮市、芦屋市、宝塚市、北淡町の都市計画審議会（3月15日開催）

3市1町の都市計画審議会は、各市町が計画している「都市計画案」をそれぞれ原案どおり承認した。

承認されたことに対し、住民らの反発はあったものの、混乱は無かった。

西宮市の都市計画審議会は、地区住民ら約100名が傍聴する中で約8時間の長時間に及び、一部の委員が継続審議を提案したが、15対2の採決で承認された。

傍聴していた住民の中には、最初から結果が見えた審議などと反発する者もいた。

芦屋市の都市計画審議会は、非公開のまま5時間に及び終了、市の原案どおり承認されたが、一部住民らは「住民の意見に初めから耳を傾ける気など無かったのでは」と憤りをあらわにし、住民グループは都市計画法違反として提訴する旨を示唆した。

- ・ 兵庫県都市計画地方審議会（3月16日開催）

都市計画審議会によって承認された各市町作成の「都市計画案」の骨格が兵庫県都市計画地方審議会に諮られ、午前10時から9時間にわたる審議の末、復興関連議案49件を含む66議案を原案どおり可決して知事に答申した。

（市民グループ等の動向）

住民ら約50名は審議会会場である県公館周辺に集まり抗議を行ったが、午前中に解散した。

県知事は審議会の答申を受けた後記者会見し、今後の全体計画を作成する上で住民との直接対話の機会を持ち、関係市町とともに、集会や説明会の開催や協議の中で骨格部分の変更など弾力的に対応していくことなど計画変更を含めた県側の柔軟な姿勢を示した。

骨格都市計画の告示、決定

兵庫県と神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、北淡町の4市1町は、3月16日の「兵庫県都市

計画地方審議会」の答申と大臣認可、知事承認の手続きを終えて、激甚被災地13地区の骨格都市計画49件を3月17日に告示決定した。

これに伴い、13地区が被災市街地復興特別措置法（H7.2.26公布）に基づく「復興推進地域」（土地の形質の変更、建築物の建築等に許可が必要な期間を最大2年の範囲内で定めることができる）の指定を受けたほか、地区ごとに土地地区画整理事業、第2種市街地再開発事業などの対象地に指定された。

「都市計画案」の一連の手続きが終了したことから、各市町は、具体的な事業計画案を策定し、県知事に事業認可申請を行っていくこととなった。

都市計画と住民参加の問題

都市計画決定において、住民参加は法律（都市計画法）によって定められている。

例えば、計画案作成に当たって、公聴会等を開催して住民の意見を反映させること、案公告の日から2週間縦覧すること、計画案に対して縦覧期間内に意見書の提出を求めることなどである。

ところが、この度の震災では、対象地区は大被害を受けた地域であり、被災した多くの住民は地区を離れて避難所生活や疎開生活をしているなど、その把握と連絡が取りにくい状況であった。

また、交通条件も悪く、公聴会、説明会への参加や意見陳述、計画案の縦覧なども困難であったと思われる。

しかも、対象地区の住民は家族や財産を奪われた直後のことであり、公権と私権も絡むなど、都市計画案作成の段階で十分な住民合意形成は困難な状況にあった。

このような背景における「都市計画案」の作成と「都市計画審議会」開催に反対運動が起きたものである。

しかし、県、市町が、今後の具体的「都市計

画」作成や「都市計画案」骨格部分の計画変更
に、地区住民との意見交換や直接対話などの機
会を持ち、住民参加の姿勢を示したことなど
により、住民等の反対運動は一応沈静化した。

自治体側は以後、地区ごとに「説明会」の開
催や「現地相談所」を開設し、住民との関係改
善を図っていくことになった。

住民等は、各地区ごとに「まちづくり協議会」
等を結成し、自治体と話し合いを持ちながら都
市計画作成に参加していくことになったが、区
画整理計画では土地の減歩や建ぺい率関係も問
題点として出てくるであろうし、立場の異なる
様々な住民らの意見と議論が十分なされた上
での住民合意による真の公益を実現する都市計
画を決定するまでには、かなりのう余曲折と年月
を要すると思われる。

なお、一つの例であるが、「森南町・本山中
町まちづくり協議会」は、住民らで独自にまち
づくりの進め方を示した「復興まちづくり憲章」
をまとめて8月24日、神戸市に提出した。

森南地区住民団体は、神戸市が都市計画審議
会開催前の2月に作成した都市計画案（骨格）
に反対し、計画案の白紙撤回と住民との話し合
いを求め、2月28日に市に陳情している。（前
述）

その他の都市計画地区

前述の震災当初の都市計画のほか、別地域の
新たな都市計画案として

- ・尼崎市、築地地区（土地区画整理事業）
 - ・宝塚市、中筋JR北地区（土地区画整理事業）
- などが出され、それぞれ7月に市の都市計画審
議会を開催している。

2 避難所問題

震災は人口密集地で発生したために、倒壊や
焼失した家屋が多く、最近では例を見ないほど
大量の被災者を出した。

被災者らの多くは学校、公民館、体育館など
を避難所として不自由な避難生活を余儀なくさ
れることになり、一部被災者は公園、空き地等
にテントを設営して避難生活を続けた。

このような避難者は、震災直後のピーク時
には23市町内の1,100箇所以上の避難所に30万
名以上を数えた。なかでも神戸市は最も多く、23
万名以上の避難者がいた。

避難所の長期化

被災自治体は、震災当初から避難住民に食料、
水や毛布、医療等の生活必需品等の支給など応
急の支援を行いつつ仮設住宅を建設、入居させ
るなど避難住民の生活の再建と自立を図り、避
難住民の減少と避難所の解消に努めてきた。

一時は30万名を超えた避難住民も自宅の修理、
親や親戚宅、公営住宅や仮設住宅への入居など
により次々に避難所から転出していった。

3月の末には、12市町内に避難所731箇所、
避難住民6万3,398名になり、大幅に減少して
いたが、4月以降、減少ペースが落ち、避難所
生活は長期化することとなった。

仮設住宅の建設

減少ペースが落ちたものの、4、5月と徐々
に避難住民と避難所は減少し、それに伴い被災
自治体は次々と避難所を閉鎖して、5月末には
避難所設置の被災自治体は神戸市、西宮市、尼
崎市、芦屋市の4市だけになった。

尼崎市と芦屋市は6月中に避難所の閉鎖見込
みが立っていたが、神戸市と西宮市は7月末を
目標に避難所を解消する方針とした。

神戸市の場合、多数の避難住民がただけに、
緊急の課題として応急仮設住宅を建設するこ
とを決定し、早くから建設用地を確保して仮設住
宅の建設を進めて避難住民の解消に努めてきた
が、市街地（被災地）から離れた遠隔地の仮設
住宅は敬遠され、抽選に当たっても入居しない
者もおり、空き仮設住宅も多かった。

震災当初、建設用地として、市内の公園を検討したが、被害が大きい地域の公園は既に被災者のテントや車で埋まって建設の余地がない状態であり、建築可能の公園や公有地は限られて、被災者の多い市内中心部は用地難であった。

このような事情から4万戸以上の仮設住宅を早期に建設しようとするれば、遠隔地ではあるが、郊外の土地にも建てざるを得なかった。

郊外の仮設住宅が敬遠されることから、神戸市は、7月末までに新たに建設が予定されている仮設住宅（追加分）については東灘区から垂水区までの市街地に建設する計画とした。

住宅戸数を確保するため、従来の2Kタイプを1Kタイプに変更して、多数の仮設住宅を建設するとともに建設用地確保困難の折から小規模公園も建設用地として活用した。

公園テント生活者への立ち退き要請

5月下旬の時点では神戸市内30数箇所の公園には1,500名の被災者がテントを張って避難生活を続けており、これらの公園のうちには新たな仮設住宅建設予定地も含まれていた。

このため、神戸市はテント生活の被災者に立ち退き要請することを決定し、5月下旬から市管理の公園でテント生活する被災者に対し「避難所に移ってほしい」と説得する立ち退き交渉を始めた。

なお、テント生活者の多数は、学校、公民館等の避難所での生活は、「プライバシーが著しく侵害され、他者との距離を保つ事が出来ない窮屈な状態」としてテント生活を続けており、「仕事や学校の関係上、これまで住み慣れた地域を離れることはできない」として遠隔地の仮設住宅には入居していない状況にあった。

被災住民組織の結成と活動

6月初旬、神戸市内の学校や公園のテントなどで暮らす避難所住民らが集まり、団結して避難所生活に関する行政への要望などを行う必要

があるとして、「全神戸避難所連絡会議」を結成し、神戸市に対して

- ・ 仮設住宅の建設については、従来通り2Kタイプを主に建設すること
 - ・ 仮設住宅不足分5,000戸をさらに追加すること
 - ・ 遠隔地の空き仮設住宅を神戸市街地に移転すること
 - ・ テント村の撤去要請は撤回すること
- などを文書で申し入れ、回答を求めた。

神戸市は、同連絡会議の代表メンバーと交渉を行ったが、決裂したため同連絡会議側約150名は市役所前で集会を行い、一部は市役所ロビーに居座るなどの行動をとることとなった。

さらに、7月7日、同連絡会議は東遊園地において約180名で「被災者の集い」を開催して、団結を図り、7月10日と11日の両日には神戸市と県に対し、「人間としての健康で文化的最低限度の生活」を求めるとして再度

- ・ 「7月31日で避難所の閉鎖」通告の撤回
- ・ 「7月31日で食事等の提供終了」通告の撤回
- ・ 避難所の統廃合は申し入れ3団体との話し合いと同意を条件とする

などを求めた11項目の申し入れを行った。

この11項目の申し入れに対する神戸市の回答を不服として7月31日、同連絡会議は新たに申し入れ（3度目）と再交渉を行ったが進展はなく、納得のいく回答を求めるとして市庁舎前で泊り込みの抗議行動を続けた。

さらに、8月14日に再々度の交渉を行い、神戸市は回答を出したが、同連絡会議側は不満として交渉は決裂し、同連絡会議側は8月22日、市役所前にテントを張り、以後、数名による泊り込みの抗議行動を続けた。

避難所閉鎖、待機所開設

神戸市は7月末で避難所閉鎖の予定であったが、仮設住宅の一部の完成が8月に延びたため、

8月20日まで避難所を存続させ、同日に災害救助法に基づく運営を打ち切って、全ての避難所を閉鎖した。

8月21日以降、避難所に替えて待機所を設置し、避難者に対し待機所への移転要請を行ったが、移転する者は少なく、避難者の多くは旧避難所に留まった。

9月1日現在の神戸市の状況は

待機所	11箇所	701名
旧避難所	124箇所	3,192名

であった。

神戸市は待機所、旧避難所で暮らす被災者を対象に空き仮設住宅の再あっせんを実施したものの、入居の意思のない人も多く、かなりの空き仮設住宅が残った。

第5章 お見舞い・視察

1 お見舞い

天皇皇后両陛下をはじめ、皇太子同妃両殿下、秋篠宮同妃両殿下、紀宮殿下、常陸宮同妃両殿下の各皇族方は、「阪神・淡路大震災」の被災者お見舞いのため、それぞれ神戸市、西宮市、芦屋市、尼崎市、淡路島の北淡町等被害が大きかった被災地をお見舞いされ、被災者らを激励された。

天皇陛下は、「阪神・淡路大震災」に関して1月19日に犠牲者への哀悼の意を表明する「お言葉」を発表され、1月20日には第132通常国会の開会式で「今次の地震による被害は極めて甚大であり、その速やかな救済と復興は現下の急務であります」と異例の「お言葉」を述べられるなど、震災に心を痛められ、気にかけていた。

皇族方は、この度の震災に通算6度来県され、お見舞いされたが、災害地へのお見舞いでこれほど数多くご来訪されたことは、この度の震災が初めてである。

来訪の御日程

天皇皇后両陛下	1月31日（火）
皇太子同妃両殿下	2月26日（日）
皇太子同妃両殿下	3月5日（日）
紀宮殿下	4月30日（日）
常陸宮同妃両殿下	5月25日（木）
秋篠宮同妃両殿下	7月7日（金）

(1) 天皇皇后両陛下のお見舞い

天皇皇后両陛下は、震災後2週間目の1月31日（火）、被害が特に大きく、まだ震災のツメ跡が生々しく残っている神戸市、西宮市、芦屋市、淡路島北淡町の各被災地をお見舞いされた。

昨年（平成6年）5月、美方郡村岡町において開催された第45回全国植樹祭にご臨席されてから、わずか8箇月目の県下への再訪問となっ

た。

天皇皇后両陛下は、1月31日午前10時、大阪国際空港からお召機（ヘリ）で西宮市に到着された後、西宮市立中央体育館において同館講堂内の避難住民の間を回られて一人ひとりに激励のお言葉をかけられた。



被災者を激励される天皇陛下

この後、両陛下は、芦屋市の市立精道小学校等をご訪問された。

午後は、神戸市立本山第二小学校をご訪問され、同校グラウンドに設営された避難テント生活者の間をお歩きになり、お見舞いのお言葉をかけられ激励され、長田区の菅原市場に向かわれた。

途中、皇后陛下が沿道の人々に車中から両手のこぶしを握られ手話で激励を送られた。

菅原市場にご到着された両陛下は焼け野原となった被災地に向かって一礼、黙とうされ、犠牲者のめい福を祈られた後、徒歩で被災地を視察された。

神戸市に続いて北淡町をお見舞いされ、北淡町役場等において被災者にお見舞いのお言葉をかけられ、激励された。

両陛下は、離県されるにあたって、次のとおりご感想を寄せられた。

『西宮市、芦屋市、神戸市の東灘区、長田区及び淡路島北淡町において、この度の痛ま

しい災害の現場及び避難所を訪れ、なお訪問することのできなかつた被災地に心を残しつつ、今、帰京の途に着いています。

ここに改めて、かけがえのない多くの人々の死を哀悼し、悲しみと苦難の中で共に支え合い、懸命に日々を生き抜いている全ての人々の上に思いをいたします。

また、災害発生以来、日夜努力を続けている行政各機関の人々、被災地の最前線にあって、救出、救護、復旧作業をはじめとし、各分野で救助に当たっている人々の労苦を深くねぎらいたく思います。

計り知れぬ困難の中であって、被災者各人が、どうか復興に向けての希望を失うことのないよう、そして、一日も早く被災地の生活が立ち直り、人々の上に安寧がもたらされることを切に祈っています』



菅原市場を視察される両陛下

(2) 皇太子同妃両殿下

皇太子同妃両殿下は、被災都市主催の合同慰霊祭ご参列及び被災者へのお見舞いのため2月26日と3月5日、兵庫県を訪問された。

2月26日は西宮市と芦屋市の2箇所の合同慰霊祭、3月5日は、尼崎市、宝塚市及び神戸市の3箇所における合同慰霊祭へのご参列であった。

2月26日の行啓

両殿下は、西宮市主催の県立総合体育館における合同慰霊祭（2,500人参列）、芦屋市主催の

県立芦屋南高校体育館における合同慰霊祭（1,300人参列）それぞれにご参列され、祭壇に献花されて、犠牲者のめい福を祈られた。

また、慰霊祭ご参列のほかには阪神電鉄の復旧現場、避難所、兵庫県救護対策現地本部及び陸上自衛隊千僧駐屯地等をご訪問され、被災住民や復旧活動に携わる者等を激励された。

3月5日の行啓

両殿下は、尼崎リサーチ・インキュベーションセンターの合同慰霊祭（530人参列）、宝塚市民会館の合同慰霊祭（690人参列）、神戸文化ホールの合同慰霊祭（6,200人参列）にそれぞれご参列され、祭壇に献花されて、犠牲者のめい福を祈られた。

神戸文化ホールご退場後、兵庫警察署に到着され、署長の先導で署員40名を激励された。



兵庫警察署員を激励される皇太子同妃両殿下

両殿下は、署長、署員に「亡くなられた方のごめい福をお祈りします」「ご心労が多かったと思いますが、お体に気をつけて下さい」「大変でしたね。頑張って勤務して下さい」などとお言葉をかけられた。

当日は、そのほかにも、宝塚市、一宮町等において被災者を激励されている。

離県されるにあたって、両殿下からご感想が寄せられ、『先の西宮・芦屋両市に続いて、本日、尼崎、宝塚、神戸三市それぞれの合同慰霊祭に参列しましたが、阪神・淡路大震災の犠牲となった多くの方々に、改めて深く哀悼の意を

表します』とお見舞いのお言葉があり、終わりに『遺族、被災者、そして救援・復興活動に携わる皆さんには、くれぐれもお体を大切にこれからの日々を歩いて頂きたいと思います』との温かいお言葉がありました。

(3) 紀宮殿下

紀宮殿下は、震災から約100日が経過した4月30日に淡路島を訪問され、仮設住宅居住の被災者らをお見舞いされた。

淡路島では、4月19日を最後に既に避難所を閉鎖し、避難者の多くは、仮設住宅に居住していた。

なお、殿下の淡路島ご訪問は初めてであった。

津名郡津名町内の応急仮設住宅団地を訪問された紀宮殿下は、町長から被災状況の説明を聴取された後、団地内をご視察され、入居住民らに、にこやかにほほ笑みながら「お元気ですか」「お体を大切に」などとお見舞いのお言葉をかけられた。

午後からは岩屋漁港で被災した漁業関係者を激励され、さらに、東浦町内の応急仮設住宅団地、カーネーションホーム（特別養護老人ホーム）をお見舞いされた。

(4) 常陸宮同妃両殿下

常陸宮同妃両殿下は、震災から4箇月が経過し、生活の再建や産業復興へ向けて軌道に乗つつある5月25日、明石市内の仮設住宅居住の被災者をお見舞いされた。

明石公園内の仮設住宅をご訪問された常陸宮同妃両殿下は、住民一人ひとりにお言葉をかけられ、激励された。続いて明石城の被災状況などを視察された。

この後、神戸動物救護センター（北区）をご訪問され、神戸ファッションマート（東灘区）で開催中の「神戸ファッション見本市」を見学され、午後5時には、神戸朝日ホール（中央区）で、チャリティコンサートを鑑賞された。

(5) 秋篠宮同妃両殿下

秋篠宮同妃両殿下は、震災発生から半年が近づいた7月7日、川西市内の仮設住宅と被害が大きかった神戸市灘区の宮前市場をご訪問され、被災者をお見舞いされた。

なお、両殿下は3月12日、当震災に関して大阪市内及び豊中市の被災地をご訪問され、被災者をお見舞いされている。

川西市内の久代仮設住宅・ふれあいセンターをご訪問された秋篠宮同妃両殿下は、出迎える住民一人ひとりに、お言葉をかけられ、激励された後、ふれあいセンターで開かれた幼稚園児、高齢者との七夕交流会に出席された。

午後から神戸市灘区の宮前市場をご訪問され、神戸市長らから被災状況などの説明を聴取された後、被災者に「お体を大切に」「これからも頑張ってください」など、お言葉をかけられ激励された。

夕刻にはホテルオークラ神戸で開催されたチャリティピアノリサイタルを鑑賞された。

(6) 警衛警備対策

この度の6回の警衛警備は、被災地お見舞いという特殊事情から、それぞれ過密な御日程と必要最小限の体制で臨むという厳しい条件下での実施であったが、警察庁をはじめとする全国の警察の大きな智恵と力を頂いて、安全を確保しつつ円滑な進行を確保するという初期の目的を達成することができた。

なかでも、天皇皇后両陛下の警備は、地震発生からわずか14日後という極めて短い準備期間だったこと、かつ、震災発生後間がないという状況下だったことなど、厳しい条件、困難のりこえて実施したものであった。

依然として多数の警察官を投入して被災現場の救助活動、交通規制、警戒活動等を継続中で、被災現場は道路が壊滅状態のなか、被災地支援、復旧関係車両等が走り回っており、余震も断続的に発生していた。

このような厳しい条件下の警衛警備であり、今までの警衛とは異った現場諸対策を行う必要があった。

この度の警衛で実施した現場対策の特徴は、次のような点である。

自動車列等の簡素化

被災地の交通、道路事情、自動車列が被災地の中を走行すること、また、お見舞いの特殊事情などを考慮し、検討した結果、自動車列等を簡素化し、前駆車、お召車（バス）、後衛車（マイクロバス）の車列編成とした。

ヘリコプターの利用

行幸啓先が西宮市、芦屋市、神戸市、淡路島北淡町の被災地及び避難所として使用している学校、体育館等広範囲にわたりその被災地域は依然として道路損壊、交通混雑など道路事情が悪く、陸の孤島化状態であること、また、救出、救護、復旧活動への支障を考慮して短距離間移動のみ自動車列の運行とし、他の順路についてはヘリコプターを利用した。

2 視察等

村山総理大臣をはじめ、政府閣僚、政党関係者など政府要人等（警護対象）の被災地視察、見舞いが相次いで行われ、短期間の警衛警護としては記録的な回数に上った。

震災以来、8月末までの間に

警護対象者 43名
延べ 99回

の警護を実施した。

（月別警護実施状況）

1月中	23名	33回
2月中	19名	28回
3月中	18名	22回
4月中	4名	4回
5月中	4名	4回
6月中	2名	2回
7月中	0名	0回

8月中 5名 6回
合計 99回



被災地を視察する村山総理大臣

震災直後から政府要人等が次々と現地入りし、1月は連日のように警護実施が続いたが、震災直後の被災現場では、方々で火災が発生して煙が立ち込める中で、救助活動が活発に行われ、市内各所では、交通規制と、それに伴う渋滞が生じ、パトカー、救急車などが騒然と走り回っている状況であった。

1月中の来県状況

日	警 護 対 象	回数
17	小澤国土庁長官 中野新進党政調会長 野坂建設大臣	3
18	小澤国土庁長官 中野新進党政調会長 野坂建設大臣 海部新進党党首 玉澤防衛庁長官 野中自治大臣 亀井運輸大臣	7
19	村山総理大臣 土井衆議院議長	2
20	小里地震担当大臣	1
21	小里地震担当大臣 大出郵政大臣 井出構成大臣 武村大蔵大臣	4
22	小里地震担当大臣	1
24	小里地震担当大臣	1
25	小淵自民党副総裁	1
28	野坂建設大臣 亀井運輸大臣 橋本通産大臣 与謝野文部大臣	4
29	土井衆議院議長 野坂建設大臣 田中科学技術庁長官 前田法務大臣 高村経済企画庁長官	5
30	久保社会党書記長 森自民党幹事長 モンデール駐日米大使	3
31	モンデール駐日米大使	1

被災地の警察署は救出、捜索活動に全力を挙げている時であり、当該警察署の署員を警護活動に就けるわけにいかず、この期間中の警護は、全て警護対策室の要員で実施した。警護対策室の要員は泊り込みでローテーションを組み、まさに24時間勤務の状態が続いた。

神戸市等主催の合同慰霊祭が開催された3月5日は、村山総理大臣、土井衆議院議長ら12名の政府要人が参列する大規模な警護であったが、要員全員の智恵と力と精神力及び警視庁、近畿管区各府県からの警護要員の応援によって無事乗り越えることができた。

第6章 慰 霊

1 各被災地の慰霊祭

阪神・淡路大震災の犠牲者5,480名を追悼する合同慰霊祭は、それぞれの各市、町、各種団体等において、遺族・来賓参列のものとしめやかに開催された。

(1) 西宮市

999人の犠牲者を出した西宮市では、2月26日皇太子同妃両殿下をはじめ、土井衆議院議長、貝原兵庫県知事等来賓及び遺族、関係者3,450



犠牲者のめい福を祈られる両殿下

名が参列して、市主催の「西宮市合同慰霊祭」が県立総合体育館において開催された。

遺族等は肉親の遺影や位はいを胸に参列し、悲しみを新たにした。

西宮市長が挨拶で

「今回の震災は50年前の戦災を上回り、街並みも、家庭のどんらんも、瞬時に消え去ったが、ふるさと西宮の復興に力を尽くす。」

と復興への決意を述べた。

また、遺族代表辰馬米子（元辰馬西宮市長の妻）さんが

「温かい救援の手、復興への力、強い支援が私達の支えです。以前に増して立派な街になるよう努力することが、はなむけになると思います。」

と追悼の辞を述べた。

(2) 芦屋市

396名の犠牲者を出した芦屋市では、2月26日皇太子同妃両殿下をはじめ、来賓、遺族等1,200名が参列して、市主催の「芦屋市合同慰霊祭」が県立芦屋南高等学校体育館において営

慰霊祭開催状況

市・町 各種団体	日時	場 所	参 列 者	備 考 死 亡 者
北 淡 町	1月18日	北淡町民センター	300	38
一 宮 町	1月18日	一宮町ふるさとセンター	20	10
芦 屋 市	2月26日	県立芦屋南高等学校	1,200	396
西 宮 市	2月26日	県立総合体育館	3,450	999
明 石 市	3月4日	明石市勤労福祉会館	200	5
宝 塚 市	3月5日	宝塚市市民会館	350	83
尼 崎 市	3月5日	尼崎市キューベーションセンター	530	27
神 戸 市	3月5日	神戸文化ホール	6,200	3,891
民団兵庫本部	2月26日	民団兵庫本部	800	111
朝総聯兵庫本部	3月4日	西神戸朝鮮初中級学校	1,000	
華僑留学生犠牲者追悼会	3月26日	中華同文学学校	500	44

まれた。

犠牲者396名の名前が読み上げられるなか、参列者が祭壇に白菊を供えた。

北村芦屋市長が

「美しい街は一瞬にして、ガレキと化し、自然災害の恐ろしさ、人間の無力さを思い、悲しみで一杯です。悲しみを乗り越え立ち上がる日の一日も早いことを祈ります。」

と式辞を読み上げた。

(3) 神戸市

阪神・淡路大震災で最大の被害を出した神戸市の合同慰霊祭は3月5日午後2時から、神戸文化ホールで、皇太子同妃両殿下をはじめとして、村山首相、土井衆議院議長、貝原知事等多数の来賓のもと遺族・関係者15,000人が参列して開催された。

会場広場には、数十個のテントを設置し、犠牲者3,897名の霊をなぐさめるとともに、

全員で1分間の黙祷

笹山神戸市長の式辞

村山首相、土井衆議院議長の追悼の辞

皇太子ご夫妻の献花

が行われ、最後に遺族代表 溝淵耕一さんから

「一日も早い復興、安全な都市を願う」

と決意表明がなされた。

2 警 察

阪神・淡路大震災で犠牲となった警察職員の合同慰霊祭が、地震発生5箇月後の6月16日兵庫県民小劇場において営まれた。

犠牲者となり亡くなられたのは

伊丹警察署地域課巡查部長辻 恭孝（50歳）

阪急駅前交番において勤務中、阪急伊丹駅舎崩壊による圧死

兵庫警察署会計課事務吏員岡西久人（31歳）

宿直勤務中庁舎崩壊による圧死

姫路警察署地域第三課巡查長小野敬三（36歳）

災害警備活動中勤務を終え自宅で死亡
甲子園警察署地域課巡查長柿田昭次朗（53歳）

災害警備要員として特別活動に従事し
突然倒れ、治療中死亡

尼崎中央警察署地域課巡查香椎恭子（24歳）
自宅家屋倒壊により死亡

の5名であった。

慰霊祭には遺族・関係者をはじめ、貝原兵庫県知事、県警察幹部、同僚等220名が参列し黙とうの後、県警察音楽隊の演奏の中、白菊に囲まれた5名の遺影に別れを告げ献花をささげた。



兵庫県警察合同慰霊祭

滝藤浩二兵庫県警察本部長が「志し半ばにして、殉じられ、本部長として断腸の思いです。安らかに眠り下さい。」と式辞を述べた。

第7章 表彰

阪神・淡路大震災に伴う災害警備に際しては、県下全警察職員が一丸となって、その災害警備等にまい進し、各分野において多大の成果を収めた。

さらに、全国都道府県警察からの特別派遣部隊及び、各種関係団体、民間協力団体（者）の懸命な救援活動、支援活動があった。

今回の災害警備功労に対する各種表彰は次のとおりである。

1 受賞

(1) 平成7年防災功労者内閣総理大臣表彰

兵庫県警察（平成7年9月1日付）

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際し、悪天候、余震、火災等の下、身の危険を顧みず迅速な初動措置をとって多くの被災者を救出・救助するとともに、緊急輸送物資・復興関係物資の搬入ルートの確保等の交通対策等を推進し、人命救助及び被害の軽減に多大な貢献をした。

(2) 警察庁長官表彰

兵庫県警察（平成7年6月26日付）

2 本部長表彰

(1) 本部長感謝状（3部）

（平成7年4月26日付）

- ・近畿管区警察局兵庫県通信部
- ・警察共済組合兵庫県支部 パレス神戸
- ・警察共済組合兵庫県支部 診療所

(2) 本部長賞状（24部署）

（平成7年4月26日付）

- ・総務部、警務部、刑事部、生活安全部、地域部、交通部、警備部

- ・東灘署、灘署、葺合署、生田署、兵庫署、長田署、須磨署、神戸水上署
- ・芦屋署、西宮署、甲子園署、尼崎西署、尼崎北署、伊丹署、宝塚署
- ・岩屋署、津名西署

(3) 本部長賞状（46部署）

（平成7年4月26日付）

- ・災害警備本部〔検視班、行方不明者相談所、のじぎくパトロール隊、外国人相談コーナー〕
- ・兵庫県警察学校、機動捜査隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊
- ・垂水署、神戸西署、神戸北署、有馬署
- ・尼崎中央署、尼崎東署、川西署、三田署、篠山署、柏原署
- ・明石署、三木署、社署、加西署、西脇署、加古川署、高砂署
- ・姫路署、飾磨署、網干署、福崎署、龍野署、相生署、赤穂署、佐用署、山崎署
- ・和田山署、八鹿署、出石署、豊岡署、城崎署、香住署、浜坂署
- ・洲本署、三原署

3 県外特別派遣部隊に対する知事及び本部長感謝状

46都道府県・265部隊

（平成7年7月17日付）

次ページ「県外特別派遣部隊に対する知事及び本部長感謝状」のとおり

第7章 表 彰

県外特別派遣部隊に対する知事及び本部長感謝状（46都道府県・265部隊）

（平成7年7月17日付）

都道府県名	贈呈数	部 隊 名
北海道	2	機動隊、警備隊
青森	3	機動隊、管区機動隊、第二機動隊
岩手	3	機動隊、管区機動隊岩手小隊、第二機動隊
宮城	4	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官部隊
秋田	3	機動隊、管区機動隊、第二機動隊
山形	3	機動隊、管区機動隊、第二機動隊
福島	1	管区機動隊
警視庁	23	第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、第四機動隊、第五機動隊、第六機動隊、第七機動隊、第八機動隊、第九機動隊、特科車両隊、婦人警察官特別機動隊、航空隊、第一自動車警ら隊、第二自動車警ら隊、第八方面自動車警ら隊、第九方面自動車警ら隊、第一交通機動隊、第二交通機動隊、第三交通機動隊、第四交通機動隊、第八方面交通機動隊、第九方面交通機動隊、高速道路交通警察隊
茨城	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部特別機動警ら隊、交通部
栃木	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通部
群馬	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官部隊、生活安全部地域課、交通部
埼玉	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官特別機動隊、地域部、交通機動隊
千葉	7	第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、婦人警察官特別機動隊、航空隊、自動車警ら隊、交通部
神奈川	7	第一機動隊、第二機動隊、管区機動隊、特別機動隊、婦人警察官部隊、地域部特別派遣部隊、交通部
新潟	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部、交通機動隊
山梨	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通部
長野	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官特別派遣部隊、生活安全部、交通部
静岡	6	機動隊、関東管区機動隊、第二機動隊、婦人警察隊、自動車警ら隊、交通機動隊
富山	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通部
石川	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通部
福井	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通機動隊
岐阜	7	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察部隊、刑事部機動捜査隊、生活安全部、交通部
愛知	8	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官部隊、刑事部機動捜査隊、自動車警ら隊、交通部第一機動隊、交通部第二機動隊
三重	8	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官部隊、航空隊、刑事部機動捜査隊、生活安全部地域課、交通機動隊
滋賀	8	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、婦人警察官部隊、航空隊、刑事部機動捜査隊、生活安全部、交通部
京都	8	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、刑事部機動捜査隊、航空隊、のじぎくパトロール隊、地域部自動車警ら隊、交通部
大阪	10	第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、管区機動隊、航空隊、特別機動隊、婦人警察官特別機動隊、刑事部機動捜査隊、地域部、交通機動隊
奈良	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、刑事部機動捜査隊、生活安全部地域課、交通機動隊
和歌山	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、刑事部機動捜査隊、生活安全部地域課、交通機動隊
鳥取	6	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、捜査第一課機動捜査隊、交通機動隊
島根	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部地域課、交通機動隊
岡山	8	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、刑事部機動捜査隊、第二機動隊婦人警察隊、生活安全部地域課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
広島	7	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、刑事部機動捜査隊、婦人警察官特別機動隊、地域部、交通部
山口	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部、交通機動隊
徳島	7	機動隊、四国管区機動隊、第二機動隊、航空隊、捜査第一課機動捜査隊、地域部門特別派遣部隊、交通機動隊
香川	6	機動隊、四国管区機動隊、第二機動隊、捜査第一課機動捜査隊、地域課、交通部
愛媛	5	機動隊、四国管区機動隊、第二機動隊、地域課、交通機動隊・高速道路交通警察隊
高知	5	機動隊、四国管区機動隊、第二機動隊、地域課、交通機動隊
福岡	7	第一機動隊、第二機動隊、管区機動隊、自動車警ら隊、北九州市警察部生活安全地域課自動車警ら隊、交通部、北九州市警察部交通課交通機動隊
佐賀	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部、交通機動隊
長崎	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、地域課、交通部
熊本	5	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部、交通部
大分	4	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部
宮崎	4	機動隊、管区機動隊、第二機動隊、生活安全部
鹿児島	3	機動隊、管区機動隊、第二機動隊
沖縄	2	機動隊、第二機動隊

参考 県外応援部隊の46都道府県警察に対する「兵庫県知事感謝状」の贈呈（平成7年7月17日付）

4 民間協力団体（者）への本部長感謝状

- 義援金等の寄付（5個人）
 - 警視庁赤坂警察署交通安全協会会長
 - 元愛媛県警察学校長夫人
 - 軽井沢警察署友の会会員（スーパー経営）
 - 三原地区警察署友の会会長・近畿警察官友の会会長
 - 警視庁万世防犯協会会長
- 資器材、食糧類等物件の寄付（17団体）
 - 本田技研工業(株)関西営業部（大阪）
 - 本田技研工業(株)阪神大震災対策本部（東京）
 - 東洋物産工業(株)（兵庫、三木市）
 - (株)岡田金属工業（兵庫、三木市）
 - 日本ボラロイド(株)大阪
 - (株)もちひこ（静岡県）
 - ナルコ商事(株)（大阪、阪南市）
 - 堺靴・被服協同組合（大阪、堺市）
 - シノブフーズ(株)（大阪市）
 - 吉野屋デイ・アンド・シー西日本営業部（大阪市）
 - ロッテ商事(株)（東京）
 - 大塚製薬(株)神戸支店
 - (株)泉南自動車教習所（大阪、泉南市）
 - (株)常盤薬品（大阪市）
 - 日本たばこ産業(株)関西営業本部（神戸）
 - 松下電器産業(株)（大阪、門真市）
 - (社)全日本冠婚葬祭互助協会
- 遺体検案、安置等捜査活動協力（5団体）
 - 日本法医学会（東京）
 - 兵庫県警察歯科医会
 - 大本山須磨寺（神戸）
 - 円徳寺（兵庫、尼崎市）
 - 兵庫県葬祭事業協同組合連合会
- 夜間防犯パトロール防犯灯設置等防犯活動協力（4団体）
 - (社)兵庫県防犯協会連合会
 - (社)兵庫県警備業協会
 - (社)大阪府警備業協会

関西電力(株)（神戸）

- 交通安全活動協力（1団体）
 - (助)兵庫県交通安全協会
- 宿泊施設の無償提供（2団体）
 - 日本毛織(株)印南工場（兵庫、加古川市）
 - (株)神戸ポートピアホテル（神戸）
- 捜索活動等（2団体）
 - 大日本土木(株)（大阪市）
 - フランス国レスキュー隊
- 兵庫警察署解体工事（1団体）
 - 静岡県建設解体業団体連合会
- 駐車場用地等の無償提供（1団体）
 - 阪急西宮スタジアム（兵庫、西宮市）
- 警察車両の海上無償、優先乗船（2団体）
 - 甲子園高速フェリー(株)（兵庫、西宮市）
 - 淡路フェリーポート(株)（神戸）
- 補給活動に寄与（1団体）
 - (株)本陣（兵庫、加西市）

以上のように、今回の阪神・淡路大震災に際し多大なる救助、救援、支援を頂いた方々、また、全国各地のボランティアの方々のご苦勞に対し心から感謝申し上げます。

第8章 反省・教訓

阪神・淡路大震災は、近代的都市を襲った初めての都市直下型地震であり、神戸・阪神間の都市機能を一瞬にして壊滅させた。

兵庫県警察にあっても、兵庫県災害警備本部を設置して、懸命の救助・捜索活動、交通対策、後方治安対策等を推進したが、活動を通じて幾多の反省・教訓があった。

今後、これらの問題点を見直し、検討して、災害の未然防止と災害発生時の警備活動に万全を期さなければならない。

1 情報の収集・伝達

教訓

- 今回の地震では、建物の倒壊等により生き埋めとなった人が多く、被災地の警察署では発災直後から救出を求める被災者が殺到し、被害情報の収集をはじめ、報告・連絡要員の確保が不可能な状況となり、被害全体像の把握に相当の時間を必要とした。
- 警察職員は、死傷者数等の報告に当たっては、従来から確実な数値情報として報告することが常態であったため、概括的な被害状況の報告には戸惑いがあり、断片的な情報の警察庁等への報告システムが確立されていなかった。

今後の措置

- 情報収集・伝達体制の充実
 - ・ 警察職員は、自宅周辺の被害の状況及び参集途中において把握した状況をそのつど即報することとした。
 - ・ 私服による被害情報収集班を設置し、バイク等により被害情報を収集することとした。
 - ・ 陸上（パトカー、交番員等）のみでなく、上空（ヘリコプター）からも被害状況の早

期把握を図る。

- 概括情報と確認情報の二段階報告と概括的被害の把握
 - ・ 大規模地震発生時等には、都道府県警察本部において、パトカー、交番員等からの断片情報を迅速に収集し、警察庁等に報告する。
 - 警察庁等は、無線モニターや断片情報から概括的被害推定を行う。
 - ・ 被害調査班等による確認情報を追加報告する。

2 緊急救助体制の整備

教訓

- 地震により道路の損壊や公共交通機関が途絶等したため、一部の警察職員の参集が困難であった。
- 都市部における大規模災害であったため、被災地へ迅速かつ大量に警察官及び装備資機材を投入する必要があった。
- 甚大な被害に対応するため、自衛隊、消防等関係防災機関との緊密な連携が重要だった。

今後の措置

- 大都市における早期招集を図るため、職員の居住実態に合わせた要員指定、自主参集基準・早期招集方法を確立する。
- 大規模災害時に都道府県警察の枠を越えて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力と自活能力を有する災害警備専門部隊の設置が必要である。（平成7年6月1日、広域緊急援助部隊を設置）
- 大規模な災害における応急対策は、自衛隊等の関係防災機関と、平素から連携を緊密にしておく必要がある。

- 救助活動や捜索活動に際しては、事前に自衛隊、消防等の防災機関との協議（3者協議）を行い、救助活動、捜索活動等の任務分担、範囲等を取り決め、効果的な活動を展開することとした。

3 緊急交通路の確保

教訓

- 災害発生の初期においては、警察は、人命の救出活動を最優先とした活動をしたことから、交通規制を担保とするマンパワーが不足した。特に、緊急交通路として指定された国道2号は一般車両の通行禁止規制を行ったが、大量の避難車両等に加え、多くの流入路から進入する車両が多く、交通渋滞に拍車をかけた。
- 緊急輸送車両の標章を偽造する者がいた。
- 信号機等管制末端の電源の断絶、交通管制センター中央装置の障害等により、交通管理に支障があった。

今後の措置

- 災害発生の初期の段階における迅速な緊急交通路及び回ルートの設定と、これに基づく厳格な交通規制を実施する必要がある。
- 災害発生初期において交通対策要員を確保するため、国内の大規模災害時には、都道府県警察の枠を越えて広域的に即応できる交通対策部隊の設置が必要である。（平成7年6月1日に設置された広域緊急援助隊の中に交通対策要員を編成）
- 現場警察官の法的権限の強化については先般の災害対策基本法の一部改正により措置された。
- 交通障害情報の迅速な把握システムを確立する必要がある。
- 緊急通行車両の標章を偽造されない措置が必要である。

- 災害時の交通管理を迅速的確に行うため、各種車両感知器、交通監視カメラ等の整備及び管制センターの防災対策等の災害に強い交通管制システムを構築する必要がある。

4 代替指揮施設の確保

教訓

- 指揮室機能を備えた港島庁舎が液状化現象に伴う浸水等により機能しなかったが、都市型の大規模災害においては、警察本部施設、通信施設等も大きな被害を受ける場合があることから、代替施設を考慮しておく必要がある。

今後の措置

- 警察本部が被災した場合を想定し、警察本部からの距離、液状化等の地質的環境、耐震構造等を考慮し、あらかじめ大規模警察署や警察学校等を代替施設に指定するとともに、同施設に通信設備を整備するなど、代替指揮機能を確保しておく必要がある。

5 隣接都道府県警察等の相互支援体制の確立

教訓

- この度の震災では、大阪府警察において「兵庫県南部地震支援対策本部」を設置して、兵庫県警察へ特別派遣される警備部隊の宿泊施設を確保して提供し、80日間にわたり延べ約85,000名の警備部隊の受入れ及び接遇を行った。

今後の措置

- 都道府県警察においても隣接警察署と相互に連携をとった災害警備計画等を策定する必要がある。

6 警察施設等の損壊

教訓

- 倒壊した兵庫警察署は、通信手段を失ったため兵庫県警察本部からワイド通信システム、携帯無線機及び多重無線車を配備し、有線及び無線通信を確保して現地警備本部の指揮機能を確保した。

また、発動発電機を配備し、ワイド通信システム等の充電を行った。

- 倒壊した伊丹駅前交番や皿池交番に移動交番車を配備し、交番機能を回復した。
- 通信機能に影響が生じた兵庫警察署を除き、その他の警察署は、N T T回線が一部不通となったものの、有線・無線とも機能しており警察活動に支障がなかった。

警察署においては、携帯無線機を最大限に稼働させるため、充電が間に合わないなどから乾電池を大量（約60万個）に配分した。

今後の措置

- 携帯無線機及びワイド通信システムが部隊活動等に有効であり拡充整備の必要がある。

7 非常招集（参集）

教訓

- 地震発生に伴う自主参集基準はなかったが、警察職員は地震の規模から積極的に自主参集した。主として乗用車、オートバイ、自転車等を活用しての参集が多かったが、乗用車利用者の中には交通渋滞に巻き込まれ、途中で車両を捨てて付近の住民から自転車を借用し、応招する者もあった。
- 自己の勤務先に参集できない警察職員は、最寄りの警察署に参集した後、同警察署から被災現場に向かう警察車両に同乗し、自所属の近くで降車して徒歩で向かった者もあった。

今後の措置

- 警察職員の居住実態に応じた参集場所の指定及び応招所属での運用計画の見直しが必要である。
- 警察職員に自転車、オートバイ等による応招手段を検討させる必要がある。

8 現場指揮体制

教訓

- 全国警察から派遣された部隊は、被災地を管轄する警察署に各々派遣され、署長の指揮の下に現場活動を行ったが、地震発生当初は警察署として管内の被害全般が把握できない面もあり、一部では混乱が見られた。

今後の措置

- 被災状況が甚大な警察署には、県災害警備本部から幕僚等を派遣し、現地災害警備本部の指揮体制を強化する必要がある。

9 救出救助活動

教訓

- 被災地を管轄する警察署員は、当初、地域住民から次々と救出要望が寄せられ救出救助機材が不足するなか、現場周辺の材木をてこ代わりに使用したり、車載のジャッキを活用したり、あるいは付近住民からノコギリ、ナタ等を借用して救出活動を実施した。
- 木造住宅の倒壊が多かったことから本県警察第二機動隊の一部には、多くのノコギリを携行して出動し、ノコギリの活用により、効果的な救出活動が行われた。
- 初期段階においては、消防等関係機関との現場調整が十分できなかったため、重複した捜索を行う場面もみられた。

今後の措置

- 被災現場で利用価値の高い小回りのきく工作機械の借上げ協定を建設業協会等と締結しておく必要がある。
- 地震災害に有効な携帯型災害装備資機材を整備し、警察署まで配備しておく必要がある。
- 被災地所轄署長等が毎日、消防等防災関係機関の現場責任者と作業区割り等現場活動に関する調整を行う必要がある。

10 補給活動

教訓

- ライフラインの障害は、市民生活のみならず部隊活動にも支障をきたした。このため全国から給水車4台、トイレカー21台の支援を受けた。

給水車は、各部隊の拠点を回り配水したが、水の絶対量の不足から、部隊員はウェットティッシュを使用して顔等の汚れを拭きとるなど節水に配慮した。

- トイレカーは、警備部隊員はもとより被災者も使用し、配備場所によっては、1日平均約500名が使用するなど使用頻度が高かった。
- 給油施設は、地震発生から3日間、神戸市以外の4箇所（尼崎、有馬、西宮、明石）しか確保できず部隊車両等の給油に長時間を要した。
その後、業者に働きかけ給油所の拡大（県内50箇所、高速道路を含む県外43箇所）に努めた。
- 警備部隊員の給食は、県内部隊、全国からの応援部隊を合わせ1食約16,000の弁当を必要としたが、兵庫県内の受注可能業者は、地震の被害により1社しかなく、大阪府警察を通じて大阪の業者に依頼し、大阪府大阪水上警察署の協力を得て、海路により搬送した。
- 地震発生当日は、警備部隊の拠点となっていた伊丹空港の駐車場に向け、兵庫県警察に

よって弁当を搬送したが、終日、交通渋滞が続き各部隊への配食が遅れた。

- 2日目以降は、配食場所を2箇所に分散し、配食時間の短縮に努めた。また、弁当の搬送も給食業者に依頼したほか、自衛隊にも協力を要請し、その協力を得た。

今後の措置

- 部隊活動に必要なトイレカー、給水車等の整備及び全国警察が保有するこれらの車両の現地での集中運用を行う必要がある。
- 石油業者組合等に要請し、部隊拠点、部隊の宿泊場所等に給油車を配車するとともに、警察との契約業者に限らずすべての県内給油業者で伝票給油できる措置を採る必要がある。
- 道路状況を勘案した上で給食拠点を複数設け、弁当業者等に給食拠点まで配食させるなどの工夫が必要である。
- 陸上交通が大規模な交通マヒ状態となることを予想して、海上からの物資、要員の搬送手段を考えておく必要がある。

11 警備部隊の宿泊施設の確保

教訓

- 全国から特別派遣された部隊員の宿泊場所は、自衛隊施設、体育館等を中心に約30施設を準備したが、部隊活動を行う被災地域から遠方にならざる得なかった。
- 特別派遣部隊は、交通渋滞により宿泊施設の往復に長時間を要することから、一部の部隊は、西宮球場の駐車場等において部隊車両により車中泊した。

今後の措置

- 宿泊施設が被災地周辺に確保できないことを考慮し、大型エアータント等の整備を行うなど、自活能力を高める必要がある。
- 部隊の移動所要時間の短縮を図るため、勤

務時間等の調整を行うなど、工夫が必要である。

- 海上に大型客船等を停泊させ、部隊の宿泊所として運用することを検討する必要がある。

12 検視要員の確保

問題点

- 人命救助が最優先で、署員のほとんどがこれに当てられたため、当初検視要員が不足した。
- 本部検視班からの応援派遣も交通事情から通常の3～5倍もの時間を要した。
- 検視の困難な遺体が多数に上ったため、近畿管区警察局を通じて管区内5府県警察から刑事調査官の派遣を得た。

今後の課題

- 刑事課員を中心に検視要員を指定し、要員を確保しておく必要がある。
- 県内及び県外からの応援要請、受入れ体制等についても、予め検討しておく必要がある。(近畿管区内警察における指定検視員の派遣締結)

13 検視(遺体安置)場所の確保

問題点

- 一時的に多数の死体が収容されたため、指定場所に収容しきれず、新たな収容先の確保が必要となった。
- 大規模事故事件の想定訓練で遺体収容検視場所に指定していた寺院等が被災倒壊して使用できず、急きょ別の場所を確保する必要があるあった。
- 遺体安置場所として確保した体育館等へ付近の被災者が避難し、避難場所と遺体安置場所が同一場所となったため、仕切りを設けるなどして急場をしのいだ。

- 警察は人命救助が優先し、遺体の収容を市役所職員が行ったため、不慣れのためか遺族とのトラブルが発生して警察官が説得を行った例もあった。
- 遺体の発見が警察署の管内全域に及んだため収容場所を分散せざるを得なかったところもあった。

今後の課題

- 一時期に多数の遺体を収容するため大規模な施設の確保が必要である。
- 日頃から管内実態を把握して、何段階もの事案を想定し検視場所を確保しておく必要がある。
- 避難所と遺体安置場所を区別して確保、指定しておく必要がある。
- 市役所等関係機関との任務分担を明確にし、共同訓練も検討しておく必要がある。
- できるだけ少数の場所に集中収容することを検討すべきである。
- 通信の確保、交通状況を考え、署に近い場所を指定しておくのがよい。

14 検視立会(死体検案)医師の確保

問題点

- 監察医等で1人で何十体もの遺体を検案したため、検案書がその場で作成できず、遺族から検案書の早期交付について強い要望がでた。
- 県外からボランティア的に応援にかけつけた医師等の受入れについて、電気、ガス、水がなく、宿泊場所の確保が困難であった。

今後の課題

- 他府県からの医師等の受入れについて、事前に充分検討しておく必要がある。

15 資器材の調達確保

問題点

- 遺体納棺用の柩、また遺体収容の毛布等が不足し、県を通じて調達したが、市町等が独自で調達したのもあって余剰が出て、その保管場所にも問題が生じた。
- 検視用のカメラ、フィルムも不足した。
- 停電したため、徹夜の検視には発動発電機を活用したが、付き添っている遺族に対する騒音や排気ガスに問題があった。
- 死体票及び遺体関係書類も遺体数が多く不足した。(コピー機も停電で使用できず)

今後の課題

- 検視用器材として、今後次のような資器材を大量に確保できるよう普段から準備しておく必要がある。
 - ・ 手袋、ゴム手袋、マスク、消毒液
 - ・ 遺体覆、認識票(死体票)
 - ・ カメラ、フィルム、検視メモ等
 - ・ 照明器具(発動発電機等)
 - ・ 資料袋(大、中、小)、マジックペン
 - ・ 柩、花、ドライアイス、防腐剤(業者を指定しておく)

16 被災死者の把握

問題点

- 各警察署から被災死者数が警備部情報班(被害調査)へ、検視した死者の住所、氏名等が刑事部捜査班へ報告がなされ、被災死者数と検視済み死者数に相違がみられ、確認に時間を要した。
- 当初、病院に収容された死者について、警察に届け出ることなく死亡診断書のみで火埋葬され、相当日時を経過してから災害死としての届け出がなされ、その処理に相当の手数がかかった。

今後の課題

- 被害規模を早期に把握するため、検視済数にこだわらない遺体確認数を報告することとした。
- 被災死者の把握、広報についていかにすべきか検討する必要がある。(混乱している現場で、正確な住所、氏名等をいかに確認するか)

17 外国人被災死者の確認

問題点

- 100名以上にのぼる外国人の被災死者があったが、各国の領事館、在日外国人団体、県、市、町等の関係機関の発表及び照会問い合わせ等によっても、氏名はもとより性別、年齢等が異なり、その正確な確認に相当の困難があった。
 - ・ 遺族等の確認で日本名として処理されている場合があった。
 - ・ 外国人と結婚し、夫も周囲の者も外国籍と思っていたが外国人登録されていなかった場合があった。
 - ・ 日本人で外国人と結婚、そのままの氏名であるため日本人と思われたが外国人登録なされていた場合があった。
- 等の例があった。

今後の課題

- 外国人と思料される場合は、早期に住民登録の調査、外国人登録の調査を実施して確認する必要があるが、検視班のみでなく、他の課と連携し、早期に調査を行えるようにしておく必要がある。

月 日		1月17日(火)	1月18日(水)
被 人	死者	1,305	1,806
	行方不明	1,048	996
	負傷者	2,289	4,346
害	倒全壊	7,533	8,381
	壊半壊		
	焼全焼	不 明	不 明
	失半焼		
避難者数		不 明	不 明
避難所数		不 明	不 明
活 動		<p>〔 警 察 〕</p> <p>05:46 地震発生</p> <p>06:15 「災害警備本部」（本部長・警察本部長）設置</p> <p>06:20 被災地警察署管内の通行可能道路の調査</p> <p>〃 近畿管区警察局に「災害警備本部」設置</p> <p>06:30 警察庁に「災害警備連絡室」（室長・警察庁警備課長）を設置</p> <p>06:45 被災地区への車両乗り入れ防止対策実施</p> <p>08:00 8,500名体制確立（応援部隊を除く）</p> <p>08:30 警察庁に「災害警備本部」（本部長・警察庁警備局長）を設置</p> <p>10:00 徳島県警察機動隊が県災害警備本部指揮下入り、救助活動を開始</p> <p>12:30 約10,500名体制確立（応援部隊を除く）</p> <p>24:00 特別派遣部隊約2,500名がほぼ兵庫県入り完了</p> <p>〔 他 機 関 〕</p> <p>07:00 「兵庫県災害対策本部」を設置（兵庫県）</p> <p>「災害対策本部」を設置（神戸市）</p> <p>10:00 災対法に基づき「兵庫県南部地震非常災害本部」を設置（政府、本部長・小沢国土庁長官）</p> <p>第1回非常災害対策会議</p>	<p>〔 警 察 〕</p> <p>06:00 緊急輸送車両以外の通行制限を実施する。</p> <p>緊急輸送ルート設定し、緊急輸送車両にルートの入り口で通行証を交付、パトカー、警察官の誘導を実施する</p> <p>06:00 東灘区のLPGタンクの高ガス漏れに伴う避難勧告で、パト、ヘリによる広報・誘導実施（～18:30）</p> <p>15:00 「行方不明者相談所」を開設</p> <p>〔 他 機 関 〕</p> <p>06:00 県災害対策本部会議</p> <p>09:30 県災害対策本部会議～消火、負傷者、ライフライン対策</p> <p>12:00 県災害対策本部会議～被害状況・警察、自衛隊の対応状況、現在の対策、政府等への要望・措置状況</p> <p>13:00 国家公安委員長（ヘリで上空から現地視察・玉造審議官随行）</p> <p>16:00 県災害対策本部会議～緊急対策、緊急要望等</p> <p>18:00 三木道路交通情報センター内に「緊急輸送ルート交通情報センター」設置</p> <p>18:30 県災害対策本部会議～緊急要望、その他（スイス犬受け入れ、予算・地震対策特別委員会設置日程等）</p> <p>全国知事会は「地震対策特別委員会」（委員長・石川、静岡県知事）を開催し「平成7年度兵庫県南部地震救援対策都道府県協力本部」を設置</p> <p>政府</p> <p>「兵庫県南部地震対策閣僚会議」開催</p> <p>第2回非常災害対策本部会議開催（政府調査団の報告、捜索救出、早期消火、医療体制の確保、飲料水・食料・生活必需品等物資の確保・供給体制整備）</p>

月 日	1月19日(木)	1月20日(金)		
被害	死者	3,074	4,039	
	行方不明	634	727	
	負傷者	12,638	19,631	
	倒壊	全壊	20,738	12,876
		半壊		16,692
	焼失	不明	不明	
避難者数	274,780	282,756		
避難所数	984	998		
活動	<p>〔警察〕</p> <p>09:00 警視庁等のヘリコプターで医師及び医療物資の輸送開始</p> <p>09:50 警視庁等の派遣パトカー到着</p> <p>12:15 愛知県・大阪府機動隊被災地到着</p> <p>13:00 「兵庫県警察救急救護所」を開設（15名24時間体制）</p> <p>15:00 警察庁に「外国からの身分安否照会ホットライン」開設</p> <p>16:00 警察とNTTが協力して「死亡者リスト電話照会」開設</p> <p>17:00 「外国人相談コーナー」開設（英・中国・韓国・スペイン語で対応）</p> <p>20:00 警察庁に「特別災害警備本部」設置（本部長・警察庁長官）</p> <p>災害対策基本法76条による交通規制に切り替え（全国の警察署等で緊急輸送車両標章を交付）</p> <p>救助・捜索活動</p> <p>関係機関等の重機の受援による効果的な救助・捜索活動実施</p> <p>集団警ら実施による被災者の不安解消</p> <p>「地域安全ニュース」の発行</p> <p>その他</p> <p>被災者への携帯ラジオの配布</p> <p>〔他機関〕</p> <p>06:00 県災害対策本部会議</p> <p>11:50 村山総理大臣～ヘリコプターで現地視察（警備局長随行）</p> <p>13:00 県災害対策本部会議</p> <p>18:00 県災害対策本部会議</p> <p>20:00 「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置（本部長・総理大臣、本部長・全閣僚）</p> <p>〃 県災害対策本部会議</p> <p>海外部隊の協力活動</p> <p>スイス災害救助隊が救助・捜索活動に参加</p>	<p>〔警察〕</p> <p>救出・捜索活動</p> <p>特別派遣部隊等5,500名を投入</p> <p>交通対策（緊急輸送ルートの確保）</p> <p>緊急自動車・緊急救助物資輸送作業車等の通行確保のため交通規制を継続実施</p> <p>「緊急避難所パトロール隊」を編成</p> <p>県職員と連携し、被災地の各避難所に立ち寄り要望・相談を把握</p> <p>集団警らの実施（被災地域集団パトロール隊）</p> <p>東灘・灘・葦合・生田・兵庫・長田・須磨・芦屋・西宮の9所属</p> <p>「地域安全ニュース」の発行（～4月1日）</p> <p>〔他機関〕</p> <p>07:00 県災害対策本部</p> <p>県民向け定時放送開始（県）</p> <p>「苦情処理班」の設置（県）</p> <p>16:00 県災害対策本部会議開催</p> <p>県・神戸市災害対策本部への要員派遣</p> <p>県 ～警部1名、巡查部長1名</p> <p>神戸市～警部1名、警部補1名</p> <p>「兵庫県南部地震担当大臣」の就任（新設、小里北海道・沖縄開発庁長官就任）</p>		

月 日		1月21日(土)	1月22日(日)	
被 害	人	死者	4,587	4,903
		行方不明	630	202
		負傷者	21,724	23,454
	倒 壊	全 壊	17,467	18,623
		半 壊	27,976	30,998
	焼 失	全 焼	不 明	4,670
	半 焼			
避難者数		311,476	297,313	
避難所数		1,079	1,097	
活 動		<p>〔警察〕 救出・捜索活動 特別派遣部隊等の投入による救出・捜索活動の継続実施 受援パトカー及び集団パトロール隊による被災地域の重点パトロール広報活動を実施 16:00 「ボランティア防犯パトロール隊」を結成（東西播各地区防犯協会、県警備協会、県遊技場共同組合、警察） 雨情報発表に伴い降雨による二次災害対策指示</p> <p>〔他機関〕 07:00 県災害対策本部会議開催 11:00 県災害対策本部会議 16:00 県災害対策本部会議</p> <p>政府 第2回緊急対策本部会議 現地対策本部設置（1/21閣僚決定） 医療体制の充実 緊急食料の提供 ヘリコプターの活用による緊急輸送力の増強</p> <p>視察 小里 地震担当大臣（県庁） 武村 大蔵大臣（上沢、神戸西市民病院、須磨火災現場） 井出 厚生大臣（神戸市内、県庁等） 大出 郵政大臣（神戸中央郵便局、NTT神戸支店等）</p> <p>海外部隊の協力活動 国際緊急援助部隊（フランス部隊）が警察部隊と共同で活動実施</p>	<p>〔警察〕 救出・捜索活動 特別派遣部隊等の投入による救出・捜索活動の継続実施 受援パトカー及び集団パトロール隊による被災地域の重点パトロール、広報活動を継続実施 「ボランティア防犯パトロール隊」と連携し、被災地及び周辺の防犯パトロールを実施 警察船舶による港湾施設の被害調査、緊急物資輸送の実施 「避難所緊急パトロール隊」による避難箇所への継続立ち寄り体制強化 阪神高速道路北神戸線の復旧に伴い、「緊急輸送ルート」を一部当該高速道路に変更、迅速な輸送ルートを確認 震災後、初めての降雨に伴い、地盤の緩み等による二次災害防止のため重点パトロール、広報活動強化</p> <p>〔他機関〕 07:00 県災害対策本部定例会議 15:30 「兵庫県南部地震非常災害対策本部現地本部」を設置 （本部長・国土庁政務次官 久野 統一朗） 16:15 県災害対策本部定例会議</p> <p>「救護対策現地本部」を設置（県） （神戸・西宮・芦屋市内の7箇所）</p> <p>屋外避難者の降雨対策（神戸市内・22箇所の公園にテントを設置）</p> <p>大阪府警備業協会が「ボランティア部隊」を派遣し夜間の防犯パトロールを開始</p>	

月 日		1月23日(月)	1月24日(火)
被 人	死者	4,973	5,049
	行方不明	166	102
	負傷者	23,925	24,245
害	倒全壊	18,815	20,428
	壊半壊	32,188	34,818
	焼全焼	4,675	4,676
失半焼			
避難者数		316,678	304,595
避難所数		1,153	1,137
活 動		<p>〔警察〕 救出・捜索活動 特別派遣部隊等の投入による救出・捜索活動の継続実施 受援パトカー及び集団パトロール隊による被災地域への24時間体制の重点パトロール、広報活動の強化（5名1組の小集団） 運転免許業務の特例措置の適用・開始 管区警察局の調整による「定期海上ルート」の設定 管区警察局においては陸上の交通マヒが激しく要員・物資の搬送に長時間を要していることから、大阪府警水上警察署の協力を得て、1月23日～2月24日（33日間）水上警察署棧橋と神戸水上警察署棧橋の間を1日2往復の定時ルートを開設した。</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07：00 定例会議 11：00 定例会議 16：30 定例会議</p> <p>「兵庫県南部地震対策本部連絡会議」の設置（国・県・関係市の対策本部連絡会議） 20：00～第1回会合</p> <p>海外部隊の協力活動 イギリス国際救助隊が捜索・救助活動に参加</p>	<p>〔警察〕 救出・捜索活動 倒壊家屋・土砂崩れ現場等（9警察署管内89箇所）の救出・捜索活動の継続実施 危険箇所の把握及び立ち入り禁止措置 災害調査班による二次災害のおそれのある危険箇所の把握と立ち入り禁止措置、パトロールによる二次災害防止措置 緊急物資輸送ルート確保等のための交通対策実施 受援パトカー及び集団パトロール隊が24時間体制による重点パトロール、広報活動を実施し、「ボランティア防犯パトロール隊」との連携による防犯警戒活動を強化</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07：00 定例会議 13：00 兵庫県南部地震対策本部連絡会議の開催 16：00 定例会議 20：00 連絡会会議</p> <p>「緊急外国人県民相談口」開設（県） 「激甚災害」に指定（政府）</p> <p>政府関係者等の現地視察（24～25日） 自民党調査団～谷 洋一、河本 三郎、小野 清子、南野 知恵子（24日に洲本市内視察） 國松警察庁長官（警備本部、被災地視察） 貝原県知事（警備本部激励訪問）</p>

月 日		1月25日(水)	1月26日(木)	
被害	人	死者	5,050	5,060
		行方不明	69	61
		負傷者	24,580	24,580
	倒壊	全壊	31,498	31,765
		半壊	41,622	41,680
	焼失	全焼	5,849	5,849
半焼				
避難者数		298,724	288,496	
避難所数		1,137	1,125	
活 動		<p>〔警察〕 救出・捜索活動 倒壊家屋、土砂崩れ現場（9警察署管内53箇所）の掘り起こしによる救出・捜索活動を実施</p> <p>危険箇所の把握及び立ち入り禁止措置 災害調査班による二次災害のおそれのある危険箇所の把握と立ち入り禁止措置、パトロールによる二次災害の防止措置強化指示</p> <p>交通対策 緊急物資輸送ルート確保等のための交通対策「駐車許可」の特例措置</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07:00 定例会議 17:20 定例会議</p> <p>政府関係者等の現地視察 自民党調査団（淡路・被災地区）</p>	<p>〔警察〕 救出・捜索活動 倒壊家屋、土砂崩れ現場（7警察署管内27箇所）の掘り起こしによる救出・捜索活動を実施</p> <p>交通対策 緊急物資輸送ルート確保等のための交通対策「避難所緊急パトロール隊」による避難所に対する巡回実施、各種情報の提供、要望の把握等の避難者対策を実施</p> <p>受援パトカー及び集団パトロール隊による24時間体制での重点パトロール、広報を実施（神戸市、芦屋市、西宮市）し、「ボランティア防犯パトロール」との連携による防犯警戒活動を強化</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07:00 定例会議 16:00 定例会議 18:00 幹事会 19:00 連絡会</p> <p>「神戸市震災復興本部」の設置 現地対策本部 道路等のガレキ撤去・民有地対策を検討</p> <p>政府関係者等の現地視察 自民党調査団（宝塚市～山陽新幹線・名神高速道路倒壊現場 西宮市、芦屋市、国道43号、阪神高速等） 衆議院、参議院災害特別委員会被害状況調査（26～27日）</p>	

月 日		1月27日(金)	1月28日(土)	
被害	人	死者	5,069	5,076
		行方不明	51	29
		負傷者	24,580	24,580
	倒壊	全壊	31,765	31,899
		半壊	41,680	41,906
	焼失	全焼	5,849	5,849
	半焼			
避難者数		292,997	274,999	
避難所数		1,139	1,088	
活動		<p>〔警察〕 救出・搜索活動 倒壊家屋、土砂崩れ現場（7警察署管内27箇所）の救出・搜索活動を実施 危険箇所の把握及び立ち入り禁止措置 被災地警察署災害調査班による二次災害のおそれのある危険箇所の把握と立ち入り禁止措置、パトロールによる二次災害の防止措置 交通対策 中国縦貫自動車道の通行止めを解除し、東西間の物資輸送ルートを確認するとともに、緊急物資輸送ルート確保等のための交通対策を実施 受援パトカー及び集団パトロール隊による24時間体制での重点パトロール、広報を実施 「ボランティア防犯パトロール」との連携による防犯警戒活動を強化</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07:00 定例会議 16:30 定例会議 18:00 幹事会 19:00 連絡会</p> <p>仮設住宅申し込み受け付け開始 27日～2月2日 受付場所～東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨 中国自動車道開通</p>	<p>〔警察〕 被災地域における重点パトロール 交番勤務員、受援パトカー勤務員及び集団パトロール隊による警戒活動の実施 直通バス運行と優先通行対策 JR・阪急・阪神3社の鉄道不通区間の代替輸送として、仮復旧した国道43号での直通バス運行に伴い、主要交差点での交通規制によるバスレーン規制を実施 一斉搜索活動 自衛隊と合同で、主な被災地域（9警察署管内）を一斉搜索・救助活動を実施（6遺体発見） 県防犯協会が全国自転車問題自治体連絡協議会等の協力で、被災者やボランティアの足として自転車を提供</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07:00 定例会議 16:25 県災害対策総合本部会議（定例会） 18:00 幹事会</p> <p>政府関係者の現地視察 亀井運輸大臣（県庁、JR三宮、神戸港等） 橋本通産大臣（県庁、長田ケミカルシューズ工場等） 与謝野文部大臣（兵庫高校、神戸大学等） 野坂建設大臣（県庁、仮設住宅等）</p>	

月 日		1月29日(日)	1月30日(月)
被 人	死 者	5,078	5,080
	行方不明	14	13
	負傷者	24,580	24,580
倒 壊	全 壊	35,340	37,356
	半 壊	44,446	46,227
焼 失	全 焼	5,849	5,849
	半 焼		
避難者数		266,656	270,686
避難所数		1,062	1,045
活 動		<p>〔警察〕 直通バス運行と優先通行対策 バス路線内・国道43号主要交差点等において、 手信号による交通規制・整理及びハンドマイ ク等での広報、合わせて当該規制により派生 する国道2号対策を実施、各路線の平均所要 時間を短縮した 一斉搜索活動 前日に引き続き警察官約3,500名にて、残り の4警察署管内（東灘・灘・兵庫・西宮市） に対する大規模搜索活動を実施</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 07：00 定例会議 13：00 臨時県会議 17：00 第6回緊急対策本部会議 18：00 定例会議</p> <p>政府関係者等の現地視察 野坂建設大臣（淡路地区） 土井衆議院議長（芦屋・西宮地区） 高村経済企画庁長官（県庁） 田中科学技術庁長官（県庁） 前田法務大臣（県庁）</p>	<p>〔警察〕 搜索活動 被災地9警察署管内で実施、兵庫管内で1遺 体発見 交通班にガレキ対策プロジェクトの設置</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08：30 緊急対策本部会議 15：30 「ガレキ物対策会議」の開催 ） 17：30 16：25 緊急対策本部会議 18：00 幹事会 19：00 連絡会</p> <p>政府関係者等の現地視察 与党調査団（上空から視察～県庁・JR本山 駅・灘区大和町等）</p> <p>外国政府関係者の現地視察 モンディール米駐日大使（芦屋） JR神戸・須磨駅間復旧</p>

月 日		1月31日(火)	2月1日(水)
被 人	死者	5,081	5,087
	行方不明	13	11
	負傷者	24,580	24,580
害	倒	全壊	39,231
		半壊	48,326
	焼	全焼	5,849
		半焼	5,849
避難者数		262,064	258,478
避難所数		1,037	1,029
活 動		<p>〔警察〕 天皇后両陛下の警衛警備実施 被災地お見舞い (神戸、西宮、芦屋、淡路島) 捜索活動 被災地9警察署管内で実施、6遺体発見 遺体収容所の体制縮小(収容先「須磨寺」に一本化)</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策本部会議 「避難所緊急パトロール隊」の運用 行方不明者の捜索活動の継続実施 16:00 緊急対策本部会議 緊急輸送ルートの変更検討 18:00 幹事会 20:30 災害救助法の適用 1/17に遡って適用(10市・8町)</p> <p>タイ医療チームの受け入れ 外国政府関係者の現地視察 モンディール米駐日大使(六甲アイランド・ カナディアンアカデミー避難場所)</p>	<p>〔警察〕 輸送ルートの確保 (指定路線の一部変更・国道43号経由の緊急輸送ルートを新設定) 緊急物資輸送・公共輸送バス(シャトルバス) ・災害復旧関係車両等の通行ルート確保のため、「災害対策基本法第76条に基づく指定路線」を一部変更 機動捜査隊の増強による治安体制の強化 他管区警察局内の警察から機動捜査隊の受援を増強、被災地における警察活動を強化 「悪徳商法取締隊」の設置</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 11:00 「復興本部」会議 16:00 緊急対策会議 18:00 幹事会</p> <p>県防犯協会が全国自転車問題自治体・連絡協議会等の協力で、被災者やボランティアの足として自転車を提供(2/1現在 神戸市内13箇所1,005台) 阪神電鉄が三宮～高速神戸間で始発より開通(震災後三宮に初めて電鉄乗り入れ) 15:30 県北部に注意報発令(大雪・風雪・雷・波浪・雪崩) 緊急輸送対策(航空機の活用) 1/17～臨時便を運行 2/1～2/14 1日30往復</p>

月 日		2月2日(木)	2月3日(金)	
被 害	人	死者	5,088	5,089
		行方不明	9	6
		負傷者	24,580	24,580
	倒 壊	全 壊	39,231	39,231
		半 壊	48,326	48,326
		焼 失	4,849	5,849
避難者数		253,817	246,597	
避難所数		1,021	1,018	
活 動		<p>〔警 察〕 機動捜査隊の増強による治安体制の強化 13府県警察から捜査用車両及び機動捜査隊員を受援、被災地域及び周辺における警察活動を強化 被災住民のニーズに応じた広報活動の積極的推進 生活安全課・県防犯協会連合会が、被災住民に対する各種の情報提供のための地域安全ニュースを継続発行 ライトアップ作戦 地域安全対策の一環として、自治体及び関電等に働き掛け、防犯灯の設置を計画的に推進することを決定</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 11:00 「復興本部」会議 18:00 幹事会 19:00 連絡会</p> <p>神戸市～防犯広報車による巡回 市内を3ブロックに分け、13:00～17:00の間、各ブロック車両1台により広報</p> <p>政府関係者等の現地視察 鈴木東京都知事 加藤自民党政調会長 米国調査団(連邦緊急事態対策庁)の来日、視察 2/2～3 ジェームス・L・ウイット長官以下8名(県庁、市役所、被災現場)</p>	<p>〔警 察〕 被災住民のニーズに応えた各種情報の提供及び活動の推進 「ボランティア防犯パトロール隊」が広報車、ハンドマイク広報、防犯チラシを配布 「地域部だより」に基づく地域活動の活性化 交番・「ふれあいの会」の「地域安全ニュース」の配布 被災地の独居老人への立ち寄り 拠点交番に「相談コーナー」を開設 等の各種活動を実施 県防犯協会が全国自転車問題自治体、連絡協議会等の協力で、被災者やボランティアの足として自転車を提供</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 住民のニーズに応じた安全活動の実施 11:00 「復興本部会議」 16:00 緊急対策会議 統計数字の変更(死者数の増加)報告 18:00 幹事会</p> <p>「震災ニュースNo.2」の発行(県) 政府関係者等の現地視察 小里地震担当大臣(西宮、芦屋、神戸、県各対策本部等) 豊田経団連会長 米国調査団(連邦緊急事態対策庁)の来日 視察～ジェームス・L・ウイット長官以下8名(県庁、市役所等) 厚生省の現地視察員が、「避難所緊急パトロール隊」に同行</p>	

月 日		2月4日(金)	2月5日(土)	
被 人	死 者	5,229	5,235	
	行方不明	6	6	
	負傷者	24,580	24,580	
	倒 壊	全 壊	39,231	39,231
		半 壊	48,326	48,326
	焼 失	全 焼	5,849	5,849
半 焼				
避難者数		246,497	244,330	
避難所数		1,034	1,029	
活 動		<p>〔警察〕 悪徳商法特別取締隊の活動及び広報 「悪徳商法特別取締隊」(2/1発足) 尼崎中央署は、兵庫県南部地震に伴う被災家屋を対象とした屋根瓦修理に係る訪問販売違反事件を検挙(被疑者3名)、タイムリーな広報による被害拡大への警鐘</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 「のじぎくパトロール隊」構想 シャトルバスの運行状況 11:00 「復興本部会議」 16:00 緊急対策会議 訪問販売違反事件(尼中)の検挙報告 18:00 幹事会 国と現地本部の協議状況</p> <p>政府関係者等の現地視察 宮下環境庁長官(神戸市役所、市内) 河野外務大臣(県庁、現地対策本部、淡路) 大河原農林大臣(中央卸売東部市場、農水現地本部等) 井出厚生大臣(ポーアイ、水道関係等) 玉沢防衛庁長官(伊丹駐屯地、海自)</p>	<p>〔警察〕 治安体制の強化 他管区警察局内の警察から機動捜査隊を増強受援し、被災地域及び周辺(阪神地区、神戸市内、東・西播地区、淡路地区)における警察活動を強化</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 11:00 「復興本部会議」 16:00 緊急対策会議 緊急輸送ルート of 車両運行状況 国道43号上の阪神高速高架落下車両処理の相談受理状況</p> <p>緊急対策から復興対策へのシフト</p> <p>18:00 幹事会 国と現地本部との協議状況等</p> <p>政府関係者等の現地視察 井出厚生大臣(御影小学校、大和公園、神戸検疫所) 浜本労働大臣(神戸西市民病院、県庁等) 野中自治大臣(現地対策本部、県警、県庁等) 土井衆議院議長(西宮市内)</p>	

月 日		2月6日(月)	2月7日(火)
被 人	死者	5,235	5,258
	行方不明	6	6
	負傷者	24,580	24,580
害	全壊	39,231	39,231
	半壊	48,326	48,326
	全焼	5,849	5,849
	半焼		
避難者数		235,808	226,930
避難所数		1,015	1,004
活 動		<p>〔警察〕 義援金交付に伴う警戒活動の強化 受援パトカーによる後方治安対策の推進 神戸市、阪神間、淡路の被災地域20警察署管内において24時間体制による重点パトロール、広報、防犯指導を実施し、住民の安心感の醸成を図る。</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 負傷者の基礎数字の変更（県の調査に基づく） 11:00 「復興本部会議」 16:00 緊急対策会議 18:00 現地対策本部第12回幹事会 被害状況、現地対策本部との協議状況、県住宅再生計画 神戸市震災復興住宅供給等</p> <p>住宅被害発表（県）2/6 08:00現在 全壊 75,417棟 半壊 60,116棟 全焼 7,112棟 半焼 337棟 「法律相談所」の開設（県） 開催場所～神戸市長田区・中央区、西宮市の各現地本部 政府関係者の現地視察 海部新進党党首 私鉄の一部開通 阪急電鉄（新開地～花隈）・山陽電鉄（新開地～三宮）</p>	<p>〔警察〕 16:00 阪神尼崎駅構内で脱線事故（回送電車12両編成が脱線、怪我人なし）</p> <p>〔他機関〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 倒壊家屋の基礎数字の変更（県調査に基づく） 11:00 「復興本部会議」 兵庫県南部地震災害復興特別措置法（仮称）等 16:00 緊急対策会議 18:00 幹事会 国の現地対策本部との協議状況 復興計画 19:00 連絡会</p> <p>神戸市復興計画検討委員会 第1回委員会～神戸市復興計画のガイドラインの作成検討 （分科会）～都市基盤・市民生活・安全都市基準検討分科会 「震災ニュースNo.4の発行」（県） 政府関係者等の現地視察 海部新進党党首夫人（兵庫共済会館、新進党現地本部等） 徐敦信中国大使（中華同文学校） 佐野警備課長（災害警備本部、兵庫署、三宮等）</p>

月 日		2月8日(水)	2月9日(木)
被 人	死 者	5,261	5,276
	行方不明	6	6
	負傷者	24,580	24,580
倒 壊	全 壊	39,231	39,231
	半 壊	48,326	48,326
焼 失	全 焼	5,849	5,849
	半 焼		
避難者数		220,681	224,793
避難所数		994	993
活 動		<p>〔 警 察 〕 行方不明者追跡専従班の設置</p> <p>〔 他機関 〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 11:00 「復興本部会議」 18:00 幹事会</p> <p>県選挙管理委員会に対し「県、市議員選挙の日程繰延べ要望」を提出 兵庫県警察官の緊急増員要望書の提出 政府・警察庁宛 警察庁長官宛</p> <p>政府関係者の現地視察 久野現地対策本部長、管区公安部長（津名町、富島地区等）</p> <p>JR神戸線（芦屋～住吉間）の開通に伴い代替バス（JR）運行区間の変更（三宮～住吉）</p>	<p>〔 他機関 〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 緊急避難所パトロール隊の活動状況、国道2号、43号の交通規制 小口融資貸付に対する警戒 11:00 「復興本部会議」 16:00 緊急避難所パトロール隊再編、国道43号専用バスレーン確保の見直し 18:00 幹事会 19:00 フェニックス会議</p> <p>「特別総合行政相談所」の開設</p>

月 日		2月10日(金)	2月11日(土)
被 人	死 者	5,281	5,292
	行方不明	4	4
	負傷者	30,987	33,327
害 倒	全 壊	81,690	81,719
	半 壊	63,398	63,665
	焼 失	5,849	337
焼 失		7,119	
避 難 者 数		222,587	222,564
避 難 所 数		988	989
活 動		<p>〔 警 察 〕</p> <p>「地域安全対策推進本部」の発足及び運用 災害警備本部とは別に、通常業務に加えて被災地等の地域安全確保、交通対策等の諸対策を積極的に推進するため、本部長を長とする安心ニーズ・情報班、安心生活班、特別取締班、エリア交通班、行政連絡・広報班、サポート班、舞台運用班の7個班からなる「地域安全対策本部」を設置</p> <p>避難所住民対策 従来の「避難所緊急パトロール隊」による巡回パトロールに加え、女性の特性を活かした避難所住民対策として婦人警察官による「のじぎくパトロール隊」を編成し活動を開始 被害防犯協会及び防犯連絡所に対する実態調査を開始 特別巡回連絡の推進</p> <p>警察庁～「兵庫県南部地震に伴う総合支援対策本部」を設置</p> <p>〔 他 機 関 〕 県災害対策本部 08:30 緊急対策会議 行方不明者の捜索活動、地域安全推進本部の発足 11:00 「復興本部会議」 公営カジノ構想 16:00 緊急対策会議 18:00 幹事会 19:00 フェニックス会議</p> <p>「阪神・淡路復興委員会」設置 「特別総合行政相談所」の開設</p> <p>政府関係者等の現地視察 小里地震担当大臣（淡路・被災地） 前田法務大臣（県庁、神戸市役所、地検等）</p>	<p>〔 警 察 〕 義援金の一次配布に伴う警戒警備（明石市）</p> <p>〔 他 機 関 〕 政府 情報伝達ルートの確立（危機管理・政府案） 県 県災害対策本部内に「地域安全対策部」を新設 「都市再生戦略策定懇談会」を開催</p> <p>政府関係者等の現地視察 土井衆議院議長（六甲アイランド貨物ターミナル等）</p>

月 日		2月12日(日)	2月13日(月)	
被 人	死 者	5,302	5,303	
	行方不明	4	4	
	負傷者	32,933	32,983	
害	倒 壊	全 壊	81,779	81,899
		半 壊	63,931	64,256
	焼 失	全 焼	7,119	7,119
		半 焼	337	337
避難者数		220,041	217,751	
避難所数		977	968	
活 動		<p>〔他機関〕 政府関係者等の現地視察 土井衆議院議長（西宮、芦屋市役所等） 橋本通産大臣（神鋼加古川製鉄所等）</p>	<p>〔警 察〕 「ひまわり隊」の投入等による長期放置車両対策の推進</p> <p>〔他機関〕 政府 「阪神・淡路復興委員会」第1回会合 「無料登記相談所」の開設</p>	

月 日		2月14日(火)	2月15日(水)
被 人	死 者	5,314	5,333
	行方不明	2	2
	負傷者	32,937	32,952
害	倒全壊	81,965	82,017
	壊半壊	64,559	64,981
	焼全焼	7,119	7,119
	失半焼	337	337
避難者数		215,745	212,067
避難所数		970	964
活 動		<p>〔警察〕 義援金一次配分に伴う警戒警備 (神戸市、宝塚市、明石市、尼崎市、西宮市)</p> <p>〔他機関〕 政府 「平成7年兵庫県南部地震」の通称名を閣議決定 阪神・淡路大震災と呼称統一 「公庫元金返済据え置き延長」を決定(建設・大蔵省) 「被災者の医療費免除」を決定(厚生省)</p> <p>県 余震対策訓練の実施</p>	<p>〔他機関〕 政府 政令の公布 総理府本府組織令の一部改正する政令 阪神・淡路復興委員会令</p> <p>市 震災後初議会～補正予算 「市震災復興緊急整備条例」等可決(神戸市)</p>

月 日		2月16日(木)	2月17日(金)	
被 人	死者	5,357	5,359	
	行方不明	2	2	
	負傷者	33,010	33,018	
害	倒	全 壊	82,098	82,102
		半 壊	65,058	65,536
	焼	全 焼	7,119	7,119
		失 半 焼	337	337
避難者数		211,653	206,720	
避難所数		961	959	
活 動		<p>〔警察〕 運転免許業務の再開</p> <p>〔他機関〕 政府 「阪神・淡路復興委員会」初会合 県 第1回ひょうご住宅復興会議 近畿ブロック知事会担当部長会議 市 新消防10箇年計画（神戸市消防局）</p> <p>視察 関口警察庁次長の激励・視察（県警災害・地域安全本部等） 神戸市地下鉄～全線開通</p>	<p>〔警察〕 第二次避難者用自転車配置作戦 第一期分 1,005台 第二期分 1,243台 ロードクリーン作戦 警察・神戸市合同によるバス路線による放置 車両等一掃ロードクリーン作戦</p> <p>〔他機関〕 政府 内閣調査室・宿直体制スタート、追悼行事 県 追悼行事 第1回外国人県民復興会議</p> <p>全国民による1分間の黙祷 視察 関口警察庁次長の激励・視察（淡路） 税減免措置3法案成立（国会） 「災害対策」即応体制の確立～災害緊急事態 即応体制検討プロジェクトチームの会合開催 第9回「兵庫県南部地震緊急対策本部」会合</p>	

月 日		2月18日(土)	2月19日(日)
被 人	死者	5,372	5,384
	行方不明	2	2
	負傷者	33,024	33,026
害	倒全壊	82,167	82,236
	壊半壊	65,855	66,251
	焼全焼	7,119	7,119
	失半焼	337	337
避難者数		208,903	207,505
避難所数		960	954
活 動		<p>〔警察〕 「警衛対策室」の設置 第二次避難者用自転車配置作戦実施 神戸市（東灘区、中央区、須磨区）、芦屋市、 明石市、9避難所配置</p> <p>〔他機関〕 政府 緊急特別立法5法案の成立 市 各市町～建築制限の1箇月延長（～3/16） 神戸・西宮・宝塚・芦屋市及び北淡町～14 地区・337ヘクタール</p> <p>政府関係者等の現地視察 井出厚生大臣（宝塚・西宮・芦屋各市役所及 び被災地） 野坂建設大臣（宝塚・西宮・芦屋各市役所及 び被災地）</p>	<p>〔警察〕 義援金の一次配分に伴う警戒警備（尼崎市）</p> <p>〔他機関〕 県 災害救護金の追加（100億円）決定 町 北淡町犠牲者「合同慰霊祭」（市民センター）</p> <p>視察等 太田近畿管区警察局長の激励 奥村兵庫県公安委員長の激励</p>

月 日		2月20日(月)	2月21日(火)	
被 人	死 者	5,394	5,041	
	行方不明	2	2	
	負傷者	33,034	33,037	
害	倒 壊	全 壊	82,295	82,349
		半 壊	66,449	66,674
	焼 失	全 焼	7,119	7,119
		半 焼	337	337
避難者数		204,955	201,706	
避難所数		942	935	
活 動		<p>〔警 察〕 あじさい少年相談所の開設（2個班10名） 被災地域を移動しながら順次開設</p> <p>〔他機関〕 市 「心のケア相談室」の開設（神戸市教委）</p> <p>政府関係者の現地視察 武藤自民党総務会長（神戸西市民病院、長田区） 小里地震担当大臣（伊丹、川西、宝塚市内視察）</p>	<p>〔警 察〕 県名入り機動隊腕章の着装</p>	

月 日		2月22日(水)	2月23日(木)
被 人	死 者	5,401	5,405
	行方不明	2	3
	負傷者	33,039	32,898
倒 壊	全 壊	81,206	81,206
	半 壊	62,826	62,826
焼 失	全 焼	7,119	7,119
	半 焼	337	337
避難者数		201,329	198,779
避難所数		936	933
活 動			避難所住民20万人を下回る 933箇所、198,779人

月 日		2月24日(金)	2月25日(土)
被 人	死 者	5,407	5,407
	行方不明	3	3
	負傷者	32,898	32,898
害	倒 全 壊	81,206	81,206
	壊 半 壊	62,826	62,826
	焼 全 焼	7,119	7,119
失 半 焼	337	337	
避難者数		197,131	192,268
避難所数		927	924
活 動		<p>〔 警 察 〕 災対法に基づく交通規制期間終了 大阪水上警察署棧橋と神戸水上警察署の棧橋間の「定時海上ルート」の終了</p> <p>〔 他機関 〕 政府 第2回「復興委員会」</p>	<p>〔 警 察 〕 災対法の交通規制から道交法に基づく規制に切り替え 復興物資輸送ルート 生活・復興関連物資輸送ルート</p> <p>〔 他機関 〕 政府 「阪神・淡路大震災復興対策本部」の発足 「委員会」が提言、「本部」が実行</p> <p>県 近畿ブロック知事会議 近畿府県災害対策協議会で防災計画策定を早急に検討予定 ～策定に基づく合同防災訓練の実施</p>

月 日		2月26日(日)	2月27日(月)
被 人	死 者	5,412	5,419
	行方不明	3	3
	負傷者	32,898	32,898
害	倒 全 壊	81,206	81,206
	壊 半 壊	62,826	62,826
	焼 全 焼	7,119	7,119
	失 半 焼	337	337
避難者数		191,426	188,017
避難所数		919	907
活 動		<p>〔警 察〕 皇太子同妃両殿下の警衛実施 神戸市内被災地の御視察、西宮・芦屋市合同慰霊祭に御参列 金融機関等に対する被災並びに営業状況等の実態調査 金融機関関係 被害店舗 104店 休業店舗 20店 深夜スーパー関係 被害店舗 44店 休業店舗 38店</p> <p>〔他機関〕 市 犠牲者合同慰霊祭の執行 芦屋市～県立芦屋南高校 (13:00～) 西宮市～県立総合体育館 (13:00～) 合同慰霊祭への政府関係の参列 芦屋市合同慰霊祭～井出厚生大臣 西宮市合同慰霊祭～小里地震担当大臣 土井衆議院議長</p>	<p>〔他機関〕 県 避難者数の見直し(避難所での就寝者で計上) 2/27(08:00現在) 188,017名を117,828名と見直し</p>

月 日		2月28日(火)	3月1日～10日(数字は10日)
被 人	死 者	5,419	5,451
	行方不明	3	2
	負傷者	32,898	34,900
害	倒	全 壊	81,206
		半 壊	62,826
	焼	全 焼	7,119
		半 焼	337
避難者数		116,922	86,593
避難所数		915	814
活 動		<p>〔警 察〕 警察庁・NTTの死亡者リスト電話照会打切りボランティア防犯パトロール隊が活動を終結 県防連が支援し、警備業協会、被災地区外防犯会等が被害地域周辺のパトロール・防犯広報を実施</p> <p>〔他機関〕 政府 第3回「阪神・淡路復興委員会」の開催 緊急提言～国と自治体が協力して、復興10箇年計画を早期に策定 恒久的な復興住宅を3年間で10万戸建設 分別収集によるガレキの再利用</p> <p>政府関係者の来県 後藤田元副総理（第3回「阪神・淡路復興委員会」に特別顧問として出席）</p>	<p>〔警 察〕 ボランティア防犯パトロール隊の活動開始（3/1～） （警察は、防犯協会・自治会等が行うパトロールに対する支援） 皇太子同妃両殿下の警衛警備実施（3/5） 尼崎、宝塚、神戸各市の合同慰霊祭御参列及び兵庫警署、一宮ふるさとセンターでの激励あじさい少年相談所（固定式）1箇所を追加開設（3/6） 「大規模地震を想定した災害警備計画策定委員会」の設置（3/6） 今後の交通規制方針について協議（3/10） （警視庁、大阪府警、兵庫県警） 「避難所緊急パトロール隊」縮小（3/8） 関係機関・団体に対して積載物の落下防止措置の依頼文発出（3/9）</p> <p>〔他機関〕 国 「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」施行（3/1） 県 県緊急対策本部会議（3/3、3/4、3/5、3/6、3/7） 兵庫県防災会議（3/4） 県震災復興本部会議（3/4、3/7） 兵庫県・神戸市緊急対策連絡調整会議（3/4） 県緊急対策連絡会議（3/5） 財団法人阪神・淡路大震災復興基金の創設決定（3/9） 市 神戸市 震災関連事業費として9,128億円の平成7年度当初予算案発表（3/8） 神戸まつり中止決定（3/9）</p> <p>合同慰霊祭 神戸市、尼崎市、宝塚市（3/5） 明石市（3/4）</p>

月 日	3月11日～20日（数字は20日）	3月21日～31日（数字は31日）	
被 人	死者	5,471	5,477
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	倒全壊	91,966	91,966
	半壊	79,515	79,515
	焼全焼	7,119	7,119
	失半焼	337	337
避難者数	76,789	63,398	
避難所数	782	727	
活 動	<p>〔警察〕 「ここに花を」フラワー作戦の実施（第1回目）（3/29） （のじぎくパトロール隊、防犯協会婦人部によるパンジー等の苗鉢を配布） 防犯協会並びに防犯連絡所の被害実態調査結果（2/10開始）発表 防犯協会役員59世帯が転出（避難） 防犯連絡所 死亡28名 転出2,574名（3/20） 国道2号、43号等の通行禁止規制の一部見直し広報（3/20） 国道43号のバスレーン廃止（1/28～3/13） 「外国人相談コーナー」廃止（3/17）</p> <p>〔他機関〕 国 政府関係者の現地視察等 野中自治大臣 西灘小、東明会館等で被災住民及び関係者との懇談（3/11） 土井衆議院議長 合同慰霊祭参列（3/11） 小里地震担当大臣「被災者の方々と語る会」に出席（3/16） 土井衆議院議長 合同慰霊祭参列～関西学院大学（3/18） 中央防災会議・防災基本計画専門委員会（第2回・神戸市内）開催（3/19） 県 「阪神・淡路震災復興計画」第2回都市再生戦略策定懇話会（3/11） 「阪神・淡路大震災復興本部」設置（3/15） 兵庫県都市計画地方審議会（3/16） 4市1町（神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡町）の骨格都市計画49件告示決定（復興推進地域指定）（3/17） 市 神戸市 災害見舞金、件災害援護金申請受付開始（3/13） 市民福祉調査委員会（3/13） 24地区「重点復興地域」指定・告示 芦屋市 「弔慰金審査会」の設置決定（3/17） 尼崎市 築地地区を「復興推進地域」に指定する方針を表明（3/20）、6月指定 都市計画審議会 神戸（3/14）、西宮、芦屋、宝塚、北淡町（3/15）</p>	<p>〔警察〕 警備部災害対策課新設（3/22） あじさい少年相談（移動）を終了（3/23） あじさい少年相談（固定式）を4箇所開設（3/27） 「ここに花を」フラワー作戦の実施（第2回目）（3/29） 「県警救急救護所」の閉鎖（3/31） 関係府県警備対策会議の開催（第2回）（1/18～3/23） 「行方不明相談所」の閉鎖（3/31）</p> <p>〔他機関〕 国 与謝野文部大臣被災地見舞い（3/25） 小里地震担当大臣被災地視察（3/29） 県 産業復興会議（3/22） 阪神・淡路大震災復興委員会（3/23） 県議会、災害対策特別委員会（3/24） 県災害対策本部会議（3/24、3/27、3/29） 県震災復興本部会議（3/27、3/29） 兵庫県・神戸市震災対策連絡調整会議（3/30、3/31） 市 神戸市 復興計画検討委員会（3/22） 災害援護資金の貸付受付開始（3/24～4/30） 固定資産税等の減免決定（95年度）（3/25） 防災会議、地震対策部会（3/26） 仮設住宅第2次募集抽選会（3/26） 芦屋市 市議会、復興予算案を否決（3/27） 宝塚市 震災復興促進区域8箇所を指定（3/29） 神戸市立小学校173校で卒業式（3/24） JR山陽新幹線、東海道本線復旧工事完了</p>	

月 日		4月1日～10日（数字は10日）	4月11日～20日（数字は20日）
被 人	死者	5,479	5,488
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	倒全壊	91,966	91,966
	壊半壊	79,515	79,515
	焼全焼	7,119	7,119
	失半焼	337	337
避難者数		55,188	48,985
避難所数		673	631
活 動		<p>〔警察〕 災害警備本部9,000名体制 （県警7,500 応援1,500）（4/1） 道路交通法に基づく交通規制の見直し（幹線道路の新交通規制開始）（4/1） 「避難所緊急四パトロール隊」の応援パトカー縮小（4/2） 県下署長会議（4/3） 「ひまわり隊」の発隊式（4/7） 震災地域の復興復旧作業等妨害違法駐車一掃指導取締活動に従事する</p> <p>〔他機関〕 国 兵庫県南部地震非常災害対策本部の現地対策本部を廃止（4/4） 震災関連法の説明会開催を決定（大阪・神戸で19、20日開催）（4/7） 近畿地方建設局～震災復旧対策室設置（国道2、43、171号の修復専門機関）（4/1） 首相の諮問機関「防災問題懇談会」（防災臨調）の初会合（4/10）</p> <p>県 財団法人阪神・淡路大震災復興基金設立（4/1） 県災害対策本部会議（4/7、4/10） 阪神・淡路大震災復興本部会議（4/10）</p> <p>市 神戸市 防災指令第3号から第1号へ変更（4/1） 三宮地区計画の縦覧開始（～17）（4/4） 市内の震災死亡者の埋火葬費用の公費負担を決定（4/5） 明石市 「被災者相談センター」を設置（4/5）</p> <p>J R 神戸線開通（4/1） J R 新幹線全線開通（新大阪～姫路）（4/8） 統一地方選挙（前半）投票日（4/9）</p>	<p>〔警察〕 「のじぎくパトロール隊」活動終了（4/15） 「ライトアップ作戦終了」（4/20） 313箇所、3,361灯を新設又は補修した</p> <p>〔他機関〕 国 厚生省～県を通じ5市にガレキの野焼き中止要望（4/12）（西宮、芦屋、尼崎、川西、明石） 運輸省～六甲アイランド南岸壁沿いに1kmの大型栈橋建設コンテナ機能強化を図る（4/15） 大蔵省～95年度第1次補正予算の骨格を固める（4/17） 参議院災害対策特別委員会（4/18） 15議員来県、要望書受理と被災地視察</p> <p>県 復興基本構想を公表（4/12） 県復興対策本部会議（4/12）（4/19） 地元選出の国会議員（衆参24人）に復興8項目を要望（4/15） 「緊急インフラ整備3箇年計画」の概要発表（4/17） 県災害対策本部会議（4/19） 国の震災関連補正予算に32重点項目8,000億円をこえる金額を要望（4/20）</p> <p>市 神戸市 都市計画審議会が三宮地区復興計画を原案通り可決（4/19） 芦屋市～復興案で市民アンケート（4/11） 西宮市～被災マンションの容積率緩和を決定（4/18） 伊丹市～市震災復興計画に市民意見募集（4/11） 明石市、川西市～全避難所を閉鎖（4/16）</p> <p>統一地方選挙（後半）告示～23日投票（4/16） 県内の避難所生活者～5万人を割る（4/19）</p>

月 日		4月21日～30日（数字は30日）	5月1日～10日（数字は10日）	
被 害	人	死者	5,480	5,480
		行方不明	2	2
		負傷者	34,900	34,900
	倒 壊	全壊	92,877	92,877
		半壊	99,829	99,829
		焼		
失	全焼	7,119	7,119	
	半焼	337	337	
避難者数		43,395	38,203	
避難所数		574	525	
活 動		<p>〔警察〕 受援助パトカーの応援派遣終了（4/27） 37都道府県12,474台 24,675人 交通規制見直し（R2、R43 日曜日祭日解除） （4/29） 警衛警備実施（紀宮殿下、被災地お見舞い） （4/30）</p> <p>〔他機関〕 国 「兵庫県南部地震対策本部」廃止決定（4/28） 県 県災害対策本部会議（4/21、4/24、4/28） 阪神・淡路大震災復興本部会議（4/21） 兵庫県都市計画審議会が「三宮」・「阪急西宮北口駅南地区」再開発関連9議案を原案通り可決、答申（4/25） 自衛隊の全面撤収に伴い「災害派遣終了式」（4/27） （100日、陸海空約224万人、救助165人） 県、5市（神戸、尼崎、西宮、芦屋、宝塚） 「避難所対策協議会」発足（4/28） 4月末 38,538戸仮設住宅完成（4/29）</p> <p>市 神戸市 り災証明書発行を打ち切り（4/21） 「神戸市復興計画審議会」発足（第1回会議） （4/22） （神戸市警察部長は、安全都市小委員会委員） 東灘区、長田区の5箇所にて現地相談所設置 （4/24） （再開発事業の説明と相談） 神戸市消防基本計画検討委員会（4/27）</p> <p>尼崎市 家屋の損壊調査は全半壊のみで一部損壊等は調査しない方針を決定（4/22） 市震災復興基本計画まとまる（4/28）</p> <p>伊丹市 阪急伊丹駅周辺等3地区を「震災復興促進区域」に指定（4/26） 神戸市の避難者4万人割る（4/28）</p>	<p>〔警察〕 被災地警察署長に対し、「がけ崩れ等危険地域に対する風雨警戒強化」通達発出（5/1） 伊丹署～阪急駅前交番の仮設交番が業務開始（5/1） 布施畑ガレキ処分場への進入コースを南ルートのみ限定（5/8） 地震発生に伴う警戒（5/4） （震度3 神戸、明石、北淡町）</p> <p>〔他機関〕 国 95年度の第1次補正予算の骨格を固める（5/10） 自衛隊に人命救助システム、恒久住宅に969億円、震度7に対応する地震計等盛り込み</p> <p>県 4月1日現在の県人口を発表、3箇月連続の減少（546万6,316人前年比-29,366人）（5/2） 三木市志染町に県立三木総合防災公園（仮称）整備を決定（5/2） WHO神戸センター等復興に向けた33項目をまとめ知事に報告（5/9） 「復興サミット」開催（近畿 ブロック知事会と近畿開発促進協議会の共催）（5/10）</p> <p>市 神戸市 神戸港7バースで24時間荷役開始（5/1） 市災害援護資金等を盛り込んだ188億9700万円の5月補正予算発表15日開会の市議会へ提案（5/8） 避難者2万世帯に調査実施して仮設住宅の必要数把握を図る（5/9） 復興5地区の区画整理計画発表（5/10）</p> <p>明石市 災害復旧対策本部設置（5/1）</p> <p>伊丹市 来秋、荒牧・鴻池地区で着工する土地区画整理事業の概要を発表（5/2） メーカー（5/1） 山陽新幹線通常運転開始（5/2） 避難者4万人を割る 546箇所39,804人（5/7）</p>	

月 日		5月11日～20日（数字は20日）	5月21日～31日（数字は31日）
被 人	死者	5,480	5,480
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	倒全壊	92,877	92,877
	壊半壊	99,829	99,829
	焼全焼	7,119	7,119
	失半焼	337	337
避難者数		33,698	29,147
避難所数		491	437
活 動		<p>〔警察〕 「春の交通安全運動」(5/11～20) 大雨洪水警報に伴う災害警備体制確立(5/12) 神戸125.5mm(5/11～12) 大雨洪水警報に伴う災害警備体制確立(5/15) 地震発生に伴う警戒(5/19) (震度3 神戸)</p> <p>〔他機関〕 国 95年度の第1次補正予算成立(5/19) 復興対策に1兆4000億円</p> <p>県 県・神戸市・民間団体等～「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」 46人が初会合、6月中旬に提言をまとめる(5/11) 兵庫県港湾復興計画を示す、耐震岸壁やターミナル整備等(5/12) 被災した中小企業を対象に西宮市の産業団地10区画分譲の受付開始(5/15) 「こころのケアセンター」を6月1日開設すると発表した 運営費15億円は、阪神・淡路大震災復興基金から拠出(5/15)</p> <p>市 神戸市 5月1日現在の人口発表148万4,248人(前月比-1,879人)(5/11) 大規模仮設住宅地4箇所仮設診療所設置を決定(5/18)</p> <p>芦屋市 芦屋市役所内の避難所を閉鎖(残り26箇所520人)(5/15)</p> <p>西宮市 市震災復興計画を発表(5/15)</p> <p>尼崎市 液状化で被害の大きかった築地地区の都市計画道路を発表(5/15) 神戸市～避難者が3万人を割る(29,820人)(5/18) 六甲ライナー島内区間運行開始(5/12) ポートライナー島内運行開始(5/17)</p>	<p>〔警察〕 警衛警備実施(常陸宮同妃両殿下、被災地お見舞い)(5/25) 震災で行方不明になった許可銃35丁全てを回収(5/29)</p> <p>〔他機関〕 国 科学技術庁～25日から約1週間、震源地の淡路島北部に地震計100台を設置して集中観測すると発表(5/23) 厚生省・県～高齢者等社会的弱者の入居仮設住宅3万5000戸にエアコン設置を発表、国費で約30億円(5/25) 兵庫労働基準局～「労働災害防止連絡会議」を開き、安全対策の徹底を呼びかける(5/30) 近畿地方建設局～震災復興対策本部発足、被災自治体や関係機関との連携を図る(5/31)</p> <p>県 兵庫県民フォーラムを神戸、西宮の2会場で開催(560人参加)フォーラムの意見は、ひょうごフェニックス計画に反映させる(5/21) 県災害対策本部～「阪神・淡路大震災二次災害対策訓練」実施(5/24) 財団法人阪神・淡路大震災復興基金 ボランティア活動の助成など6事業の要項を発表(5/30)</p> <p>市 神戸市 倒壊家屋の撤去で5/29から第3者契約方式の受付再開(5/22) 義援金の2次配分の受付開始(5/23) 第2回復興計画審議会で「神戸市復興計画案」示される(5/24)</p> <p>西宮市 仮設住宅全戸にエアコン設置と税の減免措置を一部損壊まで拡大(5/22) 市消防局が水防工法訓練を実施(2日で約200人)(5/23)</p> <p>尼崎市 ガレキの野焼き中止決定(5/23)</p> <p>宝塚市 124日ぶりに全避難所を閉鎖(5/21) 水害危険箇所指定は、前年6倍の316箇所(5/22)</p> <p>明石市 「災害に強いまちづくり検討委員会」設置を発表(5/30) 避難者3万人を割る 499箇所 29,951人(5/29)</p>

月 日		6月1日～10日（数字は10日）	6月11日～20日（数字は20日）
被 人	死 者	5,480	5,480
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	倒 全 壊	92,877	92,877
	壊 半 壊	99,829	99,829
	焼 全 焼	7,119	7,119
	失 半 焼	337	337
避難者数		25,669	22,091
避難所数		409	371
活 動		<p>〔警 察〕 須磨署～仮設住宅に30個の要望箱設置（6/2）</p> <p>〔他機関〕 国 第5管区海上保安本部～「兵庫県南部地震災害対策本部」を解散して新たに「震災復興安全・環境対策本部」を設置（6/1） 法務省～法律扶助協会、近畿弁護士連合会と共同で被災者に対する弁護士費用立替等の法律扶助の実施を決定（6/5） 運輸省～神戸高速鉄道「大開駅」の復旧計画を承認（6/5） 国会～地震防災特別措置法案成立（6/9）</p> <p>県 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会は、復興をリードする事業を特別重要事業として30項目の素案をまとめた（6/3） 県・神戸市～阪神・淡路大震災復興基金で「ベンチャーキャピタル制度」創設（6/7） 仮設住宅の全世帯を対象に生活ニーズ調査を行うことを決定（6/9）</p> <p>市 西宮市 市震災復興計画を決定 2005年に達成を目標（6/9） 尼崎市 地域防災計画の改定作業に着手（6/8） 川西市 建て替え困難な家屋の集合住宅化を支援（コーディネーターの派遣や基本計画作成を手伝う）（6/6） 宝塚市 職員の参集要領を見なおした地域防災計画を公表（6/5） 明石市 明石市防災会議の初会合 今年度中の新防災計画策定を目指す（6/6） 阪神高速3号神戸線の再建工事スタート（6/6） 近畿地方梅雨入り（6/8）</p>	<p>〔警 察〕 兵庫県警察合同慰霊祭（5人を慰霊）（6/16） 被災地及びその周辺住民3,000名のアンケート調査実施（6/20～6/27の間）</p> <p>〔他機関〕 国 文部省～9月以降に被災児らの心理調査実施を決定（6/15） 県 復興のシンボルとして2000年に国際園芸博開催を計画（6/15） 避難所となる公共施設と行政機関をパソコンネットをつなぐ、災害時の情報伝達システム開発を決定（6/15） 仮設住宅居住者の交流拠点としての「ふれあいセンター」を伊丹に設置（7月中旬までに県下116箇所に設置）（6/18） 「ひょうご県民住宅復興ローン」の受付開始（6/19）</p> <p>市 神戸市 全滅した港湾35バースのうち10バースの仮復旧が終了し、使用開始（6/12） 防災計画の基本方針決定（6/14） 市復興548億円の補正予算を公表（6/16） 芦屋市 優良建築物等整備事業の要項発表（被災マンション等の建て替え補助）（6/14） 全避難所を閉鎖（6/18） 尼崎市 全避難所を閉鎖（6/15） 仮設住宅に替わる災害公営住宅を1,800戸確保することを明らかにした（6/20）</p> <p>震災で延期されていた被災市・町の県議、市議選投票日（6/11） （兵庫県議選、芦屋市長選、神戸・西宮・芦屋各市議選） 阪急神戸線全線開通（6/12） 山陽電鉄全線開通（6/18）</p>

月 日		6月21日～30日（数字は10日）	7月1日～10日（数字は10日）	
被 害	人			
	死者	5,480	5,480	
	行方不明	2	2	
	負傷者	34,900	34,900	
	倒	全壊	92,877	92,877
		半壊	99,829	99,829
焼 失	全焼	7,119	7,119	
	半焼	337	337	
避難者数		19,859	18,330	
避難所数		350	337	
活 動		<p>〔警 察〕 被災地等住民3,000名を対象としたアンケート調査終了</p> <p>〔他機関〕 国 中央防災会議（会長 村山首相）の最終原案が明らかになる（6/23） 近畿知事会～「広域防災会議」設立を合意（6/25） 県 95年度第2次補正予算案を発表（全予算4,041億円のうち88%にあたる3,570億円は震災関連）（6/22） 兵庫県防災会議で地域防災計画について、震源を県内直下震度6～7に想定することを決定（6/23） 仮設住宅の全戸を対象とした聞き取り調査を実施（6/24） 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会、10年間で復興200事業を立案した最終提言をまとめる（6/24） 仮設住宅48,300戸の発注が全て終了した。（6/28） 市 神戸市 西市民病院復興検討委員会の初会合（6/21） 市復興計画案を発表（6/23） 総合防災訓練に自衛隊の参加を要請していくことを明らかにした（既に21日の中央区の訓練には参加済み）（6/23） 神戸市復興計画審議会が復興計画を答申（2005年までの復興計画と17のシンボルプロジェクト）（6/28） 西宮市 避難者に対し住宅対策などの聞き取り調査を実施（23～27日） 市街地再開発地区の借家人の借家権を認め、権利を買収する方針を明らかにした（6/28） 尼崎市 液状化被害のひどかった築地地区の都市計画の縦覧開始（6/21） 神戸電鉄全線開通 神戸市バス全線開通（6/22） 県避難者2万人を割る 350箇所 19,900人（6/29）</p>	<p>〔警 察〕 兵庫県南部「大雨洪水警報」発表（7/3・08:30）により災害警備体制を確立、人的被害なし 兵庫県南部「大雨洪水警報」発表（7/4・07:05）により災害警備体制を確立、人的被害なし 降雨による山崖崩れのおそれがあり、神戸市「避難勧告」発令（7/6） 災害警備体制を確立 （避難誘導 東灘区（2,000名）、灘（130名） 被害 山崖崩れ3件、人的被害なし）</p> <p>〔他機関〕 政府 「阪神・淡路復興委員会」県、神戸市と復興計画ヒヤリング開催（7/10）首相官邸 県 防災科学技術研究所（科学技術庁）県内誘致方針決定（7/3） 「阪神・淡路震災復興決定（案）」発表（7/8） 「住宅復興3ヵ年計画」発表（7/8） へりによる六甲山麓の「岩盤亀裂調査」開始（7/10） 神戸市 「仮設住宅最終募集・避難所個別相談」開始（7/1） 「防災地域」指定、東灘区～須磨区の国道2号沿い（7/4） 「避難勧告」命令（7/6）～降雨による山崖崩れ 08:05 東灘区（700世帯約2,000名） 10:05 灘区（48世帯約130名） 「震災復興住宅整備緊急3ヵ年計画」発表（7/8） 「(財) 阪神・淡路大震災復興基金」13事業受付開始</p>	

月 日		7月11日～20日（数字は20日）	7月21日～31日（数字は31日）
被 人	死 者	5,480	5,480
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	倒 全 壊	92,877	92,877
	壊 半 壊	99,829	99,829
	焼 全 焼	7,119	7,119
	失 半 焼	337	337
避難者数		17,220	15,953
避難所数		331	321
活 動		<p>〔警察〕 「夏の交通事故防止運動」実施（7/11～20） 「仮設住宅での事件・事故防止を考える対策会議」開催（7/17）参加団体 行政、警察、住民 特別出向警察官（全国）500人採用（7/18）</p> <p>〔他機関〕 政府 「阪神・淡路復興委員会」県・神戸市の復興計画全面支援要請 「都市計画中央審議会」広域避難場所の早急整備提言（7/18） 県 「災害復興分譲住宅」の認定要件、特別融資指定地域122か所発表（7/17）申請受付 神戸市 消防局派遣訓練実施（市民防災総合センター）（7/17） 「阪神・淡路大震災復興本部会議」開催（7/17） 仮設住宅に最終応募しない約2,600世帯対象に意向調査開始（7/19） 「市民福祉と復興プラン」（8/20） 各市 宝塚市 「都市計画審議会」開催（7/11） 西宮市 「地域防災計画」発表～来年3月改定予定（7/12） 「住宅復興3ヵ年計画（3案）」まとめる（7/19） 伊丹市 「震災復興計画」発表～118事業10年間 芦屋市 「震災復興計画」発表～218事業10年間</p>	<p>〔警察〕 特別派遣部隊の任務終了（1/17～7/31）195日間 「大雨洪水警報」発表～関係警察署災害警備体制確立（7/21） 床下浸水28棟、人的被害なし 運転免許試験場の仮設庁舎完成（7/21） 特別出向部隊発隊式（7/25） フェニックス・パトロール隊（P P隊）257名 フェニックス・トラフィック隊（P T隊）200名 機動捜査隊 43名 「被災地域集団パトロール隊」活動終了（2/10～7/25） 「避難所緊急パトロール」活動終了（1/20～7/25） 龍野・網干・相生・赤穂合同大規模災害訓練実施（7/27）</p> <p>〔他機関〕 政府 建設省「国道43号（尼崎～神戸市灘区間20km）広域防災帯として再整備決定」発表（7/26） 「阪神・淡路地域の復興取組み方針」決定（7/28） 県 「県都市計画地方審議会」開催（7/25） 19議案審議 二次災害の危険性が薄らいだとして宿直体制解除（7/28） 神戸市 仮設住宅第5次抽選もれ者、8140世帯対象に個別相談開始（7/24） ポータルライナー全線開通（1/17～7/31）195日間 西宮市、芦屋市等阪神間6市「財政支援要望書」国へ提出（7/27） 気象庁、震度計設置 全国128市発表（兵庫県、明石市、西宮市、相生市、加古川市、三田市）</p>

月 日		8月1日～10日（数字は10日）	8月11日～20日（数字は20日）	
被 人	死 者	5,480	5,480	
	行方不明	2	2	
	負傷者	34,900	34,900	
害	倒 壊	全 壊	92,877	92,877
		半 壊	99,829	99,829
	焼 失	全 焼	7,119	7,119
		半 焼	337	337
避難者数		10,727	6,775	
避難所数		247	223	
活 動		<p>〔警察〕 交通規制の一部見直し（8/7） 国道2号（6:00～9:00規制）外8路線 独居高齢者等要介護者に「ふれあい安心ベル」 配布 対象一仮設住宅独居高齢者全員</p> <p>〔他機関〕 県 「県消防学校」三木市へ移転計画発表（8/1） 県防災体制整備検討委員会 開催（8/3） 「復興計画策定」し政府に積極的に支援要請 概算事業費 10箇年事業 17兆円 神戸市 神戸市災害対策本部員会議（8/3）</p> <p>（財）日本赤十字社 義援金総額1,684億円発表（8/1） （兵庫県南部地震災害義援金募集委員会）</p> <p>（財）阪神・淡路大震災復興基金理事会」開催 （8/10） 復興基金28事業を追加し56事業（必要額2,625 億円）</p>	<p>〔警察〕 「阪神・淡路大震災の災害警備を語る会」（8/17）パレス神戸</p> <p>〔他機関〕 政府 神戸港等防波堤復旧作業完了 運輸省第三港湾建設局 発表（8/11） 県 「9月1日防災の日」に防災総合訓練を実施 する旨発表（8/15） テーマ「震災被害」 参加団体 警察、消防、自衛隊、各種関係 機関 「震災復興特別委員会」開催（8/17） 「阪神・淡路大震災復興本部会議」開催（8/18） 神戸市 「災害救助法」に基づく避難所を閉鎖（8/20） （震災後216日目）</p>	

月 日		8月21日～31日（数字は31日）	9月1日～10日（数字は10日）
被 人	死者	5,480	5,480
	行方不明	2	2
	負傷者	34,900	34,900
害	全 壊	92,877	92,877
	半 壊	99,829	99,829
	全 焼	7,119	7,119
	半 焼	337	337
避難者数		3,317	3,016
避難所数		138	116
活 動		<p>〔警察〕 兵庫署管内、仮設住宅に防犯連絡所を設置完了（8/23） 特殊車両、装備資器材等導入、各署配置（8/24） （特殊車両120台、エンジンカッター、チェーンソー、削岩機等） 兵庫県警察広域緊急援助隊 発隊式（8/28） 隊員116名</p> <p>〔他機関〕 政府 運輸省「大規模防災拠点整備計画」発表（8/24） 拠点場所 神戸市東部臨海地区 港湾エリア 予算 100億円（5年間） 森井厚生大臣来県（8/25） 震災復興状況視察（神戸市内仮設住宅等視察） 平沼運輸大臣来県（8/30～31） 被災地視察</p> <p>神戸市 神戸市災害対策本部員会議（8/21） 神戸市防災会議（8/22） 六甲ライナー全線開通（8/23） 神戸市災害対策本部員会議（8/28） 神戸市内（学校）避難者数56校1,348発表（8/31）</p> <p>西宮市 仮設住宅入居完了、食事提供打ち切り（8/27）</p>	<p>〔警察〕 震災警備訓練（9/1） （神戸市及び姫路市内 想定・05：46に西播地区で震度7の地震発生 約800人参加） 地震発生に伴う警戒実施（9/9） （震度3 神戸市中央区 和歌山市 徳島市など）</p> <p>〔他機関〕 国 防災功労者総理大臣表彰（9/1） （阪神・淡路大震災関係の兵庫県警など32団体とその他2団体の34団体） 阪神・淡路復興委員会 12回目の会合開催（9/5） （「長期ビジョンについての意見」とりまとめ村山首相に提出した） 阪神・淡路復興対策本部事務局、来年度予算概算要求に盛り込まれた各省庁の復興関連の主要42施策をとりまとめ閣議に提出（9/8）</p> <p>県 防災総合訓練（9/1） （加古川河川敷、県警・自衛隊・消防の連携 想定・東播磨臨海地域にM7.5の地震発生、約2,000人参加） 西宮浜仮設診療所開設（9/1） （県が進めていた仮設診療所9か所が、すべて完成、診療を開始） 「阪神・淡路大震災復興館」を来年4月オープンを決める（9/6） 阪神・淡路大震災復興本部会議（9/8） 震災の生活への影響、県民1万人を対象にアンケート調査実施 （来年2月ごろに最終報告をまとめる予定）</p> <p>市 神戸市 待機所11か所 701人 旧避難所113か所 2,493人（9/1） 空き仮設住宅2,009戸の再あわせん開始（9/4） 防潮扉の閉鎖訓練（9/4）長田港 「市民と市長のふれあいトーク」（9/6） まちづくりを推進する市民の生の声を聞く市防災訓練（9/7）</p> <p>芦屋市 土地区画整理事業対象区域の西部地区に「密集住宅市街地整備促進事業」の導入を決定 阪神高速道路湾岸線が全面復旧（9/1） 神戸市の避難者3,000人割る（9/8現在2,995人）</p>

月 日		9月11日～20日（数字は20日）	9月21日～30日（数字は30日）	
被 人	死者	5,480	5,480	
	行方不明	2	2	
	負傷者	34,900	34,900	
害	倒 壊	全壊	92,877	92,877
		半壊	99,829	99,829
	焼 失	全焼	7,119	7,119
		半焼	337	337
避難者数		2,464	2,177	
避難所数		102	90	
活 動		<p>〔警察〕 交通事故抑止対策検討会（9/11、13） 本部及び神戸、阪神間の18警察署 地震発生に伴う警戒実施（9/17） （震度3 淡路島北部）</p> <p>〔他機関〕 国 青木労働大臣 被災地視察（9/12、13） 池端国土庁長官「阪神・淡路地域復興フォーラム」出席及び被災地視察（9/12、13） 防災問題懇談会、国の災害対策本部の態勢強化などを求めた最終提言を村山首相に手渡す（9/11） 通産省地質調査所と京都防災研究所など国立10大学を中心としたプロジェクトチームは、兵庫県南部地方の断層や猪名川町の群発地震のメカニズム解明のため合同調査に着手すると発表（9/14）</p> <p>県 阪神・淡路大震災復興本部会議（9/20） 阪神・淡路地域復興国際フォーラム（9/13、14） 被災市町が進める全半壊家屋などの解体とガレキ処理について、8月末現在の進捗状況をまとめた（うち8割で解体終了） 県の復興計画に位置づけている660事業のうち545事業を3年以内に着手できるとの見通しを明らかにした（9/18） 1995年度9月補正予算案発表（9/19） 震災関連は850億円 第3回兵庫県都市計画地方審議会（9/19） 阪神間の都市計画公園の変更など41議案が承認された 全国に先駆けて救助や医療、建築物の危険度判定といった専門分野のボランティアを募集登録し、必要に応じて現地に派遣する制度を創設することを決定した。</p> <p>市 神戸市 9月補正予算案を発表（9/11） 災害援護資金貸付金360億円 空き仮設住宅1,500戸の先着順の入居あっせん開始（9/20～）</p>	<p>〔警察〕 風水害警備訓練（9/22） （本部及び阪神間4警察署、約400名） 仮設住宅居住の独居男性（65歳）が栄養失調のため衰弱して倒れていたのを巡回連絡で訪問した警察官が発見救助（神戸北、9/24）</p> <p>〔他機関〕 国 宮崎経済企画庁長官被災地視察（9/28） 建設省近畿地方建設局～六甲山系防災植林整備に向け検討会（9/26） 建設省～1995年度第2次補正予算で阪神・淡路大震災の復興対策費として総額5,212億円の計上を決定（9/27）</p> <p>県 県住宅供給公社は、大震災で自宅を失った被災者用の一戸建て分譲住宅団地を、三木市に整備することを決定（9/21まで） 仮設住宅に入居する多人数世帯に対し、2戸提供していく考えを示した（9/25） 仮設住宅入居期限、2年以内に統一を決定（9/25） 輸入住宅による木造3階建ての県営住宅72戸を宝塚市に建設する方針を決定（9/25） 阪神・淡路復興委員会に対し、復興10か年計画の「特定事業」について、具体的な事業を示す意見書を提出（9/28）</p> <p>市 神戸市 「災害時初動態勢検討チーム」第1回打合せ会議（9/28） 「阪神・淡路復興大震災記念国際文化センター」の設立構想を打ち出し、阪神・淡路復興委員会に意見書を提出した（9/29）</p> <p>西宮市 全避難所閉鎖（9/30）</p> <p>神戸大、立命大「活断層と地震」のテーマで研究会（9/26）</p>	

資料編（災害警備体制表）

月 日	部 隊	人 員	累 計	総 累 計
1/17	県内部隊	10,500	—	13,000
	県外部隊	2,500	—	
1/18	県内部隊	8,500	19,000	24,000
	県外部隊	2,500	5,000	
1/19	県内部隊	9,500	28,500	39,000
	県外部隊	5,500	10,500	
1/20～2/28	県内部隊	10,500	448,500	679,000
	県外部隊	5,500	230,500	
3/1～3/7	県内部隊	10,500	522,000	784,000
	県外部隊	4,500	262,000	
3/8～3/19	県内部隊	10,500	648,000	952,000
	県外部隊	3,500	304,000	
3/20～3/31	県内部隊	10,500	774,000	1,108,000
	県外部隊	2,500	334,000	
4/1～4/8	県内部隊	7,500	834,000	1,180,000
	県外部隊	1,500	346,000	
4/9～4/26	県内部隊	7,500	969,000	1,333,000
	県外部隊	1,000	364,000	
4/27～5/9	県内部隊	4,000	1,021,000	1,398,000
	県外部隊	1,000	377,000	
5/10～6/18	県内部隊	4,000	1,181,000	1,586,000
	県外部隊	700	405,000	
6/19～7/31	県内部隊	4,000	1,353,000	1,779,500
	県外部隊	500	426,500	
8/1～8/31	県内部隊	4,500	1,492,500	1,919,000
	県外部隊	—	—	

参考文献

- 兵庫県地域防災計画 本編・資料編 平成6年修正（兵庫県防災会議）
- 阪神・淡路大震災－兵庫県の1カ月の記録（阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部）
- 阪神・淡路大震災復興計画（兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部計画課）
- 兵庫県公報 平成7年（兵庫県）
- 神戸の地盤1980（神戸市企画局総合調査課）
- 阪神・淡路大震災における消防活動の記録（神戸市消防局）
- 阪神・淡路大震災調査報告書（東京都総務局災害対策部防災計画課）
- 神戸税関震災記 阪神大震災の記録（神戸税関）
- 災害時地震・津波速報 平成7年兵庫県南部地震（気象庁）
- 消防研修 特集阪神・淡路大震災（消防大学校）
- 日本災害史録（官公庁資料編纂会）
- 震災そのとぎのために(1)（国会資料編纂会）
- 神戸のまちと地盤（岩見義男 著）
- 神戸の地盤と地誌（岩見義男 著）
- 兵庫県南部地震緊急被害調査報告書（神戸大学工学部建設学科土木系教室、兵庫県南部地震学術調査団）
- 市町便覧 観光編（財兵庫県市町村振興協会）
- 1995年1月17日 阪神・淡路大震災（NTT西宮支店）
- 阪神・淡路大震災 復旧記録（関西電力株式会社総務室庶務課）
- 阪神大震災 被災と復旧（神戸高速鉄道株式会社）
- ジュリスト 臨時増刊阪神・淡路大震災 No.1070（有斐閣）

編集後記

阪神・淡路大震災が未曾有の大災害であり、今後の災害警備活動における格別のケーススタディとなるという認識のもとに「記録班」が設置され、警備活動に関する資料を収集しました。

3月22日の災害対策課発足後は、事務の多くを災害対策課へ移し、警察本部各部から派遣された担当者が作業分担して編纂を行い、ここに記録誌を刊行することができました。

発生当初の活動については、十分な資料を集め得なかったという反省もありますが、あの厳しかった災害警備活動を一冊の本にまとめ、出版できることに喜びを感じております。

この記録誌は、災害発生時の生々しい活動状況等を記録することで、「1月17日午前5時46分」を風化させないことを主眼として作成しましたが、将来にわたる警察活動の参考資料としていただければ幸いです。

最後に、この記録誌を作成するにあたり、ご協力いただいた方々や、資料提供いただいた関係機関の方々に衷心よりお礼を申し上げます。

編集委員

災害対策課	井上正夫	警備部	高品敬一
〃	小林昭紘	留置管理課	井本仁一
〃	松田賀宏	科学捜査研究所	木下裕康
〃	前田洋子	保安課	小林清隆
警備部	西田英明	地域課	井上孝
〃	草刈芳徳	交通企画課	見寄権次郎
〃	石塚修司		

正誤表

箇 所	正	誤
P61表中警備本部欄	警視正 <u>上田安磨</u>	警視正 <u>上田安磨</u>
P71右欄19行目表中	兵庫署 <u>21日以降 1</u> 加える	兵庫署 <u>20日 1</u> 削除
P94左欄9行目	また、災害 <u>対策</u> の	また、災害の
P119右欄写真説明	<u>警視</u> 庁サインカー	<u>警察</u> 庁サインカー
P147右欄5行目	9警察署(東灘、 <u>灘</u> 、葺合、…)	9警察署(東灘、葺合、…)
P149右欄48行目表中	関西国際空港ビルディング(株)	大阪府警機動隊空ターミナル
P210右欄15行目表中	6月3日～7月 <u>26</u> 日	6月3日～7月 <u>27</u> 日
P238右欄17行目	4月 <u>28</u> 日まで	4月28日まで
P240左欄31行目	<u>静岡</u> 総務課管理官	<u>静岡</u> 総務課管理官
P259右欄21行目表中	井出 <u>厚生</u> 大臣	井出 <u>構成</u> 大臣